熊本県地域防災計画

令和3年度修正

熊本県防災会議

沿革	平成 9年6月 3日	作成	平成10年5月19日	修正	平成11年5月17日	修正
	平成12年5月17日	修正	平成13年5月16日	修正	平成14年5月16日	修正
	平成15年5月19日	修正	平成16年5月17日	修正	平成17年5月19日	修正
	平成18年5月18日	修正	平成19年5月23日	修正	平成20年5月27日	修正
	平成21年5月20日	修正	平成22年5月18日	修正	平成23年5月19日	修正
	平成24年5月23日	修正	平成25年5月23日	修正	平成26年5月19日	修正
	平成27年5月20日	修正	平成29年4月19日	修正	平成30年5月16日	修正
	令和元年5月15日	修正	令和 2年5月21日	修正	令和 3年5月31日	修正

月 次

第1編 共通対策編

第1章	総 則	
第1 第2 第3 第4 第 第 5	目的 計画の性格及び基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
第2章	災害予防	
第第第第第第第 第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	公共施設等災害予防1建築物等災害予防1風水害・土砂災害予防2火災予防3危険物等災害予防3文化財災害予防3気象観測施設等整備4	9 1 1 4 9
第 第 第 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1	防災業務施設整備 4 5 防災知識普及 4 5 節 地域防災力強化 5 5 節 自主防災組織等育成 5 5	2 5 2 5
第13章 第14章 第15章 第17章	 節 物資・資機材整備・調達 6: 節 避難収容 6: 節 避難行動要支援者等支援 7: 節 医療保健 8: 節 災害ボランティア 8: 	$\frac{1}{3}$ $\frac{1}{7}$ $\frac{1}{5}$ $\frac{1}{6}$
第18章 第19章 第20章	節 防災関係機関等における業務継続計画9 (0

第3章 災害応急対策

第1節	組織93
第2節	職員配置106
第3節	災害警備124
第4節	応援要請126
第5節	自衛隊災害派遣要請131
第6節	予警報等伝達
第7節	通信施設利用149
第8節	情報収集・共有及び被害報告取扱154
第9節	広報 ····································
第10節	i 消防166
第11節	i 避難収容対策169
第12節	
第13節	
第14節	
第15節	
第16節	
第17節	i 給水 ······ 207 i 電源確保 ·····209
第18節	i 電源確保209
第19節	i 生活必需品供給
第20節	i 救援物資要請・受入・配分
第21節	
第22節	
第23節	i 輸送2 2 1
第24節	i 緊急通行車両確認
第25節	5 民間団体活用 226
第26節	i
第27節	i 保健衛生
第28節	i 災害ボランティア連携
第29節	
第30節	ī 文教対策 ····································
第31節	
第32節	
第33節	
第34節	
第35節	
第36節	i 電力施設応急対策
第37節	
第38節	
第39節	
第40節	•••
第41節	
第42節	i 建築物·宅地等広急対策

第4章 災害復旧·復興

第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	公共土木施設災害復旧279農林水産業施設災害復旧281その他の災害復旧283被災農林漁業の経営安定287被災中小企業振興288被災者自立支援対策289雇用機会確保293復興計画294	1 3 7 3 9
	第2編 地震・津波対策編	
第1章	総則	
第1節 第2節 第3節 第4節	本編の性格等 295 熊本県の特質と過去の主な地震災害 296 被害想定 309 地震防災緊急事業五箇年計画 313	3
第2章	災害予防	
第第第第第第第第第第第第第第第第節節節節節節節節節節節節節節節節節第第第第第第	節 都市ガス施設災害予防331節 鉄道施設災害予防333節 避難収容334	591357390131
第3章	災害応急対策	
第1節 第2節 第3節	職員配置 341 地震・津波情報伝達 345 公共施設応急復旧 364	5

第1節 災害復旧・復興の基本方向 …………278

第 5 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	建築物・宅地等応急対策 368 水防計画 370 電力施設応急対策 371 ガス施設応急対策 373 鉄道施設応急対策 378 ダム等管理計画 380 市海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応 381
	第3編 風水害対策編
第1節 第2節 第3節 第4節	高潮災害予防計画 385 災害危険地域指定 387 水防計画 389 ダム等管理 390
	第4編 阿蘇火山噴火対策編
第1節	阿蘇火山噴火対策393
	第5編 海上災害対策編
	災害予防 406 災害応急対策 408 災害復旧 417
	第6編 航空機災害対策編
第1節	航空機災害応急対策419

第7編 特殊災害対策編

第1章	総則
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節	本編の目的424本編の性格424本編の対象地域とその現況424災害の想定425災害の区分425
第2章	防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱
第1節 第2節	防災関係機関 ···································
第3章	防災組織の確立
第1節 第2節 第3節	組織の整備429連絡協議会の設置429応援協力体制の確立429
第4章	災害予防対策
第1節 第2節 第3節	防災用設備、資機材の整備・備蓄等
第5章	災害応急対策
第1節 第2節 第3節 第4節	情報の収集伝達 432 組織動員 434 陸上災害の場合の各種応急措置 441 海上災害の場合の各種応急措置 446
第6章	企業の自主防衛計画449

第8編 原子力災害対策編

第1章	総則	
第1節 第2節 第3節 第4節	本編の背景	5 C
第2章	防災活動体制	
第1節 第2節	対策本部等の体制 ····································	
第3章	災害予防	
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	情報の収集・連絡体制の整備 4 屋内退避等に係る体制の整備 4 広域的連携体制の整備 4 モニタリング体制の整備 4 健康相談及び医療体制の整備 4 住民等への知識の普及、啓発 4 防護資機材の確保 4 防災訓練の実施 4	5 5 5 5 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4
第4章	災害応急対策	
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	組織体制の確立45情報の収集45情報の連絡45住民避難等の防護活動45緊急時モニタリングの実施45健康相談及び医療の実施45飲料水、飲食物の摂取制限等45広域的連携45	5 5 5 5 6 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7
第5章	災害復旧対策	
第1 第2 第3 第4 第 第5 第	環境放射線モニタリングの実施	5 6 5 8 5 8

熊本県地域防災計画第1編 共通対策編

第 1 章

総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法第223号)第40条の規定に基づき、熊本県において、防災に関し県、市町村及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進することにより県土の保全、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート特別防災区域の防 災計画については、別に定め同区域について本計画から除外する。

第2節 計画の性格及び基本方針

1.計画の性格

- (1) この計画は、熊本県防災会議が作成する「熊本県地域防災計画」として、本県における各種災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものとする。
- (2) 本計画の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」に基づき実施することから、指定 行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図っていくものとする。 さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等 災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な 調整を図るものとする。
- (3) この計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

2.計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、 計画的な各種災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
- (4) 各種災害対策の推進
- (5) 関係法令の遵守

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1.防災関係機関の責務

(1) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(2) 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を 各種災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実 施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力する責務を有する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県 及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2. 処理すべき事務又は業務

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者並びに医療機関の管理者等の南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

	機]	名			事	務	又	は	業	務								
				1	熊本県防災会議に関	見する事	務												
				2	防災に関する施設の	D新設、	改良	及び復	旧対策										
				3	 災害に関する情報の	D伝達、	収集	及び被	害調査										
				4	 南海トラフ地震防災	災対策計	画の	乍成指	導及び履	量出の	受理								
	熊本	_	県	5	 水防その他の応急処	几置													
				6	 被災者に対する救助	カ及び救	放護措置	置											
				7	災害時における保健	建衛生、	文教、	治安	及び交i	通等の	対策								
				8	 その他県の所掌事剤	务につい	いての 国	防災対	策										
				9	 市町村の災害事務。	または業	終 の	実施に	ついての	り援助	及び記	調整							
				1								····································							
				2	災害時における金融	,													
	九州	財	務局	3	公共土木施設及び農							査定立会							
				4	九州財務局が所掌す														
				1						日に関	 する‡								
				2	農地、農業用施設に														
	九州	農	山田	政局	西日	豊 政 扂	と 政 局	と 政 局	と 政 局	政 局		農地の保全に係る流							
	, , , , ,			4	応急用食料の調達				~										
				5	主要食料の安定供給														
ль.				1	災害状況の情報収算		₹												
指	九州	厚	生 局	2	関係職員の現地派道		~												
定	, , , , ,				関係機関との連携語														
地				1	国有林野等の森林流		 €等及で	び防災	 管理										
	九州森	林旬	管理局	2	 災害応急用材の需約	合対策													
方			- 114 -	1	災害時における物資	資の供給	含及び	西格の	安定対策	ŧ									
行	九州経	済	産業局	2	 被災商工業者に対す	する金融	虫、税制	制及び	労務に	関する	こと								
T.				1	鉱山における災害隊	方止及び	災害	時の応	急対策に	こ関す	るこ	٤							
政	九州産業	镁保安	医督部	2	火薬類、高圧ガス、	都市力	jス、シ	夜化石:	油ガスク	及び電	気施詞	設等の保安 の確保対策							
機				1	非常通信体制の整体	#に関す	るこ	٢											
関				2	 非常通信協議会の育	育成指導	∮及び፤	実施訓	練等に	関する	こと								
I (大)				3	災害時における通信	言機器、	臨時多	災害放	送局用村	機器及	び移動	動電源車の貸出しに関す							
	九 州 総	合 i	通信局	٦	ること														
				4	災害時における電気	瓦通信σ)確保I	こ関す	ること										
				5	非常通信の統制、團														
				6	災害地域における電						-								
				1	気象、地象、水象の														
	福岡管				気象、地象(地震) 予報・警報等の防災							地震動に限る)、水象のと							
	熊本地	方:	気 象 台	3	気象業務に必要な額	規測、予	ラ報及で	び通信	施設の塾	整備に	努める	ること							
				4	地方公共団体が行う	5防災対	対策に	関する	技術的な	よ支援	・助詞	言を行うこと							
				5	防災気象情報の理解	解促進、	防災统	印識の	普及啓蒙	能に努	める	こと							

熊 本 労 億			
张 华 力 1	動局	1	工場及び事業所等における労働災害防止対策
		1	警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
		2	広域的な交通規制の指導調整に関すること
		3	災害時における他管区警察局との連携に関すること
九州管区警	察局	4	管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
		5	災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること
		6	災害時における警察通信の運用に関すること
		7	津波予報の伝達に関すること
		1	災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導
		2	災害時における自動車運送事業者に対する運送命令
松华连 辅。	又 心	3	災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
熊本海上保	安部	1	災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合 の援助並びに海上の治安及び警備
 大 阪 航 3	≥局		、本サA からご 40 ~ 40 キ ファッドトロト
熊本空港事	務所	1	遭難航空機の捜索及び救助
		1	直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること
		2	直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること
<u> </u>	/ # =	3	直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること
九州地万整	1桶 同	4	高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画
		5	緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書 に基づく適切な緊急対応の実施
		6	その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
		1	災害廃棄物等の処理対策に関すること
九州地方環境事	務所	2	環境監視体制の支援に関すること
		3	飼育動物の保護等に係る支援に関すること
力。小小 『方 宿	新局	1	所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
יו כפו וול טי	F) /_J	2	米軍施設内通行等に関する連絡調整
日土地で	₇ ⇔	1	災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること
		2	復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
		3	地殻変動の監視に関すること
衛	隊	1	天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護(人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)
		1	市町村防災会議に関する事務
		2	防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策
		3	災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
		4	南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び写しの受理(南海トラフ地震防災対策 計画を作成すべき者の存する市町に限る。)
田丁	村	5	消防、水防その他の応急措置
		6	被災者に対する救助及び救護措置
		7	災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
		8	その他市町村の所掌事務についての防災対策
		9	市町村内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
	れ		2 3 4 5 6 7 1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 4 5 6 7 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	機	関	名			事	務	又	は	業	———— 務	
指定:	日(鉄州社株鉄ま及道が、元道川の	本九 道依 式道川	株支 会社) (式鉄阿、会ん 社) 九会道蘇く社じ	1 2 3 1 2	災害時における郵 災害救助法適用時 (1)災害地の被災 (2)被災者が差し (3)被災地あて救 (4)被災地あて寄 災害時における郵 鉄道施設の防災対 災害時における救	・ アイス	運営の する郵便 更物の** 更物等の 内容とする 大口業務	確保 業務に 業 生金 外 会 会 の 確保 の 確保	係る災 等の無値 余 色除 更物の料	害特別 賞交付 料金免除	事務取扱	ひい及び援護対策
機	式会 (日	会社 <u>能本</u> 本	電話株 支店) 銀行 支店)	1 2	電気通信施設の防災害時における非 災害時における金 災害時における金 に関する臨時の指	三常・緊 金融対策 計置につ	急通話 で き、現	わち預 地金融	貯金、 機関の	り災関	 係手形は 行うほか	うよび災害関係融 か、金融機関の所
· 指 定) 日:	本 赤 -	十字社支部)	1 2 3	金の確保、損傷銀 災害時における医 災害援助等の奉付 義えん金品の募集	療、助 者の連	産及び				られる通	圏冝の措置を講す
公共機	放日株送日会株テ放送を式、日本元	送く代(日土代)送会報熊会株新テ会ビ株社道本社式聞レ社、式工関が熊会社と熊熊会ご	本放 社熊本 上、株式	1	気象予警報、災害		€の災害	広報 対	策			
	(本 会 熊 一 船	県トラッ 一般社 は県バス	法人熊 ク協 比団法人 協会、 法人熊本	1	災害時における自	動車に	よる人	員及び	救助物]資等の	輸送確係	₹
	海」和商熊本	上輸送機 あ船株式 トフェリ 土、熊本	饌(三	1	災害時における船	部によ	る人員	及び救	助物資	等の輸	ì送確保	

	機	関	名			事務又は業務
		供給機			1	電力施設の保全、保安対策
	本支质	電力株 吉、九州 式会社第	ll電力i	送配	2	災害時における電力供給確保
	ガス	供給機	後関		1	ガス施設の保全、保安対策
		部ガス 天草カ			2	災害時におけるガス供給の確保
	会社	、九州	ガス	株		
指	ガス	社、山 株式会	≷社、	_		
定公		団法人 ス協会		県		
共 機 関		本高速 社九州		株	1	有料道路及び施設の防災対策
指	県医				1	災害時における医療、助産等の救護
定地		社団法 科医師		本	1	災害時における歯科医療等の救護
方公	公益	社団法 剤師会	人熊:	本	1	災害時における薬剤師活動や医薬品供給
共機		社団法 護協会		本	1	災害時における医療、助産等の救護
関	社会	福祉法 会福祉	人熊:		1	災害時における住民支援、ボランティア支援
		社団法 設業協		本	1	災害時における応急対策
	熊本	県土地	改良	事	1	溜池及び水こう門等の整備と防災管理
	業団	体連合	会		2	農地及び農業用施設の被害調査および復旧
					1	飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助
	熊本国際空港株式会社				2	飛行場及び空港施設の防災対策
					3	災害復旧支援機能の整備
そ	病肾	完 等	経営	者	1	避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護
の他						災害時における負傷者等の医療、助産救助
公	社会	:福祉施	設経営	者	1	避難施設の整備と避難等の訓練
共的					2	被災時における収容者保護
団体		協同組			1	農林水産関係の被害調査または協力 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導
およ	林組組合	合、漁 等	魚業協	司	3	被災農林水産業者に対する融資、またはその斡旋並びに飼料、肥料等
び防					1	の確保、または斡旋
災上	商工	会、商	工会議	師	2	災害時における物価安定についての協力、徹底
重					3	救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
要な施	金	融	機	関	1	被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
設	╨	**	:+		1	避難施設の整備及び避難訓練
の管	子	学 校 法 人			2	被災時における教育対策
理者		物施設 ス、火			1	安全管理の徹底
Ī		ス、グ理者	、采 想 :	寸	2	防災施設の整備

機関名		事	Į į	務	又	は	業	務	
南海トラフ地震防 災対策計画を作成 すべき者(医療機 関の管理者等)	1	地震防災訓練							
	2	従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知							
	3	従業員等に対する防災教育及び広報							
	4	災害応急対策に必要な資機材等の確保措置							
	5	防災組織の整備							
	6	津波に関する情報の収集、伝達等							
	7	地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導							
	8	地震発生時における火気の	規制	、施討	と・設備	帯等の点	点検、化	土掛工事の中止等安全措置	

第4節 熊本県の災害要因と被害状況

1. 災害要因

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側だけが海に面して開けている。北は筑肥山地を境に福岡県と接している。本県の中部から南部にかけては山岳地帯が多く、東は九州の脊梁をなす九州山地により大分県、宮崎県と、南は国見山地を挟んで鹿児島県とそれぞれ接している。また、県の北東部には複式火山として世界的に有名な阿蘇山があり、陥没によってできた巨大なカルデラは東西約17km、南北約25kmにわたって広がり、現在活動中の中岳をはじめ通称阿蘇五岳が連なっている。

一方、県の中央部の西側は、菊池川、白川、緑川流域に熊本平野が開け、球磨川、氷川その他の中小河川の流域に開ける八代平野とともに平坦地を形成している。さらにその西方には、大小120余りの島々からなる天草諸島が散在している。

このような地理的条件などから東シナ海から暖かく湿った空気が流入しやすく、流入したその空気は九州山地等の斜面に当たり上昇気流を発生させ、その地域に大雨をもたらす。平成24年7月に発生した熊本広域大水害では、このシステムで阿蘇外輪山周辺で次から次に積乱雲を発生させる、いわゆるバック・ビルディング現象により24時間で500mmを超える大雨(阿蘇乙姫)を引き起こした。県内にはこのような地形により定常的に大雨の降りやすい場所があり、主に菊池川、白川、緑川、球磨川の上流域となっている。例えば、梅雨期に相当する6月~7月の2ヶ月間の降水量(1981年~2010年の平均値)は山間部で多いが、特に県北東部と南東部は1000mm以上の多雨域となっているのに対し、逆に西部の沿岸部では800mm前後と地域的な差が生じている。この傾向は、最近10年間(2001年~2010年)では更に顕著になっており、阿蘇山で平均1200mm超、牛深では約600mmと大きな地域差を示している。また、台風に関しては、台風が九州の西岸に接近して北上または西岸に上陸後九州を縦断する場合に暴風・大雨に特に注意が必要であり、八代海や有明海沿岸では高潮災害の可能性も高くなる。本県における気象災害は、このような気象特性や各河川の水源地帯における地盤の脆弱性、八代海や有明海における潮位の干満差、その他の諸要因が重なって起こるものである。

さらに、本県では近年も火山や地震による災害も発生している。活火山である阿蘇山は、観光地としての人気が定着し、多くの観光客を集めており、噴火や火山ガス噴出等に対する注意が必要である。また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模	相対的評価	30 年以内に地震が 発生する確率	
(A) (周) (B) (T)	(マグニチュード)	イロスソロソ音十1四		
布田川断層帯	7.2 程度以上	X ランク 1	不明	
(宇土半島北岸区間)	7.21至及《工	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
布田川断層帯	7.0 程度	Xランク 1	不明	
(宇土区間)	7.0 1± <i>I</i> &	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
布田川断層帯	7.0 程度	フランク	ほぼ 0%	
(布田川区間)	7.0 1至/交	2000	1818 0/0	
日奈久断層帯	7.3 程度	S * ランク	ほぼ 0%~16%	
(八代海区間)	7.01±1 <u>0</u>	3 227		
日奈久断層帯	7.5 程度	S * ランク	ほぼ 0%~6%	
(日奈久区間)	7.01910	3 777		
日奈久断層帯	6.8 程度	Xランク 1	不明	
(高野-白旗区間)	0.01910	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11.47	
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04% ~ 0.09%	
出水断層帯	7.0 程度	A * ランク	ほぼ 0%~1%	
人吉盆地南縁断層帯	7.1 程度	A * ランク	1%以下	
万年山-崩平山断層帯	7.3 程度	Zランク	0.004%以下	

- 1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。
- 2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」 0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表 記している。地震後経過率(3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記し ている。
- 3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地 震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典:長期評価による地震発生確率値の更新について(令和3年1月13日)(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

2.被害状況

本県における災害は、古くは、昭和2年の台風による高潮災害、戦後は昭和28年の大水害及び昭和39年の本渡市の大火や阿蘇火山爆発等により尊い人命や貴重な財産が失われている。最近では、平成3年の台風第19号による強風災害や平成11年の台風第18号による高潮災害、また、平成15年に水俣で発生した土石流災害のほか、平成24年に阿蘇地方を中心に被害を出した熊本広域大水害が記憶に新しい。

昭和28年の九州北部地方の大水害(白川大水害)は、6月25日~28日にかけて降り続いた豪雨のため、県北部、熊本市及び周辺一帯で洪水が発生し、死者・行方不明563名、重軽傷1,500余名の人的被害を始め、被害総額は831億円に達する甚大な被害となった。特に大雨により阿蘇山付近では土砂くずれや土石流等が発生したほか、熊本市では市街地のほとんどが水没・冠水し、堆積した市内の泥土は600万トンに達した。また白川にかかる橋は、17橋のうち15橋が流失した。白川のほかにも菊池川その他の各河川水系の被害も大きかった。

昭和32年の諫早豪雨においては、県内でも北西部を中心に大雨が降り、洪水、土砂くずれ、土石流により183名の死者を出す被害となった。また、昭和47年には、上天草市龍ヶ岳町で時間雨量130mmを記録するなど、天草上島を中心に豪雨災害が発生し123名が亡くなった。その後も梅雨期の豪雨等により、昭和57年には県内各地で23名が、昭和59年には五木村を中心に16名が亡くなる災害が発生している。

平成に入っても、平成2年に阿蘇地方を中心に豪雨災害で死者17名、平成11年には宇城市不知火町などで台風18号による高潮災害等により死者16名、平成15年の県南集中豪雨災害においては、水俣・ 芦北地方を中心に、土石流により死者19名の人的被害等の被害が発生したほか、平成24年には、阿蘇地方を中心に土砂災害等により死者23名、行方不明者2名を出す被害が発生した。

また、令和2年7月豪雨においては、16市町村(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者 65 名、行方不明者2名を出す被害が発生した。(令和3年4月28日時点)

一方、明治以降の火山による人的被害は、阿蘇山の噴火により明治5年、昭和7年、昭和15年、昭和28年4月27日(死者6名、負傷者90余名)、昭和33年6月24日(死者12名・負傷者28名)、昭和54年9月6日(死者3名・負傷者11名)に発生している。

また、阿蘇山では火山ガスによる死者も発生していたが、ガス観測体制の整備や火口立入規制の実施により平成9年11月の死者2名を最後に人的被害は発生していない。

地震による被害は、明治22年金峰山付近を震源とした地震により、死者20名、負傷者52名の人的被害が発生している。また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野 白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年(2016年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者273人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,493棟にのぼる。(令和3年4月13日時点)

第5節 熊本県の気象災害の特性

熊本県における気象災害を原因別に見ると、梅雨前線によるものが最も多く、次いで台風、梅雨期以外の低気圧・前線となっている。時期的には6月から9月の間が最も多い。

過去の大きな災害には、水害、風害、高潮害などがあり、本県の地理的・地形的条件も深く関わっている。

1. 梅雨期の大雨による水害

熊本県における梅雨期の大雨は、東シナ海からの暖かく湿った空気の流れ込みによって発生することが多い。熊本県は、地形的に見てコの字型に西方に開けているため、熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、しかも県の北側から東側にかけては九州山地が連なっているため、この暖かく湿った空気が山地の斜面に当たり、上昇気流となって、県内に集中的な大雨を発生させることとなる。

また、近年は局地的に短時間に大雨が降るいわゆるゲリラ豪雨の発生が増加しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

2. 台風による災害

熊本県では、台風が県内を通過するか或いは九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんであるが、遠浅でV字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

平成3年(1991年)9月に九州西海上を北上し九州北部に上陸した台風第19号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な災害をもたらした。また、平成11年(1999年)9月に天草諸島を通過して熊本県北部に上陸した台風第18号は、八代海周辺に甚大な高潮災害をもたらした。特に、宇城市不知火町では大規模な高潮が発生し、12名の人命が失われた。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。 台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和20年の阿久根台風や昭和26年のル ース台風のように10月に上陸することもある。 第 2 章 災 害 予 防 第1節 公共施設等災害予防(県知事公室、県土木部、県農林水産部、県 企業局、県健康福祉部、県総務部、県教育庁、県警察本部、九州 地方整備局、市町村、指定公共機関)

生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、 その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1. 道路・橋梁(県土木部、九州地方整備局)

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険個所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、 道路網の多重化(リダンダンシー)を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能 な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

(2) 橋梁

災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送道路等にある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書 (耐震基準)に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画

を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直し を行うものとする。

2.河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局)

(1) 河川

河川管理者は、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物の耐震化を次のとおり行うものとする。

ア 堤防

- (ア) 二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検 討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定され る被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。
- (イ) その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

(2) 砂防

砂防えん堤においては、「河川砂防技術基準」に基づき、えん堤規模が大きいものについて、 耐震対策を実施する。

(3) 空港

空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。

なお、阿蘇くまもと空港においては、熊本地震で被災した空港ターミナルビルの復興に当たり、 県は、空港の運営事業者に対し、耐震性を強化し、大規模災害時の広域防災拠点として整備する よう求めるものとする。

(4) 港湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、地震に耐えられるよう整備する。

また、近年発生する大規模地震・津波に鑑み、通常の地震ばかりでなく大規模地震・津波発生時においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。緊急輸送道路ネットワーク計画には19港湾が防災拠点として位置づけられている。

このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港については、適 宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。

さらに、本県の港湾は、軟弱地盤上に築造されているものが多いため、適宜液状化の可能性の 点検を行うとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共 有することにより連携を強化するなど、必要に応じて対策を進めるものとする。

(5) 海岸

海岸の保全は、県民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備に当たっては、耐震点検の結果を基に、危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行うものとする。

(6) 漁港

漁港施設は、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び 漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。

海岸保全施設等の整備に当たっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。

3.下水道(県土木部、市町村)

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。災害発生時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、<u>災</u>害に対して必要な対策を講じるものとする。

(1) 対象施設

ア 管きょ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きょの重要度や地盤条件等を勘案した上で、適切な管種や可とう継手等の材料を選択し、耐災性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。また、 豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐災性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必

要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画(BCP)に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。県内外からの応援職員を受け入れる防災拠点として、県が管理する流域下水道処理場(熊本北部、八代北部、球磨川上流)を位置付け、施設の災害対策等整備を順次進めるものとする。

4.公営企業関係施設(県企業局)

公営企業関係施設の防災については、熊本県企業局防災計画や関係法令等に基づき、施設の維持 管理、改良を行うとともに、計画的に巡視点検を実施するものとする。

(1) 電気事業関係施設

アダム

ダムについては、ダム設計基準等に基づいて耐震設計がなされているが、電気事業法や河川 法に基づく漏水等の定期点検を計画的に実施していくことで、保安管理に万全を期するものと する。

なお、災害時におけるダムや水門施設の点検監視は、第3編第4節 ダム等管理によるものとする。

イ 発電等施設

県営発電所は県内に8箇所あり、これらの発電所の施設は電気事業法による技術基準に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れた施設であると考えるが、電気事業法に基づく保安点検を計画的に実施し、また各施設ごとに十分な検討と分析を行い、保安管理に万全を期するものとする。

(2) 工業用水道関係施設

アダム

電気事業関係施設と同様である。

イ 工業用水道施設

県企業局では3つの工業用水道を経営しており、臨海工業地帯等に立地する企業に対して工業用水を供給するとともに、取水や導水施設等を水道事業と共有し管理している。

工業用水道施設は、土木・建築構造物、管路及び電気・機械設備関係に大別されるが、管路

が災害による被害を受けた場合の周辺住民に与える影響を考慮し、施設の巡視点検及び防災化を計画的に実施し、耐震性の確保に努めるものとする。

(3) 有料駐車場関係施設

災害発生時に来場者への被害を避けるため、耐震性の確保に努めるものとする。

5. 社会福祉施設(県健康福祉部、市町村)

県及び市町村は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画(BCP)の策定を推進すること。

6.医療施設(県健康福祉部、市町村)

県及び市町村は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて 指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度 等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画(BCP)の策定を推進すること。

7. 交通安全施設の防災機能の強化(県警察本部)

緊急交通路として確保すべき道路への交通信号機用非常用電源装置の設置、耐震性に優れた鋼鉄 製柱への更新、軽量で節電効果のある L E D 式信号灯器への更新などの災害に備えた交通安全施設 の整備を図るものとする。

8. 学校施設(県教育庁、県総務部、健康福祉部、市町村)

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、県立学校及び市町村立学校について、 設置者は、次に掲げる対策を講じるものとする。 また、県は、私立学校等に対し、助成制度の利用促進や、指導、助言を行うなどして、非構造部材を含む施設の耐震化の取組みを支援するものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

9. ライフライン機能確保(県知事公室、県農林水産部、県土木部、市町村、指定公共機関)

県は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、県、市町村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

10. 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。

11. 災害応急対策の担い手の育成

県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第2節 建築物等災害予防(県土木部、市町村)

平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災状況等に鑑み、県民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることに鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策を促進することにする。特に、多数の人々が利用する特殊建築物等については建築基準法に基づく定期報告制度の強化を図り、また、火災による死者割合の高い住宅についても国及び関係機関と連携しながら防火対策の推進を図る。さらに、一般住民を対象として建築物に関連する防災知識の高揚と防災関係法令等の周知徹底を図るため、建築物防災週間を年2回実施する。

一方、平成16年にたびたび接近・上陸した台風により、県内各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生しており、建築物の耐風対策を講じる。

(1) 防災対策の推進

- ア 建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じる。
- イ 低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区を有する市町村 に対し、都市再開発法や住宅地区改良法等を活用した建築物の不燃化や耐震化等に向けた 啓発を行う。
- ウ 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、 今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等、住 宅防火対策の推進に努める。

(2) 既存建築物等の防災対策

- ア 耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。
- イ 県民にとって身近な木造住宅の耐震化に向け、全市町村において住宅耐震化補助を受けることができる体制を整備し、全県的に取り組む。また、建築士を対象にした耐震診断講習会の開催や市町村と連携した県民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。
- ウ 既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持 に努める。
- エ 建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推 進する。

(3) 市街地の不燃化推進

ア 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住環境整備事業等を展開することにより、 市街地の不燃化を推進する。 イ 建築物が急激に増加し、火災発生のおそれが極めて高くなっている市街地については、 耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討 する。

第3節 風水害・土砂災害予防(県知事公室、県商工労働部、県農林水産 部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局)

1.治山対策 (県農林水産部、九州森林管理局)

(1) 山地災害の原因と対策

本県の林野面積は46万ha(国有林も含めて)で県土総面積74万haの約63%を占めている。

森林があることにより本県の財産となっている豊富で良質な水源を涵養するとともに、多様な生物が生育する自然環境の形成、種の資源の供給、また保健休養の場になるなど、県民に多大な恩恵を与えている。一方で、森林内の急斜面で脆弱な地質の箇所に大量の降雨が集中すれば、地表の土砂流出や崩壊、地すべりなどの山地災害が発生し、人命財産に被害を与える危険性も有している。

本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破砕帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、平成30年3月現在2,974箇所ある。

地震が発生すれば、直接崩落が発生するだけでなく、発生した亀裂から雨水が浸入し、崩落 の誘因となることも考えられる。

したがって、これらの地区の保安林指定を重点的に進め、森林が有している土砂崩壊・土砂 流出の防止機能を最大限に発揮させるために、保安林整備事業や治山事業による保安林機能強 化及び維持回復を進めていく必要がある。

国及び県は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成及び地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせ た治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施す るものとする。

(2) 保安林整備対策

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用が山地に降った雨を地中により多く浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させることにより河川流量の急激な増加を抑える機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流失又は崩壊の発生を防止する等、洪水調節機能、渇水緩和機能及び侵食防止機能等に優れた効果をもっている。しかし、これらの森林が無秩序な伐採、開発や災害によって破壊された場合、また地味劣悪のため粗悪な林相を呈している場合には、放置すれば前記の諸保安機能が低下し又は喪失して県土の荒廃をまねくおそれがある。

これらに対して、質的向上を図るため治山施設を整備しながら改植、補植及び下刈り等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の土砂の流出及び崩壊防止等の維持増進を

図ることとしている。

(3) 荒廃地復旧対策

過去の集中豪雨等により荒廃した森林を放置すれば、さらに崩壊や土石流の発生を招く危険性がある。そこで、集落や公共施設等の保全対象に影響を及ぼすおそれが高い箇所から、治山施設(谷止工、流路工、山腹工等)を設置するとともに、植栽や緑化により早期に森林に復旧し、保安林機能を発揮させていく。

- 2. 土砂災害対策(九州地方整備局、県知事公室、県企画振興部、県商工労働部、 県農林水産部、県土木部、市町村)
- (1) 土石流対策(九州地方整備局、県土木部、市町村)

本県は、県土の約8割が山地や丘陵地となっており、また破砕帯層など脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨の際には、土砂や流木が一時に土石流となって下流に流送され、人命や人家、耕地、鉄道その他公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。本県において土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある土石流危険渓流の数は、3,920(うち直轄区域93)渓流(平成11年から平成13年にかけての土石流危険渓流及び土石流危険区域調査:平成15年3月公表)となっている。平成24年7月の熊本広域大水害や令和2年7月豪雨では、土砂災害等により甚大な被害が発生した。

県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、1,929箇所、11,917haを砂防指定地に指定している(令和2年12月31日現在)。国及び県は、土石流対策の施設整備を推進するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議(又は市町村長)は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

-)土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
-)避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
-)災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の 実施に関する事項
-)警戒区域内に要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)(急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。)がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
-) 救助に関する事項

)前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避 難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない土石流危険渓流についても災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に土石流危険渓流における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策(施設整備)、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策(警戒避難等)両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。

なお、土石流に対する警戒避難に関する基準は資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒 避難基準(土砂災害危険度情報)のとおりである。

(2) 地すべり防止対策(県農林水産部、県土木部、県知事公室、市町村)

本県における地すべりは、天草諸島一帯に散在する第三紀層地すべり、緑川南部から氷川流域一帯にわたる破砕帯地すべり、阿蘇北部一帯の温泉地等に点在する温泉地すべりがある。第三紀層地すべりは、粘土質の岩石でできているため、浸蝕が早く進み、水を含むと粘土質化して地すべりを起こしやすい。破砕帯地すべりは、地殻の中で断層や褶曲が起き、岩石に非常に大きな圧力が働いて岩などが砕かれてもろくなって起こるものである。また温泉地すべりは、火山や温泉地帯の熱気作用で、火山岩や火山灰の土質が化学的に変化してもろくなった地質の中で起こるものである。これらの地すべり地帯は、すべて地質的には脆弱であり、地すべりを誘発助長する原因として最も大きい影響を与えるのは、雨水或いは地下水の作用である。

県においては、災害防止及び山地治山、農地保全等国土保全の観点から次のように地すべり 防止事業を推進する。

ア 山地地すべり対策(県農林水産部)

平成29年度に実施した山地災害危険地区の再点検調査結果により、現在まで判明した地すべり危険箇所は15箇所で、このうち「地すべり等防止法」に基づき指定を受けたもの10箇所について、重点的に地すべり防止対策を実施し、残り5箇所についても現地の状況を判断しながら、地すべり防止対策を推進する。

イ 砂防地すべり対策(県土木部、市町村)

砂防地すべり(山地、農地を除く)については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、111箇所、3,955ha(再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む)に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、1,566ha(令和2年12月31日現在)である。

地すべり防止区域91地区のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり 防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援 等ソフト面の対策についても整備促進を図る。

なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議(又は市町村長)は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

-)土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
-)避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
-)災害対策基本法第48条第 1 項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の 実施に関する事項
-)警戒区域内に要配慮者利用施設(急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。)がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
-) 救助に関する事項
-)前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避 難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない地すべり危険箇所についても、市町村防災会議(又は市町村長)は、災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に地すべり危険 箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

ウ 農地地すべり対策(県農林水産部)

農地地すべり(土地改良法に基づく施行実施及び計画地域及び管理地域)については、現在まで「地すべり等防止法」に基づき地すべり指定区域の指定を受けたところについて、地すべり防止対策工事を施行し効果をあげている。

今後も危険な箇所については、重点的に地すべり防止対策を推進する。

(3) 山崩れ等防止対策(県農林水産部、県商工労働部)

ア 山崩れ対策(県農林水産部)

山崩れ発生の危険度の高い箇所が球磨川、白川をはじめ各河川の水源地帯に点在しているので、山脚固定用谷止工、土石流発生防止用堰堤、山腹緑化工、基礎工その他を施行し、山地の崩落を未然に防止する計画である。

イ 農地保全対策(県農林水産部)

本県の農地のうち、急傾斜地帯に造成された果樹園、火山灰地帯の畑地、シラス台地等は

降雨に対して弱く、耕地の流失、崩壊はもとより、これらに伴い下流の人家にまでも影響を 及ぼしている。これらに対する防災対策として急傾斜対策、特殊土壌対策、シラス対策の農 地保全事業を実施する。

ウ 炭鉱のぼた山崩壊対策(県商工労働部、市町村)

本県には、炭鉱で捨石集積したぼた山が存在している。これらの炭鉱のぼた山崩壊に対する応急措置は、関係市町村の防災対策で定めておくものとする。

(4) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策(県土木部、市町村)

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が全国各地で多発し、 公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

本県においては、平成11年から12年にかけて実施した急傾斜地崩壊危険箇所点検調査により、がけ高5m以上、がけの角度30°以上の急傾斜地崩壊危険箇所は、9,463箇所となっている。

県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し(令和2年12月31日現在1,037箇所指定)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。

また、急傾斜地崩壊危険箇所については「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。なお、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議(又は市町村長)は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

-)土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
-)避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
-)災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の 実施に関する事項
-)警戒区域内に要配慮者利用施設(急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。)がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
-) 救助に関する事項
-) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避 難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない急傾斜地崩壊危険箇所についても災害対策基本法に基づき、市町村地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項に

ついて定めるものとする。

なお、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)に対する警戒避難に関する基準は、資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準(土砂災害危険度情報)のとおりである。

(5) 宅地災害の防止対策(県土木部)

近年都市の住宅難により都市周辺の傾斜地等においても、宅地造成が行われ、わずかな降雨でも、がけ崩れや、土砂流失等の災害を起こしているのが現況である。よってこれらの地域のうち、宅地造成等規制法に基づく工事規制区域を次のとおり指定し、同区域内における新しい宅地造成工事はもちろんのこと、すでにある宅地についても規制を徹底し、災害の発生を未然に防止する。

なお、当該指定区域外における宅地造成工事についても、災害防止について極力行政指導を 実施する。

	宅		地	造	成	規	制	X	ţ	或(単位	ha)
指	定	X	域	名		指	定	1	面	積	
熊本市竜田地区									636.	4	
" 清水池田地区								403.	3		
"	花	岡山	地区	•						127.	9
	小		計						1 ,	167.	6
荒尾市桜山地区									285.	6	
	合		計						1 ,	453.	2

(6) がけ地近接等危険住宅移転対策(県土木部)

本県においては、毎年のように集中豪雨等によるがけ崩れ災害が発生し、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらしている。このため、がけ地の崩壊、土石流、地すべり、津波、高潮、出水等のおそれがある危険住宅の移転を促進することにより、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費についてその一部を補助するものである。

(7) 防災集団移転対策(県企画振興部、市町村)

豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の住居に適当でないと認められる区域内にある住民の集団移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に要する経費の一部を国が負担し、住民の生命、身体、財産等を災害から保護するものである。

(8) 住民の早期避難対策(予防的避難の推進)(県知事公室、市町村) 平成24年7月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川 の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような 大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動をとることは現実的に困難であり、仮に 避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から 明らかになった。

このため、本県では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」に取り組む市町村への支援等を通じて「予防的避難」の取組みを進めてきた。

令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について市町村や自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

市町村及び県は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ(最大規模の洪水(L2)に対応したもの)、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

市町村及び県は、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(9) 土砂災害危険住宅移転対策(県土木部)

近年、地球温暖化などによる「局地的な集中豪雨」「台風の大型化」により、全国各地で短時間に大雨が降る事例が多く発生し、平成24年7月の熊本広域大水害や令和2年7月豪雨災害では、大規模な土砂災害により甚大な被害が発生した。

このため、「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内の居住者の生命及び 身体を守るため、平成27年度から「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」を開始し、危険な 区域から安全な区域への移転促進を図っている。

(10) 総合的な土砂災害対策(九州地方整備局、県土木部)

国及び県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

3. 治水対策(九州地方整備局、県土木部、市町村)

(1) 本県河川の概要

本県の河川は、九州のほぼ中央部を縦貫する九州山地を分水嶺として有明海、八代海に注ぐものと一部宮崎県、大分県、福岡県へ流下するものとに分かれている。うち1級河川は8水系(延長1,733,000m)、2級河川は81水系(延長627,015m)、準用河川は130水系(延長1,253,664m)となっている。

これらの河川整備については優先度の高いものから社会資本整備重点計画に沿って重点的 に改修事業を実施している。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、流域に関わる関係者が主体的に取組む社会を構築する必要がある。このため、河川、下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国、県、市町村、企業、住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」への転換を進める。

(2) 事業の内容

本県は、地域的特性から台風や豪雨に見舞われることが多く、近年は、局所的集中豪雨による災害も甚大で、その度に尊い人命、財産が失われている。県ではこれらの災害から県民の生命財産を守るため、河川の規模、危険度に応じて、社会資本総合整備計画等に沿って、治水事業として広域河川改修事業、総合流域防災事業、情報基盤整備事業等を実施している。この際に耐震対策の有無について検討し、必要があれば耐震対策を盛り込んだ構造とするとともに、被害が甚大であると想定される区間については、緊急に整備を進めることとする。

また、令和2年7月豪雨により県内各地で甚大な被害が発生したため、佐敷川水系の災害 復旧助成事業をはじめ、災害の改良復旧を図る災害関連事業等を実施している。

(3) 水防法に基づく対応

国及び県は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、洪水予報河川又は水位周知河川に指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

また、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、水防関係者との密接な連携体制を構築するものとする。

県は、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない「その他の河川」についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるとともに、市町村が行う浸水被害軽減地区の指定などに対し助言等を行うものとする。また、市町村は、水防法(水防法第14条)に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。

- ア 洪水予報等の伝達方法
- イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ウ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

4. 重要水防施設等監視体制(県土木部、県農林水産部)

(1) 重要水防施設等の点検監視等

県は従来から、水門、樋門、護岸等の水防施設及び箇所に対しては、点検を行っているが、 その中で耐震対策が必要とされる施設については、その重要度及び緊急性を考慮して順次耐 震性の向上を図るものとする。

(2) 防災業務に従事する者の安全確保

重要水防施設等管理者は、地震発生時の津波襲来に備え、多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や管理方法(緊急点検及び巡視)等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、重要水防施設等の点検監視にあたっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を順次進めるものとする。

5.河川防災ステーション(九州地方整備局)

直轄河川については、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平常時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。

6. 道路橋梁対策(九州地方整備局、県土木部)

(1) 道路対策

崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、 防護網、法面被覆等により整備を図る。

特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性(リダンダンシー)の確保に努める。

(2) 橋梁対策

県内の国、県道の内、供用区間内に架設されている橋梁で老朽橋及び荷重条件の変更を含めて防災上交通上の見地から重要度危険度を検討勘案し順次改築及び補修・補強を図る。

7.内水氾濫対策

本県でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

特に、県及び市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等においてこれを把握・管理できる設備や体制の整備を進めるものとする。また、当該排水施設等については、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合又は河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、それを公表するとともに一般住民へ周知することとする。

8. 汚水処理施設対策(県土木部、市町村)

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると県民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、管渠について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

9.土地利用の適正化(県土木部、市町村)

平成24年7月の熊本広域大水害や平成29年7月の九州北部豪雨など全国的に大規模な風水害や 土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優 先的に考慮した土地利用を図るものとする。

また、国、県及び市町村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組 を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第4節 火災予防(県総務部 県農林水産部)

1.火災予防対策の指導

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の高層化・密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される。

このため、県及び市町村は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

(1) 一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。本県においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて住民一人一人の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 予防査察の指導強化

各消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づ き消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていくよう 強力に推進する。

(3) 火災危険区域の設定

市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。

(4) 防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

(5) 防炎物品の普及指導

防炎物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に 高齢者等が居住する家庭に対しては、防炎物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

(6) 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

(7) 幼年、少年、女性(婦人)防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人一人の火災予防の自覚と相 互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年婦人防火クラブ等の自主防火組織 の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

2.森林火災予防(県農林水産部)

(1) 予防措置

火災の原因が落雷、噴火、摩擦熱等の天災は例外として、その殆どが人為的であり、発生の 場所が林野であるので、人に対する措置と林野に対する施設について考慮しなければならない。

ア 教育指導

- (ア)ラジオ、テレビ放送、街頭放送、広告、新聞、電車等車内ポスター掲示による広報
- (イ)危険地域、主要入山口に標板、制札、ポスターの掲示
- (ウ)火災警報発令の周知徹底
- (工)森林所有者等による消防組織の確立

イ 取締りの強化

- (ア)たき火、喫煙の制限
- (イ)火入許可の厳正なる実施および監督

ウ 森林保全巡視の実施

- (ア)森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発する おそれのある森林
- (イ)自然的条件により山火事の危険性が高くかつ過去において相当程度の山火事が発生 したことがある市町村の区域内の森林

県内の森林の中でも特に(ア)、(イ)に該当する森林について、森林ウォッチャー制度を活用し、山火事等の早期発見や適切な応急措置を講ずる。

(2) 防火施設

防火施設は、火災の早期発見と、適切な防火、消火の措置により、被害を最小限度に防止するもので、森林経営上、予防及び消火の施設を設けることにある。

ア 警防施設

(ア)林野火災望楼の設置及び付属品の整備

警報旗、望遠鏡、警鐘又はサイレン、湿度計、風速計、防火用器具、地図、電話又は 無線通信設備、感知紙等の整備を図る。

- (イ)予防施設(自動音声、警報機、防火ポスト、立看板、標識板等)の設置
- (ウ)林野火災の予防及び消火技術の研修

イ 防火施設の整備

森林経営上特に火災危険地区森林に、延焼防止のための防火施設を整備強化する。

(ア)防火線の構築

位置、構造については、地区森林の状況により最も効果的な施設を考慮する。

(イ)防火林の造成

防火線敷には、火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧をするための防火林或いは防火樹帯を設定する。

(ウ)消火用器具(携帯用防火セット、可搬式消防ポンプ、水のう付手動ポンプ、背負式消火器等)の設置

(エ)防火的施策

森林の経営にあたっての造林、保育は、防火上効果的施策を考慮する。

(3) 林野火災空中消火用資機材等

林野火災の空中消火は、ヘリコプターにより、消火薬液または水を空中から火災地点又はその周辺に散布して行う防ぎょ方法であるが、これに要する資機材については、資料編林野火災消火資機材一覧のとおり整備し、林野火災の拡大防止を図る。

第 5 節 危険物等災害予防(県総務部、県警察本部、 九州産業保安監督部、消防機関)

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施するものとする。

1. 危険物の災害予防対策

(1) 施設の現況

平成27年3月31日現在の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「製造所等」という。)の数は5,580件で許可区分件数は、製造所43件、貯蔵所3,394件、取扱所2,143件となっている。これを施設の規模別(最大貯蔵量又は最大取扱量)でみると、全体の約75.6%の4,217件が指定数量(消防法別表に掲げる数量をいう。)50倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000倍を超える大規模な施設は約1.4%の80件である。

(2) 保安体制の確立

市町村長は製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

(3) 保安教育の実施

知事は製造所等において、危険物の取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者として必要な知識、技能の習得等、保安確保のための教育を実施するものとする。

また、所有者等に対し、自主的に危険物の取扱作業に従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

(4) 製造所等の維持管理

市町村長は製造所等の保安検査または立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査する ものとし、製造所等における災害の防止に積極的な指導を行うものとする。

- ア 位置、構造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保安管理状況
- ウ 危険物の貯蔵及び取扱い状況
- エ 危険物取扱者の立合い状況

(5) 自主予防対策の推進

市町村長は、製造所等の種類、規模に応じ、所有者等が次の措置をとり、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導をするものとする。

ア 予防規程の遵守

市町村長は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守の徹底を図る。

イ 自衛消防組織の充実

市町村長は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させるなど、その 消火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

ウ 定期点検の励行

市町村長は、保安検査、立入検査のほか、製造所等において当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を完全に実施するよう指導を行う。

(6) 危険物の輸送

市町村長は、警察の協力を求めてタンクローリーなど危険物運搬車両への立入検査を実施し、 車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行うものとする。

(7) 消火薬剤等の緊急輸送対策

知事及び市町村長は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備 の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図るものとする。

2. 高圧ガスの災害予防対策

(1) 施設の現況

平成28年2月末現在で高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所(以下「製造事業所等」という。)の件数は、製造事業所1,136件、販売事業所1,124件(うち液石法分427件)、貯蔵所231件となっている。

これら高圧ガス製造事業所等の現況は資料編のとおりである。

(2) 保安体制の確立

ア 保安統括者等の選任

知事は高圧ガス製造者、販売業者、貯蔵所の所有者又は占有者(以下「製造者等」という。)に対し当該施設の種類及び規模に応じ、高圧ガス製造保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安企画推進員、保安係員、保安監督者、販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者又は業務主任者を定め高圧ガスの製造、販売、貯蔵又は消費に関する業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

イ 協会等との連携強化

知事は九州産業保安監督部と協力して、高圧ガス保安協会九州支部、九州地区高圧ガス防 災協議会熊本県支部、熊本県高圧ガス保安協会、一般社団法人熊本県 L P ガス協会等と緊密 な連携を保ち、保安体制の万全を期するものとする。

(3) 保安教育の実施

ア 保安教育計画の作成

知事は、製造者等に対し、公共の安全の維持又は災害発生防止のため、実態に即した保安 教育計画を定め、従業員に対する保安教育を実施するよう指導するものとする。

イ 講習の実施

知事は、保安統括者等のうち、法令の規定により定められている者に対して、高圧ガス保 安協会が行う講習を受けるよう指導するとともに、必要に応じ、製造、販売等の高圧ガスの 取扱いについて保安講習を実施し、保安統括者等に対して必要な知識、技能の習得等保安確 保のための教育を施すものとする。

(4) 製造事業所等の維持管理

知事は高圧ガスの製造若しくは販売のための施設又は高圧ガス貯蔵所について、保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査し、当該施設が適切に維持管理されるよう製造者等を指導するものとする。

- ア 位置、構造及び設備の維持管理状況
- イ 消火設備、警報設備の保安管理状況
- ウ 保安体制の整備状況
- エ 保安教育の実施状況

(5) 自主保安対策の推進

知事は製造者等に対し、危害予防規程の作成、定期自主検査及び防災訓練の実施等を行い、 自主保安対策を推進するよう指導するものとする。

ア 危害予防規程の作成

知事は危害予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者への周知と 遵守の徹底を図る。

イ 定期自主検査の実施

製造者等は毎年少なくとも1回以上は定期検査を行い、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理しておく。

ウ 防災訓練の実施

製造者等は、災害の発生等を想定した訓練を実施するとともに、自衛防災組織を整備しておく。

(6) 高圧ガスの移動

高圧ガスの移動途上に起こる事故に対処するため、指定防災事業所の充実及び防災資機材の整備を促進し、併せて移動中における事故防止のため、警察と協力して路上取締指導を行うものとする。

(7) 消費者保安対策

高圧ガスのうち特にLPガスによる一般消費者の事故を防止するため、次のとおり保安対策を実施するものとする。

ア 消費設備の調査

販売事業者は、一般消費者の消費設備が技術上の基準に適合しているかどうかについて調査する。

また、県は消費設備の調査の完全実施を図るため、認定保安機関の指導強化を図る。

イ 消費設備の立入検査

県は特に必要と認めるときは、一般消費者の消費設備について立入検査を行い、基準に適合していないときは、販売事業者及び一般消費者に対して改善指導を行う。

ウ燃焼器具の屋外設置運動

一般消費者の燃焼器の屋外設置運動等を実施し、CO中毒事故等の防止を図る。

3.火薬類の災害予防対策

(1) 施設の現況

平成28月3月末現在で火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号。以下「法」という。) に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設(以下「製造事業所等」という。) の件数は、製造事業所2件、販売所69件、貯蔵施設60件となっている。

これら火薬類製造事業所等の現況は資料編のとおりである。

(2) 保安体制の確立

知事は火薬類の製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は火薬類を消費する者(以下「製造業者等」という。)に対し、当該施設の種類及び規模に応じ火薬類製造保安責任者、取扱保安責任者又は副保安責任者(以下「保安責任者」という。)を選任し、火薬類の製造、販売又は消費に関する職務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

また、熊本県火薬保安協会等と緊密な連携を保ち、保安体制の万全を期するものとする。

(3) 保安教育の実施

ア 保安教育計画の実施

知事は製造業者等に対し、災害の発生を防止し、公共の安全を確保するため、実態に即した保教育計画を作成し、従業員に対する保安教育を実施するよう指導するものとする。

イ 講習の実施

知事は保安責任者に対して、火薬保安協会等が行う保安講習を受けるよう指導し、併せて 火薬類による災害の発生を防止するため、必要に応じ火薬類の製造、販売、消費に関する講 習を実施するものとする。

(4) 製造事業所等の維持管理

知事は、製造事業所等の保安検査又は立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査し、

当該施設の維持管理を図り、火薬類による災害を防止するよう指導するものとする。

- ア 位置、構造及び設備の維持管理状況
- イ 警報設備の保安管理及び盗難防止対策の状況
- ウ 製造、販売、貯蔵又は消費等の取扱状況
- エ 保安教育の実施状況

(5) 自主保安対策の推進

知事は製造業者等に対し、危害予防規程の作成、定期自主検査の実施により自主保安対策を 推進するよう指導するものとする。

ア 危害予防規程の作成

知事は危害予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、火薬類製造業者への周知と遵守の徹底を図る。

イ 定期自主検査の実施

製造業者等は毎年少なくとも2回は定期的に検査を行い、そのうち1回は繁忙期の直前に 実施し、その記録を保存し、当該施設を正常な状態に維持管理しておくよう指導する。

(6) 火薬類の運搬

法定数量以上の火薬類を運搬する場合は県公安委員会から交付を受けた運搬証明書を必ず携帯するよう指導し、併せて運搬中における事故防止のため、警察の協力を得て路上取締指導を行うものとする。

第6節 文化財災害予防(県教育庁)

1. 文化財の災害予防対策

(1) 防災意識の向上への取組み

災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。県と市町村では分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組みを行う。

- ア 県は、各種研修会の開催等を通じて、市町村文化財保護担当部局及び文化財所有者等に対して文化財防災についての意識を向上させる機会を提供する。
- イ 市町村は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められて いる「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

(2) 平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

ア 文化財の所在及び所有者の把握

県では文化財の所在把握のため、文化財類型毎に属性情報をリスト化する悉皆調査を順次進めていく。また、過去に実施した悉皆調査については、市町村からの情報や文化財保護指導委員の協力を得て情報の更新を行うとともに、情報共有のためのデータベース作成に取り組んでいく。

イ 記録の作成

災害時の文化財の被害把握と救出のため、デジタル技術を活用して正確な所在地情報を記録し、その情報の共有化を図る。県では災害時に即応できるよう、悉皆調査と併せてそれらの情報のデータベース化を進めていき、市町村からの情報をもとに随時更新する。災害によって文化財が滅失又はき損した場合には、復元に利用できる水準の記録が必要であるため、今後は三次元技術による記録を進めていく。また、学術的調査としての記録作成の成果は、詳細な復元の根拠となるとともに、文化財が滅失した際に現物に代えて次世代へ残すという次善の策となることも想定して取組みを進めていく。

ウ 災害のリスクの把握と周知

災害に備え、所有者等や文化財保護行政担当部局は災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、県は市町村とともに、国、県及び市町村が公表しているハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

エ 日常的な防災対策の促進

文化財の日常的な防災対策については、文化財の類型や災害の種別毎に文化庁からのガイドラインが出されている。 県は市町村と連携して、所有者等に対してその内容の周知を行うとと

もに、それらを参照した対策を働きかける。あわせて、対策費用に関する国等の補助や支援制度を紹介する。また、防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。

オ 災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、市町村を通じて 所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周 辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけ ていく。

カ 災害対応に関する体制強化と災害発生時の対応の整理

災害発生時には、被災市町村は避難所運営等の業務で被災文化財の保護等に取り組むことができない場合が多い。また、被災文化財の保護には保存修理の専門的な知識が必要になるため、被災した市町村、県、他市町村、文化財防災センター、熊本被災史料レスキューネットワーク等の県内外の関係機関、大学、他県の自治体等との連携が必要になる。そのため、県では災害発生時に被災市町村が関係機関等の支援を受け速やかな災害対応が行えるように、これらの機関等との連絡体制と、災害発生時における支援要請の手順についてあらかじめ整理しておく。

(3) 防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。県及び市町村は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

ア 消火設備(・・・・すべての重要文化財に設置。 ~・・・・条件に応じて設置。)

消火器及び簡易消火用具、 屋内消火栓設備、 スプリンクラー設備、 水噴霧消火設備、 泡消火設備、 不活性ガス消火設備、 ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備、 屋外消火栓設備、 動力消防ポンプ設備

イ 警報設備(・・・・すべての重要文化財に設置。 ~・・・・条件に応じて設置。)

自動火災報知設備(すべての重要文化財建造物に必ず設置)、 漏電火災警報設備、 消防機関へ通報する火災報知設備、 非常警報設備

2.出土文化財・調査記録類の適切な保管

出土文化財・記録類が火災・盗難により消失し、風水害によりき損することを防ぐために、その種類と内容に応じた施設・設備と方法を選択して適切な保管を行う。

なお、同様の観点から、保管施設の立地を確認し、保管方法を見直すことにより、出土文化財・ 調査記録類を適切に保管するよう、市町村等に促す。

第7節 気象観測施設等整備(熊本地方気象台、各防災関係機関)

1. 気象観測施設の概況

県内における気象観測施設は、熊本地方気象台関係の観測施設を始め、各機関の観測施設があるが、概要は次のとおりである。

(1) 熊本地方気象台関係

観測所の種別、所在地等は、資料編のとおりである。

(2) 防災関係機関

観測所の所在地及び観測施設の状況は、資料編のとおりである。

2.気象観測施設等の整備

(1) 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、次により万全を期している。

ア 熊本地方気象台では、次に示す観測施設の気象観測データと、解析雨量、降水短時間予報等により、台風・集中豪雨等の異常気象の監視を行い、きめ細やかな防災気象情報(警報、注意報、情報など)の的確、迅速な提供を行うことに努めている。

(ア)気象官署

熊本地方気象台に地上気象観測装置を設置

(イ)特別地域気象観測所

人吉・牛深の2か所に地上気象観測装置を設置し、熊本地方気象台で遠隔監視を行う。

(ウ)地域気象観測所

県内14か所に有線ロボット気象計を設置し、益城(熊本航空気象観測所)に航空気象観測装置を設置し、三要素(風向・風速、気温、降水量)の自動観測・自動通報を行う。

(工)地域雨量観測所

県内に8か所の雨量計を設置し、降水量の自動観測・自動通報を行う。

- イ 県内関係機関の気象観測施設の実態を把握し観測網整備計画に資する。
- ウ 関係機関における観測所に対し観測技術指導を行い、観測資料の利用を図る。

(2) 防災関係機関

ア 雨量水位等の観測施設

現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。なお、防災関係機関の気象観測施設の設置一覧は、資料編のとおりである。

第8節 防災業務施設整備(関係機関)

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進に関する計画である。

1.水防施設(県土木部、九州地方整備局)

水災を防御し、又は、被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。 そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

(1) 水防倉庫及び水防資材

九州地方整備局の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は資料編のとおりである。 県の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は資料編のとおりである。

(2) 水防資材および器具の整備方針

指定水防管理団体は、管内河川における水防が十分に行えるよう水防倉庫を設置するものと する。

2.消防設備(県総務部、熊本海上保安部)

県下の市町村における消防施設の現況を把握するとともに、市町村消防力の充実を図るため、 消防施設等の整備を次により強力に推進するものとする。

(1) 消防施設等の現況

県下における市町村消防施設等の現有状況は、資料編のとおりである。

(2) 消防施設等の整備計画

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう 強力に推進するものとする。

(3) 熊本海上保安部における現有消防設備

熊本海上保安部の所有する消防ポンプの現況は、資料編のとおりである。

3. 救助設備(日本赤十字社熊本県支部、熊本海上保安部)

災害が発生し、人命を救助するために必要な救助用具又は、被災者を救護するための救護用具 等の現況は、資料編のとおりである。

- (1) 日赤救護装備
- (2) 熊本海上保安部救命設備
- 4.通信設備(関係機関)
- (1) 県防災行政無線施設及び県防災情報ネットワークシステムの現況

県庁を統制局とする防災行政無線施設は、県出先、熊本地方気象台、日赤熊本県支部、陸上 自衛隊第8師団、熊本海上保安部、熊本空港事務所、阿蘇山上事務所、県下12消防本部並びに 県下全市町村役場に設置し防災業務の推進を図っている。

防災情報ネットワークシステムは、熊本県情報ギガハイウェイを利用して、県庁、広域本部・ 地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関との間にネットワーク回線を設置し、防災行 政無線施設と相互に補完することにより災害時の情報通信体制の確保を図っている。

(2) 県水防テレメーター等無線施設の現況

水防テレメーター無線施設は、県下主要地点に設置された水位、雨量、潮位、風向及び風速 観測局の観測データを県庁監視局で収集解析し災害の未然防止に努めている。その他、県庁と 国土交通省熊本河川国道事務所間に無線回線を設置し、国土交通省等関係機関との災害時の通 信回線として、災害時の通信確保を図っている。

(3) 県警察無線施設の現況

県警察無線施設として、県警察本部並びに県下23の警察署に固定局と移動局(無線車)の無線局を設置し治安の維持と防災業務の万全を図っている。

(4) 国土交通省水防無線施設の現況

国土交通省水防無線施設としては、主として関係事務所及び同出張所等との間に設置し、災害の未然防止と被害拡大の防止に努めている。

(5) 海上保安部無線施設の現況

熊本海上保安部の無線施設として、熊本保安部、天草保安署に携帯基地局を、八代保安署に携帯局を設置するとともに、各巡視船艇に船舶局を設置し、海上における治安維持と災害時の通信確保を図っている。

5. 防災活動拠点施設

県は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災 活動拠点を整備するものとする。

整備に当たっては非構造部材を含めた耐災性の強化を図るとともに、多重性(リダンダンシー)確保の観点から、防災活動拠点の県内分散化や九州各県間の拠点施設の相互利用、民間施設の活用なども含め、複数の拠点の確保に努めるものとする。

(1) 広域防災活動拠点

ア 災害想定の規模 : 広域の市町村に及ぶ大規模な災害

イ 応援の規模: 県外からの応援

ウ 役 割 : 広域、全県的な活動拠点

エ 拠 点 数 : 県内に数箇所程度(一つの地域が集中的に被災する場合に備

え、地域間のバランスを考慮することとする。)

オ指定の状況

名 称	対象地区	施設名等
広域防災活動拠点	県下全域	熊本県民総合運動公園、グランメッセ熊本、
		熊本県消防学校

(2) 地域別広域防災活動拠点

ア 災害想定の規模: 広域の市町村に及ぶ大規模な災害

イ 応援の規模: 県外からの応援

ウ 役 割: 各広域本部管内をカバーする広域的な活動拠点

エ 拠 点 数: 県内に数箇所程度(一つの地域が集中的に被災する場合に備え、

地域間や地域内のバランスを考慮することとする。)

名 称	対象地区	施設名等			
県南広域	県南広域	** O EU [+			
防災活動拠点	本部管内	道の駅「たのうら」			

(3) 九州域内の防災活動拠点

県は、県域を越えた広域的な災害に迅速に対応するため、阿蘇くまもと空港、天草空港を九州域内の防災活動拠点として効果的に活用することとし、空港施設や空港周辺県有地における 受援、応援機能の強化に向けた整備等を行うものとする。

(4) その他の防災活動拠点

県及び市町村は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や市町村区域内の災害など、災害 規模に応じた防災活動拠点(地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など)の確保を図る。

国、県及び市町村は、災害時の活動拠点(避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等)として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に努めるものとする。

(5) 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、 臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

特に、県は、大規模災害発生直後に、ヘリコプターによる他機関からの応援職員が、防災活動拠点に迅速に到着できるよう、緊急離着陸スペース等を確保するよう努める。

第 9 節 防災知識普及(県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、 市町村、関係機関)

1.方針

台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及 を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、県、市町村は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する県民の理解向上に努めるものとする。

さらに、県、市町村は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2. 県及び市町村職員に対する防災教育(県知事公室、市町村)

台風、大雨、高潮などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる県及び市町村職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、県及び市町村は、防災業務に従事する市町村長始め防災担当職員に対して次の防災 教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の 円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、県及び市町村は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや 経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ア 熊本県地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓

- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項
- (2) 教育の方法
 - ア 講演会、研修会等の実施
 - イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
 - ウ 見学、現地調査等の実施
- 3.住民に対する防災知識の普及(県知事公室、県健康福祉部、県警察本部、市町村、 関係機関)

県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自 覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹 底を図るものとする。

(1) 普及の内容

ア 県地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「熊本県地域防災計画」要旨の公表は、防災会議事務担当課(知事公室危機管理防災課)が県防災情報ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

県及び市町村は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識
- (エ) 生活の再建に資する行動(被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること)
- (オ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (カ) 農林水産物に対する応急措置
- (キ) 3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等を含む。)、飲料水、 携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (ク) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備
- (ケ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (コ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (サ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
- (シ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ

- (ス) 防災サイレン吹鳴の意義
- (セ) 避難先及び避難方法
- (ソ) 避難が困難な場合の対応(深夜の豪雨など)
- (タ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考 え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
- (チ) 避難所生活のマナーとルール
- (ツ) ペットを受入れ可能な避難所
- (テ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- (ト) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- (ナ) 災害時の心得
- (二) 自動車運転者のとるべき措置

ウ 建築物に関する各種調査の周知

県及び市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認 定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを 踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるも のとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験 型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- (ア) 県広報媒体の利用
- (イ) パブリシティ活動の展開
- (ウ) 映画、ビデオ、スライドの利用
- (エ) 広報車の巡回
- (オ) 講習会、研修会等の開催

ウ 防災訓練等における普及

県及び市町村は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、 住民に対して各種訓練(消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等)への積極的な参加を呼び かけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

4. 学校教育における防災知識の普及(県教育庁、県知事公室、県総務部)

県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための 指導時間の確保、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの 策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行う ものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等 の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ア 災害時の身体の安全確保の方法
- イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ウ 風水害等災害発生のしくみ
- エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3) 私立学校等に対する助言・指導

県は、私立学校等に対して必要に応じて助言、指導を行うものとし、私立学校等は防災知識 の普及に努めるものとする。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導(関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止、初期消火等の任務役割
- (5) 防災業務従事者の安全確保
- (6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟(内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照)
- 6.事業所の防災対策の促進(県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県観光戦略 部、関係機関)
- (1) 事業所の防災力向上

県及び市町村は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画(BCP)策定支援

県、市町村及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画(BCP)の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント(BCM)の構築を支援する。

特に、中小企業等の支援に当たっては、県、市町村及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、県は、国等と連携して、事業所における事業継続計画(BCP)の策定を支援する人材の育成を図るものとする。

(3) 旅館等に対する災害時の外国人等への対応力強化の支援

県は、旅館等が施設を利用する外国人等に対し、災害発生時に、避難誘導や正確な情報提供 等を円滑に行えるよう、対応マニュアル等の作成など対応力強化の支援を行うものとする。

(4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

県及び市町村は、要配慮利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況 等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

7.外国人に対する防災知識の普及

県及び市町村は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

また、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナー等において、防災についての 相談及び情報発信を行うものとする。

8. 防災知識の普及の時期(県知事公室、市町村、関係機関)

県、市町村及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

防災の日:9月1日 津波防災の日:11月5日

防災とボランティアの日:1月17日

9. 防災相談(関係機関)

県、市町村及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

10. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等(県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関) 県は、市町村や大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に 伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進める ものとする。

県、市町村等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓 や石碑・モニュメント等の持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとす る。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する 取組みを支援するものとする。 さらに、県は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。

なお、収集・作成した資料・計画等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、 広く発信するものとする。

第10節 地域防災力強化(県民、県、市町村等、関係機関)

県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(防災行動計画)」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者(ファーストペンギン)」の育成を図るものとする。

1.自助

県民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合方法
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

ウ 事前の備え

- ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、 ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・自動車へのこまめな満タン給油
- ・最低3日分(推奨1週間分)の食料、飲料水、生活必需品の備蓄(日常備蓄 を含む。) 日常備蓄:日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- ・非常持ち出し品(非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等)の準備 薬の服用の有無など家族の状況に応じて非常用持ち出し品を準備する。

2. 共助

県民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練(市町村等と連携した訓練等)の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況(安否確認含む)の把握、市町村への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練 等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災活動

(1) 事業所は、市町村の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域 住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等 に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等 を行うものとする。 また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

- (2) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割(従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画 (BCP)を策定するよう努めるものとする。
 - ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 施設の耐震化・耐浪化
 - エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県及び市町村との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第11節 自主防災組織等育成(県知事公室、市町村、関係機関等)

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、県民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本節は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・ 身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくこ とが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、県民、市町村、県及び事業者は、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

(1) 県民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、県民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

(2) 市町村は、市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、市町村は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、 災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難 所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災 計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

(3) 県は、市町村による自主防災組織育成の取組みや自主防災組織と連携した防災訓練を支援するとともに、自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に関する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布等を通じて自主防災組織の活動の充実を図る。

また、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主 防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、県と市町村が連携しながら、 その活用を図っていくものとする。

(4) 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織

- (1) 組織の編成単位
 - ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること
 - イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

- ア 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防 災組織として育成する。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成 する。
- ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織と して育成する。
- エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の 自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を 制定するものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加(市町村や関係団体と連携した訓練等)
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況(地域住民の安否確認を含む。)の把握、市町村への情報伝達訓練

- ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・避難所の運営訓練
- ・消火訓練
- (ウ) 情報の収集伝達体制の整備
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材等の備蓄、 管理及び使用方法の確認
- (カ) 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
- (キ) 避難行動要支援者の把握
- (ク) 地域内にある他組織との連携促進

イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集・市町村への伝達
- (イ) 出火防止、初期消火の実施
- (ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達
- (エ) 地域住民に対する安否確認及び避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者への避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ク) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- (ケ) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所の自衛消防組織等

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割(従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等)を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント(BCM)を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する 事業所は、県、市町村が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に 協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、

所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、県・市町村・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、県及び市町村は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等 に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入 りする施設
- イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及 び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的 である施設
- エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業 所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

- ア 平時の活動
 - (ア) 防災訓練の実施
 - (イ) 施設及び設備等の点検整備
 - (ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施 等

イ 災害時の活動

- (ア) 従業員等の安否確認
- (イ) 情報の収集伝達
- (ウ) 出火防止、初期消火の実施
- (工) 避難誘導
- (オ) 救出・救護の実施及び協力
- (カ) 避難所の運営協力

4.地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災

力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第12節 防災訓練(県知事公室、県総務部、県教育庁、市町村、

関係機関)

県・市町村等防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

1.総合防災訓練

(1) 目的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出、救護、住民の避難、 消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、県総合防災訓練では、風水害とともに大規模地震・津波を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・ 津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体 的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想 定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、複数のヘリコプターによる救出、救助活動等を想定し、熊本県ヘリコプター運用調整会議構成機関等による連携訓練に定期的に取り組み、災害時における円滑かつ安全なヘリコプター運用調整体制の検証・確立に努めるものとする。

(2) 訓練計画

県・市町村等防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、警備業協会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

ア 情報収集伝達(津波情報伝達を含む) イ 安否確認、避難所運営 ウ 避難誘導 エ 災害警備 オ 救出・救助 カ 医療救護 キ 消防 ク 水防 ケ 道路啓開

コ防疫

(3) 市町村の総合防災訓練

市町村が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。また市町村単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

なお、県は、防災訓練アドバイザーの派遣等、市町村防災訓練実施の支援を行うものとする。

2. 広域防災訓練

県及び市町村は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 複合災害想定訓練

県、市町村、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて 災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本 部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

4.県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を 的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、県及び市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- (1) 参集(非常呼集)訓練
- (2) 災害対策本部・地方災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達(通信)訓練(津波情報伝達訓練)
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難(誘導)訓練(ペット同行避難訓練を含む。)
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

5 . 住民等の訓練

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、市町村・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及 び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を

求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6.学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7.訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期 を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

県、市町村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動 の習熟を図るよう努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を 踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとと もに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。 第13節 物資・資機材整備・調達(県知事公室、県健康福祉部、県環境 生活部、県商工労働部、県農林水産部、農林水産省(政策統括 官)、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関)

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・ 資機材の整備、調達体制について定める。

県、市町村は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1. 基本方針

- (2) 県及び市町村は、住民・事業者が、平時から最低3日間(推奨1週間分)の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 市町村は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を 行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う よう努めるものとする。
- (5) 県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (6) 県及び市町村は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

- (8) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを 用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに 開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備 蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (9) 県及び市町村、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。
- (10) 災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

2.食料・生活必需品に関する供給方針(県知事公室、関係各部)

(1) 供給方針

県は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄(小売業者等との供給協定の締結)や市町村及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料(アレルギー対応食品、介護食品等を含む。)・生活必需品の確保に努めるものとする。

また、九州・山口 9 県災害時応援協定等により他の都道府県との食料・生活必需品の供給に 関する協力体制の確立に努めるものとする。

県は、市町村に対して、流通備蓄などの物資の備蓄、多様な調達先の確保等について、必要な助言、指導に努めるものとする。

(2) 供給体制の確認

流通備蓄については、救援要請から物資の供給までの時間短縮を図るため、災害が大規模かつ広範囲にわたり、必要な情報の収集が困難な場合を想定し、県は、物資調達協定内容の点検 や供給までのシミュレーションの実施などに努めるものとする。

(3) 物資調達方法

県は、民間小売事業者等から物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との 定期的な協議や検証を行うなど、当該民間小売事業者等との連携の強化を図るものとする。

(4) 応急給水

市町村(水道事業者)は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

(5) 飲料水以外の生活用水の確保

県、市町村及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に

地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

(6) 米穀の備蓄

ア 農林水産省(政策統括官)の備蓄

国による米穀の備蓄については、政府所有米穀の販売等を受託した受託事業体が保管契約 を行った保管事業者の倉庫に保管されている。

災害の発生時に応急用米穀が必要な場合、農林水産省は知事と協議のうえ必要に応じて政府所有米穀を売却するものとされている。

イ 米穀販売事業者の在庫保有

県内の米穀販売事業者に対しては、農林水産省から災害が発生した場合には売却を要請することができる。

なお、県下の米穀販売事業者別「供給可能量」は、「緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果(農林水産省より県関係課へ配付)の6調査品目別、団体別の食料供給者連絡先の6-1 精米」のとおりである。

(7) 食料・生活必需品等の備蓄(県健康福祉部、日本赤十字社熊本県支部)

災害時における応急救助を迅速に実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための応急 救助に要する食料・生活必需品等の救助物資は、県及び日本赤十字社熊本県支部において備蓄 しているが、それらの現状は次のとおりである。

ア 県における備蓄

県における食料・生活必需品等の備蓄物資の在庫場所、物資名及び数量は、資料編第 12-2(1)のとおりである。

イ 日赤県支部における備蓄

日本赤十字社熊本県支部において所管している備蓄救援物資の種類及び数量は、資料編第 12-2(2)のとおりである。

- 3.災害用装備資機材の整備充実(県知事公室、県土木部、県警察本部、市町村、関係 機関)
- (1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

- ア 救出救助用資機材
- イ 照明用資機材
- ウ 災害対策用特殊車両
- 工 交通対策用資機材
- オ 情報収集資機材
- カ その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携(県知事公室、市町村)

県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、 地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係 機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

4.燃料備蓄及び停電対策(県知事公室、県農林水産部、県土木部、関係機関)

県、市町村及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料(ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等)について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、 発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

5.災害復旧用木材の供給(九州森林管理局、県農林水産部)

森林管理局長又は森林管理署長は、災害時において、県知事等から災害復旧用材の供給、被災地における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力する。

6.物資の管理・輸送等(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、 県農林水産部、市町村、関係機関)

県は、市町村からの要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、保有している物資 又は国からの支援等により新たに確保した物資を市町村の指定する拠点まで輸送するため、(公社) 熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)から輸送車両、機材及びノウハウの提供等を受ける とともに、あらかじめ協定を締結した物流事業者等関係機関と連携して、物資の管理・輸送等に努 めるものとする。

広域的な災害発生時において、被災都道府県等からの要請に基づき、被災都道府県等の指定する 拠点まで救援物資を輸送する場合においても、同様とする。

市町村は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、県、市町村は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

- 第14節 避難収容(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、 県農林水産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村)
- 1.緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定(県土木部、県知事公室、県農林水 産部、市町村)
- (1) 緊急避難場所及び避難所
 - ア 広域避難場所(都市計画公園等)の整備計画(県土木部、市町村)

県及び市町村は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大 火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所(都 市計画公園等)の整備計画を検討するものとする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(県知事公室、市町村)

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、平成 28 年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、市町村は、指定の見直しを行うものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、 非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市町村は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

市町村は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(平成29年3月)を参考とするものとする。

指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関

係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海抜の看板等を設置し、平時から防災 訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備し ておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格 に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示す るよう努めるものとする。

(2) 避難路(県土木部、市町村、国土交通省)

ア 避難路の整備計画(県土木部、市町村、国土交通省)

国、県及び市町村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、国及び県は、市町村と連携して避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点(物資輸送拠点、情報発信拠点等)の役割を担う道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定(市町村)

市町村は、指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

(3) 避難所の環境整備等(県知事公室、県健康福祉部、県土木部、市町村)

市町村は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等(非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等)の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活 の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(4) 都市農地の避難場所等への活用(市町村)

市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(5) 近隣市町村における指定緊急避難場所の設置

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2.避難指示等の発令の判断基準の整理(県知事公室、市町村)

市町村は、避難指示等(高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する)を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準(具体的な考え方)について、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。なお、令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、特に球磨川流域の市町村においては、国の助言を受け、「球磨川水害タイムライン」の不断の見直しに取り組むものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準 等が適切かどうか確認を行うものとする。

なお、県は、避難指示等の発令基準の策定状況を調査し、全市町村の策定等に向け、指導・助 言を行うものとする。

また、市町村は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3.避難誘導の事前措置(県知事公室、県総務部、県健康福祉部、県教育庁、 県警察本部、市町村、消防機関、関係機関)

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

市町村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

県、市町村は、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

また、市町村は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 市町村は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- (ウ) 避難指示等の伝達方法
- (エ) 避難後の心構え

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

- イ 県及び市町村は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップ の整備に取り組むものとする。
- ウ 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との 広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との 協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、 災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するもの とする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、デパート、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市町村長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(6) 児童生徒等の対策

県、市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡 しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(7) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、市町村担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

4. 速やかな避難所開設のための体制構築(県知事公室、県健康福祉部、市町村) 市町村は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等 発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

市町村は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所 運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5.避難所運営マニュアルの作成等(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、 市町村)

市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

県は、市町村の速やかなマニュアル作成のため避難所運営ガイドラインや災害時の栄養管理ガイドライン等を整備するとともに、市町村職員を対象とした研修を行うものとする。

また、県及び市町村は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

6.避難所における男女共同参画の推進(県環境生活部、市町村)

県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及 び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推 進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

- 7.避難所におけるボランティア等の受入れ(県知事公室、県健康福祉部、市町村) 県及び市町村は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所 におけるボランティア等の受入方法や役割(業務)を明確にしておくものとする。
- 8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応(県知事公室、市町村)

市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者(以下「避難所外避難者」という。)を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

9. 避難の受入れ(県健康福祉部、市町村)

市町村は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10. 応急仮設住宅建設予定場所の選定(県健康福祉部、県土木部、市町村)

市町村は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生のリスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、 災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

県は、応急仮設住宅建設予定地の確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の確保状況の把握・調整を行うものとする。

また、県、市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11. 帰宅困難者対策(県知事公室、市町村)

県、市町村は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者(帰宅困難者)が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 県民への啓発

県、市町村は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

県、市町村は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員 や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等に ついて、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成 を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

市町村は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

(4) 情報提供体制の整備

県、市町村は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

県、市町村は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段(災害伝言ダイヤル(171) や災害用伝言板(web171)等)の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

県、市町村は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

12.孤立化地域対策(県知事公室、市町村)

県、市町村は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備(衛星携帯電話等)の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

13.被災した飼養動物の保護収容に関する対策(県健康福祉部、市町村)

県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

14.施設の災害予防対策の推進(県健康福祉部)

県及び市町村は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を

必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を 含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

15.新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等への対応について(県健康 福祉部、市町村)

県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局(県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、八ザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第 1 5 節 避難行動要支援者等支援(県知事公室、県健康福祉部、 市町村)

避難行動要支援者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、 特に避難支援を要する者)等の避難支援対策は、本節の定めるところによる。

1.避難行動要支援者等支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

市町村は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置(以下「避難支援等」という。)について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、 避難行動要支援者名簿(データ)のバックアップ体制(紙媒体、複数の保管場所など)を構築す るとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

市町村は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は市町村条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を 工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、市町村は、自助、地域(近隣)の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市町村は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関(消防団、警察を含む。)、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者(福祉タクシー等)、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者(福祉タクシー等)等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市町村は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、県及び市町村は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー等)の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、市町村は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから 地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市町村や自主防災組織・自治会等 は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促す とともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関 係者を拡大するための取組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、市町村は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、 避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や 避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活 用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ 安否確認の体制づくり

市町村は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体(障がい者団体、患者団体、老人クラブ等)等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市町村及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市町村は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所(福祉避難所)の指定を進めるものとする。

併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との 連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市町村は福祉避難所運営マニュアルをあらか じめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市町村のマニュアル作成のためのモデルを 作成するものとする。

県は、県全体の福祉避難所の指定状況の把握調整を行い、福祉避難所の人員確保を図るため、 関係団体との連携に努めるものとする。

また、県は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定の締結や、宿泊施設提供事業マニュアルの作成など、関係団体と連携して必要な取組みを行うものとする。

(6) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、 布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障 がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

(7) 熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DСAT)の派遣体制の整備

県は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、指定避難所、福祉避難所等において、福祉ニーズの把握や福祉的トリアージ、福祉サービスの提供及び廃用症

候群の予防などを行う熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)の派遣に備え、研修を実施 するなど体制を整備するものとする。

2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(1) 避難支援計画の策定

市町村は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、 避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める とともに、細目的な部分も含め、市町村地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものと する。

また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報 (氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等)を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職,社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや 更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新すると ともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避 難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は実効性の高い個別避難計画の策定や訓練実施 を支援するものとする。

なお、個別避難計画は、市町村の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月内閣府策定)」を参考とするものとする。

(2) 避難行動要支援者支援班の設置

市町村は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉部局を中心とした 横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

県は、災害時における市町村の避難支援状況等の状況を適宜把握し、必要に応じて助言や支援を行うものとする。

(3) 避難行動要支援者情報の取扱い

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・ 児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要 支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めに基づき、あらか じめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、市町村内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策 会議(仮称)等の設置が考えられる。

さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。

第16節 医療保健(県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等)

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの 傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重 要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足によ り、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から県、市町村及び医療関係 機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1.医療施設の安全性の確保

- (1) 県は、医療機関の管理者に対し、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導を行う。
- (2) 県は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取り扱う医療施設の管理者に対しては、災害の発生時におけるこれらの物の取り扱いについて 指導を行う。
- 2. 医療施設等における非常用電源等の確保
- (1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- (2) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

3.災害時における医療救護体制の整備

- (1) 体制整備の基本的考え方
 - ア 県は、災害時医療救護マニュアル等を整備し、災害による被害の規模に応じ、二次保健 医療圏(保健所)における災害時医療体制の整備に努める。
 - イ 県は、被災地域内の救護所や医療機関で対応できない重症者等に対応するため、県内各地域の災害拠点病院等の機能強化を図るなど、重症患者の受入れに関する後方支援体制の整備を促進するよう努めるものとする。
 - ウ 県は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への医療施設等の登録を促進する とともに、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を 定期的に行うものとする。また、県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を 維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信

手段の確保に努めるものとする。

併せて、県、県医師会、熊本大学病院は、災害によるカルテ消失等に備え、既往歴、処方歴、検査データ等の速やかな参照が可能な「熊本県地域医療等情報ネットワーク」への 医療機関等の加入を促進するものとする。

- エ 県は、熊本県保健医療推進協議会、二次保健医療圏毎の地域保健医療推進協議会、救急 医療専門部会及び地域災害医療対策会議等を通じて、日頃から災害時の医療に関係する諸 機関・団体等の連携強化に努める。
- オ 市町村は小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。
- カ 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の 収集、 発信方法、救急患者の受け入れ方法、医療チーム等の派遣方法等を記したマニュア ルの作成に努める。

(2) 保健医療体制の整備

- ア 県は、あらかじめ保健医療調整本部の体制について、定めておくものとする。
- イ 県は、各医療関係団体間における県内及び県外との災害時の相互支援に関する協定等の 締結状況を把握する。
- ウ 県は、あらかじめ日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、 県看護協会等医療関係団体及び陸上自衛隊熊本病院の災害時における保健医療救護体制、 特に緊急派遣が可能な災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)等の編成状況等 の把握に努めるとともに、DMAT等及びドクターへリに関する派遣計画の作成等により 保健医療活動の総合調整を行うものとする。
- エ 市町村立病院等を設置する市町村にあっては、あらかじめ職員による医療救護班等を編成しておく。

また、県はあらかじめ各市町村の医療救護班等の編成状況の把握に努める。

- オー日赤県支部は、指定公共機関として医療救護体制を整備する。
- カ 県医師会、県歯科医師会及び県薬剤師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整 備する。
- キ 災害拠点病院(資料編参照)は、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の 編成に努めるとともに傷病者の受入体制や医療用資器材の貸出し機能を整備する。

また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

- ク 県は、DMATを保有する病院のうち、DMATの派遣に協力する意志のある病院をDMAT指定医療機関(資料編参照)に指定し、派遣に関する協定を締結する。
- ケ DMAT指定医療機関は、実働可能なDMATの確保に努めるとともに、DMAT隊員である医師の中から統括DMAT 1を確保するよう努めるものとする。

1「統括DMAT」

厚生労働省が実施する「統括DMAT」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。 統括DMATは、通常時には、DMATに関する研修や県の災害医療体制に関する助 言等を行い、災害時には、DMATの活動方針の決定やDMATの指揮、関係機関との 調整等を行う。

- コ 県は、災害派遣精神医療チーム(以下「DPAT」という。)の派遣に協力する精神科医療機関と派遣に関する協定を締結し、国又は県が実施する研修や訓練等を通じて、派遣調整を行う体制を整備する。
- サ 県は、協定を締結したDPATの中で、発災からおおむね48時間以内に、県外の被災地域においても活動ができるDPATを国へ先遣隊として登録し、国又は県が実施する研修や訓練に参加させるものとする。
- シ 県は、実動可能なDPATの確保に努めるとともに、精神科医師の中からDPAT統括者 2を確保するように努めるものとする。

2「DPAT統括者」

厚生労働省が実施する「DPAT統括者」研修を終了し、厚生労働省に登録された者。 DPAT統括者は、通常時には、DPATに関する研修や県の災害医療体制に関する助 言等を行い、災害時には、DPATの活動方針の決定やDPATの指揮、関係機関との 調整等を行う。

- ス 県は、医療機関と協力し、広域災害時における DMAT等の派遣及び受入体制の整備を 進める。
- セ 県は、県内外から参集する医療チームの受入や派遣に関しコーディネート機能を担う 「災害医療コーディネーター」を設置し、医療チームの派遣・調整に係る初動医療体制 の整備を進めるものとする。
- ソ 県は、主に、急性期の活動を担う DMATから中長期的な活動を担う医療チームへの円 滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーターの設置や訓練等を通じて、派遣調整を 行う体制の整備に努めるものとする。
- タ 県は、県薬剤師会と連携して、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、薬剤師活動及び医薬品供給に関する支援及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための調整機能を担う、災害薬事コーディネーターを養成するものとする。
- チ 県は、協定に基づき県看護協会と連携して、災害支援ナースの派遣及び受入体制を整備する。
- ツ 公的病院等においては、熊本県公的病院災害ネットワークにより相互の連携を図り、応 援体制を整備する。
- テ 熊本大学病院は、特定機能病院として機能強化を図り、重篤な傷病者の受入れ体制を整備する。
- ト 各機関、団体は災害に備え医療チーム等の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候 群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。
- ナ 各機関、団体は大規模な災害に備え患者の受け入れ訓練等を適宜実施する。

4.災害時における救急患者等の搬送体制の確保

(1) 県は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者の搬送のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

- (2) 県は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に関係する機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。
- (3) 県は、広域医療搬送に備えて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な空港、大規模な空き地等をあらかじめ抽出し、当該施設の管理者と災害時における施設の使用等について調整を図るものとする。

なお、これらの広域医療搬送拠点には、関係機関(厚生労働省、日本赤十字社、消防機関、DMAT指定医療機関等)と協力しつつ、傷病者の広域医療搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく搬送順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備(航空搬送拠点臨時医療施設(SCU))を確保するものとする。

また、当該施設の運用計画の策定に努めるものとする。

5.災害時における医療ボランティアとの連携

県は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

- 6.災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等(以下「医薬品等」という。)の安 定供給の確保対策
- (1) 県は、災害時における医薬品等の供給、医療機器の修理・交換等に関する情報収集及び伝達 のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- (2) 県は、初動医療のための医薬品等(6千人分)を県内6カ所に1千人分ずつ分散して備蓄するものとする。備蓄の現状は資料編のとおりである。

なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。

- (3) 県は、災害時の医薬品等の確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- (4) 県は、災害時における医薬品等の搬送車両の規制除外車両の届出状況の把握に努めるとともに、陸上交通遮断等を想定し、船舶の確保あるいは防災消防へリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の活用を含めて、医薬品等の搬送体制の確保を図るものとする。
- (5) 他県からの医薬品等応援物資の受け入れ、他県への支援の際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等との連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。

- (6) 県は、医薬品等の供給確保を図るうえで必要な事項について、医薬品等供給関係団体との間で協定を締結し、適宜、協定内容の充実・強化に努めるものとする。
- (7) 断水に伴い、被災市町村が自ら応急的な医療用水の供給が困難な場合の県の窓口は、健康福祉部健康局医療政策課とする。県は、自衛隊等と連携し、医療機関への給水体制の確保に努めるものとする。

7.災害時における後方支援体制の確保

(1) 被災地域外医療機関等の協力確保

県は、被災地域内の医療活動で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災 害時救急医療を確保するため、県内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

(2) 「九州・山口9県災害時応援協定」等の運用

県は、県単独で対処することが困難な規模の災害が発生した場合における医療を確保するため、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県との災害時の相互協力体制の確立に努めるものとする。

8. 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

県及び市町村は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を 実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

ア 県及び市町村は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

イ 県は、災害時の防疫活動に必要な医薬品等の供給に支障を来さないよう、日頃より各関 係団体等から医薬品等の需給状況について情報収集を行うものとする。

また、県は、緊急時における消毒等の防疫活動のための薬剤、機器、機材を各保健所に 備蓄するものとする。

ウ 市町村は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な 防疫計画を立てておくものとする。

(3) 検病体制の整備

県は、あらかじめ災害時における検病調査班を編成するものとする。

(4) 近隣県等との応援体制

県は、あらかじめ災害時における近隣県や関係団体との防疫体制に関する応援体制の整備を 図るものとする。

9. 個別疾患等に対する医療の確保

(1) 難病、人工透析

ア 県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、 透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。

イ 県は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊婦、新生児

県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、災害時の医療機関における受入体制の確保に努めるものとする。

10. 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第17節 災害ボランティア(県関係各部、関係機関)

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人一人に対するきめ細やかな 支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。 災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を 展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県(以下「県」という。)、熊本県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)並びにくまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)(以下これらを「NPO等のボランティア団体ネットワーク」という。)は、平時から連携し、日本赤十字社熊本県支部(以下「日赤県支部」という。)及び熊本県共同募金会(以下「県共募」という。)との情報共有に努めながら、以下の取組みを積極的に推進する。

1.地域福祉の推進

市町村は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、市町村や市町村社協は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。 さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2. 関係機関との協働体制の構築

(1) 県、県社協、NPO等のボランティア団体ネットワーク、日赤県支部、県共募等の関係機関は、平時から相互の役割を明確にし、定期的な連携会議の開催や各種災害を想定した訓練等を共同で実施するなど、連携強化に努めるものとする。

また、県は、市町村と市町村社協、NPO等のボランティア団体等に対して、その連携の在り方について、ガイドラインを示すなどにより支援するものとする。

(2) 市町村や市町村社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3.災害ボランティアの養成・登録及び体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク、県社協及び市町村社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び市町村社協は、県や市町村の支援のもとで、災害発生時にボランティアの 需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリ ーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

県社協や市町村社協は、県や市町村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての 理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連 絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市町村社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を 事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

県社協は、災害時に市町村社協又は複数の市町村社協で設置する被災地災害ボランティアセンター(以下「被災地センター」という)による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市町村社協を支援する。また、県は、被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

市町村社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者 支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボラン ティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

[参考] 県による専門ボランティア登録制度

県において、養成又は登録を行っている専門ボランティアは、次のとおり。

(令和2年12月31日現在)

		登録種	卽	熊本県被災建築物応急		熊本県被災宅地危険度
					砂防ボランティア登録制度	
				危険度判定士認定制度		判定士認定制度
登釒	渌制度	開始時	芽期	平成8年5月	平成9年7月	平成10年 3 月
登	録	資	格	習受講者	(斜面判定士資格を所 有することが望まし い。)	地方公共団体等の職員や 1級土木施工管理技士等 で、土木・建築技術に関す る実務経験を有する者で 講習受講者
登	録	者	数	1,600人	161人	943人
研	修	の内	容	随時講習会及び実地訓練 を実施	年一回講習会及び現地 研修会を開催	随時講習会実施
活	動	内	容	地震による彼災建築物の 合除度の判定	丁 少	地震等により被災した宅 地の危険度判定
そ	(ರ್	他		熊本県砂防ボランティ ア協会 (任意団体)を作 っている	

4.ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外の社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るなど、受入体制の整備を行うものとする。市町村社協においても同様に、平時から他市町村社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、県や市町村、県社協や市町村社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

5.災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、 土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る 広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第18節 災害対策基金等管理(県総務部、県健康福祉部)

本節は、災害発生に際し、県が災害対策に要する経費及び災害救助関係の経費の財源に充てるため、災害基金等及び災害救助基金(以下「救助基金」という。)の積立を行い、適切な管理運用を図るものである。

1.災害基金等の積立(県総務部)

県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、熊本県災害基金条例(昭和32年条例第59号)を定め、災害基金を設置し、基金の確保及び的確な運用にあたっているが、その概要は次のとおりである。

(1) 基金の積立額

毎年度予算で定める額

(2) 基金の管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実な方法により保管する。なお、必要に応じ確実な有価証券に代えることができる。

(3) 基金の処分

災害の復旧に要する経費、その他災害に関連する経費の財源に充てるときに処分することができる。

なお、「災害により生じた減収をうめるための財源」としては、熊本県財政調整基金条例(昭和36年条例第14号)に基づく基金から充てることができる。

2 . 災害救助基金の積立(県健康福祉部)

県は、災害救助法の規定に基づき、災害救助基金を設置し、管理運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

(1) 基金の積立額

災害救助法第23 条の規定により、災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000 分の5に相当する額から、当該額に熊本市の人口割合を乗じて得た額を減じて得た額を積み立てる。なお、同法適用により救助費として当該基金を取り崩した場合のようにその額が最少額に達しない場合は、その最少額までを積み立てる。ただし、当該年度の積立額が災害救助基金の最少額の1/5を超える場合は、その金額までを積み立てることもできる。

(2) 基金の管理運用

ア 災害救助基金から生ずる収入並びに災害救助法に基づく国庫負担金の超過額は、災害救助 基金に繰入れるものとしている。

イ 災害救助基金は、確実な銀行への預金、その他確実な債権の応募または買入、被服、寝具 等給与品の事前購入の方法により運用することとしている。

第19節 防災関係機関等における業務継続計画(県全部局、市町村、 防災関係機関等)

県、市町村及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、 業務継続計画(BCP)を定めるものとする。

なお、県及び市町村は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画(BCP)の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第20節 受援計画(県全部局、防災関係機関)

1.受援計画の策定

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては、県及び市町村において次の事項((4)は県のみ策定)について定めておくものとする。

- (1) 総括(共通)
 - ア 応援要請の手順
 - イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割
 - ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

- ア 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員(勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。)が行う業務の明確化
 - (イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
- イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材(通信・OA機器、交通手段、燃料)、水・ 食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

- ア 調達先の確認・確保、要請手順
- イ 受入拠点の確保
- ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制
- (4) 被災市町村への支援
 - ア 応援組織の設置
 - イ 市町村の受援対象業務の把握
 - ウ 県内市町村や他都道府県等との連絡収集体制
 - エ 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ
 - オ 体制が十分でない市町村への受援業務の支援 職員派遣による被災市町村へのニーズ把握

2.応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

県及び市町村は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

県及び市町村は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第 3 章

災害 応急 対策

第1節 組織(県、関係機関)

1. 防災組織

(1) 防災会議

本県の地域における防災を総合的に推進するための組織として、熊本県防災会議があり、国の 段階においては、中央防災会議、市町村の段階では、市町村防災会議が設置されている。

【熊本県防災会議】

熊本県の防災を総合的に推進するために、知事を会長として災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長及び自主防災組織を構成する者又は学識経験者を委員として組織するものであり、本県の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、知事の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること等を任務とする。

(2) 災害対策本部

災害対策基本法第23条の3、第24条、第28条の2及び第107条の規定に基づき、災害発生のおそれ、又は、災害時における防災活動を強力に推進するため、国においては、特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部を、災害対策基本法第23条及び第23条の2に基づき、県及び市町村においてはそれぞれ災害対策本部を設置する。

【熊本県災害対策本部】

災害が発生し、又は、災害発生のおそれがある場合に、知事を本部長として(但し、知事に事故があった場合は、副知事、総務部長の順位で指揮を執るものとする。)、県の職員(県教育委員会及び県警察本部を含む。)で構成するものであり、その所掌事務として、水防、消防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を実施する。また、これらの活動を実施するため、本部に対策部並びに県下11地域に地方災害対策本部を設置し、それぞれ本部の事務を分掌させる。なお、地方災害対策本部については、広域本部が広域的な人員調整等を通じ、その活動を支援する。

		名称	位 置	所管区域	広域支援体制	
		熊本地方災害対策本部	県央広域本部土木部	熊本市		
	熊	宇城地方災害対策本部	宇城地域振興局	宇土市、宇城市及び下益城郡	県央広域本部	
		上益城地方災害対策本部	上益城地域振興局	上益城郡		
熊	本	玉名地方災害対策本部	玉名地域振興局	玉名市、荒尾市及び玉名郡		
単	現	鹿本地方災害対策本部	鹿本地域振興局	山鹿市	県北広域本部	
庁	地	菊池地方災害対策本部	県北広域本部	菊池市、合志市及び菊池郡		
内	災害	阿蘇地方災害対策本部	阿蘇地域振興局	阿蘇市及び阿蘇郡		
	対対	八代地方災害対策本部	県南広域本部	八代市及び八代郡		
	策	芦北地方災害対策本部	芦北地域振興局	水俣市及び芦北郡	県南広域本部	
	本	球磨地方災害対策本部	球磨地域振興局	人吉市及び球磨郡		
	部	天草地方災害対策本部	天草広域本部	天草市、上天草市及び天草郡	天草広域本部	

2.熊本県の災害対策系統

(1) 熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統

熊本県の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、熊本県災害対策本部と熊本

県防災会議を構成する防災関係機関等は、県内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進をはかるため、相互に緊密な連絡協調をはかるとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動等を実施するものとする。

電 記 代 383-11 直 333-21 災害応急復 用無線 01409-9400 知事部局(出 納局、企業局 を含む) 教育長代 383-11 代 383-11 代 383-11 代 383-11 代 383-11	1 5 H	大力 大力 大力 大力 大力 大力 九九九九九九九九 大九九九 大九九九 大九九九九九九九 大九九九 大九九九九九九九 大九九九 大九九九九九九九九 大九九九九九九九九九 大九九九九九九九九 大九九九九九九九九 大九九九 大九九九 大九九九 大九九九 大九九九 大九九九 大九九九 大九九九 大九九 大九 大九 大九 大九 大九 大九 大九 大九 大九 大 大 大 大 大 大 大 大	電話 092-622-5000 326-7334 353-6351 284-8001 211-9111 328-3500 092-471-6331 092-482-5405 092-482-5927 211-1701 324-3283 369-3188 0964-52-3104 232-2853 214-0311 368-2172 092-411-7881	
		自衛隊 陸上自衛隊 第8 師団 熊本県市長会 市町村及び消防機関代表 ** ** 財代表 ** ** ** 前の機関である。 ** ** ** 前の機関である。 ** ** ** 前の機関である。 ** ** ** 前の時間である。 ** ** ** はいまる。 ** ** ** はいまる。 ** ** **	343-3141 331-0008 368-0011 328-2490 363-0119	
		西日本郵客鉄道珠式会社 九州本本 郵客鉄道 株式会社 社縣 本 全社 机州本 支支支支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支 支	0965-39-0711 328-5252 351-3952 386-2208 386-2307 387-6770 321-3083 359-9501 326-8203 384-2100	
		西部 ガス 株式 会 社社 代表 会 社社 社 法 会 会 会 社社 社 送 本 ビ ス 会 会 会 社 社 社 会 会 会 社 社 社 送 本 ビ ス 会 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	370-8617 369-3968 352-9694 202-3350 0969-73-2103 361-3332 328-5543 351-1120 363-6111 359-1111 353-3131 354-3838 369-3203 381-3131	
		社会福祉法人熊本県社会福祉協議会一般社団法人熊本県歯科医師会公益社団法人熊本県薬剤師会一般社団法人熊本県建設業協会	324-5454 343-8020 370-5800 366-5111	

(2) 熊本県災害対策本部と熊本県水防本部との相互関係及び連携

災害の種類は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等(災害対策基本法第2条)であるが、これに対処するための組織として、災害対策基本法に基づく熊本県災害対策本部と、一方洪水又は高潮による水災に対処するための水防法に基づく熊本県水防本部とがあるが、これらの相互関係については、災害対策の一元的推進を図る観点から、知事においてその設置運営を統制する。

また、熊本県災害対策本部と熊本県水防本部は、連携を密にし、事務処理にあたるものとする。地方災害対策本部と水防区本部においても同様とする。

(3) 熊本県災害対策本部と熊本県石油コンビナート等防災本部との相互関係

石油コンビナート等における災害に対処するための組織として石油コンビナート等災害防止法に基づく熊本県石油コンビナート等防災本部と、一方災害対策基本法に基づく熊本県災害対策本部とがあるが、これらの相互関係は石油コンビナートの区域における防災の重要性特殊性にかんがみ、熊本県災害対策本部とは別に、熊本県石油コンビナート等防災本部を設置する。

3.熊本県災害対策本部

熊本県災害対策本部の組織及び編成等は、「熊本県災害対策本部条例」及び「熊本県災害対策本 部規程」等の定めるところによる。

(1) 設置基準

ア 熊本県災害対策本部

- ・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合(自動設置)
- ・県内で大津波警報が発表された場合(自動設置)
- ・県内に特別警報(ただし、地震動に関する特別警報を除く。)が発表された場合(自動設置)
- ・災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急 対策を必要とする場合。
- ・前記のほか、激甚災害で、特に応急対策を実施する必要がある場合。

イ 熊本県現地災害対策本部

災害地が災害対策本部から遠隔地の場合、また本部と地方災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じ主要災害地に設置する。

ウ 地方災害対策本部

- ・管内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合(自動設置)
- ・管内で大津波警報が発表された場合(自動設置)
- ・管内に特別警報(ただし、地震動に関する特別警報を除く。)が発表された場合(自動設置) なお、火山に関する特別警報にあっては、阿蘇地方災害対策本部に限る。
- ・県災害対策本部が設置を指示した場合
- ・管内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、地域振興局長又は熊本土木事務所 長が地方災害対策本部を構成する地方機関の長と設置について協議し、設置が必要とされた 場合

なお、地方災害対策本部を設置したときは、地方災害対策本部長は、速やかに県災害対策本部及び広域本部にその旨を報告するものとし、広域本部長は、所管区域内の地域振興局等の人員調整を行い、地方災害対策本部が行う活動を広域的に支援する。

(2) 編成

ア 熊本県災害対策本部(本庁)

本部長(知事)は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは、対策部を置く。ただし、災害の種類又は規模により必要な対策部のみを置くことができる。

対策部に対策部長、対策副部長、班長、副班長、班員を置く。

各対策部長は、本部員(総務対策部にあっては、総務部長)をもって充て、対策副部長は、本部長が指名した者をもって充て、班長、副班長及び班員は、関係課等に所属する職員のうちから本部長が指名する者とする。

各対策部において、必要な対策等を策定したときは、本部に合議するものとし、本部は必要 に応じその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。

本部の事務を処理するため本部室を置くものとする。

イ 熊本県現地災害対策本部

現地本部長は、副本部長又は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

現地本部員は現地本部長が、各対策部所属の職員及び県等の出先機関の職員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 地方災害対策本部(地域振興局及び熊本土木事務所)

地方対策本部長は、地域振興局長(熊本市の区域にあっては、県央広域本部土木部長)とし、 副本部長は、地域振興局次長(熊本市の区域にあっては、県央広域本部土木部副部長)をもっ て充てる。

その他地方災害対策本部の組織等に関し必要な事項は、県本部会議及び本部室の組織等に準 じてそれぞれ地方災害対策本部長が定めるものとする。

広域本部長は、所管区域内の地域振興局等の人員調整を行い、地方災害対策本部が行う活動 を広域的に支援する。

警察署長は、県警察本部長の命を受け、かつ地方災害対策本部長と緊密な連絡のもとに、所 轄区域の災害警備に当たるものとする。

土木対策部 岩 農林水産対策部 岦 觀光交流政策班 外国人支援班 觀光交流政策課 觀光統興課 觀光統興報 觀光振興班 歐路拡大ビジネス班 観光戦略対策部 扭 危機管理的災課長,消防保安課長 総務班 (危機管理的災課) 消防班 (消防保安課) 消防班 (消防保安課) 市町村班 (市町村課) 市町村班 (市町村課) 適路班 (道路保全課) 商工政策班商工機会融班労働雇用創生班労働雇用創生班産業支援班エネルギー政策班企業立地班 商工労働対策部 ₩ 喦 扭 上 刪 る 岦 地方災害対策本部 本地方災害 対策本部 危機管理監 宇玉鹿菊阿上八芦球天益 雄 城名本池蘇城代北磨草 環境生活対策部 Щ 嵷 本部室 に常駐 する塔 [M] 災害警備対策部 岩 物資調達·輸送班 健康福祉政策課 消費生活課 商工政策課 健康福祉対策部 盐 教育総務班 (教育政策課) 社会教育班 社会教育班 社会教育第 人格同和教育課 人 化 班 在 放 化 班 底 以 化 班 高校教育研 壽務教育班 学校安全·安心推進班 体育保健班 教育対策部 岩 農林水産部長 土木部長 会計管理者 企業局長 教育長 警察本部長 企画振興対策部 蚩 艦 企業対策部 చ 継 汨 <# 出 熊本県災害対策本部組織図 絽 総務対策部 品 会 計 班 管理調達班 出納対策部 분 副本部長 本部長 岩 絽

災害対策部の分掌事務 各災害対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりである。

対策部	3名	各 班 名		分 掌 事 務
		総務班	1	本部会議に関する事項
		(危機管理防災課)	2	災害情報の収集および分析に関する事項
			3	本部長及び副本部長の災害地視察に関する事項
			4	各部課(所)および各省庁関係機関との連絡調整に関する事項
			5	被害調書の作成および中央機関への要望ならびに報告に関する事項
			6	災害対策経費の取りまとめに関する事項
				災害日誌および災害記録に関する事項
				自衛隊等の派遣要請に関する事項
			9	ヘリコプター運用調整に関する事項
			10	災害応急措置の業務命令に関する事項
			11	防災行政無線設備の運営管理に関する事項
			12	非常無線通信に関する事項
				被災市町村への情報連絡員の派遣に関する事項
				電気、ガス、石油等のエネルギー確保に関する事項
				他班に属さない事項ならびに特に本部長が指示する事項
		消防切织		県内消防本部との連絡調整に関する事項
		(消防保安課)	2	総務省消防庁との連絡調整に関する事項
			3	消防活動における県内応援及び緊急消防援助隊の派遣に関する事項
			4	防災消防ヘリコプターの運用及び他県からのヘリコプターの応援に関する事
			-	項 WED TO LEAVE THE TO LEAVE A TO
		±y ⇒ 1/17		消防応援活動調整本部の運営に関する事項
		秘 書 班 (秘書グループ)	1	二役の秘書に関する事項 災害調査団に関する事項
_	$\overline{}$	(秘 書 グ ル ー ブ) 		災害見舞者の応接に関する事項 災害見舞者の応接に関する事項
	知			防災功労者に対する表彰ならびに感謝状等に関する事項
	事 公	広 報 班		災害状況等の公表に関する事項
	室	(広報グループ)	2	災害写真に関する事項
総	•		3	その他災害の広報に関する事項
7分 署	総務	人 事 班	1	職員の安否確認に関する事項
1 7 1	部	(人 事 課)	2	庁内職員の人員調整に関する事項
立仅	・ 各		3	職員の動員に関する事項
₹	種		4	指定行政機関等に対する職員の派遣要請及びあっ旋依頼に関する事項
3	委員	財 政 班	1	災害経費の予算措置に関する事項
5	会	(財政課)	2	災害に係わる県議会に関する事項
	_	県 政 情 報 文 書 班	1	熊本県立大学の災害調査及び対策に関する事項
		(県政情報文書課)		
		私 学 振 興 班	1	私立学校等の災害調査および対策に関する事項
		(私 学 振 興 課) 総 務 厚 生 班	1	災害時の職員の健康支援に関する事項
		総務厚生課		災害時の職員の健康又抜に関する事項 職員への見舞金等の給付に関する事項
		「		職員への兄妹並等の紹内に関する事項 県有財産の被害調査および応急対策に関する事項
		(財産経営課)	2	災害時の配車計画および車輌の確保に関する事項
		[県外等からの応援職員の受入所属との居住・宿泊場所の調整に関する事項
		税 務 班	1	県税の減免等に関する事項
		(税務課)		災害に係る税務課の分掌事務に関する事項
		市 町 村 班		被災市町村の行政機能確認に関する事項
		(市町村課)		市町村の災害情報収集に関する事項
				県外等からの応援職員の被災市町村への派遣調整に関する事項
				被災市町村の行財政の調査・支援に関する事項
		外 部 対 応 ・ 応 援 班 くまモングループ		当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 他班の応援に関する事項
		くまモフグルーフ 人事委員会事務局		他班の心族に関する事項 外部からの問合せ対応等に関する事項
		八事安員云事務局 監査委員事務局	J	ᇧᄜᇄᆺᇬᆁᆸᇉᇧᄱᅜᄗᅜᄧᄼᇰᆍᄷ
		労働委員会事務局		
		議会事務局		
1		人的受援 · 応援班	1	県職員の派遣、県外等からの応援職員の受入れに関する事項
		6機管理防災課 7	2	市町村支援が必要な業務・人数の把握及び市町村への職員派遣の調整に関す
		人事課		る事項
		市町村課		

対策部名	各班名	分 掌 事 務
企画振興対策部 (企画振興部)	地域振興課文化企画・世界遺産推進課	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
	健康福祉政策班(健康福祉政策課)教助班(健康福祉政策課)健康福祉政策課)健康危機管理課	1 健康福祉政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 1 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 2 日本赤十字社熊本県支部との連絡に関する事項 3 義援金品、見舞品等の受付配分及び輸送並びに見舞品等の保管に関する事項 4 救助状況の報告に関する事項 1 防疫に関する事項 2 食品衛生に関する事項 3 被災した飼養動物対策に関する事項
健康福祉対策部(健康福祉部)	障がい者支援課) 薬務衛生班 (薬務衛生課) 保健衛生 。	 災害時の応急医療に関する事項 医療関係者の動員及び指示に関する事項 高齢者に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 障がい者支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 医薬品等の調達及び供給に関する事項 広域火葬の実施に関すること 避難住民に対する保健衛生に関する事項
	・地域ケワ推進課 ・地域ケワ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 1 当該課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項 1 備蓄物資の避難所への輸送に関する事項 2 災害救助法に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 3 企業・団体との協定に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 4 米穀、農畜産物等の調達・供給に関する事項

対策部名	各 班 名	分 掌 事 務
環境生活対策部 (環境生活部)	環(水(廃(くく)外(関連の関連の関連のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1 環境政策課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 1 飲料水施設並びに供給に関する事項 1 廃棄物処理に関する事項 1 くらしの安全推進課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項
商工労働対策部(商工労働部)	商(商(労(産(エ(企(下、金、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1 商工労働対策部の総括に関する事項 2 商工政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 1 商工振興金融課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 1 労働雇用創生課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 労働力の確保および供給に関する事項 1 産業支援課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 1 エネルギー政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 1 企業立地課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
観光戦略対策部 (観光戦略部)	観光 (観光 張 班) 外 (観光 大 元 政 策 課 明) 外 (観光 大 元 政 課 間 光 光 振 興 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 光 表 元 派 興 課 ス 現 (観 光 光 大 ビジネス 課) 班 (販路拡大ビジネス 課)	 観光戦略対策部の総括に関する事項 観光交流政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 外国人被災者の状況(国籍、性別、人数等)及び避難状況の把握 避難所における外国人支援に関する事項 県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項 駐日外国公館(大使館・領事館)等との連絡調整・帰国支援に関する事項 観光企画課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 観光振興課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 販路拡大じジ 初課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項

対策	部名			各	班	名							5	<u>}</u>		掌		Ę	F		務					
		曲	林	7K	产	政	笛 75	_∓ 1	農林																	
						政策						策課	の :	分掌	事系	务に	係る	5災:	害予	防ま	; よ?	ゾ災	害师	きる	対策	に関
		4	ſ	本	支	援	到	<u> </u>	する 被害			产業	老	等 (-	♦ ♦	ナス	融 徨	§ (,-	朝古	ス重	百百					
			団			援) 2														災害	応急	拉角	策に	関す
		`			~		H-II	'	る事		~	,,	•		3,3 .	_ ,,,,,	- ,	`_	, ,,,			` _	, , ,	3.7.3	,,,,,	124,
						゙゙゙ジネ							゚ネ	ス課	の 分	分掌	事務	別に	係る	災害	予	防及	びジ	害災	応急	対策
		-		アク 業		゙゙ジネ. ***			に関 被災				ΔI	7十 小六	· ı— 🖪	III -	ᄀᄅ	5 T Z								
		農(技技	析 術			饭火 農業										济 乃	75%	害。	た急	対策	5 (T.)	刺す	る事
			,,,	214					項		J HAIN		•	3 - 37.	– .	J. O			,,,,		` — .		,,,,,,,			J.
		農		全	袁	芸			応急																	
		(農	産	袁	芸	課)	2	農産 項	園艺	:課(の分	'军	事務	i IC (i	糸る	災洼	予		ひり	き害り	心急	对员	をに	関す	る事
		畜			産		Ð	<u>.</u> 1	飼料	· の確	≇保1	こ関	ਰ	る事	頂											
		(3	畜	産	課			畜産							する	事項	Ę								
								3	被災														 .			
								4																		事項
						手支						手支	援	課の	分寫	掌事	務に	係	る災	害予	防力	及び	災暑		急対	策に
		農		・ <u>北</u> 寸		手支护 画	_		関す 土地			至に	 11 −	オス	三山 名	タの	あっ	、抗	一思	l 라 2	東西	百				
		Æ (村		画画																	急文	寸策	に関	する
農	$\overline{}$								事項	 !			-						-							, , _
林	農	農		也	整	備			農地															事]	頁	
水	林	(農	地	整	備	課)	2	農地															1 44	一思	する
産対	水 産							٦	事項		サーボリ	נל לו	手:] 17.	IC	4. ら	火芒	⊒], l	כם נוני	а С	少父百	当 心	心人	J JK	IC IX	190
策	部	む				•) 到		むら		(リ)	课の	分:	掌事	務は	こ係	る災	害	予防	及て	災災	害応	急文	寸策	に関	する
部	Ü	((1)			事項		n +m	- ^	٠ عند -	- 75	/		<i>,,,,</i> ¬	- - -			v /// -		- -	1.65	==	
		技 (桁	管等	理 理			技術事項		₽課(カ分	'	事務	i IC 1;	かる	災害	<u>₹</u> ∱7	りお	τ ()災害	 手心	思又	可朿	に民	95
		森		林	整整	備			森林	•	請課(の分	掌	事務	に信	系る	災害	子	防お	よて	が災害	害応	急文	寸策	に関	する
		(林		備			事項	•																
		林		¥ ***	振	興					!課(の分	掌	事務	に信	系る	災害	予	仿お	よて	が災害	害応	急文	寸策	に関	する
		(仦	業	振	興	課)	2	事項 林道		≣ M¹	吉報	: ∇∐	焦に	関で	ナス	車頂	5								
								3	薪炭									•								
		森		沐	保	全		∄ 1			:課(の分	掌	事務	に信	系る	災害	予	防お	よて	災災	害応	急文	寸策	に関	する
		(森	林	保	全	課)		事項	•	. +/	-п 🛧	ш,	± 7	77. J	ы	7 V ((· 🖶	÷ 4	** **	* I— E	IB -+	7 =	.		
									林地 山地																	
		7K	7	至	振	興	Ð		災害													9 9]	₹		
		-				興			水産													芯急	対急	策に	関す	る事
						+4	,		項		- + <u>-</u>		_	,, ,,,,,,,,,	<u> </u>	. . .	,	. ,,,								
						整 整 備			,,, <u>_</u>			秿詸	の :	分掌	事剂	务に	係る	5災	害予	防ま	3 よ 7	沙災	害凡	急	対策	に関
		(登 佣 策班	示		する	争坞	₹															
		(整備部	果っ	1	海岸	に漂	着	した	流:	木.	漂流	充ゴ	三等	≆σ/	処理	に関	する	る事	頂			
				農地					関係											— , ,			^			
					別川島				外部																	
				准	き湾	禾																				

対策	部名		各	班	名						分		掌		事		務				
		監(監	理理	課	班)	1 2 3	土木対策 土木建設 監理課の	用機械 分掌事	城等(事務	の調達	及び災害	運用 予防	及び災	害	心急対					
		道		路 各保 ź 各整 ƙ		班	2	災害の道 当該課の													
		都	市 (都市	計	画 画課)	班	1	都市計画	課の分	拿拿	事務に	係る	災害 ⁻	予防及	とび	災害点	5急対	策に	関する	事項	
		下	水 (下z		境 竟課)	班	1	下水環境	課の分	拿拿	事務に	係る	災害 ⁻	予防及	とびら	災害风	5急対	策に	関する	事項	
土木	F)	河	(河) 	課)	班	1 2 3	河川の水 災害時に 河川課の	おける	3ダ1	ム操作	の適	正化	に関す	る	事項					
木 対 策	土木部	港	(港	湾湾	課)	班	1	港湾課の	分掌事	₿務	こ係る	災害	予防	及び災	きょう	心急対	対策に	関す	る事項		
部	i)	砂	(砂	乃 防 防	課)	班	1	砂防・地	すべり) · į	急傾斜	の災	害予	防及び	災害	害応急	魚対策	に関	する事	項	
		建	建営	築築繕	課課	班	1	当該課の	分掌事	≣務	こ係る	災害	予防	及び災	き害り	心急対	対策に	関す	る事項		
		住	(住	宅宅	課)	班	1	住宅課の	分掌事	₿務	こ係る	災害	予防	及び災	きょう	心急対	対策に	関す	る事項		
		外	部対用均	応・ 也対領	応援	_ _	1 2 3 4	当該課の 他班の応 外部から 外部支援	援に関の問合	引する 含せ対	る事項 付応等	į			(害)	心急文	対策に	関す	る事項		

対策部名	各 班 名	分 掌 事 務
出納対策部	会 計 班 (会 計 課) 管 理 調 達 班 (管理調達課)	 義えん金等の出納保管に関する事項 災害救助基金の出納に関する事項 会計課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 応急対策必需品の購入および出納に関する事項 管理調達課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
企業対策部	企 業 班	1 企業局で管理している発電所(ダム)、工業用水道等の災害予防及び災害応急 対策に関する事項
教育対策部 (教育庁)	教 学 社 文 施 高 義 特 (学) 体 (1 児童、生徒の応急教育対策に関する事項 2 公立学校等の施設復旧等に関する事項 3 社会教育施設等の復旧、学校保健および学校給食に関する事項 4 その他教育委員会事務局の所掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項
災害警備対策部(県警察本部)	 警 備 班 野 務 安 生 活 安 全 班 刑 事 班 交 通 班 班 班 	2 人命の救助及び避難誘導並びに保護に関する事項 3 災害警備に関する予算経理、補給等に関する事項 4 犯罪の予防等防犯活動に関する事項 5 犯罪の捜査、検視等に関する事項

4. 県災害対策本部の設置場所(県)

県災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

県本庁舎 県央広域本部宇城地域振興局 県北広域本部(菊池総合庁舎) 県南広域本部(八代総合庁舎) V以下は、建制順に代替庁舎を確保する。

5.特定(非常・緊急)災害現地対策本部・政府現地災害対策室との連携(県)

熊本県災害対策本部は、国が特定(非常・緊急)災害現地対策本部(以下、「政府現地対策本部」 という。)・政府現地災害対策室を設置したときは、政府現地対策本部・現地災害対策室と密接な 連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

政府現地対策本部・現地災害対策室との連携促進のため、以下の取組み等を実施するものとする。

- (1) 県庁舎内への政府現地対策本部・現地災害対策室スペースの確保及び通信環境等の整備
- (2) 県災害対策本部会議と国特定(非常・緊急)災害対策本部会議の合同開催
- (3) 各フェーズにおける課題等への対応を検討する、県幹部と国幹部による調整会議の実施
- (4) 災害対策本部室(防災センター)の低層階や政府現地対策本部・現地災害対策室との同一・ 近似階への配置検討
- 6. 国が開催する連絡会議及び調整会議との連携(県、関係省庁、関係機関)

熊本県災害対策本部は、国が開催する次の会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて 把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うための関係省庁、県(市町村)、ライフライン事業者等の代表者による連絡会議
- (2) 連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係 者間の役割分担、対応方針等の調整を行うための、関係省庁、県関係部局等の代表者による調 整会議
- 7.関係機関等との連携(県、市町村)

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、熊本県災害対策本部、熊本県現地 災害対策本部、熊本県地方災害対策本部、市町村災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防 災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

8.災害対策本部室等のスペース確保(県、市町村)

県及び市町村は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に 十分なスペースを確保しておくものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

なお、本庁舎が被災し、使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらか

じめ選定(確保)する。

9.災害対策本部運営要領等の作成(県、市町村)

県及び市町村は、災害等の発生又は発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部運営要領等(災害警戒本部・災害対策本部行動マニュアルなど)を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直す ものとする。

10.災害対応の業務フローと県地域防災計画との連動(県)

円滑な災害対応を行うため、県は、災害対応の業務フローと県地域防災計画が連動した仕組みを整備するとともに、平時から訓練を通じて操作方法等の習熟を図るものとする。

第2節 職員配置(県、市町村)

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について 定め応急措置等の円滑な実施を期する。

1.業務継続性の確保

県は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画(BCP)を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画(BCP)の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制

(安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等を含む。)

- (4) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力(非常用電源装置及び燃料を含む。)の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2.職員配置体制の整備

(1) 職員への周知徹底

防災関係機関並びに熊本県は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を 迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動される ようにあらかじめ体制を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努める ものとする。

(2) 速やかな登庁体制の確保

ア 防災対策要員の指定

大規模な災害発生時において、災害対策本部の迅速な設置及び運営が図られるよう、熊本県 災害対策本部及び地方災害対策本部の設置、運営に特に必要となる要員を防災対策要員として 指定する。 なお、防災対策要員は、次のとおり。

災害対策本部の区分	職名
一次百万永平即(平几)	知事公室長、総務部長、危機管理監、危機管理防災 課長、消防保安課長
地方災害対策本部 (地域振興局)	地域振興局長、地域振興局次長

イ 防災センターにおける24時間体制の確保

発生した災害等に迅速に対応するため、勤務時間外(休日、夜間)においても、防災センター(県庁新館10階。なお、関係機関の連携強化、十分なスペース確保のため、防災センターの低層階への配置の検討を行う。)に職員を常駐させ、防災等に関する24時間の連絡体制を確保する。

(3) 職員配置体制の強化

災害対策本部室においては、24時間本部室機能を維持する必要があるため、あらかじめ本部室 員経験者等を応援要員としてリストアップしておき、災害発生時に、必要に応じ本部室に配置す るなど、職員配置体制の強化を図るものとする。

3. 県職員の配置

(1) 災害発生のおそれのある場合の配置

- ア 危機管理監は、次に掲げる場合は、必要に応じ関係部(公室)長、政策審議監、局長、課長(以下「部長等」という。)を招集し、情報を検討のうえ県職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、気象予警報等伝達計画に基づき、警報・注意報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動に当たらせるものとする。このため災害処理に関係を有する関係部長等又は出先機関長は、所属職員の応急措置に関する担任事務及び職員待機要領をあらかじめ定め所属職員に周知徹底しておくものとする。
 - (ア)災害発生のおそれがある警報・注意報等が、熊本地方気象台又は気象庁(地震情報・津波警報)から発表されたとき。(災害発生のおそれのある警報・注意報等とは、次に掲げるものとする。なお、警報・注意報等の定義は、別節「気象予警報等伝達計画」に定めるとおりとする。)
 - (イ)火山爆発又は地震発生による災害が予想され、これらに関する情報が発表されたとき。
 - (ウ)災害発生のおそれがある異常現象の通報が市町村長からあったとき。
 - (エ)その他知事が、必要と認め指示したとき。

災害発生のおそれがある警報・注意報等

大日が上の ひて 1000 で									
注意報	警報								
梅雨期間中に次の種類の注意報が、1	次の種類の警報が、1以上発表された								
以上発表された場合	場合								
大雨注意報	暴風警報								
洪水注意報	大雨警報								
	洪水警報								
	高潮警報								
	津波警報								
	大雪警報								
	暴風雪警報								

イ 関係部長等及び出先機関長による配置

災害処理に関係を有する部長等及び出先機関長は、前記 によるもののほか、職員の配置を必要と認めた場合は、所属職員を配置するものとする。

(2) 災害発生時における配置

- ア 災害関係部長等及び出先機関長は、災害が発生した場合は、所属職員の一部又は全部を指揮監督して応急措置に従事するほか知事又は上司の命があった場合、直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。
- イ 職員は、災害が発生した場合には、すすんで所属の上司と連絡を取り、又は自らの判断で参 集し、応急対策に従事するものとする。
- ウ 職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制を とることができるものとする。

(3) 職員の招集

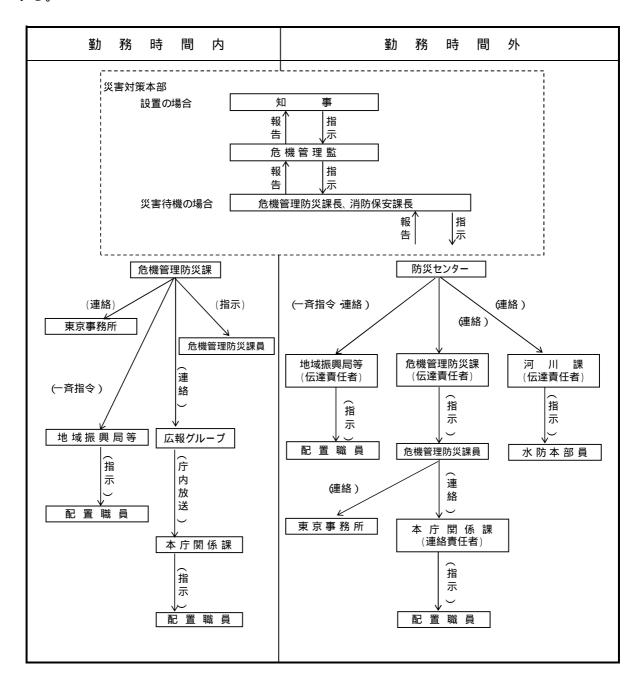
ア 気象情報の伝達

気象情報及び予警報(以下「気象情報」という。)については、熊本地方気象台から防災センターに伝達するものとする。

なお、伝達された気象情報等のうち、職員配置の基準に関わる気象情報については、危機管理防災課長は本庁内に対しては庁内放送(休日・夜間については、防災センターから伝達責任者への電話連絡)で、県出先機関に対しては、県防災情報ネットワークシステムの一斉指令をもって伝達するものとする。

イ 配置の指示等

職員配置の基準に関わる気象情報の伝達及び職員配置の指示は、次の系統により行うものとする。



ウ 職員の招集・安否確認方法

災害関係課(地域振興局)長は、所属職員の招集、又は安否確認に当たっては、最も迅速かつ的確な方法(電話、メール、SNS等)によるものとする。

(4) 配置の解除

災害応急措置等の配置体制の解除は、危機管理監が指示する。

(5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領は、次のとおりである。

【県職員の災害配置基準】

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における県職員の配置は、おおむね次の基準により 実施するものとする。なお、この実施運用については、危機管理監が必要に応じ、情報を検討し て職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。

1.災害対策本部設置前の配置体制

(1) 注意体制

ア 気象業務法に基づく災害発生のおそれがある注意報(大雨注意報、洪水注意報)が梅雨期間中に1以上発表された場合は、配置体制(別表1)により職員の配置を行い、予警報の伝達、災害情報及び雨量水位等の災害関係資料並びに被害報告の収集にあたるものとする。

ただし、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に応じて人員を増減することができる。

- イ ア以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員の配置を実施する必要が あると認めたときは必要に応じた人員の配置を行うものとする。
- ウ 注意体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センターに集合待機するものとし、出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。

なお、当該待機にあたっては、本庁にあっては水防本部と、出先機関のうち地域振興局にあっては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。

(2) 警戒体制(地震以外の災害)

ア 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合は、危機管理防災課長の指示に基づき配置体制(別表2)による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。

ただし、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討の うえ、必要に応じて人員を増減することができる。

イ 警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び各課(室) の適当な場所に集合待機するものとし、出先機関においては、出先機関長が定めた場所に 待機するものとする。

なお、当該待機にあたっては、本庁のうち危機管理防災課にあっては水防本部と、出先機関のうち地域振興局にあっては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。

(3) 警戒体制(地震津波)

ア 第1警戒体制

震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとし、地震(津波)情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。

初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設及び感潮区域に係る堤防等施設の状況の把握は極めて重要であるので、農地整備課、道路保全課、道路整備課及び河川課職員並びに関係広域本部農林(水産)部、関係地域振興局農林部、関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設及び砂防えん堤の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。

(津波注意報のみが発表された場合は除く。)

イ 第2警戒体制

震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合、「災害警戒本部」を設置(自動設置)し、配置体制(別表3)による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。

職員の待機は関係各課において行うものとするが、関係課の1名は、防災センターに情報連絡員として待機するものとする。

なお、砂防えん堤等施設や土砂災害警戒区域等の状況把握のため、砂防課職員並びに関係広域本部・地域振興局土木部職員による調査体制を整備し、砂防えん堤等の緊急調査を 行い、被害情報を収集するものとする。

ウ 出先機関の警戒体制

地域振興局における警戒体制は、上記ア及びイに準じて地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。

地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記イの第2警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。

出先機関職員の待機は、出先機関長が定めた場所において行うものとする。

なお、当該待機にあたっては、出先機関のうち地域振興局にあっては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。

(4) 災害警戒本部

危機管理監は、(1)(2)及び(3)-アにかかわらず特に情報を必要とする場合は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部規程及び上記(3)-イの配置基準に基づき、必要に応じた職員の配置を指示するものとする。

2. 災害対策本部設置後の配置体制

災害諸対策を強力、かつ迅速に推進するため、次により職員を配置する。

(1) 配置体制の基準は、次表のとおりである。

区分	配 置 時	期	配 置 内 容
第1配置	イ 局地的な災害が発生し ロ 本部長が当該配置を排	旨示したとき し	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の 収集、水防、救助活動が円滑に行い得る 体制とする。
第2配置	イ 局地的な災害が発生し が拡大するおそれがあ ロ 本部長が当該配置を排	5る場合 🧍	第1配置により難い場合、直ちに災害応 急活動が開始できる体制とする。
第3配置	イ 広域にわたる災害が多 甚大な場合 ロ 震度 6 弱以上の地震が 八 本部長が当該配置を排	が発生した場合	全職員をもってあたるもので、状況によ りそれぞれの災害応急対策活動が強力に 推進できる体制とする。

(2) 前記(1)の第1配置、第2配置及び第3配置の各体制下における職員配置の基準は、おおむ ね別表4のとおりである。

なお、職員の配置にあたっては、各対策部長が災害の状況等を踏まえ、必要に応じて、各対策部内の職員の配置を調整し、班の人員を増減することができる。

(3) 各対策部等における所掌事務は、第3章第1節 組織計画に定めるとおりとする。

3.熊本県災害対策本部の事務処理

県本部が設置された場合は、「熊本県災害対策本部事務処理要項」に基づいて事務を処理する ものとする。

(参考)災害配置基準一覧

[区 分	設置者又は指示者	配置体制	人員
		本庁:関係課長 出先:出先機関長	(1) 注意体制	別表 1 のとおり
1	注意		(2) 警戒体制(地震以外)	別表 2 のとおり
災害対策本部設置前	警戒体制	本庁:関係課長 出先:出先機関長	(3) 警戒体制(地震津波) 本庁 第 1 警戒体制 第 2 警戒体制 出先機関	危機管理防災課・消防保 安課職員3名 災害警戒本部設置 (自動設置) 本庁に準じて待機実施
	災害警戒本部	危機管理監	(4) 災害警戒本部設置 (第2警戒体制)	別表 3 のとおり
2 災害	言対策本部	知事	災害対策本部設置 第 1 配置 第 2 配置 第 3 配置	別表 4 のとおり

別表1【注意体制】

機関名	人	員
危機管理防災課・消防保安課 河川課 道路保全課 砂防課 各広域本部土木部 各地域振興局土木部 各ダム管理所等 水防本部	2~3 2 1 1 2 2 2 1~2	

河川課の課内待機2名はダム班とし、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。 各ダム管理所等とは、市房ダム管理所、氷川ダム管理所、宇城地域振興局土木部(石打ダム)、 天草広域本部土木部(亀川ダム、上津浦ダム、路木ダム)をいう。

大雨注意報による注意体制は、ダムを含む地域に影響がある場合に限る。

別表 2 【警戒体制(地震以外の災害)】

機関名	人員	機関名	人 員
 危機管理防災課・消防保安課	5	広域本部	6 ~ 8 (4 広域本部)
広報グループ	1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
財産経営課	1	地域振興局	6~8(7地域振興局)
健康福祉政策課	1		(= ,
農林水産政策課	1		
農地整備課	2		
森林整備課	7	各教育事務所	1 (9事務所)
林業振興課	> 1		
森林保全課	J	各ダム管理所等	2 (6管理所等)
水産振興課	<u> </u> 1		
漁港漁場整備課	J	各港管理事務所	1 (4事務所)
河川課	2		
道路保全課	2		
砂防課	1		
港湾課	1		
企業局	1		
教育庁	1		
水防本部	4		

大雪の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された 場合に限る。

大雨、洪水、大雪の各警報による警戒体制は除く。

高潮警報・大雪警報による警戒体制は除く。

ダム班(2名)の課内待機は、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。

各ダム管理所等とは、市房ダム管理所、氷川ダム管理所、宇城地域振興局土木部(石打ダム)、 天草広域本部土木部(亀川ダム、上津浦ダム、路木ダム)をいう。

大雨警報による警戒体制は、ダムを含む地域に影響がある場合に限る。

大雪警報による警戒体制は除く。

県管理港湾を含む地域において、警報が発表された場合に限る。 港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。

別表 3 【第2警戒体制】

機関名	人員	機関名	人員
人企健環商観 事画祉政政流産理 の で で で で で で が で が が が が が が が が が が が	各課最低2名以応し増しままでである。	(上) 文警砂建港路路 局育備 经整川総政第防築湾 医髓 医骨髓 医乳腺	各課最低2名以上に近地員では、10分割ので

熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に基づき本部長が指名した関係課

(港湾課の土砂災害警戒情報の発表による第2警戒体制は、県管理港湾(三角港、水俣港、百貫港、富岡港、佐敷港、姫戸港、河内港、高浜港、大浦港及び田浦港)を含む地域に影響がある場合に限る。)

別表 4 【災害対策本部】

対	班名	配置	要員	の数
対 策 部	第1配置		第2配置	第3配置
	総 務 班 (危機管理防災課)	全 員	全 員	全 員
	消防班(消防保安課	"	<i>II</i>	II .
	広 報 班	3	6	"
	秘 書 班	1	2	"
	人 事 班	1	2	"
総	総務厚生班	1	2	"
務	県政情報文書班	1	2	"
対	私学振興班	1	2	"
策	財 政 班	1	2	"
	市 町 村 班	3	4	"
部	財 産 経 営 班	3	6	"
	税 務 班	1	2	"
	外 部 対 応 ・ 応 援 班	-	-	"
	人的受援・応援班()	1	3	9
	危機管理防災課	(1)	(1)	(3)
	人 事 課		(1)	(3)
	市 町 村 課丿		(1)	(3)
対策部興	企画振興班	2	2	全 員

対	班名	配置	要員	の数
対策部	<u>и</u> 1	第 1 配置	第2配置	第3配置
	健康福祉政策班 財 助 班()	1	3	全 員
	(健康福祉政策課) 健康危機管理班	1	2	"
	医務別 班(医療政策課)	2	4	"
健	高 齢 者 支 援 班 高齢者支援課	1	2	"
康福	し 認知症対策・地域ケア推進課	1	2	"
祉	保健衛生班	1	1	"
対 策 部	健康づくり推進課	(1)	(1)	(1) (全員)
	薬 務 衛 生 班	2	3	"
	外部対応・応援班	-	-	"
	物資調達・輸送班() (健康福祉政策課)	1 (1)	2 (2)	5 (2)
	消費生活課	(1)	(2)	(1)
	商工政策課			(1)
	農林水産政策課			(1)
環	環境政策班	2	3	全 員
環境生活対策	水 道 班	1	1	"
活动	廃棄物処理班	1	1	"
	くらしの安全推進班	-	1	"
部	外部対応・応援班	-	-	"
赽	商工政策班	2	4	全 員
	商工振興金融班	-	2	"
労働	労働雇用創生班	-	2	"
対	産業 支援 班 エネルギー政策班	-	2 2	"
商工労働対策部	エネルキー 政策班 企業 立地 班	-	2	"
		<u>-</u>		
	観光交流政策班	2	3	全 員
対策部略	外国人支援班	-	1	"
策戦	観光企画班	-	1	"
略	観光振興班 販路拡大ビジネス班	-	1 1	"
	別 以 正式 打仏 八 L ソ 个人 功士	<u>-</u>		"

対		配 置	要員							
対 策 部	班名	第1配置	第2配置	第3配置						
農林水産対策部	農団通農農農農の技森林森水漁流人物、大学産・・村地が、村本が、港産・・村地が、村本が、地河港でででは、大田のでは、田ののではのはのは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは	2 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 4 (1) (1) (1) (1)	4 2 2 2 2 2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 2 4 (1) (1) (1) (1)	全 						
土木対策部	監道都下河港砂建住外 理路計環川湾防築宅 市水 対 応 海 京 京	2 4 1 3 1 1 1 1	3 8 1 1 6 3 4 2 1 3	全 						
出納対策部	会計班管理調達班	-	1 -	全 員 "						
教育対策部	教学社文施高義特学体 育校会 校務 更全 総人教化設教教援· 総人教化設教教援· 教文全 校務 章 育育進班 班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班班	2 1 1 2 1 1 1 1	3 2 2 1 2 2 2 2 1 1	全 						
企	業 対 策 部	2	4	全員						
東	京地方連絡班	2	4	東 京 地 方 連 絡 班 2 4 全 員						

^()の配置要員は、状況に応じて他班の配置要員と兼務することができるものとする。 水防本部は、別途配置。

対			配置	要員	の数
対策部	班	名	第1配置	第2配置	第3配置
地方災害対策本部	県宇玉鹿県阿上県芦球天	会 安城名本北蘇城南北磨草 中城名本北蘇城南北磨草	2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 4 0 3 0 3 0 2 0 4 0 4 0 4 0 3 0 0	3 5 3 5 3 5 3 5 6 0 5 0 5 0 3 0 6 0 6 0 4 8 5	全
	合	計	3 9 0	6 6 9	全 員

【熊本県災害対策本部事務処理要領】

1 趣旨

この要領は、熊本県災害対策本部条例(昭和37年条例第54号)及び熊本県災害対策本部規程に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

- 2 災害対策本部の設置等
- (1) 危機管理監は、熊本県の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合は、知事及び各部局長にその状況を報告又は通知する。

知事は、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、熊本県災害 対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

- (2) 本部が設置されたときは、本部室を新館10階防災センターに置く。
- (3) 本部室には、「熊本県災害対策本部」の表示を行うものとする。
- 3 災害対策本部設置の広報及び伝達
- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。
 - ア 国の災害対策本部(国が非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置した場合に限る。)
 - イ 消防庁
 - ウ 防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第8 師団)
 - エ 九州各県、山口県及び静岡県
 - オ 市町村
 - カーその他必要と認める機関(公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等)
- (2) 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を報道機関に伝達するとともに、県のホームページ等を活用し、県民等への情報提供に努めるものとする。

4 本部室の勤務体制と班の編成

- (1) 本部室には、応急対策業務の内容を踏まえ、総務班、消防班、広報班、市町村班、河川班、 道路班及び砂防班を置く。
- (2) 本部室の各班長(課長又は課長が指名した者)は、原則として本部室に常駐する。
- (3) 本部室の各班が処理する事務は、別表1のとおりとする。
- (4) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等を的確、かつ迅速に処理するため、総務班に次のグループを置く。
 - ア 総括グループ
 - イ 情報グループ
 - ウ 総務グループ
 - エ 通信確保グループ

また、関係機関との連絡を図る観点から、国の機関(警察、消防、自衛隊、九州地方整備局等) の本部室のスペースを確保する。

なお、応急対応業務の円滑な実施のため、本部室への関係者以外の立入を規制するとともに、上記以外の班については、庁舎内別室の確保に努める。

5 本部連絡員

- (1) 本部室と各対策部との連絡調整を行うため、各対策部に本部連絡員を置き、本部室長は、気象及び災害状況等に応じ必要の都度、本部連絡員を本部室に招集する。
- (2) 各対策部の本部連絡員は、原則として、各部筆頭課の役付職員をもって充て、次に掲げる事項を処理する。
 - ア 本部長の命令、指示の伝達連絡
 - イ 気象情報の伝達
 - ウ 本部会議と各部の連絡及び各部相互間の連絡調整
 - エ 被害状況の把握と部内調整

6 本部の廃止基準

本部長は、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等の発表状況、自衛隊等の派遣要請状況、災害救助法の適用状況等を総合的に勘案し、県内の地域において災害が発生又は拡大するおそれがなくなったと認めたとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。

7 事務引継

本部が廃止されたときは、各班長は、災害情報、被害情報等の災害記録資料として取り扱うものについて、速やかに整理のうえ危機管理防災課長に引き継ぐものとする。

別表 1

班	分	掌	事	務
総 務 班 (危機管理防災課)	1.気象情報の収集 2.被害状況、災機関 (1) 防災関集 (1) 防災関集 (2) 警察情報の (3) 市町村策(4) (5) (1)~(4)のほ (5) (1)~(4)のほ (5) (1)~とのの (5) (1)~とのの (4) を議会議の作る (5) に (5) に (5) に (5) に (5) に (5) に (5) に (5) に (6) に (7) と (7) と (8) に (8) に	及び交通機関(集 の情報の収集 が本部室各田して広 が本を整理して広 等の取りまとめ 部長の指示事項の の災害応急対策	鉄道、バス、航空の情報の収集 るの情報の収集 る報班へ伝達 及び作成 の伝達 の調整に関するこ	空機、船舶等)からの
消 防 班 (消防保安課)	1 . 県内消防本部か 2 . 消防庁又は他県等			咨
広 報 班 (広報グループ)	1 . 各対策部の被災を 2 . 総務班から受ける 3 . その他災害の広	た各種被害状況		* * * *
市町村班(市町村課)	1.市町村の災害情: 2.被災市町村への付 3.被災市町村に対 4.被災市町村の行	他市町村からの する本部長の指		
河 川 班 (河川課)	1 . 市町村に対する			
道 路 班 (道路保全課)	1 . 道路情報の収集	 及び掲示		
砂 防 班 (砂 防 課)	1 . 土砂災害(土石) び伝達 2 . 雨量、土砂災害			崩れ))情報の収集及

4.職員の応援

(1) 知事(本部長)は、災害応急対策を迅速かつ、円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部局(地域振興局)に所属する職員を、他の部局(地域振興局)に派遣することを指示するものとする。

なお、道路等の寸断により、地域振興局に登庁できない職員について、ヘリや船舶等による輸送 体制を検討する。 (2) 災害対策基本法第68条に規定する市町村長の知事に対する応援の要請は、当該地域を管轄する県出先機関を経由して本庁関係部課に要請するものとする。この場合、要請を受けた本庁各部は内容検討のうえ、知事(本部長)の指示を受けるものとする。

- 県は、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成し、市町村のニーズに対応可能な 体制整備を推進する。

また、市町村の災害対応状況を踏まえ、必要に応じて幹部職員をはじめとする支援チームの派遣を行う。

なお、派遣する職員の選定に際しては、地域や災害の特性等も考慮するものとする。

(3) 知事(本部長)は、災害応急措置の実施にあたって、必要と認めるときは、災害対策基本法第 74条の規定による応援を他の都道府県知事に対し要請するものとする。

5. 職員の派遣・応援の要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事又は市町村長は、地方自治法第252条の17第1項及び災害対策基本法第29条の規定により他の地方自治体、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請すること、また災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。さらに、災害応急対策の実施のため必要があるときは、知事又は市町村長は、災害対策基本法第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の3の規定により、他の地方公共団体、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の応援を求めることができる。

(1) 派遣職員等の身分

地方自治法第252条の17第1項及び災害対策基本法第29条の規定により派遣された職員(以下、「派遣職員」という。)の身分の取扱いは、地方自治法第252条の17第2項及び災害対策基本法施行令第17条の規定によるものとする。

また、災害対策基本法第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の3の規定により応援を行う職員(以下、「応援職員」という。)の身分の取扱いは、災害対策基本法第67条第2項及び第74条第2項の規定によるものとする。

(2) 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第32条の規定により県 又は市町村は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、昭和 51年3月自治省 告示第118号(最近改正平成7年3月8日自治省告示第37号)によるものとする。

(3) 派遣職員又は応援職員に係る給与等の負担

ア 指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関からの派遣職員に係る給与等の負担は、 災害対策基本法施行令第18条による。

イ 県及び市町村からの派遣職員に係る給与等の負担は、地方自治法第252条の17第2項による。

ウ 応援職員に係る給与等の負担は、災害対策基本法第92条による。 ただし、応援元が給与等を負担する場合はこの限りでない。

6.被災市町村等への職員派遣(県、市町村)

(1) 情報連絡員の派遣

県は、震度 6 弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある市町村に対し、原則として、各広域本部・地域振興局から速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 応援職員の派遣(短期及び中・長期)

県は、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部及び情報連絡員からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のため幹部職員をはじめとする支援チームの派遣を検討する。

なお、被災市町村等への応援職員の派遣は、派遣元市町村職員にとって人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

職員を派遣する県及び応援市町村は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、県及び市町村は土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

7.職員の安全確認・健康管理等(県、市町村)

県及び市町村は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安 否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって 疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 災害警備(県警察本部)

1.警備方針

警察は、地方機関その他の関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、情報の収集に努め、住民等の生命 及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

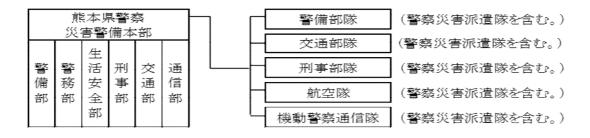
2.警察の任務

災害時における警察の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 被災地域における社会秩序の維持
- (5) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (6) 県民の安全確保と不安解消のための広報
- (7) 避難誘導及び二次災害の防止
- (8) その他必要な警察業務

3.組織系統

(1) 系統



(2) 災害警備本部の編成及び分掌事務は、資料編のとおりとする。

4.災害時における警備体制及び活動内容

災害に対処する警察の警備体制及び活動内容は、次のとおりである。

種	別	時	j	期		活	動	内	容	
災害警備為		気象情報そ 災害発生の 生までに相 ある場合	おそれは	あるが、発	(2)	関係機関と 気象情報の 装備資機材	伝達、	災害情報の	の収集及で	び通報

災害警備対策室	(2)津波注意報が発せられた場合(3) 震度4以上の地震が発生	(2) 気象情報の伝達、災害情報の収集及び通報(3) 救助活動の把握と措置(4) 避難状況の把握(5) 避難の指示及び誘導(6) 交通秩序の維持
---------	--	--

5.事故災害

多数の死傷者を伴い、又は伴うおそれがある事故災害については、関係規定により対応する。

第4節 応援要請(関係各部・関係機関)

県及び市町村等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相 互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期 に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に 行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1.関係機関との相互連絡(県知事公室、関係機関)

(1) 国等との関係(県知事公室、関係各部)

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。このうち、職員の派遣については、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し要請し、或いは内閣総理大臣に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ア 派遣を要請する(斡旋を求める)理由
- イ 派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

また、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の都道府県及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 防災会議構成機関(関係機関)

大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

2. 自衛隊災害派遣要請

次節「自衛隊災害派遣要請」による。

3.「九州・山口 9 県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援 に関する協定」等に基づく応援要請(県知事公室、関係各部)

県は、大規模災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は幹事県等を通じて応援を求めるものとする。

- (1) 職員の派遣(知事公室、総務部)
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供(健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部)
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供(健康福祉部、土木部、その他県有施設の所管部)
- (4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保(知事公室、健康福祉部、商工労働部、土木部、県警察本部)
- (5) 医療支援(健康福祉部)
- (6) 飼養動物の一時預かり及び譲渡(健康福祉部)
- (7) その他災害応急措置の応援のため必要な事項
- 4.「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請(県、市町村)

県内の市町村は、その区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定(平成15年7月23日締結)に基づき、応援を行うものとする。

なお、市町村は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) その他、特に被災市町村から要請があった事項

5.消防関係相互の応援要請等

(1) 熊本県市町村消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

応援の要請は、「熊本県市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を 保有し、訓練を積んだ援助隊の応援体制が必要になる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の援助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災 害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、県は必要に応じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動

を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

6.警察における広域応援要請(県警察本部)

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

この警察災害派遣隊の運用に関しては、平素から警察庁、九州管区警察局と緊密な連携を図り、 大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を図るものとする。

7.施設災害応援要請計画(九州地方整備局)

国土交通省所管施設における大規模な災害時の応援計画を定める。

(1) 応援内容

応援内容は、施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築、災害応急措置等の実施に係る資機材 や職員の応援に関するものとする。

(2) 応援要請の手続

ア 熊本県の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、熊本県土木部 長は、九州地方整備局企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに文書を提出する ものとする。

イ 被災による連絡不能等により応援要請ができない場合であって、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地方整備局長は独自の判断で応援をすることができる。この場合、予め、熊本県土木部長に応援する旨を伝え、すみやかに文書にて応援内容を通知するものとする。但し、連絡を取ることが困難な場合には、事前に連絡することを要しないものとする。

(3) 経費の負担

九州地方整備局長が、災害初動時に施設の被害状況の把握や情報連絡網の構築の応援を行う場合の経費負担は、九州地方整備局負担とする。その他の応援に係る経費については、負担が困難な場合等、一部を除き、原則として応援を受けた機関の負担とする。

なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が支援に関する災害対策本部を設置している期間とする。

(4) その他

本応援要請の詳細については、九州地方整備局企画部長と熊本県土木部長とで別に定める協定書によるものする。

また、当該協定書に基づき、九州地方整備局は緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応を実施するものとする。

8. 下水道九州ブロック災害時応援体制(県土木部)

県が、被災自治体の下水道事業責任者から支援の要請を受けた場合、県内での対応の可否を検討のうえ対応が困難な場合は、九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルールに基づき、下水環境課長は下水道対策本部を設置し、災害時支援の指揮、総括を行う。

なお、被災自治体が支援を要請するに当たっては、少なくとも「被害状況の概要」、「支援希望の内容」等を添えて要請するものとする。

- 9. 県への応援又は応援斡旋の要請、国・県による代行(県、市町村、関係機関) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要 があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。
 - ・被災建築物応急危険度判定支援要請
 - ・被災宅地危険度判定支援要請

など

10.「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼(県、市町村、関係機関)

県は、大規模災害発生時に、県内職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、総務省等と連携し、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等に基づき、九州地方知事会を通じて、関係県に対して応援職員の派遣を依頼するものとする。

また、被災市町村は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体(カウンターパート)に要請するものとする。

11. 国・県による代行(県、関係機関)

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

さらに、国土交通省等は、被災により市町村及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

12.災害時応援協定を締結している団体等への要請(県)

県は、大規模災害等の発生により必要があると認める場合には、応援協定を締結している団体、

企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。 また、県は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害 時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するも のとする。

なお、県が締結している災害時応援協定は「災害時応援協定等一覧」(資料編に掲載)のとおりである。

13.相互応援の強化(県、市町村)

県及び市町村は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど,必要な準備を整えるものとする。

14. 複合災害における応援要請(県、市町村、関係機関)

県、市町村及び関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

15. 応援・受援体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを 見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請(県知事公室、市町村、関係機関)

本節は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1.災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- (1) 知事
- (2) 第十管区海上保安本部長
- (3) 熊本空港事務所長

2.災害派遣要請の基準

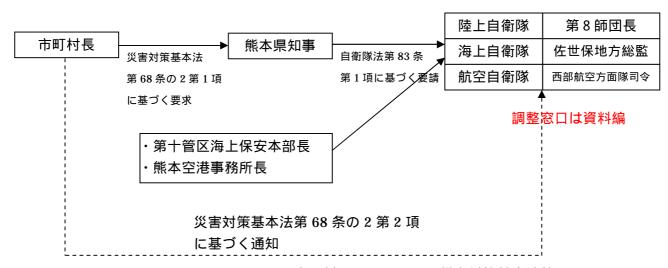
知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命 又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

- (1) 公 共 性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。
- (2) 緊急性 さし迫った必要性がある。
- (3) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

3.災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報(知事にあっては、市町村長からの要求を含む。)等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は、指定部隊等の長に対して行うものとする。



市町村長にあっては、災害対策基本法第68 条の2に基づき知事に派遣要求ができない旨及 び災害の状況の通知ができる。

4.災害派遣要請に含める事項

知事等が第8師団長に対し、災害派遣を要請する場合は、次の事項を明確にするものとする

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他、参考となるべき事項(連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等) ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望 する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

5.災害派遣の要請手段

- (1) 知事等が自衛隊の派遣を要請する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

6. 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助:行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動:林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動:土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送:車輌及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開:応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫:応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動:水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食:炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動:天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動:公園及びグランド等の野外における、応急風呂の開設
- 7. 自衛隊の災害派遣要請に関する細部事項 資料編のとおりである。

第6節 予警報等伝達(熊本地方気象台、県知事公室)

本節は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等(以下「予警報等」という。)を県、市町村、関係機関、住民に迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1.予警報等の定義

この計画において、気象・地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

(1) 気象等の特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準

種	重 類		発	表	基	準	
特別	大雨特別警報	大雨が特に異常であ に発表される。大雨 報(浸水害)、大雨 き事項が明記される	雨特別警報に 雨特別警報(には、大雨特	詩別警報(2	土砂災害)	、大雨特別警
警報	大雪特別警報	大雪が特に異常でな に発表される。	あるため重力	てな災害が多	Ě生するお-	それが著し	く大きいとき
	暴風特別警報	暴風が特に異常でな に発表される。	あるため重力	てな災害が多	Ě生するお-	それが著し	く大きいとき

種	重 類	発	表	基	準	
特	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常である 大きいときに発表される。「氡 ことによる視程障害などによる びかける。	暴風による i	重大な災害	」に加えて「	雪を伴う
別警報.	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため』 ときに発表される。	重大な災害が	が発生する	おそれが著し	く大きい
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の♪ が発生するおそれが著しく大き				大な災害
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する 大雨警報には、大雨警報(土砂災 侵水害)のように、特に警戒すへ 具体的な基準は資料編参照。	害)大雨警	報(浸水害		-
敬言	洪水警報	可川の上流域での降雨や融雪等るおそれがあると予想された。 して、河川の増水や氾濫、堤隙 る。具体的な基準は資料編参照	ときに発表で 方の損傷や決	される。対	象となる重大	な災害と
報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生す る。12時間の降雪の深さが、平 場合。				
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生す る。平均風速20m/s以上になると		_	されたときに	発表され
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害 表される。 「暴風による重大な災害」に加え 大な災害」のおそれについても警 雪を伴い、平均風速20m/s以上に	₋ て「雪を伴 [.] _管 戒を呼びか	うことによる ける。	る視程障害など	

種	重 類	発 表 基 準
敬言	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海2.5m以上、外海6.0m以上になると予想される場合。具体的な基準は資料編参照。
報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 市町村毎の海岸線の潮位が標高2.2~4.5m以上。具体的な基準は資料編参照。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的な基準は資料編参照。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。
注	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地 3 cm以上、山地 5 cm以上になると予想される場合。
意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速10m/s以上になると予想される場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海1.5m以上、外海2.5m以上になると予想される場合。具体的な基 準は資料編参照。

種	類	発 表 基 準
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。市町村毎の海岸線の潮位が標高1.9~3.0m以上。 具体的な基準は資料編参照。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」によ る災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意につ いても雷注意報で呼びかけられる
注	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 積雪の深さ100㎝以上で、1.気温3 以上の好天 2.低気圧等による降雨 3.降雪の深さが30㎝以上のいずれかが予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発 表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が - 2 から + 2 と予想される場合。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発 表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が - 2 から + 2 と予想される場合。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3 以下になると予想される場合。

利	重 類	発表基準
注意	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管 凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 冬期:平地で最低気温が - 5 以下になると予想される場合。 夏期:日平均気温が平年より4 以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上 続くと予想される場合。
報	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

(注)土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標です。土壌雨量指数基準は、1km格子毎に値を設定していますが、資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示しています。なお、1km格子毎の基準は気象庁ホームページに掲載されています。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標です。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能です。

- (ア) 発表の基準値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したう えで決定したものである。
- (イ) 気象等の特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- (ウ) 気象等の特別警報、警報、注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。
 - (い つ)警戒又は注意すべき期間……「 日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に 示す

(どこで)警戒又は注意すべき地域……概ね一次細分区域毎

(何 が)警戒又は注意すべき対象災害……土砂災害、浸水害、高波など具体的に示すの要素で構成し、概ね一次細分区域ごとに、できる限り簡明な記載を行う。なお、伝達される警報、注意報文には、量的予報等の市町村毎の詳細な情報が含まれないため、別途、気象庁ホームページ等での確認が必要である。

イ 気象等の特別警報・警報・注意報の地域細分発表

警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、警報、注意報を発表する場合の 細分区域は、次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。

なお、熊本県内の細分区域等の名称は、次のとおりである。



	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
		山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
		荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本地方	熊本市	熊本市
		上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
4K		宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
熊本県	阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
	T# ###+	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	天草・芦北地方	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
			人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、
	<i>小店也</i> 刀		相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、警報や注意報などを行っている 場合などに、特別警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。
- ウ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。

(3) 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模(モーメントマグニチュード)をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない 場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、 津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を 付して解除を行う場合がある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
報 	津波警報等の解除後も海面変動が継続すると き(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も 継続する可能性が高いため、海に入っての作業 や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要 である旨を発表

(5) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

基準は噴火警戒レベルによる。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。

(6) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表する。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。

(7) 降灰予報

火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰(降灰)は、その量に応じて様々な被害をもたらす。 降灰予報では量の予測を含めた予報(量的降灰予報)として、噴火を想定した事前の予報(定時)、 噴火発生直後の予報(速報)、噴火発生後の精度の良い予報(詳細)を提供する。各情報につい ては、阿蘇火山噴火対策計画を参照。

(8) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(9) 火山現象に関する情報

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための 情報等で、福岡管区気象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的に いち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合()
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を火山の状況に関する解説情報で速やかにお知らせする。

普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

ウ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

工 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・ 噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(10) 緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、

地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他 22 市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他 5 市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を 解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ること を知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(11) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(12) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火 災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(13) 指定河川(白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系)洪水予報の発表基準

白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系洪水予報の種類は次のとおりである。

種類		発	表	基	準		
氾濫注意情報(洪水注意報)	基準地点の	水位が氾	濫注意水位	7(警戒	水位)に発	到達し、	更に
(警戒レベル2相当情報[洪水])	水位上昇が	見込まれ	るとき。				
氾濫警戒情報(洪水警報)	基準地点の	水位が一	定時間後に	氾濫危	険水位(f	危険水位)に
(警戒レベル3相当情報[洪水])	到達するこ	とが見込	まれるとき	、又は、	、避難判題	断水位に	到達
	し、更に上	昇が見込	まれるとき	÷ 。			
氾濫危険情報(洪水警報)	基準地点の	水位が氾	濫危険水位	7(危険2	K位)に到	達したと	とき。
(警戒レベル4相当情報[洪水])							
氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫が発生	したとき	•				
(警戒レベル5相当情報[洪水])							

(14) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長(八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長、筑後川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長)が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(15) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(16) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して発表する。

情報の発表基準は資料編のとおりである。

(17) 土砂災害危険度情報

土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地 崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するもの であり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

情報の発表基準は資料編のとおりである。

2.予警報等の伝達系統

予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

なお、県及び市町村は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(1) 気象予警報の伝達系統

ア 気象等の特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。 ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達 を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

また、特別警報が発表された市町村については、住民に周知の措置を行う義務がある。次の種類の特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。

- (ア) 特別警報.....暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮及び波浪特別警報
- (イ) 警 報……暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮及び波浪警報
- (ウ) 注意 報……風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷(雪)、 なだれ、融雪、高潮及び波浪注意報
- イ 津波警報等の伝達系統は、資料編及び地震・津波災害対策編のとおりである。 津波警報等について、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から沿岸市町へ の伝達系統は、資料編のとおりである。
- ウ 地震及び津波に関する情報の伝達系統は、資料編及び地震・津波災害対策編のとおりである。
- エ 噴火警報・噴火予報・火山の状況に関する解説情報の伝達系統 噴火警報・噴火予報・火山の状況に関する解説情報等の伝達系統は阿蘇火山爆発対策計画の とおりである。

(2) 火災気象通報及び火災警報

火災気象通報の発表解除及び火災警報の伝達系統は、資料編のとおりである。 火災警報は、市町村長が、火災予防上危険であると認めるときに、発表するものとする。

- (3) 水防計画における情報の伝達系統
 - ア 指定河川洪水予報の伝達系統は、資料編のとおりである。
 - イ 水防警報の伝達系統は、資料編のとおりである。
 - ウ 水防に関する情報の伝達系統は、資料編のとおりである。

(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統

土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、土砂災害警戒情報の伝達系統は、資料編のとおりである。また、土砂災害危険度情報の伝達系統は、資料編のとおりである。

3.予警報等の取扱い

(1) 県における取扱い

ア 本庁における取扱い

(ア) 特別警報・警報・注意報等

熊本地方気象台から特別警報・警報・注意報等が通報されたときは、危機管理防災課長、河川課長は、それぞれ前記2で定めた伝達系統により各市町村長、その他関係機関に伝達するものとし、予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。

このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即 応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行うように、記録的 短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すように、熊本土木事務所及び地域振興局(総務)振興課に指示するものとする。

また、危機管理防災課長は、熊本地方気象台から特別警報・警報・注意報等が通報されたときは、必要に応じて、熊本地方気象台等に対し、電話等で通報の内容や最新の気象関係情報について確認を行うものとする。

(イ) 火災気象通報

熊本地方気象台から火災気象通報が発表されたときは、消防保安課長は前記2で定めた 伝達系統により消防本部に伝達するものとし、この場合、必要に応じて、火災気象通報に より予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。

なお、勤務時間外(休日・夜間)については、防災センターを経由して伝達するものと する。

(ウ) 水防計画における情報

熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、菊池川河川事務所、筑後川河川事務所及び 熊本地方気象台から水防警報又は指定河川洪水予報が通報されたときは、河川課長は、前 記2で定めた伝達系統により各関係機関に伝達するものとし、この場合、必要に応じて、 当該警報等により予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。

(エ) 土砂災害に関する情報

砂防課長は、土砂災害に関する情報について、前記2で定めた伝達系統により各関係機関に伝達し、必要に応じて、警戒と適切な対応を促すものとする。

イ 県出先機関における取扱い

(ア) 熊本土木事務所及び地域振興局(総務)振興課においては、危機管理防災課長から 伝達を受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係 機関の長に伝達するものとする。

特に、市町村に対して、特別警報については、最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すものとする。

(イ) 熊本土木事務所及び地域振興局土木部においては、河川課長及び砂防課長から伝達

を受けた警報等及び指示事項について、管内市町村長、その他関係機関の長に伝達するものとする。

ウ 県民や自主防災組織等への情報提供

県(危機管理防災課)は、市町村、消防機関、報道機関等を通じた予警報等の提供に加えて、情報提供を希望する県民や自主防災組織等に対して、「県防災情報メールシステム」による防災情報の配信を実施する。

(2) 県警察本部における措置

ア 県警察本部は、気象台、国土交通省等から予警報等の通知を受けたときは、速やかに各警察署に伝達するものとする。

イ 県警察本部から伝達を受けた警察署は、各交番、駐在所に伝達することとし、さらに関係 市町村長に対し直ちに通知するよう努めなければならない。

(3) 熊本海上保安部における措置

熊本海上保安部は、気象、地象、津波、高潮及び波浪に関する特別警報、警報の通知を受けたときは、速やかに航海中及び入港中の船舶並びに関係事業者に周知するものとする。

(4) 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、気象業務法(第15条)に基づき、警報等の通知を受けたときは、 速やかに関係市町村長に伝達するものとする。

(5) 放送局における措置

各放送局は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。

(6) 市町村における措置

市町村長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)等を活用し、速やかに住民等に周知するよう努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

4. 予警報等伝達責任者

特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、県、県警察本部、市町村は、次の基準によって予警報等伝達責任者を定めておくとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう 予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。 (1) 県(本庁)広報課、危機管理防災課・消防保安課、河川課、砂防課 各1名

(2) 県警察本部警備第二課

1名

(3) 県の出先機関及び市町村

地域振興局 (総務)振興課、土木部各1名熊本土木事務所1名市町村1名

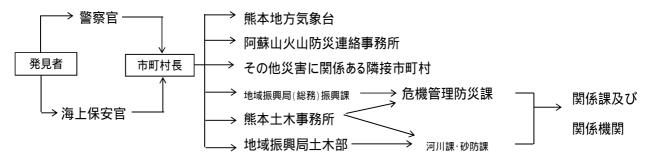
5. 異常発見時における措置

(1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により市町村長 又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。(災害対策基本法第54条)

(2) ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する 事 項	著しく異	常な気象状況	強いたつまき、強い降ひょう等
		噴火現象	噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等)及びそれに 伴う降灰砂等
			火山地域での地震の多発 火山地域での鳴動の発生 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地
	火山関係		の昇沈等 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、 拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等 の異常変化
地象に関する事 項	人山民际	噴火以外の火 山性異常現象	
			火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、
		群発地震	温度の上昇等 数日間にわたり頻繁する有感地震
 水象に関する 事 項		竹光地辰	双口 同に1.7にリ娯系する自然地展

(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。 ア 系統



イ 通報の方法

市町村長から熊本地方気象台に対する通報は、電話又は電報によることを原則とする。ただし、地震に関する事項については文書によってもよいこととする。

6.気象等伝達についての応急措置等

- (1) 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、2及び3に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、特別警報・警報・注意報を市町村民に周知させるための措置を講ずることとする。
- (2) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づく東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から市町村長あての警報事項の伝達は次のとおりである。なお、市町村はラジオ等を整備し、 熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。
 - ア 特別警報・警報を行ったときは、その警報文の全文
 - イ 特別警報・警報を解除したときは、その旨
 - ウ 特別警報・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

第7節 通信施設利用(関係機関)

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るものとする。

1.通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

(1) 加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平常時からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先電話の指定を受けておくものとする。そして緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」(この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由を告げるものとする。この場合は、その通話が非常・緊急通話として取り扱われる機関若しくは内容であるとの説明を求める事ができる。)をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

〔参考〕なお非常・緊急電話として取り扱われる機関及び通話の内容は、次のとおりである。

ア 気象機関

気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報を内容とする市外通話であって、気象機関相互間において行うもの。

イ 水防機関

洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関相互間において行うもの。

ウ 消防救助機関

災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、消防機関又は 災害救助機関相互間において行うもの。

工 輸送確保関係機関

鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

才 通信確保関係機関

通信施設の災害の予防又は復旧その他通信確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外

通話であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

力 電力供給関係機関

電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間において行うもの。

キ 警察機関

秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、警察機関相互間において行うもの。

ク 災害予防、船舶、航空機の救援関係機関

災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする市外通話であって、天災、事変その他の 非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったものが、その災害の予防又は救援 に直接関係がある機関に対して行うもの。

(2) 電報による通信

災害のための緊急を要する電報発信に当たっては、西日本電信電話株式会社が定める「電報サービス契約約款」(平成11年西企営第2号)の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に 準じて取り扱う。

(3) 警察電話による通信

警察機関(県警察本部、警察署、交番、派出所、駐在所)を通じて通報するものとする。

(4) 鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄り駅等から通信の相手機関に最も近い駅等を経て通信するものとする。

(5) 警察無線電話による通信

警察電話による通信に準じて扱うものとする。

(6) 防災行政無線電話による通信

防災行政無線が設置されている関係機関相互間において通信を行うものとする。 設置場所は、資料編のとおりである。

(7) 中央防災無線・消防防災無線による通信

県と国の各省庁との間で通信するものとする。

2. 非常通信の利用

災害時において上記1の(1)から(4)までによる通信ができないとき、また困難なときは、次の方

法によって非常通信を利用して通信するものとする。

(1) 通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次のようなものである。

- ア 人命の救助に関するもの。
- イ 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- エ 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせる場合の指令 及びその他の指令。
- オ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- カ 遭難者の救助に関するもの。
- キ 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ケ 鉄道路線、道路、電力設備及び電信電話回線の破壊、又は障害の状況及び修理復旧のため の資材の手配並びに運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- コ 防災機関相互間において発受する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- サ 災害救助法等の規定に基づき、県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 利用できる機関

非常通報は無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発 受することができる。

- ア 官庁(公共企業体を含む)及び地方自治体
- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- 工 全国都市消防長連絡協議会
- 才 電力会社
- 力 地方鉄道会社
- キ その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの。

(3) 利用の方法

非常災害時には、無線局は、自局内も繁忙を極めるので、非常通報依頼は次の点に留意すること。

- ア 通報依頼のとき窓口で「非常」と表示のこと。
- イ 通報文一通の字数は、なるべく200字以内にまとめること。
- ウ 電話で依頼してもよい。
- エ 通報文は、電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所氏名、発信者の住所氏名(電話番号も併記)を記入する。

オ 返電の配達方法を協議しておくこと。

(4) 取扱料等

- ア 料金は、原則として無料である。次の電報については、西日本電信電話株式会社扱いでも料金は免除される。
 - (ア) 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に対して発するもの。
 - (イ) 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係ある機関に対して発するもの。
 - (ウ) 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に発するもの。
 - (エ) 災害に際し、西日本電信電話株式会社が指定する地域及び期間において、被災者が 発信する被災状況の通報又は救援を求めることを内容とする電報であって、西日本電信電 話株式会社が定める条件に適合するもの。
- イ 非常災害発生のおそれがある場合は、あらかじめ関係の無線局と利用について協議してお くこともよい。

(5) 無線

ア 熊本県の機関別無線通信系統図及び局名録は、資料編のとおりである。

3. 通信が途絶した場合における措置

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。

4.放送要請

災害のため、県又は市町村が利用できる通信のすべてがまひした場合又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達 又は警告をするため、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送 を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

なお、放送要請に係る協定機関及び協定年月日は次のとおりである。

放送機関名	協定年月日
日本放送協会熊本放送局	昭和56年5月27日 改正 昭和60年9月27日
(株)熊本放送	昭和57年5月1日 改正 平成17年9月26日
(株)テレビ熊本	昭和57年5月1日 改正 昭和59年6月1日 改正 平成17年9月26日
(株)熊本県民テレビ	昭和57年5月1日
熊本朝日放送(株)	平成元年11月7日 改正 平成17年9月26日
(株)エフエム熊本	平成17年9月26日(エフエム中九州 昭和61年2月12日)

第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱(県知事公室、関係機関)

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告(以下「被害報告等」という。)の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

また、大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1.実施責任者

(1) 県

知事は県の地域に係る被害報告等の収集を行い、県防災会議の委員の属する機関に通報するとともに、速やかに国等関係各機関に報告を行うものとする。

特に、人的被害の数(死者及び行方不明者の数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について、積極的に収集するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行うものとする。

また、人的被害の数について公表する際には、市町村や関係機関と密接に連携して行うものとする。

[国への報告の基準]

災害対策基本法第53条第2項に基づき、内閣総理大臣に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

- ア 県において災害対策本部を設置した場合
- イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の 災害
- ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

上記の報告は消防庁を窓口として行うものとし、消防組織法第4条第2項第7号に基づく 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うもの とする。

(2) 防災関係機関等

県内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関等」という)は、当該所管に係る被害情報等の収集を行うとともに、本省、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(3) 市町村

市町村長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により市町村長が県(県本庁又は地域振興局)に報告することができないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の一部が改正され、 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を観測したもの(被害の有無を問わない。) については市町村が直接消防庁に対して報告するものとする。(平成12年11日22日付け消防災第 98号・消防情第125号消防庁長官による)

2.被害報告取扱責任者

知事、県教育長、県警察本部長(以下「県等」という。)、防災関係機関等及び市町村長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、下記の基準にしたがって、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておくものとする。

- (1) 県(本庁)、県教育委員会及び県警察本部にあっては1名
- (2) 県等の出先機関及び附属機関(以下「県等の出先機関」という。)にあっては、当該機関ごとに1名
- (3) 防災関係機関等にあっては、当該機関ごとに1名
- (4) 市町村にあっては1名

3. 防災情報共有システムの活用

県は、災害予防、災害応急活動の中枢拠点として防災センターを設置して、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

また、県及び市町村は、防災情報共有システム(県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む)を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用した情報収集についても検討を行うものとする。

なお、市町村は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム(Lアラート)(以下、「Lアラート」という。)へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Lアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平時から県、市町村及び関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

4.被害等の調査・報告

(1) 航空機の派遣要請

知事は、大規模な災害が発生した場合(震度5弱又は5強の地震が発生した場合など)には、

自衛隊のヘリコプターが行った航空偵察情報を入手する。

また、知事は、大規模な災害が発生した場合(震度6弱以上の地震が発生した場合など)、 直ちに自衛隊のヘリコプター、警察本部のヘリコプター等による航空偵察を要請するものとする。 航空偵察において調査を依頼する事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害の発生箇所
- イ 道路被災状況
- ウ 建築物の被害状況
- エ 海上及び沿岸部における被災状況
- オ 住民の動向

(2) 市町村による調査等

市町村は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報を もとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じ て調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア~オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、1 1 9番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県(旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等)に連絡するものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領(資料編参照)に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ア 人的被害(行方不明者の数を含む。)
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他市町村の業務継続に必要な情報

(3) 県による調査等

大規模災害が発生した場合(震度5弱以上の地震が発生した場合など)には、県警へリコプター 及び防災消防へリコプター等により情報収集にあたるものとする。 また、市町村において災害による被害程度が大きいと認められ又は通信の途絶等が発生し、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、県は情報連絡員を派遣して、(2)に掲げる情報について、被害状況調査を行うものとする。

なお、情報連絡員の派遣に備え、情報収集要領を作成するとともに、以下の携行品等を確保する。また、民間企業等との協定締結等の体制整備に取り組む。

- ア 公用携帯電話
- イ ノートパソコン、タブレット等
- ウ デジタルカメラ
- 工 寝袋
- オ 非常食
- カ その他、ヘルメット、安全靴等の装備一式

また、県災害対策本部は、各防災関係機関等が行っている次に掲げる災害情報を収集し、その調整を図るものとする。

- ア 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間 〔土木部〕
- イ 通信関係被害 〔知事公室〕
- ウ 電力関係被害 〔商工労働部〕
- エ 都市ガス関係被害〔総務部〕
- 才 水道関係被害 〔環境生活部〕
- カ 鉄道等公的輸送機関の被害 〔企画振興部〕
- キ 空港・港湾の被害 〔企画振興部・土木部〕
- ク その他必要な被害情報〔全部局〕

(4) 県警による調査

警察は、大規模災害発生時(大規模地震及び津波警報発令時など)には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。

また、警察署のFAXを利用して、地域の各種施設等に情報を伝達するFAXネットワークの 構築を推進し、災害発生時に活用するものとする。

5.災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6. 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ国に連絡する。

7. 防災関係機関等の協力関係

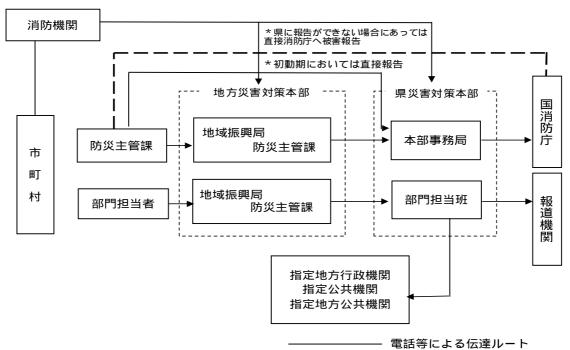
県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する 状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより情報収集等の活動を行うものとする。

また、平時においては、総合防災訓練などの各種訓練や熊本県へリコプター運用調整会議の開催等を通じ、消防防災へリ、警察へリ、ドクターへリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくとともに、関係機関の情報交換や連携体制の強化に努めるものとする。

8.情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



【消防庁連絡先】

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日		
報告先		応急対策室	宿直室 (消防防災・危機管理センター内)		
い エエ 回始	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777		
NTT回線	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553		
消防防災無線	電話	* - 90 - 49013	* - 90 - 49102		
(注1) FA		* - 90 - 49033	* - 90 - 49036		
地域衛星通信 電話		* - 048 - 500 - 90 - 49013	* - 048 - 500 - 90 - 49102		
ネットワーク (注2) FAX		* - 048 - 500 - 90 - 49033	* - 048 - 500 - 90 - 49036		
中央防災無線(注3)		* - 8090 - 5017	* - 8090 - 5017		

^{「*」}各団体の交換機の特番です。

- (注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワークです。
- (注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワークです。
- (注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワークです。

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03 - 5253 - 7510
	FAX	03 - 5253 - 7553
消防防災無線 (注1)	電話	* - 90 - 49175
	FAX	* - 90 - 49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	* - 048 - 500 - 90 - 49175
	FAX	* - 048 - 500 - 90 - 49036
中央防災無線(注3)		* - 8090 - 5017

9. 災害確定報告

市町村は、応急措置完了後速やかに、県(地域振興局経由)に対して文書で災害確定報告を行う ものとする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官(窓口消防庁)に文書で報告するものとする。

第9節 広報(県知事公室、関係機関)

県、市町村及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やか に関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過ともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の 発信に努めるものとする。

1.実施機関(関係機関)

災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者

2.実施機関相互の連絡(関係機関)

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うように努めるものとする。

3.情報等収集活動(関係機関)

原則として前節 情報収集及び被害報告取扱による。

4. 県における広報活動(県知事公室)

収集した情報及び対策等については、速やかに報道機関及び県の広報媒体を可能な限り利用し、 住民に対する周知徹底を図るものとする。

また、各種問合せにスムーズに対応できるよう、問合せ先一覧を作成し、庁内で共有を図るとと もに、県ホームページへの掲載、報道機関への情報提供を行う。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害の概要(被害の規模・状況等)
- ウ 台風、津波等に関する情報
- エ 防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- オ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- カ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- キ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ク 住民の安否情報
- ケ 医療機関、金融機関などの生活関連状況
- コ 交通規制の状況
- サ 被災者支援に関する情報等
- シ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ス 被災者支援業務等に関する問合せ先
- セ その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

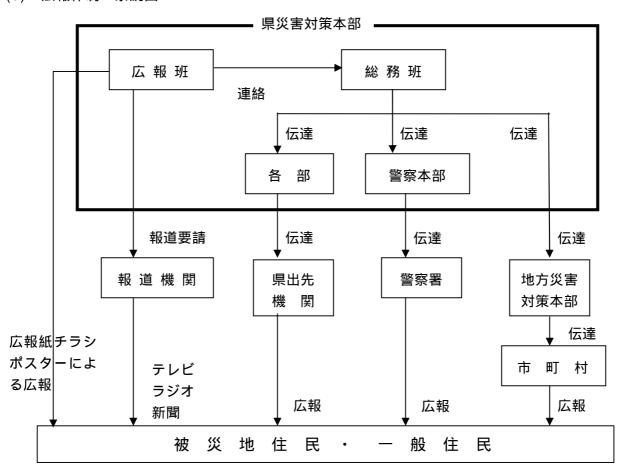
広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

- ア 県広報媒体の利用(県ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等)
- イ パブリシティ活動の展開 報道機関への情報提供
- ウ 広報車、船舶等による広報
- エ 防災消防ヘリコプターによる広報
- オ チラシ、ポスター等
- カ その他状況に応じ効果的な方法

(3) 広報体制・系統図



5. 市町村における広報活動(市町村)

市町村は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 災害の概況(被害の規模・状況等)
- ウ 台風、津波等に関する情報
- エ 市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- オ 避難の勧告・指示(指定緊急避難場所・避難路の指示)及び避難時の留意事項
- カ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況
- キ 防疫に関する事項
- ク 火災状況
- ケ 医療救護所の開設状況
- コ 給食・給水実施状況
- サ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況
- シ 道路交通等に関する事項、復旧状況
- ス 一般的な住民生活に関する情報
- セ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項
- ソ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- タ 住民の安否情報
- チ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況
- ツ 交通規制の状況
- テ 被災者支援に関する情報等
- ト その他必要な事項

(2) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法 とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 市町村広報媒体の利用(市町村ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、 ラジオ等)

- イ 防災行政無線等による広報
- ウ 広報車、船舶等による広報
- エ 消防団による広報
- オ 報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報
- カ 広報紙、チラシ、ポスター等
- キ 指定緊急避難場所への職員の派遣
- ク 自主防災組織等による広報
- ケ 携帯電話メールサービスによる広報
- コ 安否情報システムによる広報
- サ その他状況に応じ効果的な方法

6.警察における広報(県警察本部)

(1) 被災者等への情報伝達活動

警察は、災害発生時の経過に応じて、被災者等に対し必要な情報の伝達に努めるものとする。 また、住民等からの問い合わせ等に対応する体制の整備を図るとともに、交番等の情報伝達機 能の整備を図るものとする。

併せて、自主防災組織等を通じた地域安全情報等の伝達に努めるとともに、必要に応じてFAX、パソコン、車両等の資機材の整備を図るものとする。

(2) 広報内容

警察は、市町村等の防災関係機関と緊密な連携を図り、次の事項について迅速な広報を行う。

- ア 災害に対する注意喚起に関する事項
- イ 避難を必要とする理由、指定緊急避難場所、避難路及び避難時の留意事項
- ウ 被害の規模、被害状況等に関する事項
- エ 救護場所の所在、要救護者の発見協力依頼等に関する事項
- オ 交通規制状況等の交通の円滑確保に関する事項
- カ 危険場所及び危険物の保安措置等に関する事項
- キ 犯罪予防上の留意事項
- ク 警察措置状況等の応急対策に関する事項
- ケ その他公共の安全と秩序維持上必要な事項

(3) 広報手段

警察は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに広報を行うものとする。

- ア 警察官による広報
- イ 広報車、船舶、ヘリ等による広報
- ウ 報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)による広報
- エ ホームページによる広報
- オ 電子メールによる広報
- カ その他状況に応じ効果的な方法

7.放送機関における広報(関係機関)

放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れ等を感じたときは、 津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、県、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、 ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行 うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に 資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な 要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

8.災害情報等の伝達手段の多重化・多様化(県知事公室)

(1) 伝達手段の多重化・多様化

県及び市町村は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、県庁ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

イ 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

9.住民等からの問い合わせ対応

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県

警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある 者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の 管理を徹底するよう努めるものとする。

10.報道機関への対応

県及び市町村は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方(発表時間、回数、提供方法等)を検討する。

第10節 消防(県総務部、県知事公室)

災害時における県民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1.実施機関

- (1) 市町村は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第7条に基づき、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は市町村長が行うものとする。
- (2) 知事は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第43条の規定に基づき、市町村長、消防長又は水防法(昭和24年法律第193号)に規定する水防管理者に対して、災害防ぎょの措置に関し必要な指示を行うものとする。
- (3) 県及び市町村は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第31条に基づく市町村の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努めるものとする。

2.消防活動計画

- (1) 市町村は、消防施設、消防職員及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。
- (2) 災害時における危険物等の保安については次のとおりとする。
 - ア 当該市町村は、保安についての適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況を速やかに 通報するものとする。
 - イ 県は、必要に応じ学識経験者の意見を聴取し、市町村及び事業所等に対して、保安、応急対 策についての必要な助言を行うものとする。

(3) 林野火災に対応する空中消火

市町村長は、大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合には、次の措置をとるものとする。

- ア 市町村長又は消防長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防 ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。
- イ 市町村長は、知事に対して、「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消 火活動、資機材・消火剤等の搬送及び活動隊員の派遣を要求することができる。

知事は、市町村長から自衛隊災害派遣の要求を受けた場合は、「自衛隊災害派遣要領」により、速やかに自衛隊に対し災害派遣の要求を行うものとする。

ウ 市町村長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められ たところにより、空中消火活動の地上支援を行うものとする。

3.消防広域応援計画

県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図るものする。

(1) 県内の応援体制(市町村消防相互応援)

市町村長又は消防長は、「熊本県市町村消防相互応援協定」(昭和46年4月1日締結)の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制(消防組織法第39条)を確立するものとする。

(2) 県外の応援体制(緊急消防援助隊)

ア 緊急消防援助隊受援計画

県は、総務省消防庁長官が派遣する緊急消防援助隊をスムーズに受け入れ、消防活動が容易 に実施できる受援体制の確立を図るものとする。

イ 緊急消防援助隊応援等実施計画

県は、総務省消防庁長官の要請に基づき登録する緊急消防援助隊「熊本県隊」の応援出動等の措置が迅速かつ的確に実施できるよう応援体制の確立を図るものとする。

4.緊急消防援助隊の要請等

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

ア 地元市町村長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応 がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

イ 知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したと きは、速やかに、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 消防応援活動調整本部

知事は、緊急消防援助隊を要請した場合には、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、消防応援活動調整本部を設置するものとする。

5.消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

(1) 消防及び警察の相互協力

県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防組織 法第42条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(2) 消防及び自衛隊の相互協力

県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「大規模 災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」(平成8年2月7日消防救第27号消防庁救 急救助課長通知)に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(3) 消防及び医療機関の相互協力

県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害等の発生時に応急救護活動を迅速かつ効果的に遂行するため、「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」(平成8年5月24日付け消防救第114号消防庁救急救助課長通知)に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

第11節 避難収容対策(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、 県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (以下「避難情報」という。)の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保 護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や津波に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

1. 実施責任者(県知事公室、市町村、関係機関)

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、 知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施す べき措置の全部又は一部を代行することとする。

なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、 特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、高齢者等 避難を発令するものとする。

区分	災害の種別	実 施 責 任 者				
高齢者等避難	全 災 害	市町村長				
避難指示	全 災 害	市町村長(災害対策基本法第60条)				
		警察官(災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条)				
		海上保安官(災害対策基本法第61条)				
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第94条)				
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員(水防法第29条)				
		水防管理者(水防法第29条)				
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員(地すべり等防止法第25条)				
緊急安全確保	全 災 害	市町村長				

2.避難指示等の内容及び伝達方法(県知事公室、市町村、関係機関)

(1) 避難指示等の内容

市町村長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、市町村長等は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- 工 避難経路

オ 避難時の注意事項

また、指定行政機関(国土交通省、気象庁等)、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

さらに、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する ものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対して は、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ア 防災行政無線による伝達周知
- イ Lアラートによる伝達周知
- ウ J-ALERTによる伝達周知
- エ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達 周知
- オ サイレン及び警鐘による伝達周知
- カ 広報車等による伝達周知
- キ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- ク 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送及び電話等による伝達周知
- ケ 報道関係機関(コミュニティFMを含む。)を通じての伝達周知

また、電話回線の不通、停電等を想定するとともに、防災行政無線等の設備が整備されていない市町村においては、整備促進を図るものとし、整備防災行政無線等の設備が整備されている市町村においては、日頃から非常用電源の点検整備、戸別家庭用端末内蔵電池の交換等を行っておき、災害時に機能するように維持管理しておくものとする。

- (3) 市町村長は、市町村地域防災計画中の「避難計画」において、危険地区ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に対し周知徹底しておくものとする。
- (4) 市町村長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。 また、県は、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、津波情報など重要な気象情報が発表 された場合、市町村に対し、避難指示等の発令状況を適宜確認するものとする。
- (5) 市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 なお、国土交通省及び県は、市町村から避難指示等(土砂災害が発生し、又は発生するおそれ

がある場合におけるものに限る)の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行う ものとする。

3.避難指示等の基準(県知事公室、県土木部、市町村、関係機関)

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。避難情報の発令基準設定の基本的の考え方と洪水等、土砂災害、高潮、津波の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。

(1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方

ア 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、 複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、市町村が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき(災対法第60条第1項)」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

イ 避難情報の発令対象区域の設定(絞り込み)

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度(災害の切迫度)が高まっている場合」に発令する必要があるので、

「防災気象情報の切迫度の高まり」

「災害リスクのある区域等」

との両方が重なり合った場所に、 の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。 市町村は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ 細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市町村 界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。

ただし、細分化すればするほど市町村が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、市町村の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断することとする。

ウ 発令タイミングの設定

いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、市町村は、河川事務所・気象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。

警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の発令後に高齢者等や居住者等が災害 発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう市町村長は立退き避難する人 のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することとなる。

なお、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨

機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが 予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行 う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、市町村は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難を住民に呼び掛けるものとする。

市町村長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難 情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・防災気象情報
- ・日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供(ホットライン)

なお、事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であって も、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

また、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

(2) 洪水等

ア 発令対象の災害

[洪水予報河川・水位周知河川]

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川及び水位周知河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。

[その他河川等]

その他河川等の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。ただし、その他河川等の氾濫のうち、地形や土地利用の状況等を基に事前に検討し、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった水路等の氾濫については、命の危険を及ぼさないと判断されることから発令対象としなくてもよい。

他方、命の危険を及ぼさないと事前に判断した水路等であっても、氾濫が発生し、または発生 しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、 躊躇なく避難情報を発令すべきである。

- <避難情報の発令対象としない水路等の条件>
- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと

想定される場合

- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間(住宅地下室、地下街、地下鉄等)について、その利用形態と浸水想定から、 その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップ やその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地 点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川 に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・気象台等からの助言も踏まえ、それぞ れの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、その他河川等のうち、アで水路等の氾濫に ついて発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。

ウ 発令基準の設定

(ア) 洪水予報河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・避難判断水位(レベル3水位)は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル3高齢者等避難の発令基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位(レベル3水位)を超えても、最終的に氾濫危険水位(レベル4水位)を超えない場合も多い。このため、避難判断水位(レベル3水位)を超えた段階で、指定河川 洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加 雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。
- ・避難判断水位(レベル3水位)への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。
- ・避難判断水位(レベル3水位)に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位(レベル4水位)を超えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・氾濫危険水位(レベル4水位)は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、その後の水位上昇の見込みにかかわらず、この水位に達した段階を警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。
- ・ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、市町村・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・氾濫危険水位(レベル4水位)に到達する前であっても、氾濫開始相当水位(仮)に到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。氾濫開始相当水位(仮)については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。
- ・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位の超過に相当(紫)」になった場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって異常な漏水・侵食等の状況を把握した場合、 警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って通知することとされている。 (注)ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。
- ・異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る(ダムが満水になる)状況となり、 ダムへの流入量と同程度のダム流下量(放流量)とする操作である。実施された場合、河川の 増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫する恐れ が高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4避難指示の発令の判断材料と する。
- ・当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は 既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連 情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。
- ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
- ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある)。

【警戒レベル5】緊急安全確保

・警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当

する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

- ・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながることが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位 (仮)に到達した場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(仮)に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。
- ・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの報告によって、異常な量の漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認された場合であり、かつ、堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常の場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該洪水予報河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該洪水予報河川への排水ができなくなり支川での氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は支川合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])や水防団からの報告等をもとに決壊や越水・ 溢水を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、 警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・なお、大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予があることから(リードタイムがあることから)、市町村の実情によっては氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を基に警戒レベル4避難指示等を発令することも考えられる。

(イ)水位周知河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が 上昇する場合が多く、短時間で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達する ケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情 報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・避難判断水位(レベル3水位)は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位(レベル3水位)が設定されていない場合や、水位上昇速度が速く氾濫警戒情報が発表されない場合もあることに留意する。
- ・避難判断水位(レベル3水位)に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル

- 3 高齢者等避難を発令する。基準とする水位は、氾濫注意水位(レベル2水位)を参考とする ことも考えられる。
- ・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位(レベル3水位)が設定できないなど氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)以外の水位が設定されていない河川については、洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。
- ・堤防の決壊要因、台風等の接近等については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・水位周知河川は、流域面積が大きくないことから、急激に水位が上昇することがあるため、 警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発 令する場合がある。
- ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。
- ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)に到達する前であっても、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、その水位を超え、さらに急激な水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令する。基準とする水位は、避難判断水位(レベル3水位)や氾濫注意水位(レベル2水位)を参考とすることも考えられる。
- ・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合、異常洪水時防災 操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

・水位周知河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、洪水予報河川における場合と同様に、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。

ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、 これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

- ・水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(仮)に到達した場合(水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(仮) に間もなく到達することが明らかな場合も含む)
- ・水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合
- ・樋門・水門等の施設の機能支障が確認された場合や、当該水位周知河川の水位が上昇したために排水機場の運転を停止せざるをえない場合
- ・水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水を把握した場合(水位到達情報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])は必ず発表されるものではない。)

(ウ)その他河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する場合が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。
- ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位(レベル3水位)が設定されていないため、避難判断水位(レベル3水位)への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注意水位(警戒水位)(レベル2水位)を参考とすることも考えられる。
- ・水位を観測していない河川においては、洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値)や 雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。
- ・堤防に軽微な漏水等が発見された場合や台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、 発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

- ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した 氾濫危険水位(レベル4水位)が設定されていないため、氾濫危険水位(レベル4水位)への 到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務 所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれ がある場合には、警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。
- ・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水警報の危険 度分布(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の 発令の参考とすることが考えられる。
- ・水防団等からの報告によって堤防の異常な漏水・侵食等が発見された場合や異常洪水時防災 操作の実施予定、台風等の接近については、洪水予報河川と同様に、発令の判断材料とする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・その他河川における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・河川の水位が堤防を越える場合には決壊につながることが想定されるため警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。

- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合(越水)に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、水防団等からの漏水等の状況を把握し、堤防の決壊につながるような前兆 現象が確認された場合、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該その他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて浸水害の特別警報の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(3) 土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い渓流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることを検討する必要がある。

また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国・都道府県等が個別箇所毎の移動 量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結 果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令することとな る。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、 その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

各地域には複数(場合によっては単数もあり得る)の土砂災害警戒区域等が含まれること となり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等 が立退き避難の対象となる。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

・大雨警報 (土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危

険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「警戒(赤)」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

- ・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報(土砂災害)を発表することがある。そのため、大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])(2~3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達)となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域 等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レ ベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、注意報に記載される警報級の時間帯、降水短時間予報、府県気象情報も勘案することが必要である。

【警戒レベル4】避難指示

- ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])(予想で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。
- ・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。
- ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1~2に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
- ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、気象庁から暴風警報が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする(暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある)。
- ・土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された

場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。

・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実 情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「極めて危険(濃い紫)」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。
- ・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

(4) 高潮

ア 発令対象の災害

原則として居住者等に命の危険を及ぼす以下の高潮を避難情報の発令対象とする。

- ・潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ・潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊 したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域(対象建物)を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮

を対象としたものではない。そのため、市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、気象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。

なお、高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する 等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必 要となることに留意する。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定区域の指定が完了するまでは、これまで運用してきた 高潮浸水予測区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を 考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

- ・高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されている場合等、 その後の台風等の接近に伴い警戒レベル4避難指示を発令する可能性がある場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。通常、警報に切り替える可能性が高い旨に言及された高潮注意報は、警報発表の3~6時間前に発表されるが、台風の接近等により見通しがたつ場合は、当該基準よりも前もって発表することもある。
- ・台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒 レベル 3 高齢者等避難を発令する。
- ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・特別警報の発表は台風上陸 12 時間前からであるが、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

【警戒レベル4】避難指示

- ・高潮警報(警戒レベル4相当情報[高潮]) あるいは高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])が発表された場合に、警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。高潮特別警報(警戒レベル4相当情報[高潮])の場合は、警報よりも警戒レベル4避難指示対象区域を広めに発令することになり、対象区域が広い分、避難に要する時間も多く確保する必要があることから、警戒レベル4避難指示を速やかに判断・発令することが望ましい。また、地形によっては局所的に高潮潮位が高くなることが想定されるが、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。
- ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。例え

ば、高潮注意報が発表され、当該注意報において、 夜間~翌日早朝までに警報に切り替える可能が言及されている場合、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に記載される警報級の時間帯及び潮位観測情報を参考にする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・高潮における警戒レベル5緊急安全確保の発令は、以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
- ・水門・陸閘等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど、施設の異常が確認された場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・潮位が危険潮位を超える場合、浸水が発生しているおそれがあることから、その場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・既に暴風域に入っていることが想定されることについて、警戒レベル 5 緊急安全確保の発令とあわせて情報提供すべきである。
- ・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合を警戒レベル 5 緊急安全確保 の発令の判断材料とする。

(5) 津波

ア 発令対象の被害

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しで も早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度 4 程度以上) 又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避 難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

イ 発令対象区域の設定

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、 津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に 発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局 等が算定した区分毎の津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくこと が望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市町

村長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等 避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令 しない。
- ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合には、避難指示を発令することとする。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

大津波警報の発表時

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定の精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域(津波防災地域づくりに関する法律 (平成 23年法律第 123号)に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津 波災害警戒区域等)

津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される 地域を対象とする。

津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。

ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されるとから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする津波の高さが高いところで 1 mと予想されるため、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

また、海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

4.警戒区域の設定(県知事公室、市町村、関係機関)

市町村長若しくはその委任を受けた市町村の吏員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。(災害対策基本法第63条)

市町村長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を 行うことができるが、この場合、その旨を市町村長に通知するものとする。

知事は、市町村長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施 すべき措置の全部又は一部を代行するものとする。(災害対策基本法第73条)

5.避難の誘導(県知事公室、市町村、県警察本部、関係機関)

(1) 市町村等

市町村長等の避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- イ 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ウ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保 の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合 等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することがで きるものとする。

- エ 津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。
 - () できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急避難場所へ誘導するものとする。
 - () 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
 - () 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることのないよう適切な住民避難を行うこと。

また、市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域 の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 警察(警察本部)

警察は住民等の避難誘導に当たって、市町村に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

ア 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を 選定し、避難誘導を行うものとする。特に、津波被害が予想される場合は、できるだけ高い建 物等や高台等の指定緊急避難場所へ誘導を行うものとする。 イ 高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行 うが、特に津波被害が予想される場合は、到達時間を考慮し、有効な装備資機材(リヤカー、 おんぶ帯等)を活用し避難誘導を行うなど、避難行動要支援者対策に十分配慮するものとする。

(3) 社会福祉施設等

ア 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て 速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、市町村等に報告するものとする。 また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。

イ 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被 災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(4) 被災者の運送

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公 共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被 災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

6.避難所の開設及び収容(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村) 県及び救助実施市が災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細 則」に定めるところにより行うものとし、その方法及び基準の概要は次のとおりである。

なお、県が同法を適用しない場合も、これに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市町村は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開錠者に連絡し、速やかな開錠を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による 孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 収容施設等

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらがない場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに 避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(4) 住民への周知

市町村は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として市町村職員) を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双 方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握、避難所開設の報告

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、 県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の管理運営

- ア 市町村は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営 の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO等との協働 についても検討するものとする。
- イ 市町村は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、 その立ち上げを支援するものとする。
- ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合い ながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者 を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団 体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市 町村の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援す る。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供 給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の 把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害 発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意す ること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の 基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努め ること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者と ゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。な お、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局 が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- キ 市町村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等 男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、 女性のみの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生 理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等 による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運 営に努めるものとする。
- ク 市町村は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ケ 避難期間が長期化する場合、県及び市町村は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるここ ろのケアも行うものとする。
- コ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境 の確保に努めるものとする。

サ 市町村は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。

なお、県は、市町村からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア 協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

- シ 市町村は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設 けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。
- ス 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペ スの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- セ 市町村は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものと する。

7. 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

8.避難行動要支援者に対する対策(県健康福祉部、県知事公室、市町村、消防機関)

(1) 安否確認、救助活動

市町村は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

避難支援計画を策定している市町村にあっては、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)の派遣

県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。

(3) 情報の提供

市町村は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように 障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手 話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人など専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(4) 生活の支援

ア 相談体制の整備

市町村は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、 高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うも のとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。 また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談 等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

イ 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

(5) 社会福祉施設等における介護職員等の確保

県は、社会福祉施設等において介護職員等の不足がないか把握の上、必要な場合は、国及び関係 団体等と連携して応援派遣の要請を行うなど、介護職員等の確保に関する支援を行うものとする。

(6) 訪問入浴や福祉用具の提供等における円滑な実施に係る支援

県内の社会福祉施設等において訪問入浴や福祉用具の提供等が行われる場合は、県は、円滑に実施されるよう支援を行うとともに、その周知に努めるものとする。

9.外国人に対する対策

県及び市町村は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

10.防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び 防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。 特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

- ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- イ 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

ウ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちに その状況を市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要 に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

ア 教育長の避難の指示等は、市町村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに 実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、 危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を 当該地域の学校全てに伝えるものとする。

イ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を 講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底を しておくものとする。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき 児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市町村、自治会、自主防災組織、消防 団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものと

する。

- (ア) 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所(がけ崩れ、危険な橋堤防等)の通行を避けるように配慮するものとする。
- (イ) 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

工 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

特に、津波の危険は継続する可能性もあるため、関係機関の情報等を十分に把握し、安全を確認するものとする。

なお、この場合、速やかに市町村等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を 報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- ア 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。
- イ 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。
- ウ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。
- エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断 したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

イ 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市町村、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

オ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

- (ア) 災害の種別に応じた避難指示(緊急)等の伝達方法
- (イ) 緊急避難場所の指定
- (ウ) 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者
- (エ) 児童生徒の携行品
- (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (カ) 負傷者の救護方法
- (キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法
- (ク) 登下校中の避難方法

11. 広域一時滞在(県知事公室、県健康福祉部、市町村)

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、 県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては 県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

12.被災者等への的確な情報活動関係(県総務部、市町村)

県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が 共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第12節 災害救助法の適用(県健康福祉部)

一定の程度以上の災害については、災害救助法を適用することとなるが、同法の適用要領はおおむ ね次のとおりである。

なお、同法第2条の2に規定する救助実施市である熊本市については、自ら災害救助法の適用及び 救助を実施する。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表A欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- イ 県の区域内の住家1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域 内の人口に応じて、下表B欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区	А		В		
5,000人未満 5,000人以上 15,000人以上 30,000人以上 50,000人以上 100,000人以上 300,000人以上	15,000人未満 30,000人未満 50,000人未満 100,000人未満 300,000人未満	30 40 50 60 80 100 150	世帯	15 20 25 30 40 50 75	世帯

ウ 県の区域内において、7,000 世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した 地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情()がある場合で あって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。
 - 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に 救助を必要とすること。
 - 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又 は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- オ 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部 を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とすると判断されること。

(2) 被災害世帯の算定基準

ア 被災害世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した 世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができ ない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱の4に基づく。

ウ 世帯及び住家の単位

第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱の4に基づく。

(3) 災害救助法の適用手続

ア 市町村における災害の程度が、(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当 する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

- イ 県知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び関係機関に通知するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。
- ウ 県知事は、災害救助法第13条第1項の規定により、市町村長(熊本市長を除く)に救助の実施に関する事務の一部を委任する。救助の実施は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。
- エ 県は、市町村を対象とした説明会の開催など、災害救助法による救助が円滑に実施されるよう必要な措置を行うものとする。

(4)県による連絡調整

県は、災害救助法第2条の3の規定による救助において必要となる物資の供給又は役務の提供 が適正かつ円滑に行われるよう、熊本市及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡 調整について、別途定めるものとする。

(5)救助に要する費用の負担

災害救助法第18条の規定による救助に要する費用については、救助を行った県又は熊本市が 支弁する。

第13節 救出(市町村、消防機関、県警察本部、県知事公室、 県健康福祉部)

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

- 1. 実施責任者等(市町村、消防機関、県警察本部、関係機関)
- (1) 救出は原則として、市町村長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は市町村長等に協力するものとする。
- (3) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。
- 2.救出対象者(市町村、消防機関、県警察本部、関係機関)

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ(山)崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 土石流により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

3. 救出の方法

- (1) 市町村、消防職員・団員による救出(市町村、消防機関)
 - ア 市町村は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。 なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付 近を優先に救出活動を行うものとする。
 - イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。

ウ 市町村による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援

を求めるものとする。

(2) 警察による救出(県警察本部)

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるととも に、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

- ア 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動
- イ 消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動
- ウ 行方不明者があるときは、その速やかな捜索活動
- エ 救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動
- オ 大規模な災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、警察災害派遣隊の出動要請

(3) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努める ものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市町村、消防機関、 警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4.関係機関の連携(県、市町村、関係機関)

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、市町村、救出・救助関係機 関等による活動調整会議を開催するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。

また、市町村をはじめ、県及び救出・救助関係機関等は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

5.職員の安全確保

救出、救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6.惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7.応援の手続き

市町村長において救出作業をできないとき、又は機関器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によるものとする。

- (1) 市町村長において応援を受ける必要があると認めたときは、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。
- (2) 県等の出先機関(地方本部)において応援を求められたときは、直ちに県本庁(県本部)に通報するとともに、すみやかに応援するものとする。

また、県等の出先機関(地方本部)において応援の実施ができないときは、県本庁(県本部)に応援の要請を行うものとする。

(3) 県本庁(県本部)において応援の要請を受けたとき、又は救出実施の必要を認めたときは、県等の出先機関(地方本部)及び県防災消防航空センターに対し、応援の実施について指示し、又は県本庁(県本部)において直接実施するものとする。

県は、あらかじめ保有資機材のリスト作成、並びに地域間での供給体制の調整に努めるものとする。

第14節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬(市町村、県警察本部、 県健康福祉部、海上保安部)

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者等」という。)や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、 混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1. 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、市町村長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察 歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。 当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、市町村及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し て応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

2. 行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して、市町村の行う行方不明者等の捜索に協力するものとする。 行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3.遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)に基づき死体取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4.遺体の引き渡し

受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する各市町村長に引き渡すものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して 行うものとする。

5.遺体の収容

市町村は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設(寺院、公共物等)に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市町村は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

6.遺体の火葬

- (1) 市町村は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。
 - ア 火葬場の被災状況の把握
 - イ 死亡者数の把握
 - ウ 火葬相談窓口の設置
 - エ 遺体安置所の確保
 - オ 作業要員の確保
 - カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
 - キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
 - ク 火葬用燃料の確保
- (2) 県は、被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう支援するものとする。

また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。

7.災害救助法に基づく死体の捜索、死体の処理、埋葬 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第15節 医療救護(県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、 県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等)

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県及び市町村は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院(資料編参照)、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)、災害派遣精神医療チーム(以下「DPAT」という。)、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、 保健医療調整本部のもと、第26節 保健衛生と連動し、一体的に実施する。

1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、被災地域の市町村長が行う。
- (2) 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事がこれを行う。

2. 救護活動

- (1) 災害医療情報の収集及び提供
 - ア 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、 県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、DMAT 指定医療機関及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。
 - (ア) 被災地の保健衛生行政機能の被害状況
 - (イ) 保健医療施設、設備の被害状況
 - (ウ) 保健医療活動従事者の数及び不足数
 - (エ) 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物の被害状況
 - (オ) 診療(施設)機能の稼動状況
 - (カ) 災害拠点病院の被災状況、患者の収容及びライフライン確保の状況
 - (キ) DMAT、DPATの対応状況
 - (ク) 職員の被災状況、応急活動への対応状況
 - (ケ) 医薬品等及び医療用資機材の需給状況
 - (コ) 保健医療施設への交通状況等
 - イ 県は、収集した情報をもとに、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び医療機関等の関係機関に必要な情報を提供する。

(2) 初動体制

ア 県は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣県との情報連絡

体制を確立する。

- イ 県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日赤県支部、災害拠点病院、DMAT 指定医療機関、熊本県公的病院災害ネットワーク、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、 県薬剤師会、県看護協会、熊本大学医学部熊大附属病院等に対して、早期から積極的に情報 提供を行う。
- ウ 県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部医監を長とする保健医療調整本部を設置する。 保健医療調整本部は、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターなどの災害関係者を招集し、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム(以下「DHEAT」という。)の支援を受け、関係団体(日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学病院等)と保健医療救護に関する情報を共有するなど、連携を図りながら、保健医療救護活動の方針等の総合調整を行う。
- エ 保健医療調整本部は、統括DMAT及びDPAT統括者に参集を依頼し、保健医療調整本部の下に、主に急性期におけるDMAT、DPATの活動方針の決定や関係機関との調整等を行うDMAT県調整本部、DPAT県調整本部を設置する。
- オ 知事は、被害の状況に応じ、統括DMATの意見を聞いて、DMAT指定医療機関に対し、 DMATの派遣要請を行う。また、県は、被害規模が大きく、他都道府県のDMATによる 支援が必要と認められる場合は、統括DMATの意見を聞いて、他の都道府県又は厚生労働 省に対してDMATの派遣を要請する。
- カ 知事は、被害の状況に応じ、DPAT統括者の意見を聞いて、DPAT派遣協定を締結した医療機関に対し、DPATの派遣要請を行う。また、県は、被害規模が大きく、他都道府県のDPATによる支援が必要と認められる場合は、DPAT統括者の意見を聞いて、他の都道府県又は厚生労働省に対してDPATの派遣を要請する。
- キ DMAT活動終了後の亜急性期においては、保健医療調整本部の下に、主に亜急性期における医療チーム等の活動方針の決定や関係機関との調整等を行う県医療救護調整本部を設置する。
- ク 知事は、被害の状況に応じ、災害医療コーディネーターの意見を聞いて、災害時小児周産 期リエゾンの参集要請を行う。
- ケ 知事は、被害の状況に応じ、災害医療コーディネーターの意見を聞いて、県医師会等に対 し、日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の派遣要請を行う。
- コ 知事は、被害の状況に応じ、災害薬事コーディネーターの意見を聞いて、県薬剤師会に対 し、薬剤師の派遣要請を行う。
- サ 地方災害対策本部は、市町村、消防機関等と連携のうえ、医療機関の被災状況、傷病者の 状況、医療の確保状況等の情報を収集し、地域の関係機関等に対して情報提供を行う。
- シ 地方災害対策本部若しくは保健医療調整本部が設置された場合又は健康福祉部長が必要と 認めて保健所長にその設置を命じた場合は地方災害対策本部に、保健所長を長とする保健医 療調整現地本部を設置する。保健医療調整現地本部は、地域災害医療コーディネーター及び 災害薬事コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤 師会、県看護協会支部、災害拠点病院等の情報連絡員(地域災害医療サポートチーム)を受

入れ、必要に応じてDHEATの支援を受けながら、現地の保健医療救護活動等の総合調整を行う。

ス DMAT県調整本部にドクターへリ調整部を設置するとともに、被災地のドクターへリ基地病院等にドクターへリ本部を設置する。ドクターへリ調整部は、ドクターへリの活動エリア、活動内容等に関して関係機関と調整を行うとともに、県内のドクターへリのニーズを集約し、ドクターへリ本部への活動指示等を行う。ドクターへリ本部は、ドクターへリ調整部の指揮下でドクターへリに関する運航調整を行う。なお、全体調整については、熊本県へリコプター運用調整会議で行う。

(3) 被災地内保健医療活動

- ア 市町村長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護 活動を行う。当該市町村のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請す るとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
- イ 知事は、市町村からの協力要請等により広域支援が必要と認める場合、日赤県支部、県医師会、 県精神科協会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、災害拠点病院、自衛隊熊本病院等に 対する医療チーム等の派遣要請及び自衛隊への医療救護に関する派遣要請を行う。
- ウ 知事は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県への医療救 護班の派遣を要請する。
- エ 知事は、医薬品等を医薬品配分拠点、救護所等へ速やかに供給するとともに、災害薬事コーディネーター及び薬剤師を派遣し、医薬品等の供給及び保管管理を行う。

なお、初動医療において、医薬品等供給団体が医薬品等を供給できない場合、知事は、県の備蓄医薬品等を救護所等に供給する。また、避難所での服薬指導、薬についての相談及び一般医薬品の供給等に応じるため薬剤師等を派遣する。

- オ 現地に到着した D M A T、医療チーム等は、保健医療調整現地本部と連携し、救護所において、 トリアージ及び応急救護を行う。
- カ 日赤救護班は、保健医療調整現地本部と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあっては、保健医療調整現地本部長が指定した者がこれを行う。
- キ 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送 を行う。
- ク DPATは、被災した精神科医療機関の機能の補完を行い、避難所等においては、精神疾患を 持つ被災者に対する継続的な精神医療の提供を行う。また、被災地域における支援者の支援を 行う。
- ケ 医療施設への電気、ガス、水道の確保

知事は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。

また、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家用発電機の燃料の確保を図るための必要な措置を講じる。

コ 医療機器の修理及び交換

知事は、必要に応じ、医療チーム等が災害医療に使用する医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等の支援を行う。

サ 県は、防疫と公衆衛生の維持に努める。

(4) 傷病者の搬送と収容

- ア 県災害対策本部は、保健医療調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。
- イ 熊本赤十字病院、熊本大学医学部附属病院、被災地以外の災害拠点病院や公的病院等の後方 支援病院は、被災地域の医療機関で対応の困難な傷病者を受け入れる。
- ウ 県災害対策本部は、航空搬送の必要が生じることが予測される場合、県外受入れ医療機関並 びにヘリコプター等の航空搬送手段及びその搬送拠点を確保する。

3. 個別疾患

(1) 難病、人工透析

- ア 県は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析 患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- イ 知事は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況を把握し、関係団体を通じて医療機関へ医薬品等の提供を要請する。

(2) 妊婦、新生児

県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握 に努めるものとする。

(3) 精神疾患

- ア 県は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、 移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。
- イ 県は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。

4. 医療体制の移行等

県は、医療機関と協力し、災害発生直後の急性期医療から急性期以降への医療体制の移行等、状況(段階)に応じた適切な医療提供体制の確保・継続に取り組むものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

5.惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6. 災害救助法に基づく医療

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

7.損害の補償

- (1) 市町村長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、当該市町村の条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
- (2) 知事が災害対策基本法第84条第2項の規定による同法71条の従事命令により応急措置の業務 に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病に かかり、又は障がい者となったときは、条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若し くは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第16節 食料調達・供給(県農林水産部、県健康福祉部、県商工労働部、県 環境生活部、県知事公室、農林水産省(政策統括官))

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1. 実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食料の供給は、市町村が実施するものとする。

市町村のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請する ものとする。

県は、市町村から応援要請があった場合又は市町村のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

2.食料の調達

(1) 食料の確保(県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県環境生活部)

県は、九州・山口9県災害時応援協定等に基づき他自治体から食料の確保に努めるとともに、必要に応じて国に対しても食料の確保に関して応援を要請するものとする。

また、県は、あらかじめ締結している災害時の食料の調達に関する協定に基づき、食品製造業者及び小売業者等から次に掲げる食料等の確保を行うものとする。

- ア ビスケット・クッキー
- イ 即席麺
- ウ 粉ミルク
- エ 飲料水(ペットボトル)
- オ パンやおにぎり
- カ 缶詰やレトルト食品など長期保存が可能な食品
- キ 高齢者、乳幼児などに配慮した食品
- ク その他必要と認められる食料等

(2) 米穀の調達・供給(県農林水産部、農林水産省(政策統括官))

ア 応急調達

調達に当たっては、農林水産省に照会し、調達可能数量を把握するとともに、農林水産省を 通じて、米穀販売事業者から調達するものとする。

災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省政策統括官に対し、政府所有 米穀の引き渡しに係る要請を行う。

イ 応急供給

県は、米穀販売事業者に被災地域への米穀の輸送を要請し、市町村に供給するものとするが、 必要な場合は、本章第22節 輸送に基づき市町村に供給するものとする。

(3) 農畜産物(生産物)応急供給(県農林水産部)

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模災害による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に農畜産物の需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握するとともに、温度管理等特別な配慮が必要な食材については、輸送及び供給後の保管についても適切な措置を講じた上で、必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

(4) 生鮮食料品等の流通確保対策(県農林水産部)

被災地への生鮮食料品等の円滑な流通の確保については、輸送ルート、輸送手段及び物資集積地に関する情報収集を行い、関係農業団体に当該情報を提供し、被災地への生鮮食料品等の出荷について協力を要請するものとする。

また、円滑な卸売市場流通の確保については、卸売市場の被災状況等の情報収集を行い、出荷団体に提供し、生鮮食品等の円滑な出荷について迅速な対応を要請するものとする。

3.炊き出しの実施及び食料の配分(県関係各部、市町村)

(1) 炊き出しの実施

市町村は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

市町村が多大の被害を受けたことにより、当該市町村において炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

県は、市町村から要請を受けたときは、次の措置を講じるものとする。

- ア 日赤奉仕団への要請(県健康福祉部)
- イ 自衛隊への応援要請(県知事公室)
- ウ 集団給食施設への炊飯委託(関係各部)

(2) 食料の配分

被災された県民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分

4.災害救助法に基づく食品の給与

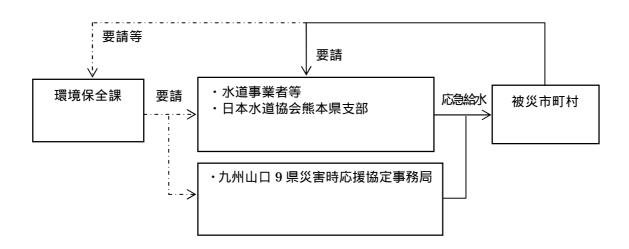
災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第17節 給水(県健康福祉部、県環境生活部)

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施体制

- (1) 飲料水供給の実施は、被災市町村が行うものとする。
 - 市町村は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。
- (2) 県は、被災市町村から、災害により被災市町村において応急給水できない旨の報告又は応急給水に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者、関係団体等に被災市町村への応援を要請し、飲料水の緊急確保を図るものとする。



- 日本水道協会熊本県支部
 - 熊本市上下水道局 096-381-1133
- ·九州山口 9 県被災地支援対策事務局(九州地方知事会会長県) 飲料水関係連絡担当部局:水道行政主管部局

2. 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等(加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク)を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、本章第5節 自衛隊派遣要請によ

り自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への 給水を最優先で行うこととする。

3.給水に関する広報

県及び被災市町村は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4. 給水応援

県は、被災市町村が自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、県内市町村、他県及び国、自衛隊、 その他関係機関に応援を要請するなど、被災市町村への応急給水実施のための連絡・調整に当たる ものとする。

5. 飲料水以外の生活用水の確保

市町村は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

6.復旧支援要請

- (1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急 復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。
- (2) 県は、地域防災計画及び水道施設の災害等緊急時における応急対策要領に基づき、県内の水道事業者及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。
- (3) 県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請するものとする。

7.災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第 18 節 電源確保(県知事公室、県健康福祉部、市町村、関係機関)

災害の発生により大規模停電が発生した場合、被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行うことを目的とする。

1. 電源車の配備

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、国(経済産業省)、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、 電源車等の配備に努めるものとする。なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国(経 済産業省等)や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第19節 生活必需品供給(県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部)

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1.実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与は、市町村が実施するものとする。市町村のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市町村から応援要請があった場合又は市町村のみでの実施が困難と認める場合は、被災者 に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

2. 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ア 寝具類(毛布等)
- イ 衣料(作業着、下着、靴下等)
- ウ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- エ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)
- オ 日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)
- カ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)
- キ 燃料
- ク その他 (ビニールシート)

3 . 生活必需品の確保(県健康福祉部、県商工労働部、県環境生活部)

県は、市町村から支援要請を受けたとき、又は被害状況から必要と判断したときは、一括購入するか又は備蓄物資をあてることにより、生活必需品の供給を行うものとする。

県は、災害時の必要な物資の調達に関する協定等に基づき、日常生活に必要となる各種生活必需品の調達を行うものとする。

4. 生活必需品の配分(県健康福祉部)

(1) 供給方法

県が供給する生活必需品の被災者への配分は、主として市町村がこれにあたるものとする。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立 状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品の円滑な供給に十分配慮するものと する。

(2) 供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝 具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(3) 配分方法

県が市町村に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示し、この計画表に基づいて給与するよう指示するものとする。

5.生活必需品の円滑な提供(県健康福祉部、県商工労働部、市町村)

県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・ 資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を 図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、 燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違 いに配慮するものとする。

6.災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第20節 救援物資要請・受入・配分(県知事公室、県健康福祉部、 関係各部、市町村)

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集 積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災 者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

なお、県は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入れの取扱いを決定し、ホームページやパブリシティによる情報発信を行うものとする。

1.不足物資の把握(県健康福祉部)

市町村は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して被災市町村のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2.物資の要請(県関係各部、県知事公室、県健康福祉部)

(1) 国、他都道府県その他機関への要請(県関係各部、県知事公室、県健康福祉部) 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、被災地に供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困 難である場合、県は、国、他都道府県その他の機関に不足物資の応援要請を行うものとする。 なお、他県に対する要請は、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づいて行うものとする。

(2) 県内外の企業等への協力呼びかけ(県知事公室、県健康福祉部)

県は、全国から寄せられる救援物資と被災地の需要を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、被災地において必要とされる物資に関する情報を一元的に発信する体制の整備を図るものとする。

3.受入・供給体制(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、 県観光戦略部、県農林水産部、市町村)

(1) 物資集積拠点の選定

市町村は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとし、県は、県全体の選定状況の把握、調整を行うものとする。

また、県は、あらかじめ、国、他都道府県その他機関から県に届けられた物資を円滑に受け入れ、輸送が行えるよう広域的な物資集積拠点を複数選定するものとする。

(2) 受入・供給体制の整備

市町村は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置 し、管理及び配分の万全を期するものとする。 県は、県の物資集積拠点に管理責任者を常駐させるとともに、パソコン、プリンター及び通信機器を設置し、市町村の物資集積拠点の管理責任者等と連携をして、市町村への輸送を円滑に行うものとする。

県及び市町村は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、(公社)熊本県トラック協会及び民間事業者(運輸業)やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

(3) 救援物資の取扱い

県は、民間企業等からの支援の申し出に対応するため、品名・数量・提供までの所要時間・提供条件等、必要な事項が確認できる様式をホームページに掲載するなどして、救援物資の確保に努めるものとする。

また、市町村からの要請とのマッチングを随時行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに 届けられるよう必要な調整を行うものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第21節 住宅応急対策

災害のため住家が滅失した被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住安定を図るものとする。ただし、災害発生直後における住居対策については、本章第11節 避難収容対策に定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1.実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。

市町村長のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型応急住宅

建設型応急住宅の建設

県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て 実施するものとする。

また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。さらに、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様(手すり、スロープ、トイレ、風呂等)の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン(仕様・図面等)」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

建設型応急住宅の運営管理

市町村は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・ 問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進する ものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュ ニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市町村に対し、建設型応急住宅(集会施設を含む。)の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、

必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活 環境の向上に配慮するものとする。

(2) 賃貸型応急住宅

県及び市町村は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3. 住宅の応急修理

県が行う住宅の応急修理は、建設事業者団体等の協力を得て実施するものとする。発災直後から 円滑な応急修理ができるよう、あらかじめ手続等を定めるものとする。

4.公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、知事及び関係市町村長は公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。

5 . 住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置

県は、大規模又は甚大な被害が発生した場合、住宅の補修・再建に係る相談窓口を設置するとともに、相談ニーズのある人に対し、速やかに窓口の設置を周知することを目的として、ボランティア受付・派遣窓口となる社会福祉協議会と建築関係団体とが連携をとれるよう、平時から体制を整備する。

6. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

県及び市町村は、公営住宅などの募集案内の周知について、県ホームページやテレビ・ラジオ、 新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

7.災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第22節 交通規制(県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、 西日本高速道路(株)、熊本県道路公社)

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、又は橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者等と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区分	範囲
知事	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察 公安委員会 警 察 事 要 E 要 E 要 E D E<	(1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため 緊急の必要があると認めるとき (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図 るため必要があると認めるとき (3) 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路におい て交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2.交通規制の措置

- (1) 道路管理者等(県土木部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、熊本県道路公社) ア 降雨予測等から通行規則範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表す るものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回 経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとす る。
 - イ 道路管理者等は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警察(県警察本部)

ア 災害により、住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路、橋梁等の道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な

交通規制を実施するものとする。

- イ 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損及び決壊等のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及びう回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。
- ウ 必要がある場合は、他県から被災地に通ずる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接 県に要請するものとする。
- エ 各警察署において、交通規制等の措置を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車 両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。
- オ 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置し、また設置不可能な場合及び 設置の暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないよ うに配慮するものとする。
- カ 緊急通行車両の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をは じめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量 抑制対策を実施するものとする。
- キ 災害発生時の交通規制を円滑に行うため、平素から警備業者等と連携を図り、交通誘導等 応急業務について、協議、訓練を行うものとする。
- 3. 交通規制の実施(県土木部、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、 熊本県道路公社)

(1) 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者等又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期限及び理由等を明瞭に記載した道路標識等を設置するとともに、必要な場合は、う回路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

ア 道路標識を設ける位置

- (ア) 通行止め:歩行者、車両及び路面電車等の通行を禁止する区間の前面における道路 の中央
- (イ) 通行制限:通行を制限する前面における道路の中央又は左側の路端
- (ウ) う回路:う回路のある交差点の手前の左側の路端

イ 道路標識の構造

道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して修理、塗装、清掃等の維持を行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。

ウ 道路標識の寸法及び色彩

道路標識の寸法及び色彩は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年 総理府・建設省令第3号)に定めるところによる。

- (2) 異常気象時における道路通行規制要領 異常気象時における道路通行規制要領は、資料編による。
- 4.相互の連絡・協力(県土木部、県警察本部、市町村、九州地方整備局、 西日本高速道路(株)、熊本県道路公社)

道路管理者等及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策 を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。
- 5.災害における交通マネジメント(県土木部、市町村、九州地方整備局)
- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント(1)及び交通システムマネジメント(2)からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行うため、「災害時交通マネジメント検討会(以下「検討会」という。)」を組織する。
- (2) 県は市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。
 - 1 交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

2 交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

6.災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去

災害対策基本法第76条第1項の規定により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定し

て、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされているが、同法第76条の3の規定に基づく当該区域等における車両その他の物件の 障害物除去の方法については、次のとおりとする。

(1) 緊急交通路の確保

警察は、放置車両の撤去等の緊急交通路における障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力して、緊急交通路の確保を図るものとする。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

(3) 放置車両等の撤去

警察官は、(2)の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置 に係る車両その他の物件を破損することができる。

(4) 自衛官による撤去

自衛隊法第83条の2に規定する災害派遣により派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないときに限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令をとるものとする。

(5) 消防吏員による撤去

職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため(2)及び(3)の措置命令及び措置をとるものとする。

(6) 自衛官及び消防吏員の通知

自衛官及び消防吏員は、(4)及び(5)の措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を資料編に定める様式により当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。

7.災害時における車両の移動等

(1) 道路交通規制等

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、港 湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。)に対し、緊急通行車両の通行 を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路啓開等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

国土交通大臣は、道路管理者である県、市町村及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第23節 輸送(県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県農林水産部、 県土木部、九州地方整備局、九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄 道(株)熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊、関係機関)

本節は、災害時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1.輸送実施機関(関係機関)

基本法第50条及び第51条に規定する実施責任者とする。ただし、これらの機関で処理できない場合は、輸送を業とする公共機関、地方公共機関並びにこれに準ずるもの等、又は自衛隊に応援を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2.輸送力の確保措置

実施機関において所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて輸送の円滑化を図る。

- (1) 車両等確保
 - ア 公共的団体の車両等
 - イ 輸送を業とする者の所有車両等
 - ウ その他(自家用車両等)
- (2) 鉄道、軌道、空中輸送等の確保
 - ア 鉄道、軌道輸送要請

必要に応じ、九州旅客鉄道株式会社熊本支社等に要請するものとする。

イ 空中輸送要請

本章第5節 自衛隊派遣要請に定めるところによる。

- (3) 船舶の確保
 - ア 公共的団体の船舶
 - イ 海上輸送を業とする者の所有船舶等

3.輸送の方法

- (1) 陸上輸送
 - ア 道路輸送(九州運輸局熊本運輸支局、関係機関)

災害時における緊急輸送は、本県の地勢及び過去の災害の実情等から考えてみると、大半が 陸上輸送であって、なかんずく道路輸送による場合が多い。

このことから考えても、関係機関は災害時における緊急輸送が、迅速かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

イ 鉄道輸送(九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

鉄道輸送は地域的に限定されるが、道路輸送が困難をきわめ、又は不可能な場合並びに鉄道輸送による輸送が、迅速適切と判断される場合に応急輸送の確保を図るものとする。

(2) 海上輸送(熊本海上保安部、九州運輸局熊本運輸支局、県農林水産部、県土木部)

ア 海上輸送船舶

船舶等による海上輸送については、主として熊本海上保安部所属船艇の優先出動により緊急輸送に当たるものとするが、必要に応じ第十管区海上保安本部長へ船艇の派遣要請、又は九州運輸 局熊本運輸支局等の関係機関の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。

イ 海上輸送ルートの確保

- (ア) 港湾及び漁港の管理者は、市町村、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な航路、港湾・漁港施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握するものとする。
- (イ) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況等に基づき海上輸送ルートを定めるものとする。
- (ウ) 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安本部等の協力を得て、港内の航行可能路を選 定するとともに、海上輸送ルートの確保に努めるものとする。

(3) 空中輸送

災害時に陸上輸送及び海上輸送が困難、若しくは不可能な場合、又は空中輸送が適切であると 判断した場合の応急輸送の確保を図るものとし、防災消防へリコプターを活用するとともに本章 第5節 自衛隊派遣要請に基づき自衛隊による空中輸送を実施するものとする。

4 . 救援物資の調達・輸送体制の構築(県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、 関係機関)

県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。

5.緊急輸送の確保・要請(県知事公室)

県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとし、そのための体制整備を図るものとする。

6.緊急輸送を確保するための道路

(1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化(県土木部、九州地方整備局)

緊急輸送道路は、大規模地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実に行うための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震発生時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、災害応急対策の円滑な実施を図るため、 救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を

確保するものとする。

また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通 の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 無電柱化の促進を図るものとする。

(2) 道路管理者、警察、関係機関との連絡調整(県土木部、関係機関)

道路管理者は、緊急輸送路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去等の応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、警察及び関係機関と相互に連絡を保ち、交通規制等の適切な運用を図るものとする。

また、緊急輸送道路については、社会情勢その他の変化に応じて、緊急輸送道路ネットワーク協議会を通じてネットワーク計画の適宜の見直しを行うものとする。

7.港湾の利用調整(県土木部)

港湾管理者は、被災状況等に応じ、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務について、国に対して支援を要請するものとする。

8.災害救助法に基づく輸送

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

第24節 緊急通行車両確認(県知事公室、県警察本部)

県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、 災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手 続き等を整備するものとする。

1.緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

- (1) 第一段階(地震発生直後の初動期)
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 交通規制に必要な人員、物資
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要 員等初動の応急対策に必要な要員、物資
 - カ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物 資
- (2) 第二段階(応急対策活動期)
 - ア 前記(1)の継続
 - イ 食料、水等生命維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- (3) 第三段階(復旧活動期)
 - ア 前記(2)の継続
 - イ 災害復旧に必要な人員、物資
 - ウ 生活必需品

2 . 緊急通行車両の確認(県知事公室、県警察本部)

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行の ための車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規 定により緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を行うものとする。

(1) 申請手続(申請窓口)

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。

ア 知事(県) 知事公室危機管理防災課

イ 公安委員会

(ア) 県警察本部 交通部交通規制課

(イ) 各警察署 交通課

(2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。

(3) 緊急通行車両の事前届出(県公安委員会)

公安委員会は、災害時における緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るために、次のいずれにも該当する車両については、事前届出を受理するものとする。

- ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本 法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両
- イ 次に掲げる方法により、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共 機関及び地方公共団体(以下「指定行政機関等」という。)が所有又は使用する車両
 - (ア)指定行政機関等が自ら所有する車両
 - (イ)指定行政機関等が契約等により専用に使用する車両
 - (ウ)指定行政機関等が災害時に関係機関・団体等から調達する車両

第25節 民間団体活用(県教育庁、日本赤十字社熊本県支部)

災害における民間団体〔青年団、婦人会(日赤地域奉仕団)赤十字ボランティア(奉仕団、防災ボランティア)〕の活用については、本節の定めるところによる。

1. 実施機関

- (1) 民間団体の活用は、市町村長が当該市町村民間団体の協力を求めて実施するものとし、当該市町村で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて応急処置に当たるものとする。
- (2) 大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、あるいは当該市町村において処理できない場合は、知事又は県教育委員会がこれを行うものとする。
- (3) (2)の災害発生の際、知事又は県教育委員会は、一部活動業務を日本赤十字社熊本県支部に委託できる。

2.活用方法

(1) 活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。

災害発生直後(被災者周辺住民による活動) ・・・・・フェイズ 0

- ・応急処置
- ・救 出
- ・搬送

緊急対応期(県等からの要請後 団体の協力による活動)・・・フェイズ1

- ・ボランティア本部の設置
- ・炊き出し
- ・応急復旧
- ・連絡手段の確保(アマチュア無線)
- ・安否調査
- ・その他

応急対応期(ボランティアによる機能的活動期) ・・・・フェイズ2

- ・避難所支援活動
- ・心のケア
- ・協力支援体制の確立
- ・その他

復 興 期(地域ボランティア組織の支援活動) ・・・・フェイズ3

- ・活動の撤退準備
- ・活動記録

- ・報告書の提出(県・当該市町村)
- ・その他

(2) 活動範囲

活動範囲は、災害の規模及び被災の範囲によって異なるが、原則として県内全域とする。

(3) 活動期間

県等からの要請により活動開始した時期(フェイズ 0 若しくは 1) から~フェイズ 3 の撤収までとする。

(4) その他

民間団体の活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用等あった場合、経費については国が負担する。

また、当該市町村の要請により活動する場合においては応援に要した費用は当該市町村が負担するものとする。

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施の促進は、次に定めるところによる。

1. 労務者の把握

公共職業安定所長は、労務者の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう次の措置を講じておくものとする。

- ア 求職申込みのあった求職者の市町村別、職種別人員の把握
- イ 当該求職者に対する連絡方法

2. 労務者の確保

(1) 供給の要請

地方災害対策本部を設置した場合の労務者の要請は、次によるものとする。

- ア 市町村長は、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、所轄地域振興局長 に対し、文書又は口頭をもって、要請をすること。
- イ 県の出先機関(地域振興局を除く)の長は、その所掌事務に係る災害応急措置の実施について、労務者を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄区域とする地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって、要請すること。
- ウ 地域振興局長は、その所掌事務に係る災害応急措置の実施について、労務者を必要とすると き及びア若しくはイにより要請を受けたときは、直ちに所轄の公共職業安定所長に対して、文 書又は口頭をもって要請をすること。
- エ 市町村及び県以外の機関において、災害応急措置の実施について、労務者を必要とするとき は、当該機関の長は直接、所轄の公共職業安定所長に要請すること。
- オー前各号の労務者の要請を行うときは、次の事項を明らかにしなければならない。
 - (ア) 求人者名
 - (イ)職種別、所要労務者数
 - (ウ)作業場所及び作業内容
 - (エ) 労働条件
 - (オ)宿泊施設の状況
 - (カ)その他必要事項

(2) 供給の実施

- ア 公共職業安定所長は前記(1)による要請を受けた場合は、必要に応じ所轄地域振興局長と協議のうえ、これを行うものとする。
- イ 公共職業安定所長は、必要とする労務者を充足できないときは、熊本労働局長にその旨報告 し、指示を受けるものとする。
- ウ 熊本労働局長は、県内の公共職業安定所において、必要とする労務者を充足できないときは、

他の都道府県に連絡し、応援を求め、労務者の確保に努めるものとする。

3.従事命令等による労務者の確保

- (1) 知事又は熊本市長は、災害が発生した場合に、次の事項について応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、各法律に基づく強制命令等により労務の確保を図るものとする。
 - ア 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - イ 施設及び整備の応急復旧
 - ウ 清掃、防疫その他の保健衛生
 - エ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
 - オ 緊急輸送の確保
 - カ その他災害の拡大防止
- (2) 上記の従事命令等を発する基準等は、次のとおりとする。

なお、熊本市長は、災害救助法第7条及び第8条の規定に基づく従事命令及び協力命令を自ら 行うものとする。

作業区分	命令区分	執 行 者	対	象	者	根	拠	法	律
災害応急対策作業	従事命令	知事	医師、歯科医師並びに薬剤師保健師、助産師並びに看護師土木技術者及び建設技術者大工、左官並びにとび職土木業者、建築業者並びにこれらの従業者地方鉄道業者及びその従業者軌道経営者及びその従業者・動運送事業者及びその従業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				対策条	基本	法
	従事命令	知事等	同	上		災害	救助	法第	7条
	協力命令	知事	救助を要する	る者及びその近	隣者	災害 第71		基本	法
	協力命令	知事等	同	上		災害	救助	法第	[8条
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	市町村長		内の住民又は当 べき現場にある		災害:			法

作	業	X	分	命令区分	執 行 者	対	象	者	根	拠	法	律	
	災害応急対策作業		警察官、 海上保安官		内の住民又は べき現場にある		災害 ^效 第65 <i>章</i>		-	法			
火芒	(全角		11-未	送事命令 警察官 その場に居合わせた者、その事物の 管理者、その他関係者)警察官職務執行法 第4条				
消	防	作	業	従事命令	消防吏員 又は 消防団員	火災の現場	付近にある者		消防> 第5項		29条		
水	防	作	業	従事命令	水防管理 者、消防 機関の長		体の区域内に 防の現場にあ		水防剂	去第	17条	:	

(3) 従事命令等の執行

ア 知事等の従事命令等の執行に際し、災害救助法が適用された場合の救助に関するものは、災害救助法に基づく従事命令等を発令する。また、災害救助法が適用されない場合の災害応急対策、若しくは災害救助法に基づく救助以外の災害応急対策に関するものは、災害対策基本法に基づく従事命令を発令するものとする。

なお、災害救助法に基づく従事命令等の発令は、健康福祉部健康福祉政策課が担当し、災害 対策基本法に基づくものは知事公室危機管理防災課が担当する。

イ 知事(知事が市町村長に権限を委任した場合の市町村長を含む。)及び熊本市長の従事命令 等の執行に際しては、法令等の定める令書を交付するものとする。

なお、その他の従事命令等発令権者が発令する従事命令等には、令書の交付は必要としない。

第27節 保健衛生(県健康福祉部)

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、保健医療調整本部のもと、第15節 医療救護と連動し、一体的に実施する。

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び「災害防疫実施要綱」(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

(1) 実施責任

ア 市町村長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。 イ 知事は、感染症法又はその他の法令に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うも のとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

知事及び市町村長は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずるものとする。

ア 防疫の実施組織等

(ア) 検病調査班の編成及び調査対象

知事は、感染症の発生状況を調査するため検病調査班を編成する。

調査班は、医師1名、保健師(又は看護師)1名及び助手1名をもって編成する。

その検病調査1班の調査能力は、おおむね1日当たり10戸(30人)とし、対象人員実施予 定回数を考慮して必要な調査班を編成し、派遣するものとする。

滞水地域においては、週1回以上、集団避難所においては、随時行う。

(イ) 防疫班の編成

市町村長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成 する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもっ

て編成する。

知事は、市町村の要請があった場合は、防疫班を編成し派遣するものとする。

(ウ) 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市町村長は、災害時又は、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周到な計画をたてておくこととする。

イ 実施方法等

(ア) 検病調査及び健康診断

知事は、検病調査及び健康診断を計画的に実施するものとするが、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、又は滞水地域等衛生条件が良好でない地域を優先的に行うものとする

調査にあたっては、市町村地域内の衛生組織等関係機関の協力を得て、的確な情報の把握に努めるものとする。また、避難所にあたっては、衛生に関する自治組織を設けるよう指導し、その協力を得ることとする。

検病調査の結果、必要があると認めるときは、感染症法第17条の規定により健康診断を実施する。

(イ) 消毒

市町村長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核 感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

(ウ) ねずみ族・昆虫等の駆除

市町村長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

(エ) 感染症患者の入院

知事は、1類感染症又は2類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、 感染症法第19条の規定により感染症指定医療機関に患者を入院させるものとする。

ただし、交通途絶等により感染症指定医療機関に収容することが困難なときは、災害をまぬがれた地域の感染症指定医療機関その他知事が適当と認める医療機関に収容するものとする。

(オ) 生活用水の使用制限等

知事は、感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

知事が生活用水の給水制限等を実施した場合、市町村長は生活用水の供給を実施するものとする。

(カ) 臨時の予防接種

知事は、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、予防接種法 第6条により臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示するものとする。

(3) 市町村に対する指導

主要災害地の市町村に対しては、知事は、直ちに担当職員を現地に派遣し、当該職員はその実態を速やかに調査のうえ、防疫計画の樹立及び具体的実施方法等の指導にあたるものとする。

2. 食品衛生の確保

(1) 食中毒の未然防止

- ア 県は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の搬送等における衛生確保の状況を 監視させ、必要に応じて指導を行わせるものとする。
- イ 県は、食品衛生監視員を避難所等に派遣し、食品の衛生的取扱、加熱調理、食用不適な食品 の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要に応じ指導を行わせるものとする。
- ウ 県は、食品関係営業施設の被災状況等の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には改善を指導するものとする。
- エ 県は、食品の衛生的取扱について、食品衛生協会の協力を求めるものとする。
- オ 食品衛生協会は県と協力し、食品営業関係施設や被災地での炊き出し等に対し、加熱調理等 食品の衛生的取扱について相談に応じ、指導を行うものとする。

(2) 食中毒発生時の対応

- ア 県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員に所要の検査等を行わせるとともに、食 中毒の原因食品、原因施設等の調査を行うものとする。
- イ 県は、検査施設や医療機関等と連携を密にして、被害の拡大と再発防止に努めるものとする。
- ウ 県は、被害が甚大で対応困難であると認められる場合は、他県等の支援要請を行うものとする。

3.健康管理

(1) 健康管理活動の支援体制

県は、災害時保健活動マニュアルに基づき、市町村職員を対象とした研修等を行い、その体制整備に努めるものとする。

(2) 保健及び栄養指導

- ア 県は、市町村から要請があった場合は、保健指導班等により、被災地のニーズ等に的確に対応した健康管理(母子、高齢者、精神、歯科保健等における保健指導及び栄養指導等をいう。 以下同じ。)を行うものとする。
- イ 県は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときには、市町村からの要請に基づき被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行うものとする。
- ウ 県は、市町村から要請があった場合は、住民の健康管理を図るために、保健指導班等を中心 に市町村と協力のうえ、避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導 を行うものとする。

- エ 県は、市町村から要請があった場合は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県栄養士会等関係団体並びに他県等に対し応援要請を行うものとする。
- オ 県は、必要に応じて、県医師会やリハビリテーション等の専門職団体と連携し、仮設住宅等 における高齢者の生活不活発病対策のための体制整備を行うものとする。
- カ 県は、認知症疾患医療センターや認知症コールセンター等と連携し、認知症高齢者等の相談・診療体制の確保に努めるとともに、避難所運営や救護活動に従事する者等に対し、認知症対応に係る情報提供を行う。
- キ 県は、必要に応じて、被災者の健康保持増進のため、健康支援情報や疾病等相談窓口の周知 を行う。

(3) エコノミークラス症候群の予防活動

- ア 県及び市町村は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等的確な対応を行うものとする。
- イ 県及び市町村は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(4) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

- ア 県及び市町村は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院 や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直 後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。
- イ 県及び市町村は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・ 啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

(5) 精神保健相談等(被災者のこころのケア)

県は、災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じ、心のケアに関するニーズを把握するとともに、 次の措置を行うものとする。

ア 初期

- (ア) 精神科救護所の設置
- (イ) 精神保健巡回診療及び相談の実施
- (ウ) 精神保健医療情報の提供
- (エ) 夜間相談窓口の設置
- (オ) 避難所内のメンタルヘルスケアのシステムづくり

イ 安定期

- (ア) 仮設住宅の被災者等に対する巡回訪問及び相談支援
- (イ) 被災地でのこころのケアに携わる人材の育成
- (ウ) 被災者の支援者(市町村職員等)への支援

- (エ) 被災者等のこころの健康に関する普及啓発
- (オ) 被災者の中長期的なこころのケアを行う体制の整備

4. 生活衛生の確保

県及び市町村は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

5.被災動物対策

- ア 県は、各保健所において、災害によって負傷した動物(犬、猫等)の収容に努めるものとする。
- イ 県は、各保健所において、飼養動物を保護収容し、関係機関・団体と連携して返還、譲渡を行う ものとする。
- ウ 県は、災害時の動物救護に関するボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア等と 連携して救護活動を行うものとする。
- エ 県は、関係機関・団体と連携して、飼養動物に関する相談対応等を行うものとする。

6.保健衛生活動の総合調整等

県は、必要に応じてDHEATの支援を受けながら、被災地域における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

第28節 災害ボランティア連携(県関係各部、関係機関)

1 県と災害ボランティア・災害ボランティア間の連携

県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、熊本県(以下「県」という。)は、熊本県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が設置する熊本県災害ボランティアセンター(以下「県センター」という。)及びくまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)並びに特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)(以下これらを「NPO等のボランティア団体ネットワーク」という。)とともに、直ちに災害時連携会議を設置する。

また、県は、NPO等の災害ボランティア団体ネットワークに対して、協定に基づき、必要な被災者支援を速やかに要請するものとする。

2 災害ボランティアセンターに係る体制整備

県内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)は単独又は複数の市町村社協の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター(以下「被災地センター」)を設置する。

また、県センターは被災地センターを支援する。

(1) 県センター

ア 目的

県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア連携計画及び熊本県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救援活動や各種の条件整備を図る。

イ 設置場所

県センターは、県社協に置く。

ウ 役割と機能

(ア)関係機関、団体との連絡調整

- ・県災害対策本部との連絡調整(被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、 支援活動の情報交換等)
- ・NPO等の災害ボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
- ・全国社会福祉協議会や市町村社協職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調 整

(イ)被災地センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応

(ウ)被災地センターの設置支援

大規模又は甚大な災害が発生し、被災地センターの設置が必要と県センターが判断した場合において、被災地センターが未設置の場合、県センターは、関係市町村及び市町村社協等に対し、被災地センター設置を要請するとともに、設置に向けた助言や支援を行う。

- ・被災地センター設置に向けた市町村等との協議に係る支援
- ・運営スタッフの人員調整など

(エ)各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行われるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を勘案しながら、適時適切に情報発信する。

- ・被災地センターの活動状況の把握(ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営 状況など)
- ・マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信
- (オ)被災地以外からのボランティアの受付と被災地センターへの仲介
- (カ)資材や機材の仲介

被災地センターが必要とする各種資材や機材について、被災地センター自らの調達が困難な場合、要請に応じてその調達に努める。

(キ)ボランティア活動保険のとりまとめ

被災地センター等が受付けたボランティア保険の集約、保険会社への連絡

(ク) 県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達

災害ボランティア活動の支援に対する口座開設、共同募金会等への申請、民間寄附金の受付等

エ 県の対応

(ア)連携会議の設置

県は、県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、県社協及びNPO等の災害ボランティア団体ネットワークとの連携会議を直ちに設置し、円滑な連携体制を確立するものとする。

(イ)連絡調整窓口の設置

県は、ボランティアに関する連絡調整窓口を健康福祉政策課に設置する。

また、県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センターに常駐させる。

(ウ)行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センター及びNPO等の災害ボランティア団体ネットワークに提供する。

(エ)他都道府県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況やボランティアに対するニーズ等についてホームページや報道機関を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

(オ)ボランティアの活動環境整備

県は、必要に応じ、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

オ 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

カ 閉所の時期について

県センターは、被災地センターの閉所状況や被災地におけるボランティアに対するニーズの 状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

(2) 被災地センター

ア 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に 展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

市町村及び市町村社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市町村単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

市町村及び市町村社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、平時から近隣市町村や、近隣市町村社協等との応援・連携体制を構築しておく。

ウ 役割と機能

- (ア) 市町村や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- (イ) 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- (ウ) 活動用資材や機材の調達(県センター、市町村と連携)
- (エ) ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- (オ) ボランティアの受入
- (カ) ボランティア希望者の配置等
- (キ) ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
- (ク) 現地での支援活動の調整
- (ケ) ボランティアの健康管理
- (コ) その他
- エ 市町村の対応
- (ア) 連絡調整窓口の設置
- (イ) 活動場所の提供
- (ウ) 行政情報の適切な提供
- (エ) その他必要な支援
- オ 組織及び運営体制
- (ア) 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

(イ) 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を 専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるよう な運営体制とする。

カ 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市町村社協等にその活動を引き継いでいく。

3 市町村と市町村内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、市町村は、被災地センター及び当該市町村で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

4 個々の分野における専門ボランティアとの連携

災害発生時には、さまざまな被災者や被災地のニーズがあり、その解決のためには専門知識や 技能等を有する専門ボランティアによる協力体制も必要となる。

現段階では、県の各担当課で災害支援に関する協定を締結、あるいは登録したり協力に関する 意思確認をしている団体は、以下のとおりであるが、今後は、さらに多くの団体等に協力を求め るとともに、それら専門ボランティア相互のネットワーク化に努めていく。

(1) 災害発生時の対応

専門ボランティアの支援が必要な場合、各担当課が把握している団体に対しては、各担当課が 直接、支援の要請等の連絡調整を図るものとする。

(ア) 専門ボランティアを直接、把握(登録)している課

担当課	専門ボランティアの名称等
森林保全課	山地防災ヘルパー
建築課	被災建築物応急危険度判定士
建築課	被災宅地危険度判定士
砂防課	砂防ボランティア

(イ) 専門ボランティアを把握(登録等)している団体を所管又は把握している課

担当課	所管又は把握している団体名
危機管理防災課	(一社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部
危機管理防災課	NPO法人九州救助犬協会
医療政策課	(公社)熊本県看護協会
薬務衛生課	(公社)熊本県薬剤師会
薬務衛生課	(一社)熊本県医薬品登録販売者協会
薬務衛生課	熊本県製薬協会
薬務衛生課	(一社)熊本県医薬品配置協会
障がい者支援課	(一財)熊本県ろう者福祉協会
認知症対策・地域ケア推進課	熊本県介護支援専門員協会

(2) 平時の取組み

専門知識、技能等を有する専門ボランティアについては、県の各担当課が直接、支援の要請等の対応を行うことから、各担当課は定期的に、専門ボランティア団体の状況把握に努め、会議などを通して連絡体制等の確立を図るとともに、専門ボランティアの制度周知を行うものとする。

5 その他

具体的な運用等については、各関係機関において要綱等を定めるものとする。

第29節 廃棄物処理(県環境生活部、県土木部、市町村)

1.計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市町村は それぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、 市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の 特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場 合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等につ いて、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2.被害状況調查、把握体制

- (1) 市町村は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市町村は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、所轄保健所へ報告する体制を整備する。
- (3) 県は、保健所からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関へ連絡する体制を整備する。

3 . 廃棄物の仮置場候補地の選定等

(1) 災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、市町村は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

(2) 県は、仮置場候補地の選定、確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の選定・確保 状況の把握・調整を行うものとする。

4.災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市町村は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備 に努める。
- (2) 市町村は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した 広域応援体制の整備に努める。
- (3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体

制の整備に努めるものとする。

(4) 県及び市町村は、国(環境省)が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net) や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による 人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。

5.災害廃棄物の処理

- (1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、 災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものと する。
- (2) 市町村は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。 なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市町村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市町村は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。

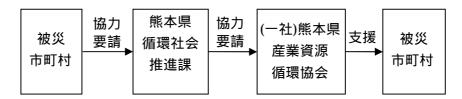
県は、市町村が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。

(5) 市町村は、地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、 道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

- (6) 市町村は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (7) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市町村の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、市町村が収集処理を行う。
- (8) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する(一社)

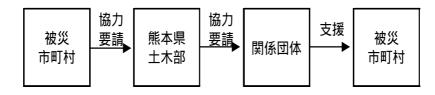
熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡 調整及び助言を行うものとする。



(9) 県は、災害廃棄物の発生状況や市町村の対応状況を踏まえ、市町村や民間事業者等のみでは収集運搬体制が十分に構築できず、自衛隊によるほか対応ができないと判断した場合、国(環境省)との調整の上、自衛隊に支援要望を行う。

6. 堆積土砂処理計画

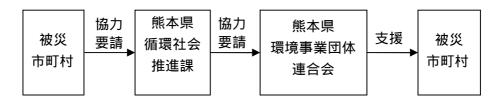
- (1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 市町村は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市町村は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市町村は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7. し尿の処理

(1) 市町村は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。

- (2) 市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 市町村は、被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じる。
- (4) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する熊本県環境事業団体連合会に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7.廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 県及び市町村は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 市町村は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (3) 市町村は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 市町村は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、 近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

第30節 文教対策(県教育庁、県総務部、県健康福祉部)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、 生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1. 実施機関

(1) 市町村

- ア 市町村立学校施設の災害応急復旧は、市町村長が行う。
- イ 市町村立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は市町村教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、又は当該市町村が災害応急対策を実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は、必要関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 県

- ア 県立学校施設の災害応急復旧は、知事が行うものとする。
- イ 県立学校の学生、生徒、児童及び幼児に対する災害応急教育対策は、知事又は県教育委員会 が行うものとする。
- (3) 私立学校施設等の災害応急復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急教育対策は、学校設置者(又は学校長)が行うものとする。

2. 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

県教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、 災害の程度に応じて適切な指導を行い、実施機関は、災害時における応急教育に支障のないよう、 次の事項について措置するものとする。

- ア 学校施設が被災した場合は、まず応急復旧をすみやかに行い、教育が実施できるよう市町村 教育委員会に協力するものとする。
- イ 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、公民館、公会堂、その 他民有施設等の借り上げを行うものとする。
- ウ 災害の状況によっては、近接市町村の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図る ものとする。

(2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により 応急教育を実施するものとする。

ア 教育実施者の確保等

県教育委員会は県立学校、県教育事務所及び市町村教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、必要に応じ、他都道府県に対し

て、教職員の応援を求めるなど、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、国や他都道府県へ応援を求めるものとする。

イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法

- (ア)教材、学用品等の被害を受けた場合は、県立学校長、市町村教育委員会及び私立学校 長は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。(災害救助法が適用された場合は、 市町村教育委員会が市町村長を経由して報告)
- (イ)県教育委員会は、前記(ア)の報告に基づき、必要に応じ教材(教科書)について特 約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて、調達をあっ旋する。

3. 学校給食等の措置

公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、設置者である知事又は市町村 長から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき 事項を指示するものとする。

(1) 物資等対策

- ア 被災市町村は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会はこの報告に基づき、市町村及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法及び供給方法等について指示するものとする。
- イ 夜間定時制高等学校の給食物資については、当該学校長から県教育委員会に直接報告するものとする。

4.災害救助法に基づく学用品の支給

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

5. 教育活動再開への支援

県教育委員会は、教育活動の再開に当たり学校を支援する必要があると判断した場合は、教職員 で構成する支援チームを派遣する。

6.その他の支援措置

県は、災害により進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、必要に応じ、国、市町村及び関係機関等と連携して奨学金や授業料免除等の就学支援を行う。

また、これらの支援措置について、市町村や学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。

第31節 障害物除去(県健康福祉部、県土木部、九州地方整備局)

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山(がけ)崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

1. 実施責任

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、市町村長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山(がけ)崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は市町村長が行うものとし、市町村限りで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- (5) その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対象及び除去の方法

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- エ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ア 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は土木建設業者等の協力を 得て、すみやかに行うものとする。
- イ 前記 により実施困難な場合は、本章第5節の自衛隊派遣要請により、自衛隊の派遣を要請 して行うものとする。
- ウ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状 況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

3.災害救助法に基づく障害物の除去

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

4.除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、 次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、市町村長、警察署長、又は海上保安部の事務所の長において、次のような場所に保管する。なお市町村長、警察署長、又は海上保安部の事務所の長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- イ 道路交通の障害とならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理(所有)に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

5. 障害物の処分方法

市町村長、警察署長又は海上保安部長が保管する工作物の処分については、前記保管者において 行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を 保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第32節 公共施設応急工事(県総務部、県健康福祉部、県農林水産部、県土木部、県企画振興部、県商工労働部、県観光戦略部、県教育庁、九州旅客鉄道(株)熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、熊本県道路公社、市町村)

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定を図るものとする。

1.公共土木施設(県土木部、九州地方整備局、熊本県道路公社、市町村) 災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次に より実施する。

(1) 実施機関

- ア 河川 (ア)ー級河川の直轄管理区間は国土交通省
 - (イ) 一級河川のうち指定区間及び二級河川は県
 - (ウ) 準用河川及びその他の普通河川は市町村
- イ 海岸 (ア)海岸保全区域の県管理区域は県
 - (イ)市町村管理区域は市町村
- ウ 道路 (ア)ー般国道指定区間は国土交通省
 - (イ)その他の一般国道及び県道については県(熊本市内については熊本市)
 - (ウ)市町村道については市町村
 - (エ)高速道路等については、国土交通省、西日本高速道路(株)
 - (オ)松島有料道路については、熊本県道路公社
- エ 砂防 (ア)川辺川・阿蘇山直轄砂防施行区域は国土交通省
 - (イ)その他区域は県
- オ 地すべり・急傾斜 県
- カ 下水道 (ア)流域下水道施設は県
 - (イ)公共下水道及び都市下水路は市町村
- キ 集落排水施設 市町村
- (2) 道路、橋梁の現況及び危険予想箇所

道路、橋梁の現況並びに危険の予想される区間は、次のとおりである。

- ア 本県における道路の現況は、別冊危険箇所編のとおりである。
- イ 主要道路の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。
- ウ 主要橋梁の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。
- (3) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員について

は、本章第25節 労務供給及び本章第24節 民間団体活用の定めるところによって、人員の確保 を図るものとする。

(4) 応急工事の実施

仮道工事、仮さん道工事、仮橋工事、仮締切り工事及び決壊防止等の応急工事は、緊要度考慮のうえ、次により迅速、かつ重点的に実施するものとする。

ア 緊要度の高い交通路

被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であり、食料及び物資等の輸送又は復旧資材の運搬等のため、早急に復旧を必要とする仮道、仮さん道及び仮橋について、交通の確保を図るものとする。

イ その他の交通路

被災した道路、又は橋梁が唯一の交通路でない場合には、国道、主要地方道並びに交通上特に重要と認められる県道、若しくは、市町村道が被災して、交通に著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回道路がないため緊急に実施しなければならない仮道工事等が必要な場合

ウ 仮締切り工事

仮締切り工事は、河川、海岸、砂防施設、又はこれらの効用をかねる道路が被災して、通常の状態における流水、又は海水が侵入し、当該被災施設に隣接する一連の施設で、当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているか、又はそのおそれが大きいため、緊急に仮締切り工事を実施しなければならない場合

工 下水道、集落排水施設

管渠や排水路については、流水機能を確保するため陥没や破壊した箇所の仮配管設置や崩壊護 岸の仮復旧等を行い、処理場、ポンプ場については被害の状況に応じて最小限の機能確保を図れ るよう、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

2.農地及び農業用施設等(県農林水産部)

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、 緊急やむをえず応急工事を実施しなければならない場合は、次により行うものとする。

(1) 実施機関

- ア 農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、土地改良区農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において実施が困難な場合は、市町村長が行うものとする。
- イ 前記アにおいて実施不可能な場合は、県(本庁)又は県の出先機関に連絡し、適切な指導と 援助を受けて実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資器材の調達については、前記1の(3)により確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度 の創設等に努める。

3. 社会福祉施設(県健康福祉部)

社会福祉施設等が被災し、応急工事を実施しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。

(1) 実施責任

生活保護施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設及び国民健康保健施設等の応 急工事は、当該施設の管理者、又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記1の(3)に準じて確保する。

4 . 医療衛生施設(県健康福祉部)

医療衛生施設等が被災し、応急工事を実施しなければ診療が不可能なとき、又は、入院患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を実施する。

(1) 実施責任

- ア 公的医療施設 県、市町村又は当該施設の管理者(医療法第31条に規定する病院又は診療所)
- イ 保健所 県所管の保健所は県、市所管の保健所は市
- ウ その他の医療施設 当該施設の設置者又は管理者

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記3の(2)に準じて確保する。

5. 鉄道施設(九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

鉄道施設が被災し、通勤、通学輸送等の公共輸送に支障を与えた場合は、緊急工事に必要な機材等を搬入し、早期復旧を図るものとする。

(1) 緊急工事の実施は、JR九州実施とするが、被災要因に基づき国及び県等の関係機関の協力に

より、公共輸送を確保する。

- (2) 異常気象による要注意箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。
- 6.学校施設(県教育庁、市町村、県総務部、県健康福祉部)

(1) 公立学校における対策

県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急処理

被害箇所及び危険箇所は、早急に処理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再 開を図るものとする。

オ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

(2) 私立学校等における対策

私立学校等では、(1)に準じて学校設置者が実施するものとする。

なお、学校施設の災害復旧に関して、県は、その手続の周知等、必要な支援を行うものとする。

7.その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第33節 農林水産応急対策(県農林水産部)

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施するものとする。

1.農業

異常気象により、水稲、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、県出先機関、市町村、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生のおそれがある場合についても被害の未然防止対策について指導するものとする。 なお、個別の対策については、資料編のとおりである。

2. 林業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を 図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。

また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。 これらの措置を迅速かつ確実に行うため、県出先機関、市町村、森林組合及びその他の関係機関 と連絡を密にして当たるものとする。

なお、個別の対策については、資料編のとおりである。

3. 水産業

台風等により、のり養殖場、魚類養殖場、漁船漁業等に被害発生が予想される場合には、関係市町村、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、被害の発生を未然に防止するよう指導するものとする。

また、被害が発生した場合、早急に関係機関とともに応急対策及び復旧対策に当たるものとする。なお、個別の対策については、資料編のとおりである。

第34節 畜産・酪農業応急対策(県農林水産部)

1 . 牛乳等の出荷流通の確保対策

(1) 送乳車の確保対策

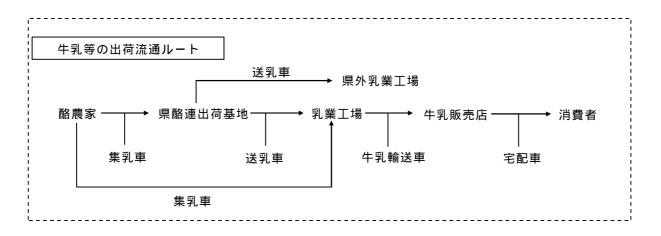
県外の乳業工場へは、熊本県酪連が輸送会社に委託して送乳している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。また、県内の乳業工場が被害を受けた場合には、近県の乳業工場に処理を依頼するものとする。

(2) 集乳車(ミルクタンクローリー)の確保対策

酪農家からの集乳は、熊本県酪連が輸送会社に委託して実施している。災害時は近県の県酪連及び関係輸送会社に協力を依頼して確保するものとする。

(3) 牛乳輸送車(宅配車)の確保

牛乳の輸送は乳業工場が輸送業者に委託して実施している。災害時は近県の乳業者及び輸送 会社に協力を依頼して確保するものとする。



2. 家畜飼料・家畜飲料の確保対策

各戸の農家において、確保することを原則とする。

(1) 家畜飼料の確保対策

ア 災害復旧に長期を要する場合は、各地域振興局及び熊本農政事務所(県出先機関・市町村等) において、不足量の把握と供給要請を県段階(県庁・各農協連で組織する本部)に行うものと する。

- イ 県段階においては、県下全域(局地的な被災の場合は、その地域)の必要量の確保に努め、 量的確保が困難な場合は、九州農政局を通じて隣接県に対して協力要請を行い、要請量と供給 バランスを考慮した配分計画を作成するものとする。
- ウ 各地域振興局単位及び熊本農政事務所においては、要請とともに受入体制(集積場所・配付 計画・人員の配置)を整備し、各畜産農家への配分を行うものとする。

(2) 家畜飲料の確保対策

災害復旧に長期を要する場合は、被災市町村において、湧水、河川流水、貯留水の確保を図り対応するものとする。

ただし、酪農における利用水(搾乳関連)については、衛生上の問題から、人の飲料と同程度の水を必要とするため、その必要量を把握するとともに適切な配水計画に基づき給水を実施するものとする。

3.家畜に対する防疫計画

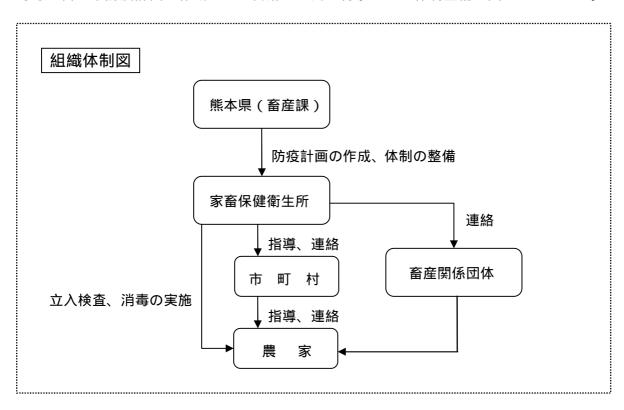
災害に伴い発生するおそれのある家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のため、次により被災地域の立入検査、消毒等及び防疫体制の整備を講ずるものとする。

(1) 被災地域の立入検査及び消毒等

県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、被災地域の農家に立ち入り、検査等を実施 し、その結果に基づき必要に応じ消毒等の徹底を図るものとする。

(2) 防疫体制の整備

被災市町村が、災害時における対応を的確かつ迅速に行えるよう被災地域内の立入検査、消毒等を含む県防疫計画の作成とその円滑な運用を行うための体制整備を図るものとする。



4. 家畜の緊急避難対策

災害復旧に長期を要する場合は、災害により、使用に適しなくなった畜舎・牧野から、一時的に 家畜を避難させるため以下により対応する。

(1) 避難家畜の分布状況調査

各地域振興局及び熊本農政事務所において、一時的に避難させることが必要な家畜の頭羽数の把握と当該家畜の緊急避難要請を県段階(県庁・各農協連で組織する本部)に報告する。

(2) 受け入れ畜舎等の確保

県段階において、一時受け入れ可能な畜舎等の所有者に協力要請を行い、避難家畜の配分計 画を作成する。

(3) 搬送車の確保

県段階において、避難家畜の搬送に必要な搬送車の確保について、県内外の畜産農協及び輸送会社に協力を依頼して対応する。

(4) 避難の実施

各地域振興局及び熊本農政事務所において、(2)の配分計画に対する受け入れ体制(家畜の移動に係る人員の配置、搬送車の調整)を整備し、対応する。

第35節 通信施設災害応急対策(西日本電信電話株式会社熊本支店)

- 1. 災害時における情報の収集及び連絡
 - 一.情報の収集、報告

災害が発生したときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

二. 社外関係機関との連絡

必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

2. 通信の非常そ通措置

一.重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置と通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信 事業法」(昭和59年法律第86号)第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年 郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)第8 条第1項及び「電気通信事業法施行規則」(昭和60年郵政省令第25号)第55条の定めるとこ るにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

二.被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置 に努める。

三.携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の 貸出しに努める。

四.災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3. 災害時における広報

(1) 通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4. 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5. グループ会社に対する協力の要請

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、非常態勢を発令した場合には、 関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等につい て協力を要請する。

6. 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して応援の要請又は協力を求める。また、平時からあらかじめその措置方法を定めている。

7. 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案 し迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

8. 災害復旧

- 一. 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- 二.被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第36節 電力施設応急対策(九州電力株式会社熊本支店、 九州電力送配電株式会社熊本支社)

熊本県内における電力の供給は、九州電力株式会社熊本支店(以下「九電熊本支店」という)及び、 九州電力送配電株式会社熊本支社(以下「九電送配熊本支社という」)が荒尾市(福岡支社管轄)及 び阿蘇郡小国町、南小国町、産山村、阿蘇市波野(大分支社管轄)を除き、県下一円を統括して供給 している。

電力設備の非常災害応急復旧対策について九電熊本支店及び九電送配熊本支社においては、災害対策に万全を期するため、「防災業務計画」に基づき「非常災害対策本部運営基準」を定めるとともに 各配電事業所・営業所は当該本部に準じて「非常災害対策部運営基準」を定めている。

本節においては、非常災害時に迅速かつ的確な応急対策を実施する事項を定めるものとする。

1.電力施設の状況(2020年3月末)

熊本支社管内の電力施設は26発電所(204万kW)、88変電所(984万KVA)、送電線(亘長1,346km) 及び配電線(亘長21,927km)がある。

2. 応急対策の方法

台風、洪水、地震などにより電力施設に非常災害の発生が予想される場合、各配電事業所・営業 所においては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて準備体制を確立し、直ちに「非常 災害対策時の指令伝達・情報連絡系統」(別図)のとおり本店に非常災害対策総本部、支店には非 常災害対策本部、各配電事業所・営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡及び対策 に対する指令が伝達される。

また、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合及び発生した場合は、非常体制を確立し、非常対策に万全を期するものとする。

3. 応急対策実施に当たっての留意点

(1) 県の災害対策本部等との連絡体制

県に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部と 停電情報等の提供及び復旧作業の迅速かつ的確な実施のための情報収集等の相互連絡を緊密に 行うものとする。

(2) 電力復旧作業に伴う障害物の撤去等

電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、関係機関に対し交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等の協力を求めるものとする。

(3) 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に亘り、広報対応が困難な場合は、県及び市町村に防災行政無線、 テレビ、ラジオ、新聞等による停電、復旧状況の広報の応援を求めるものとする。

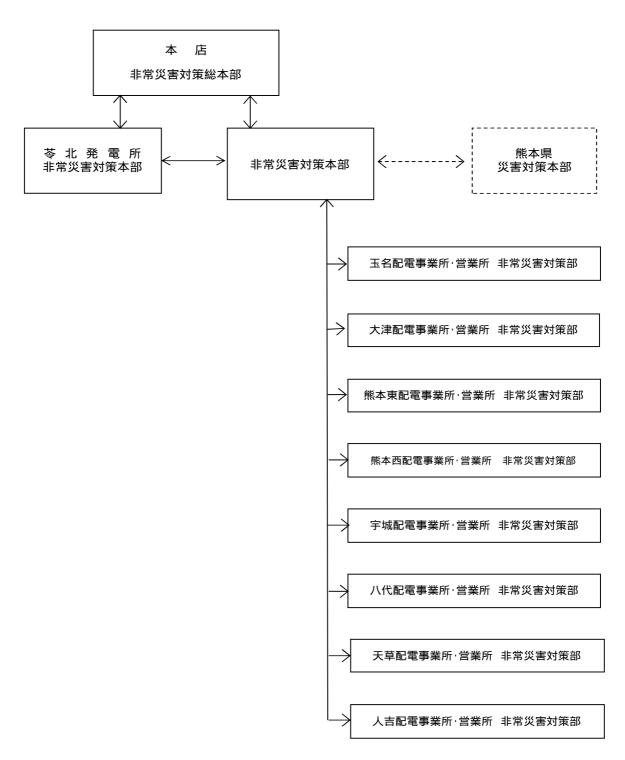
(4) 復旧資材の配置

広範囲の災害、道路・交通機関の被災等を予測して、復旧資材を分散配置して、支社及び各配

電事業所・営業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管している。

[別図]

非常災害対策時の指令伝達・情報連絡系統



() 非常災害対策本部未設置時の連絡箇所は総合制御所

第37節 ガス施設応急対策(都市ガス事業者、民生用LPガス事業者)

1. 都市ガス事業者

災害時において都市ガス事業者が行う応急対策は次のとおりとする。

(1) 実施機関

県内における都市ガス事業者の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

ガス事業者名	所 在	地	供	給	X	域
西部ガス株式会社熊本地区	熊本市中央区	萩原14番10号	合志ī 大津	市の一部	、嘉島町	丁の一部、
天草ガス株式会社 九州ガス株式会社 八代支店 山鹿都市ガス株式会社	天草市港町18 八代市松江町 山鹿市鹿校通	376	八代ī	市の一部 市の一部 市一円		

(2) 保安体制

ア 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第24 条第1 項及び第64 条第1 項に基づいて保安規定を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

イ ガス事業者における防災体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、火災等による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、各ガス事業者は災害復旧活動の組織、人員、分担業務及び指令系統などを含めた「防災業務計画」を定め、防災体制の確立を図るものとする。

ウ 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに早期復旧を図るため、必要な器材を備えておくものとする。

(3) 災害発生時におけるガス事業者の措置

ア 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「防災業務計画」に基づき、速やかに次の非常体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

体 制	体	制	確	立	の	基	準	
】 第1非常体制	 災害又は [.]	予想さ	れる災	害が小	、規模5	スは局均	地の場合	
第2非常体制	災害又は	予想さ	れる災	害が中	規模0)場合		
第3非常体制	災害又は	予想さ	れる災	害が大	規模の)場合		
総合非常体制	災害又は	予想さ	れる災	害が広	域、ブ	た規模(の場合	

イ 処理体制

災害の規模、影響度合いに応じ、あらかじめ定めた防災活動要領の体制を元に、地区要員及 び応援要員により、処理を行う。

需要家からのガス漏えい及び導管事故等の通報に対する受付、連絡及び処理体制は次による ものとし、詳細については、各ガス事業者の定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」に よるものとする。

(ア)各ガス事業者は、事業所ごとに次の要員を常時配置するものとする。

保安責任者

通報に対する受付、連絡、出動及び処理に関する指示及び命令(特別出動体制の場合は除く)を行う者

受付担当者

通報を受付け、これを関係箇所に連絡する者

诵信担当者

処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて 処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者

- (イ)事業所ごとに出動した処理要員と無線連絡が可能な設備を整備しておくものとする。
- (ウ)受付担当者は受付けた通報の状況に応じ、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、電気スイッチ点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等、必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請するものとする。
- (エ)ガス事業者は通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は、発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び警察機関へ連絡し、協力を要請するものとする。
- (オ)ガス事業者は、社会的に重要性が高い公共施設等へ優先的にガス供給を行うものとする。

(4) ガス事業者と関係機関との連携

ア 事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やか に措置を講ずるものとする。

なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事業者等の応援を求める。

- イ ガス事業者と消防機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場等での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。
- ウ 関係の消防機関、警察機関及び特定地下街等の管理者等と協議の上、連絡専用の加入電話回線整備等の通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

(5) 広報活動

災害発生後、速やかに報道機関、広報車等を通じ、需要家に対してガスについての注意事項及 び協力のお願いの広報を行う。

また、あわせて地方自治体、警察、消防等への情報連絡と広報活動への協力をお願いする。 災害発生により供給停止の措置がとられた場合は二次災害防止とともに需要家の不安の解消の ため、供給停止地区及び供給継続地区へガスの安全使用に関する周知について広報活動を行う。

2.民生用 L P ガス事業者

災害時において民生用 L P ガス事業者が行う液化石油ガス施設の応急対策は、次のとおりとする。 なお、大規模・広域災害においては熊本県 L P ガス災害等対策本部(以下「対策本部」という。) と現地対策部を設けて熊本県 L P ガス協会災害緊急支援チーム(以下「チーム L P G」という。)等 で対応するものとする。

(1) 実施責任機関

商 号:一般社団法人熊本県LPガス協会

所在地:熊本市中央区水前寺二丁目18番4号

(2) 連絡体制

ア 液化石油ガス販売事業所(以下「販売店」という。)は、自ら供給している消費者等から事故 発生の通報があったときには、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び一般社団法人熊本県 L Pガス協会(以下「協会」という。)に連絡する。

- イ 協会が連絡を受けたときは、県消防保安課、消防機関及び警察に連絡するとともに、協会の各地域ブロックの長(以下「ブロック長」という。)と協議し、事故処理に必要な指示を与えるものとする。
- ウ 休日、夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

(3) 出動体制

- ア 販売店は、消費者からガス漏れ等の通報を受けたときは、現地に急行して応急対策に当たる ものとする。
- イ 特別な事情により、応じられない場合や現場到着に時間を要するときには、事故現場に近い 販売店に応援出動を依頼する。
- ウ 販売店は、事故の状況等により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所 轄の消防署に出動を依頼し、さらに必要とするときは、ブロック長等に応援を要請するなど、 LPガスの漏れ等に適切に対応するものとする。
- エ ブロック長等は、前項の要請があったときには、必要な指示を行うとともに、直ちに出動班 を編成して対応するものとする。
- オ 大規模な事故や災害で、支部等での対応では難しい場合については、ブロック長はチーム L P G の派遣の要請を対策本部長(協会長)に行うものとする。

(4) 出動条件

- ア 出動に当たっては、通報受理後、可及的速やかに到着するものとし、30分を1つの目処とする。
- イ 出動者は緊急措置に対応できる有資格者が当たることが望ましい。
- ウ 出動者は必ず所定のヘルメットや腕章等を着用し、必要な機材等を携行のうえ事故処理に遺

漏がないよう努める。

(5) 事故処理

- ア 事故現場における処理は、警察や消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- イ 設備等の点検を行い、事故原因を究明する。

(6) 関係機関との連携

- ア 対策本部長は、事故状況報告に基づいて、県消防保安課、消防機関、警察等と連携し、事故対策についての調整を図るものとする。
- イ ブロック長等は、消防機関、警察等との連携を密に行うため、事前に協力体制等について協 議しておくものとする。

(7) 報告

- ア 販売店は、事故処理完了後速やかに県消防保安課、対策本部等に事故届出書等を提出するものとする。
- イブロック長は、ブロック内での事故等への対応状況を対策本部に報告するものとする。

(8) 周知の方法

対策本部及び販売店は、事故等発生時における消費者等の対応に係る周知文書を作成し、報道機関等を通じて可能な限り広報を行う。

(9) 安全管理

- ア 販売店等は、事故処理等に当たっては、自己の安全管理に万全の措置を講じなければならな い。
- イ 対策本部長等は、関係者の安全管理に万全の注意を払うよう指導するものとする。

第38節 石油供給(県知事公室)

災害発生時には、関係者間でガソリンスタンドの営業状況等に関する情報共有を行うとともに、災害拠点病院や行政庁舎などの施設(以下、重要施設という。)や、消防・警察・自衛隊車両等(以下、緊急車両という。)へ燃料供給を行う必要がある。

これら燃料供給の実施は、次に定めるところによる。

1.重要施設への燃料供給

自力での燃料調達が困難な場合の燃料供給計画は、災害の規模等に応じて次のとおりとする。

(1) 地域レベルでの燃料供給

大規模災害発生時、各重要施設管理者は、県に対し燃料供給要請を行う。県は、これらの要請を取りまとめ、「災害時における燃料油の供給に関する協定」に基づき、熊本県石油商業組合が地域内で優先的な燃料供給を実施する。

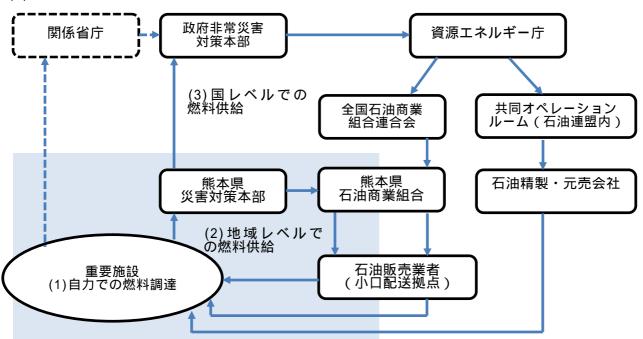
なお、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

(2) 国レベルでの燃料供給

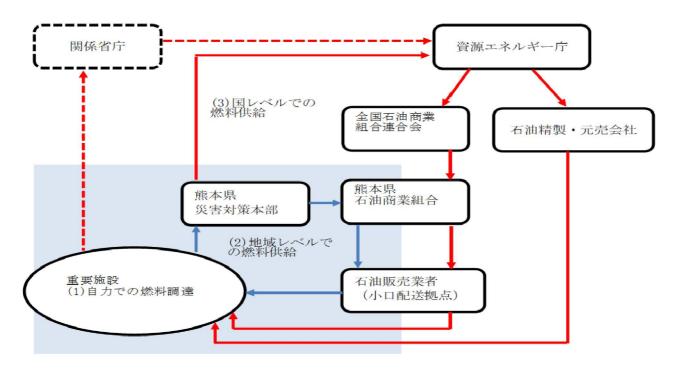
地域レベルでの燃料供給が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく経済産業大臣の勧告により「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府災害対策本部、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対して燃料供給を要請することができる。

2. 重要施設の燃料供給の流れ 矢印は要請の流れ

(1) 「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合



(2) 「災害時石油供給連携計画」が実施されていない場合



3.緊急車両への燃料供給

(1) 中核SSでの燃料供給

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い中核SSにおいては、大規模な 災害が発生した場合、県や資源エネルギー庁から熊本県石油商業組合に対する要請に基づき、緊 急車両に対する燃料の優先供給が行われる。

県は、資源エネルギー庁が運用する「災害時情報収集システム」により、県内の中核SSの営業状況を把握し、警察、消防、市町村等緊急車両を有する関係機関に情報提供を行うものとする。

(2) 中核SSにおいて優先供給する緊急車両

(ア) 緊急通行車両

災害対策基本法に基づき、県及び熊本県公安委員会が必要と判断した場合に発行される「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出している車両。

(イ) 道路交通法に基づく緊急自動車

パトカー・消防車・救急車等、赤色灯があり、かつ、サイレンを吹鳴しながら走行する 車両。

(ウ) 自衛隊車両

一般車両と異なり、6桁のナンバープレートをつけている車両。

第39節 九州縦貫自動車道等災害対策(西日本高速道路(株)、 熊本県道路公社、九州地方整備局)

県内の九州縦貫自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道(以下「高速道路等」という。)及び松島有料道路における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を 実施するものとする。

1. 防災体制

西日本高速道路(株)、熊本県道路公社及び九州地方整備局は、災害が発生し、又は発生するお それがある場合は、必要な体制をとるものとする。

大規模な災害により応急活動等の円滑な実施が困難な場合は関係機関の応援を求めるものとし、必要に応じて、県及び県警察は組織計画に基づく県災害対策本部、災害警備計画に基づく県災害警備本部等を組織し、災害の拡大防止に努めるものとする。

2. 交通規制

県警察、西日本高速道路(株)、熊本県道路公社及び九州地方整備局は災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。

なお、規制を実施した場合は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。規制の変更又は解除 についても、これに準ずるものとする。

3.緊急通行車両の取扱い

災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路(株)及び熊本県道路公社は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 救急救助体制

西日本高速道路(株)及び熊本県道路公社並びに関係機関は協力して適切かつ効率的な人命救護 を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。

西日本高速道路(株)の緊急体制

西日本高速道路(株)及び関係機関は高速道路等における消防救急業務実施体制の整備を図るため、熊本県九州自動車道消防連絡協議会等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法防災訓練の実施等を推進するものとする。なお、災害時における消防救急業務の実施は「九州自動車道における消防相互応援協定」によるものとする。

5. 救急医療体制

災害により負傷者が発生した場合救急隊は救急医療情報システムを活用し、緊急医療機関と連絡をとり、搬送するものとする。

なお、大規模な災害により、多数の死傷者が発生した場合は、医療救護計画に基づき、応急の医療救護活動を実施するものとする。

6.情報連絡体制

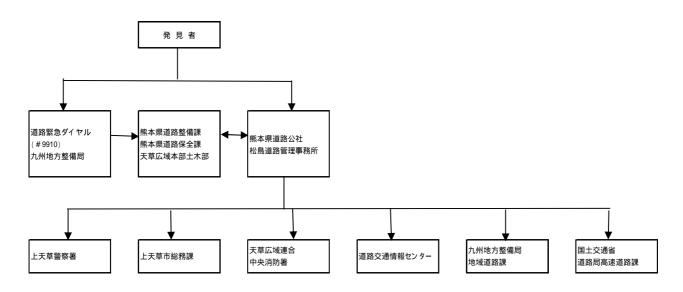
(1) 連絡系統

災害時における情報の連絡系統は次のとおりとする。

【高速道路等】

情報伝達系統 発 見 者 九州管区警察局 西日本高速道路(株)九州支社 福岡高速道路管理室 道路管制センター 熊本県警察本部 隣接県警察本部 日本赤十字社 インターチェンシ 熊本高速道路 高速道路 消防本部 熊本県支部 事務所 交通警察隊 サービスエリア 九州地方整備局 沿線警察署 熊本県危機管理防災課 熊本河川国道事務所 陸上自衛隊

【松島有料道路】



(2) 連絡窓口

各関係機関の連絡窓口は別紙1のとおりとする。

別紙 1

機関名	連絡窓口 電話番号
————————————————————— 西日本高速道路(株)九州支社	道路管制センター 092-925-4062
" 熊本高速道路事務所	企 画 担 当 課 0965-39-0711
九州管区警察局福岡高速道路管理室	管 制 係 092-622-5000 (内線771-204)
九州地方整備局	地 域 道 路 課 092-471-6331
国土交通省	高 速 道 路 課 03-5253-8491
熊本県警察本部	交 通 企 画 課 110・096-381-0110 (内線5023)
"	交 通 規 制 課 " " (内線5182)
"	交 通 機 動 隊 096-245-0047
"	高速道路交通警察隊 0965-39-0321
"	警 備 第 二 課 110・096-381-0110 (内線5773)
"	上 天 草 警 察 署 0964-56-0110
有明広域行政事務組合	119 • 09687 - 3 - 5271
山鹿植木広域行政事務組合	" 09684-3-1191
菊池広域連合	" 096-232-9331
熊本市消防局	" 096-363-0119
上益城消防組合	" 096-282-1955
宇城広域連合消防本部	" 0964-22-0554
八代広域行政事務組合	" 0965-32-6181
人吉下球磨消防組合	" 0966-22-5241
天草広域連合	中 央 消 防 署 " 0969-22-3219
熊本県	危機管理防災課 096-333-2115
"	道 路 整 備 課 096-333-2497
II .	道 路 保 全 課 096-333-2503
"	くらしの安全推進課 096-333-2293
"	天草広域本部土木部 0969-22-4143
上天草市	総 務 課 0964-56-1111
熊本県道路公社	松島道路管理事務所 0969-28-3331
陸上自衛隊第8師団	第 3 部 防 衛 班 096-343-3141 (内線3237)
九州地方整備局熊本河川国道事務所	道 路 管 理 第 1 課 096-382-1111
日本赤十字社 熊本県支部	事 業 推 進 課 096-384-2119
	096-384-5465 (災害時優先電話)
熊本地方気象台	096-324-3283
日本道路交通情報センター(福岡)	092-721-1331
(熊本)	096-382-8686
JAF熊本支部	096-363-1502

7. 広報

西日本高速道路(株)は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、ラジオ、テレビ等を通じ住民に広報するものとする。

また、関係機関において、交通規制等の情報のホームページ掲載等により、利用者への情報提供や関係機関相互の情報共有を図るものとする。

第40節 金融応急対策(九州財務局、日本銀行熊本支店)

本節は、災害発生時及びそのおそれがある場合において、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とするものである。

1.通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給確保に万全の措置を講じるものとする。

なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を 現地に派遣する等必要な措置を講じるものとする。

2.輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図るものとする。

3.金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な要請を講じるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行うものとする。

4 . 金融上の措置の実施に係る要請

被災地域の状況に応じ、被災者の便宜を図るため、以下のとおり金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関、証券会社等、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者及び電子債権記録機関に要請する。

- (1) 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請
 - ア 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって 預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
 - イ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
 - ウ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を 担保とする貸付にも応ずること。
 - エ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し 合いのうえ取立ができることとすること。
 - オ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止 処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

- カ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- キ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- ク 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を 必要最小限にする等の手続きの簡素化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条 件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- ケ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の 説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- コ 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提 出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜 を考慮した取扱いとすること。
- サ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来 ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において、 預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- シ ア〜サにかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し 広く周知するよう努めること。
- ス 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業 店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞 やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

(2) 証券会社等への要請

- ア 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。
- イ 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- ウ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、 可能な限り払戻しに応ずること。
- エ ア〜ウにかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対 し広く周知するよう努めること。
- オ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスター の店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
- カ その他、顧客への対応について十分配意すること。

(3) 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- ア 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認で きれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
- イ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ウ 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長

を行う等適宜の措置を講ずること。

- エ ア〜ウにかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約 者等に対し広く周知するよう努めること。
- オ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

(4) 電子債権記録機関への要請

- ア 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。
- イ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- ウ 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- エ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

5. 各種措置に関する広報

3.及び4.に定める要請を行ったときは、関係機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図るものとする。

第41節 物価安定対策(県環境生活部)

1.生活関連商品等の需給及び価格の調査、県民への情報提供

熊本県消費生活条例に基づき、生活関連商品等の需給及び価格の動向について必要な調査及びその他の情報の収集を行うとともに、県民への情報提供を行う。

2. 県民からの苦情・相談の受付

熊本県物価ダイヤル(096-333-2291)により県民からの物価に関する苦情・相談に対応するとともに、マスコミ媒体等の活用若しくは情報紙の緊急発行等を行い、県民への情報提供を行う。

3.商品等の指定

生活関連商品等の買占め若しくは売惜しみが行われ、若しくは行われるおそれがある場合、又は生活関連商品等の価格が異常に上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、生活関連商品等の不足若しくは価格の上昇が県民の生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する商品等(以下「指定生活関連商品等」いう。)としての指定することを検討する。

4. 商品等の売渡し勧告

指定生活関連商品等について、関連事業者が、買占め又は売惜しみにより当該指定生活関連商品等を大量に保有していると認めるときは、熊本県消費生活条例に基づき、当該指定生活関連商品等の売渡しの勧告を行うことを検討する。

5. 価格の引下げ勧告

指定生活関連商品等について、関連事業者が、仕入価格その他の取引事情からみて著しく不当な価格で販売していると認めるときは、熊本県消費生活条例に基づき、価格の引下げの勧告を行うことを検討する。

第42節 建築物・宅地等応急対策(県環境生活部、県土木部、市町村)

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、石 綿対策体制や、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1.被災建築物への対応

- (1) 県は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び関係マニュアルに基づき、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿や、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。
- ア 使い捨ての防じんマスク (DS2規格又は同等の規格)を備蓄し、災害発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、配布するものとする。

マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国(環境省、厚生労働省)等に協力を要請するものとする。

- イ 被災市町村及び解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替 え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の 解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。
- ウ 被災地域において倒壊・損壊した建築物等から吹付け石綿が露出していないか調査を行う。調査の際は各種台帳(アスベスト調査台帳、建築物確認台帳等)を活用し、可能な限り速やかに実施する。調査は目視、簡易判定及び機器等によって行い、必要に応じてアスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家に同行を求め、実効性を高める。調査の結果、吹付け材が露出しており石綿の飛散が疑われる場合は、当該建築物の所有者又は管理者に連絡し、応急対応を求めるものとする。
- エ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材(吹付け石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3)からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。特に鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、事前調査が適切に実施されているか重点的に確認するものとする。

なお、労働基準監督署と適時合同で立入りを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの 指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専 門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。

- オ 被災建築物周辺、避難所周辺、がれきの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査 を実施するものとする。
- (2) 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2.被災宅地への対応

県及び市町村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地に

ついて、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

第 4 章

災害復旧・復興

第1節 災害復旧・復興の基本方向(県関係部局、市町村、関係機関)

県、市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を 促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧(県土木部、県農林水産部、関係機関)

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市町村の管理に属する ものは市町村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責 任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2.復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3. 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- (1) 河 川 河川法第3条による施設等
- (2) 海 岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護する施設
- (3) 砂防設備 砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設 又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
- (4) 林地荒廃防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- (5) 地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- (8) 港 湾 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸又は 港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
- (9) 漁 港 漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施 設
- (10) 下水道 下水道法第2条第3、4、5号に規定する施設
- (11) 公 園 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する 都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑 地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの
- (12) 集落排水施設 農業農村整備事業で整備した農業集落排水施設及び漁港村環境整備事業で整備 した漁業集落排水施設

4.財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産業施設災害復旧(県農林水産部、関係機関)

農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1.実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2.復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進度は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を 樹立して、早期復旧を図るものとする。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地
 - 田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防(海岸を含む。)
- (3) 林業用施設 林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。)
 - イ 林道
- (4) 漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 沿岸漁場整備開発施設(政令で定めるもの)
 - イ 漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する基本施設)

(5) 共同利用施設

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、その他営利を目的としない法人の所有する次のものをいう。

- ア 倉庫
- イ 加工施設
- ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

4.財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧

1.住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市町村において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

県は、市町村の災害公営住宅等の整備に当たり、その被災状況に応じ、国及び関係機関と連携の 上、整備手法の提案等、必要な支援を行うものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害(火災にあっては、地震による火災に限る)により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、公営住宅等の建設、補修又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

公営住宅関係住宅災害対策

	一 般 3	災害			激甚災	激 甚 災 害(本 激)			
	要 件		措置		要件	措置			
整	災害公営住宅整備事業 (公営住宅法第8条第1項第1 号、第2号) 1.滅失戸数 被災地全域で500戸以上 1市町村の区域内で200戸 以上 1市町村の区域内の住宅戸 数の1割以上 2.火災による滅失戸数	(公営住宅法第8第1項) 滅失戸数の3割を限度と して 災害公営住宅 の建設 等に対する2/3補助標準工 事費は一般に準ずる (同法第8条第2項) 災害公営住宅 借上げに係 る住宅又はその付帯施設の 建設又は改良に対する2/5		を の建設 標準工 がに係 を設め	罹災者公営住宅整備事業 (激甚法第22条) 1.滅失戸数(災害指定) 被災全域で4,000戸以上 "2,000戸以上、 かつ、1市町村で200戸 以上若しくは全住宅の1 割以上 被災全域で1,200戸以上、 かつ、1市町村で400戸 以上若しくは全住宅の2	滅失戸数の5割を限度として 罹災者公営住宅 の建設等に対 する3/4補助 罹災者公営住宅 の借上げに係 る住宅又はその 付帯施設の建設又は改良に対す る2/5			
備	被災地全域で200戸以上又 は1市町村全住宅の1割以上				又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)	*激甚法では災害を受けた公営 住宅のことを罹災公営住宅という 表現としている。			
復旧	既設公営住宅復旧事業 (公営住宅法第8条第3項) 1.住宅の被害 1戸当たりの復旧費が11万円以 上かつ、1事業主体の合計額290 万円以上 (事業主体が市町村場合は190 万円以上) 財務省協議による運用基準	被害		は景場に	本激甚指定既設公営住宅復旧事業 公共土木施設災害復旧事業のA.見込額 全国都道府県の市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上B.Aの見込額が0.2%以上、かつ、(1)都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上(2)市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上(2)市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上(激甚災害指定基準)				

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、県と(独)住宅金融支援機構が連携し、「住宅相談窓口」の開設、「復興に資する情報」の提供を行い、(独)住宅金融支援機構の災害復興融資を活用して復旧に努めるものとする。

(4) 住宅耐震化関連補助制度

耐震性能を満たしていない住宅の耐震化を進めるため、全市町村において住宅耐震化補助制度を受けることができる体制を整備する。

2. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づ

く国庫補助事業又は単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

- (1) 実施機関 公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市町村立学校にあっては市町村長が行うものとする。
- (2) 復旧方針 公立学校施設の復旧方針は、別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。
- (3) 対象事業 同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。
- (4) 財政援助 公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。
 - ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
 - イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
 - ウ 地方債の元利償還金の地方交付税導入
 - エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

3.天草空港施設災害復旧計画

天草空港施設の災害復旧は、単独事業として復旧を実施する。

- (1) 実施機関 天草空港施設の復旧は、施設の管理者において実施する。
- (2) 復旧方針 天草空港施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に 準ずる。
- (3) 対象事業 空港法(平成20年法律第75号)の第10条に規定する施設(滑走路等又は空港用地)に 準じる。

4. 水道施設の復旧計画

水道施設の災害復旧は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。

なお、市町村等が経営する水道事業体(以下「公営水道」という。)以外の水道事業体(以下「民営水道」という。)が行う災害復旧については、国庫補助対象外となることから、公営水道と民営水道との事業統合を推進するものとする。

(1) 実施機関

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 復旧方針

原形復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池 状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。

5. 土砂災害復旧計画

土石流、地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等の土砂災害が発生した箇所(小規模なものを除く) の復旧は、国庫補助事業又は県単独事業として次により実施する。

- (1) 実施機関 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等の土砂災害が発生した箇所(小規模なものを除く)の復旧は、県が実施する。
- (2) 復旧方針 再度災害の発生を防止するために必要な防止施設の新設及び改良を行うとともに、こ

れら施設の早期完成に努めるものとする。

(3) 対象事業 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内において実施する砂防事業、 地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業

6. 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事業として、国、市町村、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第5節 被災農林漁業の経営安定(県農林水産部)

被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な 資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。 また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から 事業に至るまでの手順を追加する。

なお、被害な甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。

1.天災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林 漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2 . 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3. 日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運 転資金を融資する。

4. 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5.災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6. その他

1から5の支援は、国、県、市町村、融資機関及び関係機関が連携して実施する。なお、2、3、4の概要は、資料編のとおりである。

第6節 被災中小企業振興

県は、中小企業が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置等を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市町村及び県は、あらかじめ 商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。

1.災害復興資金融資

県は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度の創設等を行い、経営の安定と早期復興を 図る。

2. 償還の延期等

県は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

3.信用補完制度の充実

県は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置をする。

4. その他

県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図る。

なお、政府系金融機関の融資要領は資料編のとおりである。

また、金融支援の他、被災状況を鑑み、各種制度の活用や相談会の実施、被災企業の人材や受注機会の確保、商品力強化、国内外への情報発信等、必要な支援措置について国や関係機関と連携して取り組む。

第7節 被災者自立支援対策 (県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、 日赤県支部)

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1.被災者に対する生活支援等

市町村は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。

県は、市町村が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築、地域の 支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築など、市町村に対する支援を行うものとする。

2.被災者に対する生活相談

県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談 支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、 各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

市町村は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

3.罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害 の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る 住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書 発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

[他の建物調査との違い]

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の 防止	宅地の崩壊危険度等を判 定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の 交付
実施主体	市町村(県等が支援)	市町村、県	市町村
調査員	応急危険度判定士(行政又 は民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士(認定登録者)	主に行政職員(罹災証明書 交付は行政職員のみ)
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し 二次災害を軽減・防止	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の 表示	建物に判定結果を示した ステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結 果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を 記載

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、市町村毎の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど当該市町村に対し必要な支援を行う。

被災市町村へ応援職員の派遣が必要な場合、他の市町村は、派遣職員の人材育成を通じて自らの災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員の派遣に努めること。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、県は、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行い、被災市町村間の調整を図るものとする。

4.被災者台帳の作成等

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

5.生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常の生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは 職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

6.被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市町村は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災

証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村担当者向け研修機会の充実や、業務支援経験職員名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町村の支援体制強化を図るものとする。

7. 義えん金・救援物資募集配分計画

(1) 実施機関

県及び日本赤十字社熊本県支部

(2) 募集要領

県及び日赤熊本県支部は、文書をもって管下全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

(3) 義えん金・救援物資の保管及び分配

義えん金の取り扱い

県は、個人又は会社、団体等から知事に送付された被災者に対する義えん金は、本庁又は出 先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、義えん金受 付整理簿(様式は別途定める。)を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、被災者に配分 するものとする。

なお、配分方法については、義えん金配分委員会(災害の状況等によって、その都度関係部 長等をもって設置する。)においてこれを決定するものとする。

救援物資の取り扱い

県は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入れに係る取扱いを決定し、ホームページやパブリシティによる情報発信を行うものとする。

また、企業又は団体等からの救援物資について、随時、市町村からの要請とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。

なお、個人又は会社、団体等から知事に送付された被災者に対する救援物資は、本庁又は出 先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、救援物資受付整理簿(様式は別途定 める。)を整備して、速やかに関係市町村を通じて、被災者に配分するものとする。

8.生業及び復旧資金等支給・貸与計画

県は、次に掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、あらかじめ手続きを確認し、 市町村などに対して周知を行うものとする。

また、関係市町村を通じて被災状況を早急に確認するとともに、関係市町村と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給

- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (5) 生活福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給 なお、制度の詳細については、資料編第6・1及び2のとおりである。

9.被災者の自立支援に資する情報の提供

県は、別に定めるもののほか、各種制度における減免措置などの被災者の自立支援に資する情報をとりまとめ、市町村等と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

第8節 雇用機会確保(熊本労働局)

1.計画の方針

地震災害による被災県民が、速やかに再起できるよう、被災者に対する就職斡旋及び職業訓練対策 を定め、被災者の生活の安定確保を図るものとする。

2. 実施計画

- (1) 地震災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、市町村の被災状況を勘案のうえ、県内各公共職業安定所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報の通知を速やかに把握するとともに、他県との連絡調整、離職者の早期再就職への斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図るものとする。
- (2) 離職者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置をとるものとする。
 - ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相 談の実施
 - ウ 職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化
 - エ 被災離職者の職業訓練(委託訓練を含む)の実施

第9節 復興計画(県関係部局、市町村、関係機関)

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建 は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業と なる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係 機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

また、県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

熊本県地域防災計画 第2編 地震・津波対策編

第 1 章

総則

第1節 本編の性格等

1.本編の性格

(1) 本編は、熊本県防災会議が作成する「熊本県地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、平成28年4月に発生した平成28年(2016年)熊本地震、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本県における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものであり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。

本編に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「熊本県地域防災計画」の「共通対策編」に定めるところによる。

- (2) 「熊本県地域防災計画地震・津波災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく「熊本県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)に基づく「熊本県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) 本編は、地震・津波災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。
- 2. 南海トラフ地震防災対策推進地域(平成26年3月31日内閣府告示第21号)

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域は、 宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水 上村、同郡あさぎり町及び天草郡苓北町である。

第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害

1. 地勢

熊本県は、地理的には九州の中央に位置し、北、東および南の三方は山岳に囲まれており、特に宮崎県との県境には九州の背梁をなす九州山脈が走り、最高峰の国見岳(1,739m) 市房山(1,722m)を主峰に十数座の山岳が連なっている。

中央部は、菊池川、白川、緑川流域に熊本平野が開け、球磨川、氷川その他の中小河川の流域にひらける八代平野とともに平坦地を形成している。複式火山として世界的に有名な阿蘇山は、県の東北部に位置し、陥没によってできた南北約25km、東西約17kmの巨大なカルデラの内部に、いわゆる阿蘇五岳がある。その噴出物は広域に広がり、北は福岡県の安徳台付近に、南東は宮崎県日向灘の海岸にいたり、南は人吉付近に、南西は天草の下島にまで及び、噴出物の分布面積は6,817k㎡で九州の面積の5分の1に達するといわれる。

県の北部には、八方ケ岳 (1,052m) があり、また福岡、大分及び本県との三県境には国見山 (1,0 18m) がそびえ、県南部は、一帯に急峻かつ、広大な山地からなり、九州山脈に連なる山岳が相重なっている。熊本平野の西方には宇土半島が突き出て、有明海と不知火海とに分け、宇土半島の南西には、大小120余の島からなる天草諸島が散在している。

また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が 発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	X ランク 1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	X ランク 1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ 0%~16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ 0%~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8程度	Χ ランク 1	不明

緑川断層帯	7.4 程度	Z ランク	0.04% ~ 0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A * ランク	ほぼ 0%~1%
人吉盆地南縁断層帯	7.1 程度	A * ランク	1%以下
万年山 - 崩平山断層帯	7.3 程度	Ζランク	0.004%以下

- 1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができない もの。
- 2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- 3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地 震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典:長期評価による地震発生確率値の更新について(令和3年1月13日)(地震調査研究推進本部 地震調査委員会)]

2.社会的条件とその変化

地震・津波災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の 状況等の社会的条件に起因するものとが同時複合的に発生することが特徴である。

被害を拡大する社会的災害要因として、主に次のような点が考えられる。

(1) 人口の集中度

本県の人口は、平成27年10月現在1,786,170人でこのうち740,822人(約40%)が熊本市に集中しており、熊本市を含む14市には1,440,120人(約80%)が集中している。(H27国勢調査より)また、都市部の人口は年々増加し国際化が進み、逆に山間部の人口は減少しており、過疎化・高齢化が進んでおり、高齢者や外国人等の災害弱者が増加している。

さらに、消防団については、都市部及びその近郊町村ではサラリーマン団員の増加、過疎部では団員の確保・高齢化の問題のある市町村も見られる。

(2) 土地利用の変化

市街地中心部でのビルの高層化が進み、また大規模開発等による住宅団地の形成や大型小売店 や娯楽施設等の不特定多数の人が集まる施設の建築が増加している。逆に、以前からの住宅密集 地は再開発があまり進んでいない。

これらは、地震災害時における被災人口の増大、火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。

(3) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は県 民生活に欠かせないものとなっており、今後、益々その依存度・重要性が高くなると考えられる。 これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し県民生活に大きな支障をもたらし、都市機能を マヒさせるばかりでなく、2次災害の危険性もある。

(4) 工業化の進展

高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工業化とともに多量の危険物を貯蔵する施設が増加し、地域における被害拡大の危険性を高めている。

(5) 交通機関の発達

自動車は急速に増加してきているが、自動車はそれ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており、 出火・延焼の原因となるとともに、大量の自動車によって引き起こされる交通混乱が消火・救助 活動等の災害応急活動の妨げとなり被害を拡大させることが予想される。

また、道路・鉄道・港湾施設等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、県民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(6) コミュニティ意識の低下

近年の都市化及び核家族化の進展で、特に都市部において地域のコミュニティ活動が停滞ぎみで、県民の防災意識の高まりも鈍く、地震災害発生直後の被害拡大を防ぐ有効な手段であるコミュニティレベルでの防災活動もあまり活発でなく、自主防災組織率も全国に比べて非常に低い状態にある。

このような社会的災害要因によって、地震による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化 し同時複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決し て十分なものではない。

したがって、このような社会的災害要因の変化に最大限の努力を払うと同時に、基礎的・科学的な調査や公共施設等の整備、企業も含めた防災意識の普及啓発を不断に続けていくことが必要である。

3.熊本県の過去の主な地震・津波とその被害

県下に大きな被害をもたらした地震・津波としては、明治22年(1889年)7月熊本付近を震源とした地震(死者 20人、負傷者52人、家屋の全壊228戸)等が記録されている。

県内に被害をもたらした主な地震・津波(県内の最大震度4以上)は、次のとおりである。

(1) 主な地震とその被害

744年6月6日 (天平16.5.18)天草郡、八代郡、葦北郡 M:7.0 田地290町、民家流出470軒、死者1,520名

1619年 5 月 1 日 (元和 5 . 3 .17)肥後八代 N32.5° E 130.6° M:6.0 麦島城をはじめ公私の家屋が破壊した。

1625年7月21日 (寛永 2 . 6 .17)熊本 N32.8° E 130.6° M:5°6 地震のため熊本城の火薬庫爆発、天守付近の石壁の一部が崩れた。城中の石垣にも被害、死者約50。

1723年12月19日(享保8.11.22)肥後・豊後・筑後 N32.9° E130.6° M:6.5 肥後で倒家980、死者2。飽田・山本・山鹿・玉名・菊池・合志各郡で強く、柳川辺でも強く感じた。

1769年8月29日 (明和6.7.28)日向・豊後・肥後 N33.0° E132.1° M:7 3/4

延岡城・大分城で被害多く、寺社・町屋の破損が多かった。熊本領内でも被害が多く、宇和島で強く感じた。津波があった。

1792年 5 月21日 (寛政 4 . 4 . 1)雲仙岳 N32.8° E 130.3° M:6.4

前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山(眉山:天狗山)の東部がくずれ、崩土約0.34km³が島原海に入り津波を生じた。対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。

- 1828年 5 月26日 (文政11.4.13)長崎 N32.6° E 129.9° (M:6) 出島の周壁が数か所潰裂。天草で激しかったという。天草の海中で噴火に似た現象があったという。
- 1889年7月28日23時45分(明治22)熊本付近 N32.8° E130.7° H:極浅 M:6.3 飽田郡を中心に熊本県下で被害大。死者20・負傷52、家屋全壊228・半潰13 8、地裂880、堤防崩壊45、橋梁壊落22・破損37、道路損壊133。柳川地方でも 潰家60余。肥後・筑後地方で強震
- 1894年8月8日23時19分(明治27)熊本県北部 N32.8° E131.0° H:極浅 M:6.3 阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損15、石垣の崩壊が多かった。長陽村で家屋破損 1、石垣崩壊9。
- 1895年 8 月27日22時42分(明治28)熊本県北東部 N32.8° E 131.0° H:極浅 M:6.3 阿蘇郡山西村で土蔵破損400、堤防亀裂8、石垣崩壊22、石碑・石灯籠の転倒 多し。永水村で家屋破損5。その他の諸村で小被害。肥後・筑後地方で強震。

1906年 3 月17日21時20分(明治39)熊本付近 N32.8° E 130.8°

熊本市内で陶器店・ガラス店にて多少の被害。

最大震度 :熊本[出典:熊本県の気象百年(熊本地方気象台)]

1907年 3 月10日22時03分(明治40)熊本付近 N32.9° E130.7° : 極浅 M:5.4 煉瓦煙突破壊1、家・倉庫壁の亀裂3などの軽被害。最大震度 : 熊本

1909年11月10日15時13分(明治42)宮崎・熊本県境 N32.3° E131.1° H:約150km M:7.6 震域広く日向・土佐で潰家・死者あり。宮崎市で被害大。県内で負傷3。

最大震度 :宮崎・大分・鹿児島・佐賀・岡山・徳島・広島など。震度 熊本。

1931年12月21日14時47分(昭和 6)八代海 N 32.5° E 130.5° H:10km M:5.5

大矢野島群発地震。22日と26日にM:5.6、5.9の地震(下記)。21日、22日の地震により八代町沿岸に多少の被害。26日の地震により八代郡田浦付近で壁の剥落50~60、堤防亀裂、石垣崩壊等の被害。大矢野島の護岸・堤防決壊す。最大震度:牛深。

- 1931年12月22日22時08分(昭和6)八代海 N32.6° E130.6° H:0km M:5.6 被害は上記の地震と重複。最大震度 : 牛深
- 1931年12月26日10時42分(昭和6)八代海 N32.6° E 130.6° H:10km M:5.9 被害は上記の地震と重複。最大震度 : 牛深
- 1937年 1月27日16時04分(昭和12)熊本県中部 N32.7° E130.8° H:30km M:5.1

上益城郡秋津村で長さ10間(18m)幅3尺(0.9m)の石橋崩れ落つ。最大震度 : 牛深

1941年11月19日01時46分(昭和16)日向灘 N32.0° E132.1° H:0km M:7.2

日向灘地震。大分・宮崎・熊本の三県で死者2・負傷18、家屋全壊27・半壊3 2、その他、石垣崩壊、煙突破損、道路破壊等あり。宇和島・宿毛でも軽微な 被害。

九州の東岸・四国の西岸に津波襲来し、細島・青島・宿毛で波高約1 m。船舶の転覆流失あり。

干潮時のため津波による陸上の被害なし。余震多く、30日までに有感23回・ 無感71回。最大震度 : 宮崎・人吉・宿毛・延岡

1960年 5月24日 南米チリ沖 M:8 1/4~8 1/2

23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に来襲して被害を生じた。

大分・宮崎・鹿児島の各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。

本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸

下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断

1968年 2 月21日08時51分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E130.7° H:0km M:5.7 えびの地震。2月10日頃から前震あり、この地震に引き続き21日10時45分 (M:6.1)22日19時19分(M:5.6)にも地震があり、これらの地震で被害が発生した。多数の余震あり。死者3・負傷42、家屋全壊368・半壊3,176、非住家被害1,494、道路被害73、橋梁損壊9、堤防亀裂4、山(崖)崩れ44、鉄道被害6、通信施設被害100。

最大震度 : 人吉

- 1968年 2 月21日10時45分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E 130.7° : 0km M:6.1 えびの地震の最大規模の地震。被害は上記の地震と重複。最大震度 :人吉。
- 1968年 2 月22日19時19分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E130.8° H:0km M:5.6 被害は上記の地震と重複。最大震度 : 人吉。
- 1968年 3 月25日01時21分(昭和43)宮崎県南西部 N32.0° E 130.7° H:10km M:5.4 えびの地震の余震。死者3、住家全壊18・半壊147、非住家被害309、道路損壊6、橋梁破損5、山(崖)崩れ11、通信施設被害97。最大震度 : 人吉。
- 1975年 1 月23日23時19分(昭和50)熊本県北東 N33.0° E 131.1° H:0km M:6.1 阿蘇郡一の宮町手野地区に被害集中。負傷10、道路損壊12、山(崖)崩れ15。 最大震度 : 阿蘇山
- 1984年8月7日04時06分(昭和59)日向灘 N32.4° E132.2° H:33km M:7.1 宮崎・大分・熊本の各県で被害。負傷9、建物一部破損319など。弱い津波があり、延岡で18cmを記録。最大震度 : 宮崎・延岡・油津・大分・熊本・宇和島。
- 1987年 3 月18日12時36分(昭和62)日向灘 N32.0° E 132.1° H:48km M:6.6

宮崎県で被害大。死者 1・負傷若干のほか、建物・道路などに被害があった。 大分・熊本県でも被害あり。最大震度:熊本、阿蘇山、人吉。

〔ここまでの出典:日本被害地震総覧他〕

1997年 3 月26日17時31分(平成9)薩摩地方 N31°58.3' E130°21.5' H:12km M:6.6 水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害発生。

最大震度:4(熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、牛深市、芦北町、大矢野町)

1997年 5 月13日14時38分(平成9)薩摩地方 N31°56.9' E 130°18.1' H:9km M:6.4 水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害発生。

最大震度:4(八代市、松橋町、人吉市、芦北町、大矢野町)

- 1999年3月9日12時53分(平成11)阿蘇地方 N32°56.2' E131°01.1' H:10km M:4.8 西原村、長陽村等においてブロック塀の倒壊、屋根瓦の落下、落石等の被害発生。最大震度:4(旭志村)
- 2000年6月8日9時32分(平成12)熊本地方 N32°41.5' E130°45.7' H:10km M:5.0 益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦多数落下、砥用町で落石被害発生。

最大震度:5弱(富合町、嘉島町)

2001年 1 月10日19時09分(平成13)阿蘇地方 N32[°]48.3' E 131[°]07.9' H:5km M:4.1 高森町で落石、水道管破裂、屋根瓦の落下、窓ガラス破損等の被害発生。

最大震度:3(産山村、波野村、蘇陽町、白水村、久木野村、長陽村、清和村)[高森町の文部科学省設置の地震計で震度5強を表示]

2005年 6 月 3 日 4 時16分(平成17)天草芦北地方 N32°29.7' E 130°32.8' H:11km M:4.8 負傷者2名(重傷者1名)

最大震度:5弱(上天草市大矢野町)

- 2011年10月5日23時33分(平成23)熊本地方 N32°54.8' E130°51.0' H:10km M:4.5 住家の一部破壊 最大震度5強(菊池市旭志)
- 2016年 4 月14日21時26分(平成28)熊本地方 N32°44.5′ E 130°48.5′ H:11km M:6.5 2016年 4 月16日01時25分(平成28)熊本地方 N32°45.2′ E 130°45.7′ H:12km M:7.3

平成28年(2016年)熊本地震において、日奈久断層帯(高野 白旗区間)の活動に伴う前震と布田川断層帯(布田川区間)の活動に伴う本震が発生。最大震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した(前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測)。

その被害は甚大なものであり、死者270人、重軽傷者2,737人、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,491棟、被害額は約3.8兆円にのぼる。(平成31年4月12日時点)また、国道57号や阿蘇大橋などの幹線道路の寸断や電気、水道、ガスなどのライフラインの停止など、県民の生活を支えるインフラに甚大な被害が発生した(停電約45万件、ガス供給停止約10万件、断水約39万件)。

さらに、日本3大名城の一つである熊本城のほか、水前寺成趣園や阿蘇神社などの文化財も大きな被害を受けた。

なお、活発な余震活動も加わり、市町村が開設した避難所には、最大で183,88 2 人(県人口の約1割。平成28 年4月17 日午前9時30 分時点)が避難。さらに、避難所以外の施設への避難や、商業施設の駐車場・公園・グランド等での車中避難、自宅の軒先への避難が発生し、頻発する余震活動の影響から避難所の開設期間は長期化した。(発災から平成28 年11 月18 日まで開設)

このように被害が広範かつ甚大であったため、地震発生直後の平成28 年 4 月 1 4 日に、県内全45 市町村に災害救助法が適用され、同月25 日には激甚災害、同月28 日には全国で 4 例目の特定非常災害に指定された。

[1997年以降の震源データの出典:気象庁HP]

(注) は自治体の震度計

(2) 主な津波とその被害

744年6月6日 (天平16.5.18)天草郡、八代郡、葦北郡 M:7.0

田地290町、民家流出470軒、死者1,520名

【再掲】

1792年 5 月21日(寛政 4 . 4 . 1)雲仙岳 N32.8° E 130.3° M:6.4

前年10月8日から始まった地震が11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、 前山(眉山:天狗山)の東部がくずれ、崩土約0.34km³が島原海に入り津波を生じた。 対岸の肥後でも被害が多く、津波による死者は全体で約15,000、潰家12,000。

「島原大変肥後迷惑」と呼ばれた。

【再掲】

1960年 5月24日 南米チリ沖 M:8 1/4~8 1/2

23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に来襲して被害を生じた。

大分・宮崎・鹿児島の各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草方面も潮位のため若干の被害があった。

本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸

下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断

【再掲】

4.熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数(震度1以上)本県における震度別地震発生数は次のとおりである。

	震度						
年	観測点	1	2	3	4	5	合計
1904年							
明治37	熊本	13	0	1	0	0	14
1905年							
明治38	熊本	40	2	0	1	0	43
1906年							
明治39	熊本	58	0	1	2	0	61
1907年							
明治40	熊本	107	0	3	1	0	111
1908年							
明治41	熊本	13	1	0	0	0	14
1909年							
明治42	熊本	13	1	0	1	0	15
1910年							
明治43	熊本	5	0	0	0	0	5
1911年							
明治44	熊本	5	1	1	0	0	7
1912年							
明治45	熊本	12	0	0	0	0	12
1913年							
大正 2	熊本	5	0	1	1	0	7
1914年							
大正 3	熊本	7	1	0	0	0	8
1915年							
大正4	熊本	10	0	0	0	0	10
1916年							
大正 5	熊本	12	4	0	0	0	16
1917年							
大正6	熊本	2	0	0	0	0	2
1918年							
大正7	熊本	8	0	0	0	0	8
1919年							
大正8	熊本	12	0	0	0	0	12
1920年							
大正 9	熊本	7	0	0	0	0	7

震度	ļ _					4 4.1
観測点	1	2	3	4	5	合計
熊本	7	0	0	0	0	7
熊本	20	1	2	1	0	24
(No. 1)						
熊本	13	3	0	0	0	16
熊本	13	3	0	0	0	16
熊本	15	1	0	0	0	16
熊本	12	4	1	0	0	17
熊本	10	1	2	0	0	13
熊本	21	6	1	0	0	28
熊本	29	11	3	0	0	43
熊本	21	7	1	0	0	29
熊本	26	6	4	0	0	36
熊本	7	4	0	0	0	11
熊本	26	13	2	0	0	41
阿蘇山	58	21	11	1	2	93
熊本	7	5	1	0	0	13
阿蘇山	2	0	2	0	0	4
熊本	10	3	1	0	0	14
阿蘇山	1	1	0	0	0	2
熊本	7	1	1	0	0	9
阿蘇山	1	0	0	0	0	1
熊本	23	12	3	3	0	41
阿蘇山	8	3	0	0	0	11
	観 熊 熊 熊 熊 熊 熊 熊 原 </td <td>観測点 1 熊本 7 熊本 13 熊本 15 熊本 10 熊本 21 熊本 26 熊蘇山 7 阿蘇山 10 阿蘇山 1 熊蘇山 7 阿蘇山 1 熊蘇山 23</td> <td> 観測点 点 点 点 本 元 れ <l< td=""><td> 観測点 1 2 3 熊本7 0 0 熊本20 1 2 熊本13 3 0 熊本15 1 0 熊本15 1 0 熊本10 1 2 熊本20 1 2 熊本20 1 3 ・株本15 1 0 熊本2 1 6 1 熊本2 1 6 1 熊本2 1 7 1 熊本2 2 1 7 1 熊本2 2 1 7 1 熊本4 2 1 7 1 熊本5 2 1 7 1 熊本7 4 0 熊本7 4 0 熊本7 5 1 阿蘇山58 2 1 11 熊本7 5 1 阿蘇山7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本2 23 12 3 </td><td> 観測点 1 2 3 4 熊本 7 0 0 0 熊本 20 1 2 1 熊本 13 3 0 0 熊本 15 1 0 0 熊本 15 1 0 0 熊本 10 1 2 0 熊本 21 6 1 0 熊本 29 11 3 0 熊本 29 11 3 0 熊本 26 6 4 0 熊本 26 6 4 0 熊本 7 4 0 0 熊本 7 4 0 0 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 58 21 11 1 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 2 0 2 0 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 1 0 0 0 熊本 7 1 1 0 阿蘇山 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 月 1 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 1 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 2 0 月 3 3 3 月 4 0 月 4 0 月 5 1 0 月 5 1 0 月 6 1 0 月 7 1 1 0<</td><td> 観測点 7 2 3 4 5 熊本 7 0 0 0 0 0 熊本 20 1 2 1 0 熊本 13 3 0 0 0 熊本 15 1 0 0 0 熊本 12 4 1 0 0 熊本 10 1 2 0 0 熊本 21 6 1 0 0 熊本 21 6 1 0 0 熊本 21 7 1 0 0 熊本 21 7 1 0 0 熊本 26 6 4 0 0 熊本 7 4 0 0 0 熊本 7 4 0 0 0 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 58 21 11 1 2 2 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 58 21 11 1 2 2 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 2 0 2 0 0 熊本 7 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 0 熊本 7 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 0 0 0 月 1 1 0 0 月 1 1</td></l<></td>	観測点 1 熊本 7 熊本 13 熊本 15 熊本 10 熊本 21 熊本 26 熊蘇山 7 阿蘇山 10 阿蘇山 1 熊蘇山 7 阿蘇山 1 熊蘇山 23	 観測点 点 点 点 本 元 れ <l< td=""><td> 観測点 1 2 3 熊本7 0 0 熊本20 1 2 熊本13 3 0 熊本15 1 0 熊本15 1 0 熊本10 1 2 熊本20 1 2 熊本20 1 3 ・株本15 1 0 熊本2 1 6 1 熊本2 1 6 1 熊本2 1 7 1 熊本2 2 1 7 1 熊本2 2 1 7 1 熊本4 2 1 7 1 熊本5 2 1 7 1 熊本7 4 0 熊本7 4 0 熊本7 5 1 阿蘇山58 2 1 11 熊本7 5 1 阿蘇山7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本2 23 12 3 </td><td> 観測点 1 2 3 4 熊本 7 0 0 0 熊本 20 1 2 1 熊本 13 3 0 0 熊本 15 1 0 0 熊本 15 1 0 0 熊本 10 1 2 0 熊本 21 6 1 0 熊本 29 11 3 0 熊本 29 11 3 0 熊本 26 6 4 0 熊本 26 6 4 0 熊本 7 4 0 0 熊本 7 4 0 0 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 58 21 11 1 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 2 0 2 0 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 1 0 0 0 熊本 7 1 1 0 阿蘇山 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 月 1 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 1 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 2 0 月 3 3 3 月 4 0 月 4 0 月 5 1 0 月 5 1 0 月 6 1 0 月 7 1 1 0<</td><td> 観測点 7 2 3 4 5 熊本 7 0 0 0 0 0 熊本 20 1 2 1 0 熊本 13 3 0 0 0 熊本 15 1 0 0 0 熊本 12 4 1 0 0 熊本 10 1 2 0 0 熊本 21 6 1 0 0 熊本 21 6 1 0 0 熊本 21 7 1 0 0 熊本 21 7 1 0 0 熊本 26 6 4 0 0 熊本 7 4 0 0 0 熊本 7 4 0 0 0 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 58 21 11 1 2 2 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 58 21 11 1 2 2 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 2 0 2 0 0 熊本 7 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 0 熊本 7 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 0 0 0 月 1 1 0 0 月 1 1</td></l<>	 観測点 1 2 3 熊本7 0 0 熊本20 1 2 熊本13 3 0 熊本15 1 0 熊本15 1 0 熊本10 1 2 熊本20 1 2 熊本20 1 3 ・株本15 1 0 熊本2 1 6 1 熊本2 1 6 1 熊本2 1 7 1 熊本2 2 1 7 1 熊本2 2 1 7 1 熊本4 2 1 7 1 熊本5 2 1 7 1 熊本7 4 0 熊本7 4 0 熊本7 5 1 阿蘇山58 2 1 11 熊本7 5 1 阿蘇山7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本7 1 1 阿蘇1 1 0 0 熊本2 23 12 3 	 観測点 1 2 3 4 熊本 7 0 0 0 熊本 20 1 2 1 熊本 13 3 0 0 熊本 15 1 0 0 熊本 15 1 0 0 熊本 10 1 2 0 熊本 21 6 1 0 熊本 29 11 3 0 熊本 29 11 3 0 熊本 26 6 4 0 熊本 26 6 4 0 熊本 7 4 0 0 熊本 7 4 0 0 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 58 21 11 1 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 2 0 2 0 熊本 7 5 1 0 阿蘇山 1 0 0 0 熊本 7 1 1 0 阿蘇山 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 月 1 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 1 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 1 0 月 2 0 月 2 0 月 2 0 月 3 3 3 月 4 0 月 4 0 月 5 1 0 月 5 1 0 月 6 1 0 月 7 1 1 0<	 観測点 7 2 3 4 5 熊本 7 0 0 0 0 0 熊本 20 1 2 1 0 熊本 13 3 0 0 0 熊本 15 1 0 0 0 熊本 12 4 1 0 0 熊本 10 1 2 0 0 熊本 21 6 1 0 0 熊本 21 6 1 0 0 熊本 21 7 1 0 0 熊本 21 7 1 0 0 熊本 26 6 4 0 0 熊本 7 4 0 0 0 熊本 7 4 0 0 0 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 58 21 11 1 2 2 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 58 21 11 1 2 2 熊本 7 5 1 0 0 原蘇山 2 0 2 0 0 熊本 7 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 0 熊本 7 1 1 0 0 原蘇山 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 1 0 0 0 原蘇山 1 0 0 0 月 1 1 0 0 月 1 1

	震度						
年	租測点	1	2	3	4	5	合計
1938年	熊本	5	4	0	0	0	9
昭和13	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
1939年	熊本	10	2	0	1	0	13
昭和14	阿蘇山	0	0	1	0	0	1
1940年	熊本	9	0	0	0	0	9
昭和15	阿蘇山	2	0	0	0	0	2
1941年	熊本	14	4	1	1	0	20
昭和16	阿蘇山	2	3	0	0	0	5
1942年	熊本	9	8	1	0	0	18
昭和17	阿蘇山	0	1	1	0	0	2
1943年	熊本	27	9	2	0	0	38
昭和18	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人 吉	4	6	0	0	0	10
1944年	熊本	13	4	1	0	0	18
昭和19	阿蘇山	7	10	1	0	0	18
	人 吉	2	3	2	0	0	7
1945年	熊本	8	3	0	0	0	11
昭和20	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
	人吉	0	0	0	0	0	0
1946年	熊本	14	12	6	1	0	33
昭和21	阿蘇山	5	2	1	1	0	9
	人吉	6	4	0	1	0	11
1947年	熊本	14	9	4	0	0	27
昭和22	阿蘇山	3	1	1	0	0	5
	人吉	8	4	0	0	0	12
1948年	熊本	4	10	2	1	0	17
昭和23	阿蘇山	1	1	0	0	0	2
	人吉	6	3	2	0	0	11
1949年	熊本	7	10	2	0	0	19
昭和24	阿蘇山	0	0	0	0	0	0
	人吉	5	3	0	0	0	8
-	熊本	3	6	1	0	0	10
昭和25	阿蘇山	0	1	0	0	0	1
	人吉	1	4	2	0	0	7
	牛 深	0	0	0	0	0	0

/ T	震度	1	,	2	4	_	∆ ≑ا
年	観測	1	2	3	4	5	合計
1951年	熊本	9	1	3	0	0	13
昭和26	阿蘇山	3	1	0	0	0	4
	人吉	0	1	1	0	0	2
	牛深	2	0	0	0	0	2
1952年	熊本	4	1	0	0	0	5
昭和27	阿蘇山	0	1	0	0	0	1
	人吉	3	0	0	0	0	3
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1953年	熊本	6	2	0	0	0	8
昭和28	阿蘇山	7	6	0	0	0	13
	人吉	4	2	0	0	0	6
	牛 深	1	0	0	0	0	1
1954年	熊本	4	0	0	0	0	4
昭和29	阿蘇山	3	4	0	0	0	7
	人吉	2	0	0	0	0	2
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1955年	熊本	3	1	1	0	0	5
昭和30	阿蘇山	5	1	0	0	0	6
	人吉	0	0	0	0	0	0
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1956年	熊本	3	0	1	0	0	4
昭和31	阿蘇山	3	3	0	0	0	6
	人吉	4	1	0	0	0	5
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1957年	熊本	0	3	0	0	0	3
昭和32	阿蘇山	1	1	0	0	0	2
	人吉	1	2	0	0	0	3
	牛 深	0	0	0	0	0	0
1958年	熊本	11	4	1	0	0	16
昭和33	阿蘇山	1	3	1	0	0	5
	人吉	4	3	0	0	0	7
	牛 深	1	1	0	0	0	2
1959年	熊本	4	1	1	0	0	6
昭和34	阿蘇山	0	1	1	0	0	2
	人吉	1	2	0	0	0	3
	牛 深	2	1	0	0	0	3

	震度						
年	観測点	1	2	3	4	5	合計
	熊本	6	3	1	0	0	10
1960年	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
昭和35	人吉	4	2	2	0	0	8
	牛 深	0	1	0	0	0	1
	熊本	13	3	3	0	0	19
1961年	阿蘇山	5	3	0	1	0	9
昭和36	人吉	9	2	4	1	0	16
	牛 深	2	1	0	0	0	3
	熊本	8	7	3	0	0	18
1962年	阿蘇山	8	3	1	0	0	12
昭和37	人吉	15	2	0	0	0	17
	牛 深	0	0	0	0	0	0
	熊本	6	7	3	0	0	16
1963年	阿蘇山	6	4	1	0	0	11
昭和38	人吉	3	4	1	0	0	8
	牛 深	0	0	0	0	0	0
	熊本	5	5	1	0	0	11
1964年	阿蘇山	4	2	0	0	0	6
昭和39	人吉	2	1	0	0	0	3
	牛 深	2	0	0	0	0	2
	熊本	5	2	3	0	0	10
1965年	阿蘇山	1	4	0	0	0	5
昭和40	人吉	2	0	2	0	0	4
	牛 深	4	1	0	0	0	5
	熊本	3	3	2	0	0	8
1966年	阿蘇山	1	2	0	0	0	3
昭和41	人吉	1	0	2	0	0	3
	牛 深	1	0	0	0	0	1
	熊本	6	6	0	0	0	12
1967年	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
昭和42	人吉	1	1	1	0	0	3
	牛 深	1	2	0	0	0	3
	熊本	5	5	3	2	0	15
1968年	阿蘇山	2	6	0	2	0	10
昭和43	人吉	84	50	11	4	2	151
	牛深	1	3	3	0	0	7

	震度						
年	観測点	1	2	3	4	5	合計
	熊本	7	1	2	0	0	10
1969年	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
昭和44	人吉	0	2	4	0	0	6
	牛 深	0	0	0	0	0	0
	熊本	8	3	1	1	0	13
1970年	阿蘇山	2	3	1	1	0	7
昭和45	人吉	2	3	2	1	0	8
	牛 深	0	0	0	0	0	0
	熊本	10	4	0	0	0	14
1971年	阿蘇山	6	2	0	0	0	8
昭和46	人吉	2	3	3	0	0	8
	牛 深	0	1	0	0	0	1
	熊本	2	4	1	0	0	7
1972年	阿蘇山	1	3	0	0	0	4
昭和47	人吉	3	2	1	0	0	6
	牛 深	0	0	0	0	0	0
	熊本	2	0	0	0	0	2
1973年	阿蘇山	4	0	0	0	0	4
昭和48	人吉	1	0	0	0	0	1
	牛 深	0	1	0	0	0	1
	熊本	7	5	1	0	0	13
1974年	阿蘇山	2	1	0	0	0	3
昭和49	人吉	1	2	0	0	0	3
	牛 深	1	0	0	0	0	1
	熊本	14	5	4	1	0	24
1975年	阿蘇山	57	23	4	5	1	90
昭和50	人吉	7	5	0	0	0	12
	牛 深	3	1	1	0	0	5
	熊本	2	3	3	1	0	9
1976年	阿蘇山	6	2	0	0	0	8
昭和51	人吉	10	2	1	0	0	13
	牛 深	5	5	0	0	0	10
	熊本	36	12	5	1	0	54
1977年	阿蘇山	3	0	1	0	0	4
昭和52	人吉	3	2	1	0	0	6
	牛 深	2	2	1	0	0	5

	震度						
年	観測点	1	2	3	4	5	合計
	熊本	13	3	1	0	0	17
1978年	阿蘇山	4	2	0	0	0	6
昭和53	人吉	2	3	2	0	0	7
	牛 深	1	1	0	0	0	2
	熊本	4	4	2	0	0	10
1979年	阿蘇山	2	3	0	0	0	5
昭和54	人吉	3	2	1	0	0	6
	牛 深	1	1	1	0	0	3
	熊本	0	1	3	0	0	4
1980年	阿蘇山	0	0	1	0	0	1
昭和55	人吉	0	0	0	1	0	1
	牛 深	4	1	0	0	0	5
	熊本	5	0	0	1	0	6
1981年	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
昭和56	人吉	2	2	0	0	0	4
	牛 深	3	1	0	1	0	5
	熊本	7	1	0	0	0	8
1982年	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
昭和57	人吉	2	1	1	0	0	4
	牛 深	0	1	0	0	0	1
	熊本	7	2	2	0	0	11
1983年	阿蘇山	8	0	1	0	0	9
昭和58	人吉	1	3	2	0	0	6
	牛 深	4	0	1	0	0	5
	熊本	4	2	0	1	0	7
1984年	阿蘇山	0	1	1	0	0	2
昭和59	人吉	9	3	1	0	0	13
	牛 深	8	6	3	0	0	17
	熊本	1	1	1	0	0	3
1985年	阿蘇山	2	2	0	0	0	4
昭和60	人吉	0	1	2	0	0	3
	牛 深	2	2	1	0	0	5
	熊本	2	0	1	0	0	3
1986年	阿蘇山	2	2	0	1	0	5
昭和61	人吉	0	1	0	0	0	1
	牛 深	2	1	0	0	0	3

	震度						
年	観測点	1	2	3	4	5	合計
	熊本	5	2	0	1	0	8
1987年	阿蘇山	6	1	0	1	0	8
昭和62	人吉	2	3	1	1	0	7
	牛 深	4	1	0	0	0	5
	熊本	3	1	1	0	0	5
1988年	阿蘇山	1	1	0	0	0	2
昭和63	人吉	0	1	1	0	0	2
	牛 深	4	0	1	0	0	5
	熊本	3	0	0	0	0	3
1989年	阿蘇山	2	0	1	0	0	3
平成元	人吉	1	0	0	0	0	1
年	牛 深	3	2	0	0	0	5
	熊本	7	4	1	0	0	12
1990年	阿蘇山	0	1	0	0	0	1
平成 2	人 吉	0	2	1	0	0	3
	牛 深	3	8	0	0	0	11
	熊本	4	2	0	0	0	6
1991年	阿蘇山	3	1	0	0	0	4
平成 3	人 吉	2	1	0	0	0	3
	牛 深	5	2	1	0	0	8
	熊本	7	3	0	0	0	10
1992年	阿蘇山	1	0	0	0	0	1
平成 4	人 吉	2	1	0	0	0	3
	牛 深	4	2	1	0	0	7
	熊本	1	0	0	0	0	1
1993年	阿蘇山	3	0	0	0	0	3
平成 5	人 吉	6	1	0	0	0	7
	牛 深	2	0	0	0	0	2
	熊本	6	1	1	0	0	8
1994年	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
平成 6	人 吉	9	3	5	1	0	18
	牛 深	4	1	1	1	0	7
	熊本	9	3	1	0	0	13
1995年	阿蘇山	4	1	0	0	0	5
平成 7	人 吉	12	2	0	0	0	14
	牛 深	6	2	0	0	0	8

	震度					5	5	
年	観測点	1	2	3	4	弱	強	合計
	熊本	10	6	1	1	0	0	18
1996年	阿蘇山	6	0	2	0	0	0	8
平成 8	人 吉	15	5	1	2	0	0	23
	牛 深	2	1	0	0	0	0	3
	熊本	16	4	5	1	0	0	26
1997年	阿蘇山	11	2	1	0	0	0	14
平成 9	人吉	32	11	3	3	0	0	49
	牛 深	26	11	2	1	0	0	40
	熊本	7	4	0	0	0	0	11
1998年	阿蘇山	11	1	0	0	0	0	12
平成10	人吉	12	7	0	0	0	0	19
	牛 深	7	5	0	0	0	0	12
	熊本	11	5	2	0	0	0	18
1999年	阿蘇山	12	2	1	0	0	0	15
平成11	人吉	13	3	1	0	0	0	17
	牛 深	6	2	0	0	0	0	8
	熊本	14	12	1	1	0	0	28
2000年	阿蘇山	13	1	1	0	0	0	15
平成12	人吉	29	3	2	0	0	0	34
	牛 深	5	2	0	0	0	0	7
	熊本	8	2	1	0	0	0	11
2001年	阿蘇山	6	1	2	0	0	0	9
平成13	人吉	6	1	2	0	0	0	9
	牛 深	0	0	0	0	0	0	0
	熊本	7	3	1	0	0	0	11
2002年	阿蘇山	6	1	0	0	0	0	7
	人吉	5	1	1	0	0	0	7
平成14	牛 深	3	1	0	0	0	0	4
	熊本	16	5	0	0	0	0	21
2003年	阿蘇山	5	0	0	0	0	0	5
平成15	人 吉	10	1	1	0	0	0	12
	牛 深	2	0	1	0	0	0	3
	熊本	8	5	1	0	0	0	14
2004年	阿蘇山	4	0	0	0	0	0	4
平成16	人 吉	14	2	0	0	0	0	16
	牛 深	5	2	0	0	0	0	7

	震	度					5	5	
年	観測	点	1	2	3	4	弱	強	合計
	熊	本	15	3	2	1	0	0	21
2005年	阿蘇	Щ	5	3	1	0	0	0	9
平成17	人	吉	14	3	2	1	0	0	20
	牛	深	6	2	0	0	0	0	8
	熊	本	5	8	0	0	0	0	13
2006年	阿蘇	Щ	4	3	0	0	0	0	7
平成18	人	吉	9	2	2	0	0	0	13
	牛	深	6	4	0	1	0	0	11
	熊	本	7	1	1	0	0	0	9
2007年	阿蘇	Щ	3	1	1	0	0	0	5
平成19	人	吉	10	4	0	0	0	0	14
	牛	深	1	1	0	0	0	0	2
	熊	本	6	1	0	0	0	0	7
2008年	阿蘇	Щ	4	0	0	0	0	0	4
平成20	人	吉	8	3	0	0	0	0	11
	牛	深	0	0	0	0	0	0	0
	熊	本	10	2	0	0	0	0	12
2009年	阿蘇	Щ	6	0	0	0	0	0	6
平成21	人	吉	9	1	2	1	0	0	13
	牛	深	5	0	0	0	0	0	5
	熊	本	3	0	1	0	0	0	4
2010年	阿蘇	Щ	7	0	1	0	0	0	8
平成22	人	吉	2	0	0	0	0	0	2
	牛	深	2	0	0	0	0	0	2
	熊	本	12	4	1	0	0	0	17
2011年	阿蘇	Щ	11	2	0	0	0	0	13
平成23	人	吉	4	0	0	0	0	0	4
	牛	深	3	0	0	0	0	0	3
	熊	本	9	5	0	0	0	0	14
2012年	阿蘇	Щ	9	0	0	0	0	0	9
平成24	人	吉	5	1	0	0	0	0	6
	牛	深	1	0	0	1	0	0	2
	熊	本	6	1	0	0	0	0	7
2013年	阿蘇	Щ	2	0	0	0	0	0	2
平成25	人	吉	3	0	0	0	0	0	3
	牛	深	3	0	0	0	0	0	3

	震度					5	5	6	6		
年	観測点	1	2	3	4	弱	強	弱	強	7	合計
	熊本	8	2	1	0	0	0	0	0	0	11
2014年	阿蘇山	7	2	1	0	0	0	0	0	0	10
平成 26	人吉	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5
	牛 深	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
	熊本	10	4	1	0	0	0	0	0	0	15
2015年	阿蘇山	8	0	2	0	0	0	0	0	0	10
平成 27	人吉	3	1	2	0	0	0	0	0	0	6
	牛 深	3	2	1	0	0	0	0	0	0	6
	熊本	1150	422	122	31	5	1	1	1	0	1733
2016年	阿蘇山	431	187	69	16	2	2	1	0	0	708
平成 28	人吉	76	18	11	2	1	0	0	0	0	108
	牛 深	56	13	4	1	0	0	0	0	0	74
	熊本	81	34	6	1	0	0	0	0	0	122
2017年	阿蘇山	15	7	1	0	0	0	0	0	0	23
平成 29	人吉	8	3	0	0	0	0	0	0	0	11
	牛 深	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	熊本	38	10	2	1	0	0	0	0	0	51
2018年	阿蘇山	7	4	0	0	0	0	0	0	0	11
平成30年	人吉	8	1	0	0	0	0	0	0	0	9
	牛 深	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	熊本	33	10	3	0	0	0	0	0	0	46
2019 年 令和元年	阿蘇山	14	4	0	0	0	0	0	0	0	18
	人吉	9	6	1	0	0	0	0	0	0	16
	牛 深	7	3	2	0	0	0	0	0	0	12
	熊本	16	4	1	0	0	0	0	0	0	21
2020年	阿蘇山	6	1	0	0	0	0	0	0	0	7
令和2年	人吉	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	牛 深	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6

平成28年(2016年)熊本地震の活動領域外を含む地震回数

第3節 被害想定

この節は、県が平成23年度から 2 か年をかけて実施した、地震・津波被害想定調査の結果を要約したものである。

1. 地震及び津波の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは2に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、本県に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震・津波に関する被害の検討に努めるものとする。

2. 地震・津波被害想定調査の前提条件

本調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した 地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

(2) 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析を行った。

(3) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

	調査対象区分					
		地	震	津	波	
1.建物被害	1.1. 液状化				-	
	1.2. 揺れ					
	1.3. 急傾斜地崩壊					
	1.4. 津波					
	1.5. 地震火災					
2.人的被害	2.1. 揺れ					
	2.2. 急傾斜地崩壊					
	2.3. 津波					
	2.4. 地震火災					
3.ライフライン被害	3.1. 上水道					
	3.2. 下水道					
	3.3. 電力施設					
	3.4. 電話・通信施設					
	3.5. ガス(都市ガス)					
	3.6. ガス(LPガス)					
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量					
4.交通·輸送施設被害	4.1. 道路(高速道路、一般道路)					
	4.2. 鉄道					
	4.3. 空港 (定性的評価)					
	4.4. 漁港·港湾					
5 . 生活支障等	5.1. 避難生活者					
	5.2. 帰宅困難者					
6.災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物(瓦礫)の発生					
7 . その他の被害	7.1. 災害時要援護者の被災					
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害					
	7.3. 避難施設被害					

(4) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

ア 発生の季節:冬季

イ 発生時刻 : 夜 (午前5時):多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の

危険性が高い。

夕方(午後6時):火気使用が最も高い時間帯。

ウ 風速設定 :火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の

「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定()。

()風速データ:熊本地方気象台の観測記録(平成21~23年)を採用

(5) 対象地震

本県への被害が大きいと想定される以下の地震を対象に調査を行った。

検討対象断層帯等		地震規模	30年以内
	[想定地震の震源域]		発生確率
布田川・日奈久断層帯	中部・南西部 連動	M7.9	不 明
<参考>	上記震源域単独時:(中部)	(M7.6)	(ほぼ0~6%)
	: (南西部)	(M7.2)	(不 明)
別府・万年山断層帯		M 7 . 3	ほぼ0~3%
			(最大2.6%)
人吉盆地南縁断層		M 7 . 1	1%以下
出水断層帯		M7.0	ほぼ0~1%
雲仙断層群	南東部	M7.1	不 明
津波検討追加:	南西部北部・南西部南部 連動	M7.5	不 明

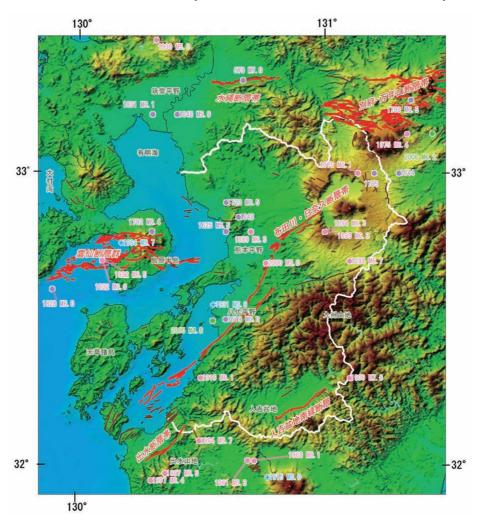
地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表

南海トラフ	(最大値)	M 9 . 0	極めて低い
			D- /// A -++ - 7% -+-

内閣府 中央防災会議 発表

()上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

熊本県周辺の主要活断層 (図面上の丸数字は上表の検討対象地震)



3.被害想定結果

この調査により想定された被害は、次のとおりである。

日本の	_									
변환 등 기타 등 기					中部·南西部連動型		人吉盆地南縁断層	出水断層帯		
	<u> </u>					(注5)				
				規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	マグニチュード7.1	マグニチュード9.0
# 1	想			タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
		жU	7175	県内の最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
Part	震			津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外 (注2)	対象外 (注2)	対象外 (注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
************************************		津汲	ŧ		1.2 m				1.4 m	2.0 m
### 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 # 2 #										
日本の										
		建								
			全壊棟数							
변출시 변경시 120 度 100 度 170 度 100 度 150 度 5500 度 1500 度 1500 度 5500 度 15000 E 15										
###										
「				地震火災	120 棟	10 棟	270 棟	10 棟	- 棟	50 棟
中地域 一部				計	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
日本語画				液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟
)	半壊数	揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟
世帯音響 金軽複数 20 様 - 楼 - 楼 - 楼 - 楼 - 代 - 校 - 代 - 校 - 10 様 - 20 様 - 校 - 校 - 70 様 - 100 検 - 校 - 70 様 - 100 校 - 校 - 70 様 - 100 校 - 校 - 70 様 - 100 校 - 校 - 100 校 - 校 - 70 様 - 100 校 - 校 - 70 ★ - 100 校 - 校 - 70 ★ - 100 校 - 校 - 70 ★ - 100 校 - 校 - 校 - 100 校 - 100 析 - 0 km - 100 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 0 km - 0 km - 20 km - 30 km - 20				急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	- 棟	70 棟
日本語語文 中球複数				津波	39,000 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	38,700 棟	47,600 棟
## 2		建物]被害	全壊棟数	20 棟	- 棟	- 棟	- 棟	10 棟	20 棟
□		(避	難施設)	半壊棟数	100 棟	- 棟	10 棟	- 棟	70 棟	100 棟
物質				大被害(落橋·倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	- 橋	- 橋	- 橋
		交	道路	中小被害(亀裂・損傷)	110 橋	10 橋	70 橋	- 橋	- 橋	- 橋
	[]			浸水道路延長	1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km
・				大被害(落橋·倒壊)	10 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋
新作品 現成通延尾 20 km 0 km 0 km 0 km 0 km 20 km 30 km 力質複響 海港 港灣 (通用・液面単型数) 540 P型型 - P型型 - P型型 - P型 40 P型 40 P型 未算出 (注3) P型 上水道 表外人口得災質量 788 00 人 16000 人 55000 人 5000 人 3700 人 16400 人 未算出 (注3) P型 水油 表示協設数 30 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 20 施設 20 施設 30 施設 中電野数 61500 軒 1500 人 人 3,100 人 250 人 2,100 人 15200 人 20 施設 20 施設 20 施設 30 施設 20 施設			鉄道		40 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋	- 橋
## 2		施		浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km
##		設	14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-1	(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	- 岸壁	- 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出 (注3) 岸壁
大名響 作水道 新水人口(発災重後) 789,800 人 16,000 人 50,400 人 9,700 人 16,400 人 未算出(注3) 人 イマック 大大道 大水道 26,000 人 550 人 350 人 360 施設 0 施設 20 施設 20 施設 20 施設 20 施設 15,200 人 360 施設 20 施設 0 施設 20 施設 20 施設 20 施設 20 施設 0 施設 0 施設 20 施設 20 施設 - 上戸 - 上			漁港·港湾				- 岸壁			
大売値 する 「大売値」 大売値」 大売値」 大売値」 大売値」 大売値 第十 湯鉄 0 施設 0 施設 20 施設 30 施設 30 施設 30 施設 20 施設 30 施設 20 施設 30 施設 20 本 30 0 本 20 本 40 万 20 本 20 本 40 万 20 本 40 万 20 本 40 万 20 本 40 上 20 本 40 本 40 上 20 本 40 上 20 本 40 上 20 本 40 上 40 上 40 上 40 上 40 上			下水道		789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人	
大流道 支際人口 28,200 人 550 人 3,100 人 250 人 2,100 人 15,200 人 施設 20 施設 20 施設 0 施設 0 施設 0 施設 20 施設 20 施設 20 施設 0 施設 0 施設 0 施設 20 施設 20 施設 20 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 - 施設							0 施設	0 施設	20 施設	
A かき できまり できまり できまり できまり できまり できまり できまり できま										
### Pew Pay		_								
2 万 イ 電話・通信 浸水施設数 - 施設 - 上地 - 上地 - 上地 - 上地										
### A 10 本 20 本 300 本 20 本 430 本 700 本 7			電力							
大きのできまりである。 ではいます。 20 施設 0 施設 0 施設 0 施設 0 施設 20 施設 20 施設 20 施設 0 施設 0 施設 0 施設 - 原口 - 戸口 - 月口 - 月口 - 上戸口 - 10 戸口 - 40 戸口 - 200 戸口 - 戸口 10 戸口 40 戸口 - 200 戸口 - 戸口 10 戸口 40 戸口 40 戸口 - 200 戸口 - 戸口 10 戸口 40 戸口 40 戸口 - 施設 -										
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		ン	電話·通信							
下海										
上アガス 供給停止戸数 1.800 戸 40 戸 200 戸 -戸 10 戸 40 戸 200 戸 -戸 10 戸 40 戸 40 戸 200 戸 -戸 10 戸 40 戸 40 戸 200 戸 -戸 10 戸 40 戸 40 戸 200 戸 -戸 10 戸 40 戸 40 戸 200 戸 -戸 10 戸 40 戸 40 戸 200 戸 -戸 10 戸 40 戸 40 戸 200 □ 2,562,200 □ 3,755,300 □			都市ガス			<i>i</i>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
 災害廃棄物の発生量 5.502,100 1 82,200 1 620,300 1 74,900 1 2,562,200 1 3,755,300 1			I D#î 7							
た映		※≢								
コンピナート施設 浸水施設数 0 施設 0 施数			1		-,,		,	· ·		
Read										
所者数	\vdash		1054X							
所書数 急傾斜地崩壊 20 人 一人										
上海波			亚老 数							
所能書 地震火災 70 人 一人 20 人 一人			プレ目或							
所應者數 計 4,700 人 60 人 750 人 10 人 1,300 人 1,800 人 運搬者数 題個斜地崩壊 20 人 -人 -人 -人 -人 -人 -人 連渡 1,500 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 1,300 人 1,800 人 人 連渡 1,500 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 1,300 人 人 1,800 人 人 連次災 10 人 -人 -人<										
大的 複書数 無傷者数 掘れ 3,200 人 60 人 740 人 10 人 -人 -人 -人 漁賃貸給的課 20 人 -人 -人 -人 -人 -人 -人 -人 -人 連渡 1,500 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 1,300 人 1,800 人 人 地震火災 10 人 -人 <										
(4) 含数 数										
本語			手作 ***							
的 被害 「本版 「1,000 人	١, ١		里傷者数	急傾斜地崩壊						
被害 地震火災 10 人 -人	人的				1,500 人	対象外 (注2) 人		対象外(注2)人		1,800 人
害 計 22,700 人 380 人 2,900 人 70 人 3,500 人 5,700 人 損傷者数 超額 19,200 人 380 人 2,900 人 70 人 240 人 1,300 人 急傾斜地崩壊 30 人 -人 -	被	~^		地震火災	10 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
負傷者数 急傾斜地崩壊 30 人 ・人 ・・人 ・・人 ・・人 ・人 ・人 ・・人 ・・・人 ・・人 ・・・人 ・・・人 ・・人	害			計	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
津液 3,500 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 対象外(注2) 人 3,200 人 4,400 人 地震火災 20 人 -人 10 人 -人 -人 -人 -人 災害時要援護者の死者数(注4) 420 人 10 人 140 人 -人 50 人 50 人 避難者数 遊離生活者数 提開者数 156,000 人 3,400 人 15,100 人 2,300 人 11,000 人 17,300 人 標定困難者数 84,000 人 1,800 人 8,100 人 1,200 人 5,900 人 9,300 人				揺れ	19,200 人	380 人	2,900 人	70 人	240 人	1,300 人
地震火災 20 人 -人 10 人 -人 -人 -人 -人 災害時要援護者の死者数 (注4) 420 人 10 人 140 人 -人 50 人 50 人 避難者数 避難生活者数 156,000 人 3,400 人 15,100 人 2,300 人 11,000 人 17,300 人 課業者数 84,000 人 1,800 人 8,100 人 1,200 人 5,900 人 9,300 人 帰宅困難者数 90,700 人 24,400 人 9,800 人 1,200 人 5,900 人 90,300 人			負傷者数	急傾斜地崩壊	30 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
災害時要援護者の死者数 (注4) 420 人 10 人 140 人 -人 50 人 50 人 避難者数 遊離生活者数 は56,000 人 3,400 人 15,100 人 2,300 人 11,000 人 17,300 人 遠親者数 84,000 人 1,800 人 8,100 人 1,200 人 5,900 人 9,300 人 帰宅困難者数 90,700 人 24,400 人 9,800 人 1,200 人 5,900 人 90,300 人				津波	3,500 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	3,200 人	4,400 人
避難者数 遊離生活者数 156,000 人 3,400 人 15,100 人 2,300 人 11,000 人 17,300 人 蘇閉者数 84,000 人 1,800 人 8,100 人 1,200 人 5,900 人 9,300 人 標宅困難者数 90,700 人 24,400 人 9,800 人 1,200 人 5,900 人 90,300 人				地震火災	20 人	- 人	10 人	- 人	- 人	- 人
避難首数 84,000 人 1,800 人 8,100 人 1,200 人 5,900 人 9,300 人 帰宅困難者数 90,700 人 24,400 人 9,800 人 1,200 人 5,900 人 90,300 人			災害時要援詞	護者の死者数 (注4)	420 人	10 人	140 人	- 人	50 人	50 人
短網名数 84,000 人 1,800 人 8,100 人 1,200 人 5,900 人 9,300 人 帰宅困難者数 90,700 人 24,400 人 9,800 人 1,200 人 5,900 人 90,300 人		100 MA	避難生活者数		156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人	17,300 人
		避難有数		84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人		
(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。	帰宅困難者数				90,700 人	24,400 人	9,800 人	1,200 人	5,900 人	90,300 人
	(注	1) 7	ここでは、冬の	D夜(午前5時)、風速11m	n/秒の際の被害を記載。					

()上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯 (豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

⁽注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。 (注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

⁽注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかったので算定していない。

⁽注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

⁽注5) 布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

⁽注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)とは、地震防災対策特別措置法に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して県が作成する計画である。

本県では、平成8年度から12年度に第1次計画、平成13年度から17年度に第2次計画、平成18年度から22年度に第3次計画、平成23年度から27年度に第4次計画を作成し、地震対策のための施設、設備の整備を実施してきたところである。

しかし、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、また、前計画の未実施事業もあるため、地震 防災対策特別措置法が平成28年3月に改正され、平成32年度末まで延長されたことから、本県において も平成28年度を初年度とする第5次計画を作成し、地震防災に係る施設等の整備を推進するものとする。

1. 対象地区

既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。

2.計画年度

第5次計画の期間は、平成28年度から平成32年度までとする。

3. 対象施設等

地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。

- 避難路
- · 消防用施設
- ・ 緊急輸送路を確保するための必要な道路、交通管制施設
- ・ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ・ 公立の小若しくは中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ・ 海岸保全施設、河川管理施設のうち耐震対策が必要なもの
- ・ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で地震防災上、整備 が必要なもの
- ・ 防災行政無線設備その他の施設及び設備
- ・ 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、 貯水槽、水泳プール、自家発電施設その他の施設又は設備
- ・ 地震発生時において必要となる非常用食料、救助資機材等の物資の備蓄倉庫

第 2 章 災 害 予 防

第1節 建築物等災害予防

地震・津波による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震・津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

県及び市町村は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、県有施設、市町村有施設の耐震化や 天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、県、市町村等の防災拠点施設や避難施設(学校含む)については、地震・津波発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

1. 耐震化に向けた環境整備

県では、「熊本県建築物耐震改修促進計画(平成29年3月策定)」に基づき、国の地域防災対策 や法令による耐震化の促進のための的確な施策の実施を行うとともに、市町村や住宅・建築物の所 有者及び管理者が、耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境整備の構築に向けて、以下の施策に 取り組むものとする。

また、県は、被災者等の救助活動に資するため、避難所施設(学校含む)、医療施設、社会福祉施設等の所有者等に対し、耐震化の促進に向けた指導・助言等を強化するものとする。

公共建築物等の耐震化については、第12節公共施設等災害予防計画による。

- (1) 県が所有する公共建築物の耐震化
- (2) 個人住宅やマンション等の耐震化による人的被害及び経済的被害の軽減
- (3) 耐震に関する情報の効果的な発信と知識の普及・啓発、技術者の育成支援
- (4) 耐震診断及び耐震改修の指導・助言等
- (5) 市町村が策定する耐震改修促進計画への支援及び情報の提供
- (6) 相談窓口の開設

2.一般建築物等の災害予防に関する啓発等

(1) 防災知識の普及

県、市町村は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

(2) 落下物による危険防止

県、市町村は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

県、市町村は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導 及び啓発を行う。

(4) 家具等の転倒防止対策

県、市町村は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及 啓発を行う。

3.宅地の災害予防対策

県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表、市町村は、 滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよ う努める。また、県及び市町村は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表 する。

第2節 地震観測施設等整備

本節は、気象庁(熊本地方気象台)、独立行政法人防災科学技術研究所及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。

1. 気象庁の観測施設

気象庁(熊本地方気象台)が設置している観測施設は、県内に12箇所あり、地震発生時において これらの施設、県及び独立行政法人防災科学技術研究所の観測施設の観測結果をもとに、気象庁本 庁が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。

(1) 気象庁震度観測局一覧

() ^	13711 辰反	低川门 見		_
地域 名称	市町村 名 称	震度発表 名 称	観測施設名	観 測 点 所 在 地
熊本県		南阿蘇村中松	計測震度計	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字古坊中3845-12 (阿蘇山地震火山観測施設)
	熊本市	熊本市西区春日	計測震度計	熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方気象台)
熊本県	八代市	八代市平山新町	計測震度計	八代市平山新町
熊 本 (地方)	八代市	八代市泉町	津波地震早期 検知網	八代市泉町柿迫
	玉名市	玉名市築地	津波地震早期 検知網	玉名市築地
	宇城市	宇城市松橋町	計測震度計	宇城市松橋町大野
熊本県 球 磨	人吉市	人吉市西間下町	計測震度計	人吉市西間下町
(地方)	多良木町	多良木町多良木	計測震度計	球磨郡多良木町多良木
	天草市	天草市本町	津波地震早期 検知網	天草市本町本
熊本県 天草・	天草市	天草市牛深町	計測震度計	天草市牛深町286 (牛深特別地域気象観測所)
芦北 (地方)	芦北町	芦北町芦北	計測震度計	葦北郡芦北町大字芦北
	上天草市	上天草市大矢野町	計測震度計	上天草市大矢野町上

(2) 気象庁津波観測施設

観測点名称	観 測 点 所 在 地					
苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々小川内地内					

2. 防災科学技術研究所の観測施設

県内には独立行政法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21 箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。

No.	観測局	設 置 場 所	No.	観測局	設 置 場 所
1	小国	小国町大字宮原2685-1	12	八代	八代市新地町4-1
2	山鹿	山鹿市山鹿西上町1328-1	13	田浦	芦北町大字町田浦町653
3	玉名	玉名市中尾380	14	五木	五木村甲字下手2672-44
4	一の宮	阿蘇市一の宮町宮地4779	15	水俣	水俣市牧ノ内 1
5	大津	大津町引水62	16	人吉	人吉市蟹作町字西田1531-1
6	熊本	熊本市東区佐土原3丁目3503-1(東部土木センタ-)	17	多良木	多良木町多良木横馬場3146-1
7	高森	高森町高森2168	18	龍ヶ岳	上天草市龍ヶ岳町高戸1412
8	宇土	宇土市浦田町51	19	本渡	天草市本渡町本渡字丸田2547-2
9	矢部	山都町浜町瀬貝34-35	20	新和	天草市新和町小宮地658
10	三角	宇城市三角町波多2864-32	21	天草	天草市天草町高浜字八幡
11	砥用	美里町永富1510	22	牛深	天草市牛深町2286-103

3. 県の観測施設

県は、次のとおり県内73箇所(熊本市設置分1箇所を含む)に震度計を設置し、気象庁(熊本地方気象台)及び防災科学技術研究所の観測施設と併せて観測体制の整備を図っている。

No.	震度発表名称	設 置 場 所	No.	震度発表名称	設置場	所
1	熊本市中央区大江	熊本市中央区大江3-1-3 熊本市消防	局 27	上天草市松島町	上天草市松島町合津7915-	·1 松島庁舎
2	八代市坂本町	八代市坂本町坂本1071 坂本支所	28	上天草市姫戸町	″ 姫戸町姫浦3384番地5城	低戸地域振興センター
3	八代市千丁町	" 千丁町新牟田1502-1 千丁支戶	f 29	宇城市不知火町	宇城市不知火町高良2273-	·1 不知火支所
4	八代市鏡町	" 鏡町内田453-1 鏡支所	30	宇城市小川町	" 小川町江頭100	小川支所
5	八代市東陽町	"東陽町南1105-1 東陽支原	т́ 31	宇城市豊野町	# 豊野町糸石3516-1	豊野支所
6	八代市泉支所	" 泉町柿迫3131 泉支所	32	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧1111-3	内牧支所
7	荒尾市宮内出目	荒尾市宮内出目390 荒尾市役	:所 33	阿蘇市波野	" 波野大字波野2710	波野支所
8	水俣市陣内	水俣市陣内1-1-1 水俣市役	所 34	合志市竹迫	合志市竹迫2140	合志市役所
9	玉名市岱明町	玉名市岱明町野口2129 岱明総合支	所 35	合志市御代志	" 御代志1661-1	西合志庁舎
10	玉名市横島町	" 横島町横島3644 横島総合支	所 36	熊本市南区城南町	熊本市南区城南町宮地1050	城南総合出張所
11	玉名市天水町	" 天水町小天7195-5 天水総合支	斩 37	熊本市南区富合町	熊本市南区富合町清藤405-3	熊本市南区役所
12	天草市有明町	天草市有明町赤崎3383 有明支原	f 38	熊本美里町馬場	美里町馬場1100	中央庁舎
13	天草市御所浦町	" 御所浦町御所浦3527 御所浦3	5所 39	玉東町木葉	玉東町大字木葉759	玉東町役場
14	天草市倉岳町	" 倉岳町棚底1919 倉岳支展	f 40	和水町江田	和水町江田3886	和水町役場
15	天草市栖本町	″ 栖本町馬場179 栖本支展	f 41	和水町板楠	" 板楠70	三加和総合支所
16	天草市五和町	" 五和町御領2943 五和支持	т́ 42	南関町関町	南関町大字関町1316	南関町役場
17	天草市河浦町	" 河浦町河浦5253 河浦支原	т́ 43	長洲町長洲	長洲町大字長洲2766	長洲町役場
18	山鹿市山鹿	山鹿市山鹿978 山鹿市役所	т́ 44	熊本市北区植木町	熊本市北区植木町岩野238-1	熊本市北区役所
19	山鹿市鹿北町	" 鹿北町四丁1612 鹿北総合支展	т́ 45	大津町大津	大津町大字大津1233	大津町役場
20	山鹿市菊鹿町	" 菊鹿町下内田713 菊鹿総合支展	f 46	菊陽町久保田	菊陽町大字久保田2800	菊陽町役場
21	山鹿市鹿本町	" 鹿本町来民686 鹿本総合支展	f 47	南小国町赤馬場	南小国町大字赤馬場143	南小国町役
22	山鹿市鹿央町	" 鹿央町合里158-1 鹿央総合支展	f 48	産山村山鹿	産山村大字山鹿488-3	産山村役場
23	菊池市隈府	菊池市隈府888 菊池市行	设所 49	南阿蘇村河陰	南阿蘇村河陰145-3	久木野庁舎
24	菊池市七城町	" 七城町甲佐町74-1 七城総合3	50	南阿蘇村河陽	〃 河陽1705-1	南阿蘇村役場
25	菊池市旭志	" 旭志小原240 旭志総合3	51	南阿蘇村吉田	" 吉田1495	白水庁舎
26	菊池市泗水	" 泗水町福本383 泗水総合3	52	西原村小森	西原村大字小森3259	西原村役場

No.	観測局	設置場	所	No.	観測局	設 置 場	所
53	御船町御船	御船町大字御船995-1	御船町役場	64	水上村岩野	水上村大字岩野90	水上村役場
54	嘉島町上島	嘉島町大字上島530	嘉島町役場	65	相良村深水	相良村大字深水2500-1	相良村役場
55	益城町惣領	益城町惣領1470 益城町	「保健福祉センター	66	山江村山田	山江村大字山田甲1356-1	山江村役場
56	甲佐町豊内	甲佐町豊内719-4	甲佐町役場	67	球磨村渡	球磨村大字渡丙1730	球磨村役場
57	山都町大平	山都町大平385	清和総合支所	68	あさぎり町免田東	あさぎり町免田東1199	あさぎり町役場
58	山都町今	" 今500	蘇陽総合支所	69	あさぎり町上	あさぎり町上北1874	上支所
59	熊本氷川町島地	氷川町島地642	氷川町役場	70	あさぎり町岡原	あさぎり町岡原北929	岡原支所
60	熊本氷川町宮原	" 宮原栄久69-1	宮原振興局	71	あさぎり町須恵	あさぎり町須恵1227	須恵支所
61	津奈木町小津奈木	津奈木町大字小津奈木2123	津奈木町役場	72	あさぎり町深田	あさぎり町深田西955-1	深田支所
62	錦町一武	錦町大字一武1587	錦町役場	73	苓北町志岐	苓北町志岐660	苓北町役場
63	湯前町役場	湯前町1989-1	湯前町役場				

第3節 防災業務施設整備(関係機関)

本節は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、 各種機材器具等の整備又は推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

また、地震・津波が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。

1.防災拠点施設整備(県知事公室、県総務部、関係各部、県警察本部、市町村、 消防機関)

県・市町村庁舎(出先機関含む)、消防本部・署、警察署等は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持されるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、井戸等による水の確保、非常用電源設備(自立分散型電源設備)の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、県及び市町村は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

(1) 県庁舎(県総務部)

大地震が発生した場合でも、庁舎の機能を維持できるよう点検及び応急復旧について、平時から体制等の整備をしておくものとする。

(2) 防災センター(県知事公室)

大規模地震・津波の災害の発生に当たって、機動的かつ効率的な体制を確立するため、情報の伝達収集に関する総合的な防災情報システム及び防災行政無線を整備するとともに、情報連絡室、災害対策本部室等、災害予防及び災害応急活動の中枢拠点となる防災センターの充実強化を図るものとする。

(3) 出先機関施設整備計画(県関係各部)

出先機関は、県庁舎とともに、県が実施する災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大地震が発生した場合でも、庁舎の機能を維持できるよう、耐震診断に基づく耐震補強、 関係設備の整備等を行う。

(4) 市町村庁舎施設整備計画(市町村)

市町村庁舎(出先機関も含む)は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性

及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

(5) 消防本部・署施設整備計画(消防機関)

消防本部及び署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

(6) 警察施設整備計画(県警察本部)

警察は、次の基本的な考え方に従い、警察施設の耐震性、耐火性等の確保に努めるものとする。

- ア 災害発生時に災害応急対策の拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震 性・耐火性の強化に努める。
- イ 警察本部等の警察の中枢施設が破損した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性及び耐火性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定して、 警察本部等の代替施設としての整備を図る。

なお、海抜の低い所に所在する警察署の庁舎を管理する警察署長は、通信機器の機能を維持するため、津波、高潮等に備えて同機器を同庁舎の最上階へ移設するなどの整備を図る。

- ウ ライフラインの途絶に対応するため、警察本部、隣接警察署等と連携し電源機能の確保に 向けた燃料の備蓄について検討を進める。
- エ 大規模災害発生時における被留置者の避難及び解放に備え、熊本県警察の被留置者の留置 に関する訓令(平成19年9月28日本部訓令第20号)第62条に規定する非常計画書について署員 に周知徹底を図る。
- オ 警察業務に支障が生じないように、複数の施設に警察情報のバックアップ体制の整備を図る。
- カ 県警察無線は、警察本部、各警察署に設置した無線情報設備であり、次によりその整備を 図ることとする。
 - ・ 災害情報を迅速かつ的確に収集するため、無線機の増設を図る。
 - ・ 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、衛星地球局等の通信施設の整備を図る。
 - ・ 通信の信頼性を確保するため、通信施設の耐震性の向上を図る。

防災活動拠点施設については、第1編 共通対策編の第2章第8節 防災業務施設整備の5. のとおり

第4節 防災知識普及(県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、 市町村、関係機関)

1.住民に対する防災知識の普及(県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県警察本部、 市町村、関係機関)

県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示(緊急)等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

- (1) 普及の内容
 - ア 地震及び津波に関する一般的知識
 - イ 過去の主な被害事例
 - ウ 地震・津波災害対策の現状
 - エ 地震・津波被害想定調査結果
 - オ 平時の心得(日頃の準備)
 - (ア)住宅の点検(住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等)
 - (イ)屋内の整理点検(家具転倒防止等)
 - (ウ)火災の防止
 - (工)応急救護
 - (オ)3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - (カ)寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)
 - (キ)防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
 - (ク)指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
 - (ケ)緊急連絡先の確認
 - (コ)家族間等による安否の確認方法
 - (サ)非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備
 - (シ)自動車へのこまめな満タン給油
 - (ス)避難所生活のマナーとルール
 - (セ)ペットを受入れ可能な避難所
 - (ソ)ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備

カ 地震発生時の心得

- (ア)緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- (イ)場所別、状況別の心得
- (ウ) 出火防止及び初期消火
- (エ)避難の心得
- (オ)自動車運転者のとるべき措置

キ 建築物に関する各調査の周知

県及び市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

上記の他は、第1編 共通対策編の第2章第9節 防災知識普及と共通

第5節 海岸対策(県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町)

1.海岸対策(県土木部、県農林水産部、市町、関係機関)

(1) 海岸概況

本県の海岸線は、有明海に面する海岸、八代海に面する海岸及び天草西海岸からなり、その総延長は1,084km余で、「海岸法」に基づき、国土交通、農林水産の各省庁所管ごとに維持管理されている。

海岸には干潟や砂浜、岩礁、深く切り立った入江等があり、その背後には集落が形成され、多くの人々が生活を営んでいる。

(2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設は国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、県、市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。

(3) 海岸保全施設の改良補強計画

県、市町は、従来から海岸保全施設の整備を推進してきたところであるが、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓等、さらには「地震・津波被害想定調査」の結果を踏まえ、施設の地震津波に対する危険性を調査し、危険性が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら順次整備を図っていくものとする。

(4) 防災業務に従事する者の安全確保

海岸保全施設管理者は、地震発生時の津波襲来に備え、多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や管理方法(緊急点検及び巡視)等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、海岸保全施設の整備に当たっては、行政職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を順次進めるものとする。

2.海面監視(県知事公室、県農林水産部、市町)

(1) 海面監視体制の整備

地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や避難指示(緊急)等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、沿岸の市町にあっては、海岸付近で強い揺れ(震度4以上)を感じた場合、揺れが弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合又は津波警報等が発表された場合においては、安全を考慮した上で直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定や監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視体制の整備に努めるものとする。また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかけるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

県、沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報

システム (J-ALERT) の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、携帯電話への一斉メール(防災情報メールサービス、緊急速報メール等)等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在 者等に配慮するものとする。

また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示(緊急)等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対して避難経路、避難場所の周知を しておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼び かけるものとする。

第6節 火災予防(県総務部、県土木部、消防機関)

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、県、市町村及び各消防本部は、火災予防の徹底に努める。

1. 出火防止、初期消火(県総務部、消防機関、市町村)

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、 広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 立入検査の指導強化

各消防機関が行う立入検査においては、管内の防火対象物の実態を十分に把握し、それに基づ き消防計画、防火管理体制、消防用設備等の維持管理について適切な指導を行うこととする。

(3) 防火管理者及び防災管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者及び防災管理者(以下「防火管理者等」という。)の役割の重要性が増加している。大規模地震時にあっても防火管理及び防災管理業務を有効に遂行できるよう防火管理者等に対する講習会を実施するものとする。

(4) 防炎物品の普及指導

防炎物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。特に高齢者等の災害弱者が居住する家庭に対しては、防炎物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

(5) 消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(6) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期 消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2.火災拡大要因の除去(県総務部、県土木部、市町村、消防機関)

(1) 火災危険区域の設定(県総務部、消防機関)

地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延 焼するところにあるので、市街地、密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については、消 防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導す るものとする。

- (2) 市街地の計画的な不燃化(県土木部、市町村)
 - ア 避難路沿道建築物の不燃化促進

避難路沿道の建築物の不燃化を促進するために、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。特に周辺市街地の火災危険度が高い路線、利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の地域においては、積極的に防火地域、

準防火地域の指定を検討するものとする。

イ 防火帯(街路樹、垣根等)の整備指導

市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討することとする。また、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進するものとする。

ウ 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く火災発生のおそれの高い市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。

(3) 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備(県土木部)

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員6m以上の消防活動に支障の無い道路の整備計画を検討するものとする。

- (4) 市街地整備事業(土地区画整理事業等)の推進(県総務部、県土木部、市町村) 良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指して、県、市町村は、様々な市街地整備 事業(土地区画整理事業等)により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。
- (5) 建築物の不燃化の促進(県総務部、県土木部、市町村)

県、市町村は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進める ものとする。

また、各種説明会やパンフレットにより、密集市街地における住宅の不燃化について普及啓発 を図るものとする。

3.消防力の強化(県総務部、消防機関、市町村)

(1) 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に消防本部(署)及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺及び防災活動拠点等に計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備

市町村、消防本部は、隣接市町村、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。さらに、県、市町村、消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第7節 危険物等災害予防(県総務部、市町村、消防機関、関係機関)

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震・津波発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。

地震・津波に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。

1. 危険物に係る予防対策

市町村及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあっては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- ア 施設の耐震化の推進
- イ 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- ウ 自主防災体制の確立
- エ 防災資機材の整備

2. 高圧ガス設備等の予防対策

県は、大規模地震・津波に対して高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全性を確保する ため、次の対策について指導するものとする。

また、高圧ガスの所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- ア 高圧ガス設備等の耐震化の推進
- イ 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- ウ 地震・津波時の応急体制の整備
- エ 防災資機材の整備

3.火薬類に係る予防対策

県は、大規模地震・津波に対して火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵所(「製造事業所等」)の 安全性を確保するため、次の対策について指導するものとする。

また、製造事業所等の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- ア 製造事業所等の耐震化の推進
- イ 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- ウ 地震・津波時の応急体制の整備
- エ 防災資機材の整備

第8節 給水確保(県環境生活部、市町村)

1.水道施設の耐震化

- (1) 県は、水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)において、水道施設の計画的な耐震強化の推進を図るため、厚生労働省が定める水道の耐震化計画等策定指針等に沿った必要な指導、助言並びに応急給水の確保のための措置に関し、必要な指導、助言を行うものとする。
- (2) 水道事業者等は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。
- (4) 水道事業者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による 二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

2.災害時応急体制の整備

- (1) 県は、水道事業者と連携して災害時における給水確保のための応急体制整備に関し広域的な情報収集、連絡体制の整備並びに水道事業者等への指導、助言その他の支援を行うものとする。
- (2) 県及び水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。
- (3) 水道事業者等は、市町村の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。
- (4) 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。
- (5) 水道事業者等は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。

3.災害復旧訓練

水道事業者等は、大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの 総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

4. 重要施設に関する情報共有

水道事業者等は、県や市町村と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

5.住民による飲料水の確保

水道事業者等は、市町村の防災担当部局と協力し、2~3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

6. 飲料水以外の生活用水の確保

市町村は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第9節 通信施設災害予防(西日本電信電話株式会社熊本支店)

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信設備である。現代の通信は単に人と人との通話を伝えるだけでなく、各種データ端末やコンピューター間で多数の情報が交錯しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が大きい。このため、大規模地震・津波発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図るものとする。

1.施設の耐震性強化

営業所、交換所等の施設はそのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考としてさら に各施設の耐震強化を図るものとする。

2 . 通信回線施設の機能の確保

屋外通信回線は、主に電柱及び電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。また衛星携帯電話機及び衛星通信機器等の移動無線回線を活用して緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図るものとする。

3. 通信路の多ルート化の促進

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の多重化を 進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂 回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。

4.災害時優先電話の設定

大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。このような状況下で も防災関係機関等への非常・緊急通報については発信規制対象外で使用できるよう災害時優先電話 とする。

5. 災害対策用資機材・復旧人員の確保

大規模地震発生に備え、災害対策用機器を緊急用資機材として確保しておくほか、全国からレスキュー隊等の復旧要員を迅速に被災地に派遣できる体制を確立している。

6.災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や通信施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

第 1 0 節 電力施設災害予防(九州電力株式会社熊本支店、 九州電力送配電株式会社熊本支社)

大規模地震・津波発生時においても、極力電力供給を維持し、また供給支障・設備被害発生時において安全を確保しつつ迅速に復旧するため、あらかじめ次のような対策を講じるものとする。

1.電力施設の耐震計画

電力供給設備の設計基準では、震度6強相当の耐震性能を有することとしており、現在の設備は、 これに基づいて設計施工されている。また、阪神・淡路大震災発生後電力中央研究所において検討 した結果、現行耐震基準で妥当であることを確認している。

なお、旧基準により設置されている設備については、全て補強等により改修済みである。

2.災害時の電力供給確保

電力供給系統の1系統の障害により、著しい電力供給支障が発生するおそれがある場合について も、他系統に切り替えて電力供給の確保ができる対策をとるものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3.緊急用資機材及び人員の確保

災害に備え、緊急用資機材の備蓄、九電熊本支店及び九電送配熊本支社以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。

4.災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から対策本部機能確立までの総合的な訓練や電力施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

5.電気による火災・感電(2次災害)の防止対策

電力の送電再開時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等2次災害の未然防止のため、 日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配付及び ソーシャルネットワーキング・サービス(SNS)配信等を活用した広報活動を行うものとする。

第11節 都市ガス施設災害予防(西部ガス熊本地区)

1.都市ガス施設耐震計画

都市ガスは、現代都市において熱源としてのみならず、冷房施設などの動力源としても使用されており、重要なライフライン機能である。予期せぬ不測の事態によって施設が破損し、万一ガスが流出した場合には、2次災害の防止及び被害の拡大防止が要求されるので、以下のような対策を講じるものとする。

(1) ガス製造、供給施設の耐震性の確保

ガス製造、供給施設は、そのほとんどが耐震設計がされているが、過去の災害例を参考として、 さらに各施設の耐震化を図る。停電時でも機能が損なわれないよう保安電力の確保を図ることと する。

(2) ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管(白ガス管等)については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては工事等の機会をとらえて、ネジ接合鋼管を耐震性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行うものとする。

(3) 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、2次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことに よって、供給停止が全体に拡大しないよう対策を講じるものとする。

(4) 需要家ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の1つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。一般にガス配管は、 建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固 定が重要な要素となる。

また、一般家庭の場合、震度 5 相当 (200ガル)以上を感知するとガスを遮断する機能をもったマイコンメーターを設置している。

(5) 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員及び関連会社社員に周知徹底をするとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票や需要家リスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

2.機能の確保

(1) ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規定等の定めに従い、次のと

おり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

- ア ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。
- イ 低圧ガス導管網及び需要家のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」(日本ガス協会) 等の技術指針に基づいて敷設する。
- ウ SI値や最大加速度値を計測するため、地震計の設置を行う。

(2) 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及 び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び需要家リスト等所要の設備資料を設置するものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練

- ア 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。
- イ 防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体 等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(4) 防災用資機材の確保及び整備等

- ア 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平 常時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。
- イ 災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備して おくものとする。
- ウ 災害復旧用資機材及び需要家の生活支援のための代替熱源の確保のため、あらかじめ社外からの調達体制を整備しておくものとする。

(5) 関連会社との協力体制の整備

災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。

(6) 広報活動

平常時から需要家に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の 周知に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる 体制を確認しておくものとする。

第12節 鉄道施設災害予防(九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

1.施設の現況

県内における施設の延長は、線路延長263.2km、盛土延長91km、切取延長43.1kmとなっている。また橋りょうは1215箇所で7.9km、トンネルは54箇所で18.2kmとなっている。

2.施設、設備の耐震化の確保

建造物の設計は、土木関係構造物設計標準仕様書(JR九州)に則った設計を行い、耐震性を確保するものとする。

3. 防災訓練

大規模地震発生時に適切な処置がとれるよう防災訓練を適宜次のとおり実施するものとする。

- (1) 社員の非常呼集訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 列車脱線訓練

4. 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車、緊締用品、照明用品、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておくものとする。

5.避難誘導体制の周知

大規模地震発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図るものとする。また、列車乗客においては、速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努めるものとする。

第13節 避難収容(県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県農林水 産部、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村)

- 1.緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定(県土木部、県知事公室、県農林水産 部、市町村)
 - (1) 緊急避難場所及び避難所
 - ア 広域避難場所(都市計画公園、公園、緑地等)の整備計画(県土木部、市町村)

県及び市町村は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する 広域避難場所(都市計画公園、公園、緑地等)の整備計画を検討するものとし、その計画に基 づき整備に努めるものとする。

イ 地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(県知事公室、市町村)

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、 災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危 険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るため の指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るも のとする。

また、平成28年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、市町村は、指定の見直しを行うものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市町村は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定することとし、指定の際は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(平成 29 年 3 月)を参考とするものとする。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。なお、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

また、市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮

するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海抜の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

ウ 津波災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(県知事公室、市町)

沿岸市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、 災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危 険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るた めの指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る ものとする。

指定緊急避難場所については、沿岸市町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

指定避難所については、沿岸市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、沿岸市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識及び海抜標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

(2) 避難路(県土木部、市町村)

ア 避難路の整備計画(県土木部、市町村)

県及び市町村は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保する

ために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

イ 地震発生時に安全な避難路の選定(市町村)

市町村は、指定緊急避難場所の選定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を 選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

ウ 津波発生時に安全な避難路の選定(市町)

沿岸市町は、津波による危険が予想される地域について、指定緊急避難場所の選定、整備に併せて、沿岸地域の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全か つ確実に避難できる方策について検討するものとする。

- 2.避難誘導の事前措置(県知事公室、県総務部、県健康福祉部、県教育庁、県警察本部、 市町村、消防機関、関係機関)
 - (1) 指定緊急避難場所等の周知徹底
 - ア 市町村は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。
 - (ア)津波避難対象地域
 - (イ)指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
 - (ウ)指定緊急避難場所、指定避難所への経路
 - (エ)避難の勧告又は指示の伝達方法
 - (オ)避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の(ア)

~ (オ)の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

- (カ)津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (キ)津波からの避難誘導等
- (ク)自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (ケ)津波到達予想時間等を考慮した退避ルール

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定の検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

イ 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、津波警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

ウ 住民等は、アの(ア)~(オ)の内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震の発生、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

上記の他は、第1編 共通対策編の第2章第14節 避難収容と共通

第14節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応(県、市町村、 関係機関)

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8~9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70~80%(令和2年1月1日現在)とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。

南海トラフで発生する大規模地震には 1944 年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。

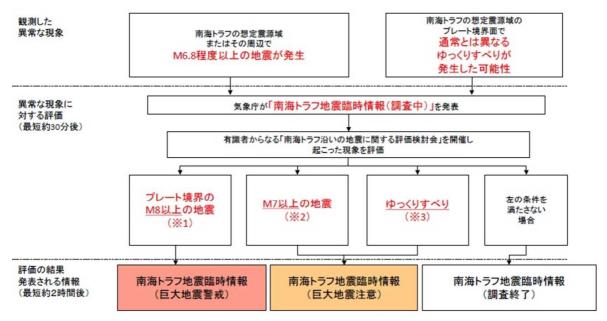
南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような 形態となるかは不明だが(1707年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した)、 東側だけで大規模地震が発生した際、本県においても次の大規模地震に備えることが重要である。

1.南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のブレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のブレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にブレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

2 . 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

県は、市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震 防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1)県職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を 図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時 情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時 情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2)住民等に対する教育・広報

県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

3.相談窓口の設置

県及び市町村は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、 その旨周知徹底を図るものとする。

4. 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制 との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を次のとおり実施 するものとする。

- (1) 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市町村は、防災訓練を少なくとも年 1 回以上実施するよう努めるものとする。
- (2) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。
- (3) 県は、市町村、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合防災 訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。
- ア 職員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の情報収集、伝達訓練
- ウ 警備及び交通規制訓練
- (4) 県は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。

第 3 章

災害 応急 対策

第1節 職員配置(県、市町村)

災害が発生し又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応 急措置の円滑な実施を期する。

1.指揮系統

大規模地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、知事の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

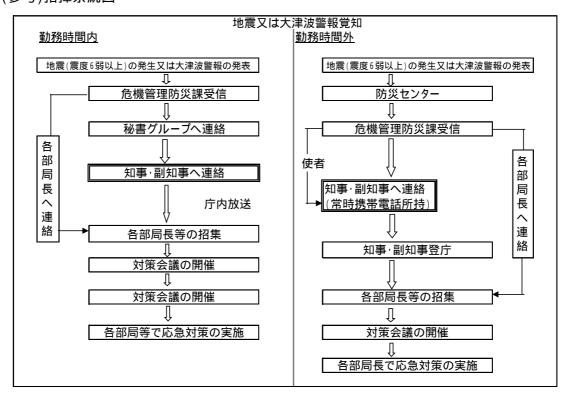
(1) 命令系統

- ア 県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、知事の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- イ 知事に事故があった場合は、副知事、知事公室長の順位で指揮を執るものとする。
- ウ 知事が交通遮断等のために登庁することが困難な場合は、防災消防ヘリコプターにより移動を 行うものとする。

(2) 連絡系統

- ア 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、危機管理防災課長は、直ちに知事、副知事に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。また、各部局長にも速やかに連絡するものとする。
- イ 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するものとする。
- ウ 電話回線途絶により連絡不能な場合、危機管理防災課長は、使者の派遣等により知事に連絡するものとする。

(参考)指揮系統図



震度5強以下でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。

2.組織の確立

地震・津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講じるものとする。

(1) 職員の配置

ア 地震発生による災害が予想され、これに関する情報が発表された場合

危機管理監は、必要に応じ関係部課長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し情報の収集に 当たらせるものとする。

イ 第1警戒体制

県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。

(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員 3人による警戒体制をとるものとする。

危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものと する。

なお、各地域振興局(総務)振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件 等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

(イ) 初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防及び砂防施設等施設の状況の把握は極めて重要であるので、道路保全課、道路整備課、河川課及び砂防課職員並びに関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設の緊急調査を行い、地震情報を収集するものとする。(津波注意報のみ発表された場合は除く。)

ウ 第2警戒体制

県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合(以下「震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表」という。)は、災害警戒本部を設置(自動設置)し、配置体制による警戒体制を整えるものとする。

勤務時間外に県内で震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係課職員は直ちに自主登庁をするものとする。

なお、職員が登庁していない課については、危機管理防災課・消防保安課職員が連絡を行い、 警戒体制を整えるものとする。

関係課においては職員の参集に遺漏のないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡 方法等について具体的に計画しておくものとする。

各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出 先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。

エ 県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合 職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置(自動設置)するものとする。 勤務時間外に県内で震度 6 弱以上の地震又は大津波警報の発表をテレビ、ラジオ等で確認した

場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、最寄りの県関係機関に出向き、応急活動に従事するものとする。

さらに、登庁が確認できない、連絡が取れない職員については、所属より電話・メール・SNS等を活用し、安否確認を行うものとする。

なお、地域振興局における参集職員が少なく、応急活動に支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該地域振興局を所管する広域本部が地域振興局間の人員調整を行う。さらに、広域本部内での人員調整が困難な場合は、本庁において人員調整を行う。

才 待機場所

上記ア~エの配置体制時における職員の待機は各課において行うものとする。

ただし、ウ及び工の場合には、各部局(若しくは関係課)の1人は、情報連絡室に情報連絡員と して待機するものとする。

カ 職員配置体制の長期化への対応

職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急対策に万全を期するものと する。

(3) 職員配置体制の強化

災害対策本部室においては、災害発生直後から当面の間、24時間本部室機能を維持する必要があるため、あらかじめ本部室員経験者等を応援要員としてリストアップしておき、災害発生時に、必要に応じ本部室に配置するなど、職員配置体制の強化を図るものとする。

上記の他は、第1節 共通対策編の第2節 職員配置と共通

(参考)職員の参集基準

(多专)叫	は員の参集基準	毕	
警戒体制	震度等	職員配置体制	参 集 方 法
第1警戒体制	4	危機管理防災課・消防保安課 3人	勤務時間内
	•	┌ 道路保全課 ┐	熊本地方気象台 防災情報提供装置
	津波注意報	道路整備課 2人	危機管理防災課長が担当職員へ指示
	の発表	河 川 課 3人	勤務時間外
		港 湾 課 1人	熊本地方気象台 防災センター
		砂 防 課 1人	危機管理防災課長 担当職員登庁
		(津波注意報の場合は除く)	危风自建的人际及 15144英亚门
		必要に応じ関係	3人のうち2人(ダム班)については、地震発
		お安に心り関係 各部局に連絡	生時に限る。
		古部向に建給	土时に限る。
第2警戒体制	5 弱	人 事 課	勤務時間内
(災害警戒本	又は	企画課	熊本地方気象台 防災情報提供装置
部)	5 強	健康福祉政策課	広報グループ(庁内放送) 関係職員
[自動設置]	•	環境政策課	
	津波警報	商工政策課	勤務時間外
	序版言報 の発表	間上以及味 観光交流政策課	職員の参集に遺漏のないようあらかじめ職員
	07光花		
		農林水産政策課	の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体
		監理課	的に計画しておく。
		広報グループ	震度5弱・強の地震発生又は津波警報の発表を
		市町村課	テレビ、ラジオ等で確認した場合は、直ちに自主
		危機管理防災課・消防保安課	登庁するものとする。
		│	なお、職員が登庁していない部局については、
		し 道路整備課 Ј	危機管理防災課・消防保安課職員が連絡を行い警
		河川課	戒体制を整えるものとする。
		企業局総務経営課	
		教育政策課	人員は、各課最低2人以上とし、必要に応じ各
		警備第二課	部により増員するものとする。
		*砂防課	·
		*建 築 課	*熊本県災害情報連絡本部規程第4条第4項の
		*港湾課	規程に基づき本部長が指名した関係課
災害対策本部	6弱	70 /3 W	勤務時間内
[自動設置]	以上	全職員	熊本地方気象台 防災情報提供装置
	•	_ 1777	広報グループ(庁内放送) 全職員(災害対
	大津波警報	(大津波警報の場合は、	版報 アルーン () 内が成と ア 主職員 (次音 対) 策本部分掌事務に従い対応)
	の発表	(八件版書報の物口は、	スキョク手手術に促い33 <i>心)</i>
	の光衣	本部長の指示による)	보뉴로 미크 티티 시
		,	勤務時間外
			勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発
			生した場合又は大津波警報が発表された場合は、
			直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援
			体制の構築を行う職員は自主的に登庁するもの
			とする。
			ただし、道路の遮断や公共の交通機関等の不通
			により登庁できない場合は、所属長にその旨伝え
			るとともに、最寄りの県関係機関に出向き応急活
			動に従事する。
			また、報道機関(放送機関)に対し、職員に対
			する情報提供・参集の放送依頼を行う。
			プロ目刊派示 芝禾の以及収积で11 ノ。

第2節 地震・津波情報伝達(熊本地方気象台、県知事公室)

県、熊本地方気象台、沿岸市町村その他の防災関係機関は、地震・津波災害の防止を図るため、地震・ 津波発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

1.緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。以下この節において同じ。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
	熊本県熊本	熊本市他 22 市町村
**	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
熊本県 	熊本県天草・芦北	天草市他 5 市町
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。 このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2. 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される 津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に 大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大 津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

県及び市町村は、住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨

大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが 津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波警報等の発表および解除は例文 の通知形式で構成され、津波警報等の種類、発表基準、 解説及び津波予報区(熊本県関係)は次のとおりである。

		発表される津波の高	≣ さ	
種類	発表基準	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地 震の場 合の発 表	想定される被害と 取るべき行動
大津	予想される津波の高さが高いところで3	10m超 (10m < 予想高さ) 10m		木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台 や避難ビルなど安全な場所へ避難してくださ
液 m	mを超える場合。	(5m<予想高さ 10m)	巨大	
報		5m (3m<予想高さ 5m)		U 1 _o
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、 津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m 予想高さ 1m)	(表記し ない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

- 注)1.津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
 - 2.「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、 その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位 が上昇した高さをいう。

(1) 津波予報区

全国には66の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。

津	波	予	報	X	区 域
:	有明	· /\	代海	İ	福岡県(有明海沿岸に限る。)、佐賀県(有明海沿岸に限る。)、 長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原 湾沿岸に限る。)、熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫 町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。)
熊	本県	天草	灘沿	- #	熊本県(天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、 深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。)

(2) 例文

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意報>

以下の沿岸(上記の*印で示した沿岸)ではただちに津波が来襲すると予想されます。

<大津波警報>

大きな津波が遅い甚大な被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 <津波警報>

津波による被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 <津波注意報 >

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

[震源、規模]

日 時 分頃地震がありました。

震源地は、 (北緯 度、東経 度、 の東 k m付近)で、震源の深さは約 k m、地震の規模 (マグニチュード)は と推定されます。

【津波警報から津波注意報に切替え及び一部の津波予報区について解除】

津波注意報 平成 年 月 日 時 分気象庁発表 津波注意報に切り替えました。 大津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。 <大津波警報から津波注意報への切り替え> 津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。 <津波警報から津波注意報への切り替え> 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。 今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。 詳しくは津波予報 (若干の海面変動)を参照してください。 現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。 <津波注意報> <津波注意報> 海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり 海岸に近づいたりしないようにしてください。 <津波予報(若干の海面変動)> 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。 [震源、規模] 日 時 分頃地震がありました。 震源地は、 (北緯 度、東経 度、宮崎の東 km 付近)で、震源の深さは約 km、地震の規模(マグニチュード)は と推定されます。

【津波警報及び注意報を解除】

津波警報・津波注意報 平成 年 月 日 時 分気象庁発表 津波警報を解除しました。 津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。 今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません 詳しくは津波予報 (若干の海面変動)を参照してください。 現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸はありません。 <津波予報(若干の海面変動)> 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。 [震源、規模] 17日06時57分頃地震がありました。 震源地は、東海道沖(北緯 度、東経 度、潮岬の東 km付近)で、震源の深さは約 km、地震の 規模(マグニチュード)は と推定されます。

3. 地震・津波情報の種類等

(1) 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象 庁本庁が、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいい、その 種類は次のとおり。

ア 地震に関する情報

地震情報	発表基準	内容
の種類	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を
震度速報 震度速報	・辰皮 3 以上	地震光主約 1 万十後に、震度 3 以上を 観測した地域名(全国を 188 地域に区
辰反处拟		飲用した地域日(至国を 186 地域に区 分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
	・震度 3 以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マ
	(大津波警報、津波警報または津波注意報	グニチュード)を発表。
震源に関する	を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海
情報	,	面変動があるかもしれないが被害の心
		配はない」旨を付加。
	以下のいずれかを満たした場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マ
	・震度 3 以上	グニチュード) 震度 3 以上の地域名と
震源・震度に	・大津波警報、津波警報または津波注意報	市町村名を発表。
関する情報	発表時	震度 5 弱以上と考えられる地域で、震
	・若干の海面変動が予想される場合	度を入手していない地点がある場合は、
	・緊急地震速報(警報)を発表した場合	その市町村名を発表。
	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地
		震の発生場所(震源)やその規模(マグ
各地の震度に		ニチュード)を発表。
関する情報		震度 5 弱以上と考えられる地域で、震
		度を入手していない地点がある場合は、
		その地点名を発表。
 その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や 地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ や地震が多発した場合の震度 1 以上を
ての他の情報	地展が多光した場合等 	や地震が多光した場合の震度 1 以上を 観測した地震回数情報を発表。
	 ・震度 5 弱以上	観測した地震回数情報を光衣。 観測した各地の震度データ をもとに 、
推計震度分布	一	鼠恩 0 に 1 地の 展及
図		以上)を図情報として発表。
	 国外で発生した地震について以下のいず	地震の発生時刻、発生場所(震源)やそ
	れかを満たした場合等	の規模(マグニチュード)を概ね 30 分
遠地地震に関	・マグニチュード 7.0 以上	以内に発表。
する情報	・都市部等、著しい被害が発生する可能性	日本や国外への津波の影響に関しても
	がある地域で規模の大きな地震を観測	記述して発表。
	した場合	

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が 関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料。

解説資料等の 資料	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表 時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 5 弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に、地震や 津波の特徴を解説するため、より詳しい 状況等を取りまとめ、地震解説資料(速 報版)の内容に加えて、防災上の留意事 項やその後の地震活動の見通し、津波や 長周期地震動の観測状況、緊急地震速報 の発表状況、周辺の地域の過去の地震活 動など関連する情報を編集した資料。
管内地震 活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

ウ 津波に関する情報

津波情報の種類と発表内容

1+11	洋版自報の怪類と元权的				
	情報の種類	発表内容			
	津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される 津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類 の表に記載)			
津波	各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表			
津波情報	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)			
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観 測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高 さを津波予報区単位で発表(2)			
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表			

(1)津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の 津波警報等 発表基準		発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
八年版書和	観測された津波の高さ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ 0.2 m	数値で発表
<i>洋水</i> 言知	観測された津波の高さ<0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(2)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と 高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達 時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い 段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において 大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値では なく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、 津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値 (注))の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
十油油煎却	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値 とも数値で発表
大津波警報 	沿岸で推定される津波の高さ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸 での推定値は「推定中」と発表
これこれ 荷女土口	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値 とも数値で発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸 での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値 とも数値で発表

(注)沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3)津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区 のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波 が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に 予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれ がある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

工 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容	
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

(2) 各種情報の例文

各種情報の例文は、次のとおりである。

ア 震度速報

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表

平成 年 月 日 時 分頃地震による強い揺れを感じました。

現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。

震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後

震度5強 熊本県阿蘇

震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部 長崎県島原半島

震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部 福岡県筑豊 長崎県南西部

震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部 長崎県北部

今後の情報に注意して下さい。=

イ 津波情報

(ア) 津波情報(津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報)

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

平成 年 月 日 時 分気象庁発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名第1波の到達予想時刻予想される津波の最大波の高さ

<大津波警報>

\$ 津波到達中と推測巨大

\$日時分巨大

<津波警報>

日 時 分 高い

<津波注意報>

日 時 分

警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は、予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくることがあります。到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません

詳しくは津波予報(若干の海面変動)を参照ください

[震源、規模]

きょう 日 時 分頃地震がありました。

震源地は、 (北緯 度、東経 度、 の東南東 km付近)で、震源の深さは約 km、地震の規模 (マグニチュード)は8を超える巨大地震と推定されます。

(イ) 津波情報(各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報)

津波情報(各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報)

平成 年 月 日 時 分気象庁発表

[各地の満潮時刻・津波到達予想時刻]

津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻は次のとおりです。

予報区名・地点名満潮時刻第 1 波の到達予想時刻

<大津波警報>

(津波到達が最も早い場所)

津波到達中と推測

<津波警報>

(津波到達が最も早い場所) 日 時 分

<津波注意報>

(津波到達が最も早い場所) 日 時 分

[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]

<大津波警報>

<津波警報>

<津波注意報>

津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。

******** 震源要素の速報 **********

[震源、規模]

きょう 日 時 分頃地震がありました。

震源地は、 (北緯 度、東経 度、 の東南東 k m付近)で、震源の深さは約 k m、地震の規模(マグニチュード)は8を超える巨大地震と推定されます。

(ウ) 津波情報(津波観測に関する情報)

津波情報(津波観測に関する情報)

平成 年 月 日 時 分気象庁発表

[各地の検潮所で観測した津波の観測値]

日 時 分現在の、津波の観測値をお知らせします。

- \$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
- #印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
- + 印は現在潮位が上昇中であることを表します。

第1波到達時刻# 日 時 分押し

これまでの最大波 #観測中

津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。 今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。

[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]

- <大津波警報>
- <津波警報>
- <津波注意報>

これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません詳しくは津 波予報 (若干の海面変動)を参照ください

[震源、規模]

きょう 日 時 分頃地震がありました。

震源地は、 (北緯 度、東経 度、 の東南東 k m付近)で、震源の深さは約 k m、地震の規模(マグニチュード)は と推定されます。

(エ) 津波情報(津波に関するその他の情報)

若干の海面変動の可能性がある地震が発生した場合

津波情報(津波に関するその他の情報)

平成 年 月 日 時 分気象庁発表

津波予報(若干の海面変動)をお知らせします。

若干の海面変動が予想される沿岸は次のとおりです。

<津波予報(若干の海面変動)>

これらの沿岸では今後2,3時間程度は若干の海面変動が継続する可能性が高いと考えられます。

<津波予報(若干の海面変動)>

若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

[震源、規模]

日 時 分ころ地震がありました。

震源地は、 付近(北緯 度、東経 度)で、震源の深さは約 km、地震の規模(マグニチュード)は6.5と推定されます。

(オ) 津波情報(沖合の津波観測に関する情報)

津波情報(沖合の津波観測に関する情報)

平成 年 月 日 時 分気象庁発表

高い津波を沖合で観測しました。

沖 km

「沖合で観測した津波の観測値 1

日 時 分現在、沖合の観測値は次のとおりです。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。

+ 印は現在潮位が上昇中であることを表します。

沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなります。

第1波観測時刻 日 時 分押し

これまでの最大波 日 時 分1.0 m

[沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ]

沿岸での津波到達時刻および津波の高さは以下のとおりと推定されます。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。

早いところでは、既に津波が到達していると推定されます。

第1波の推定到達時刻 日 時 分

これまでの最大波の推定到達時刻 日 時 分

推定される津波の高さ \$ # 5 m

「震源、規模]

きょう 日 時 分頃地震がありました。

震源地は、 (北緯 度、東経 度、 の東南東 k m付近)で、震源の深さは約10 k m、地震の規模(マグニチュード)は8.9 と推定されます。

ウ 地震情報(震源・震度に関する情報)

(ア) 地震情報(震源に関する情報)

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表 きょう 日 時 分ころ地震がありました。

震源地は、 地方(北緯 . 度、東経 . 度)で、震源の深さは、約

km、地震の規模(マグニチュード)は、 と推定されます。

この地震による津波の心配はありません。

(イ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

平成 年 月 日 時 分 気象庁発表

きょう 日 時 分ころ地震がありました。

震源地は、 (北緯 . 度、東経 . 度)で、震源の深さは約 km、地震の規

模(マグニチュード)は と推定されます。

【震度3以上が観測された地域】

震度6弱 熊本県熊本 大分県西部 福岡県筑後

震度5強 熊本県阿蘇

震度5弱 熊本県球磨 宮崎県北部山沿い 福岡県福岡 佐賀県南部

長崎県島原半島

震度4 熊本県天草芦北 大分県南部 大分県中部 大分県北部

福岡県筑豊 長崎県南西部

震度3 鹿児島県薩摩 宮崎県北部平野部 福岡県北九州 佐賀県北部

長崎県北部

【震度5弱以上が観測された市町村】

震度6弱 熊本市 玉名市 竹田市 黒木町 大牟田市

震度5強 南阿蘇村 宇城市 日田市

震度5弱 福岡市早良区 八代市 高千穂町 佐賀市 雲仙市

情報第号=

エ 各地の震度に関する情報

平成 年 月 日 時 分 熊本地方気象台発表

きょう 日 時 分ころ地震がありました。

震源地は、 (北緯 . 度、東経 . 度)で震源の深さは約

km、地震の規模(マグニチュード)は . と推定されます。

各地の震度は次のとおりです。

なお、*印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。

熊本県 震度 6 弱 熊本市春日 玉名市築地

震度 5 強 南阿蘇村中松 宇城市松橋町 震度 5 弱 八代市平山新町 八代市泉町

震度 4 芦北町芦北 天草市本町 多良木町多良木

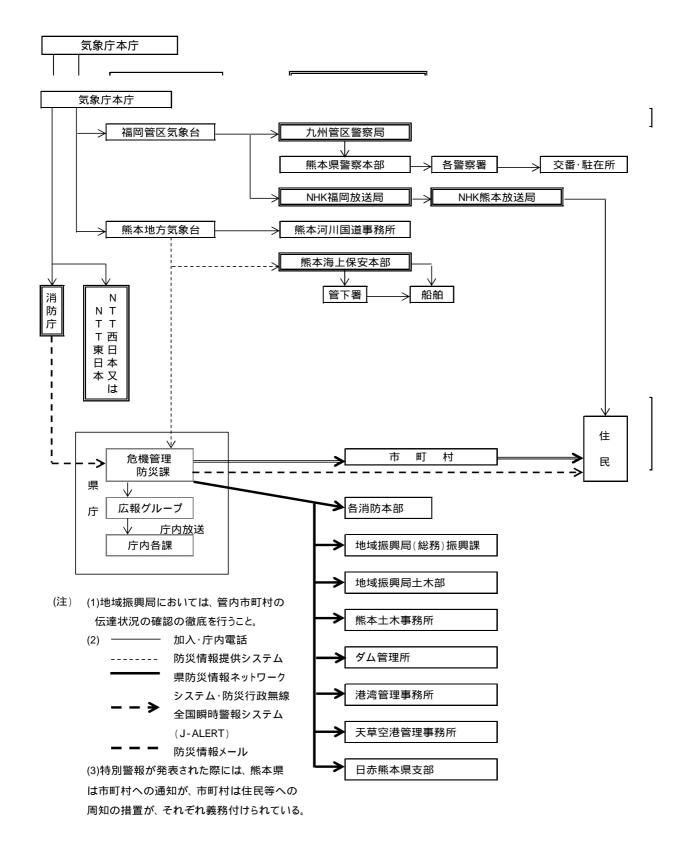
震度3 人吉市城本町 震度2 天草市牛深町

震度1 あさぎり町免田東*

【震度5弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点】

大矢野町上

この地震による津波の心配はありません。 =



- (注)二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- (注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の 措置が義務付けられている伝達経路。

措置が義務付けられている伝達経路。

(4) 気象庁震度階級関連解説表

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度を観測したとき、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用する際は、以下の点にご注意下さい。

- ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ) 周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述 しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、 それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的 に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わな くなった場合には変更します。
- カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を 用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数
が(も)いる	量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われて
COL2 (49	いる場合に使用。

気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

気象庁震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記 録される。	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺 れをわずかに感じる人がいる。	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、 目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずか に揺れる。	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。		電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人の ほとんどが、揺れを感じる。眠ってい る人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく 揺れ、棚にある食器類は音を立て る。座りの悪い置物が、倒れるこ とがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転し ていて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかま りたいと感じる。		まれに窓ガラスが割れて落ちることが ある。電柱が揺れるのがわかる。道路 に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩く ことが難しいなど、行動に支障を感じ る。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れる ことがある。据付けが不十分な自動販 売機が倒れることがある。自動車の運 転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下す ることがある。
6強	立っていることができず、はわないと 動くことができない。		壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていない プロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともでき ず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんど が移動したり倒れたりし、飛ぶこ ともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているプロック塀も破損するものがある。

木造建物(住宅)の状況

震度	木造建物(住宅)		
階級	耐震性が高い	耐震性が低い	
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	
5 強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることが ある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある	
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くこれがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	

- (注1)木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2)この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地) モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む) を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3)木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物			
	耐震性が高い	耐震性が低い		
5 強	-	壁、梁(はり) 柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁、梁(はり) 柱などの部材に、ひび割れ・亀 裂が入ることがある。	壁、梁(はり) 柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。		
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀 裂が多くなる。	壁、梁(はり) 柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀 裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。		
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀 裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものが ある。	壁、梁(はり) 柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀 裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。		

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年) 以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐 震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。 既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることが ある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況		
5弱	亀 裂 ¹ や液状化 ² が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。		
5 強		冷口で圧励1 6/0 元エッることがのる。		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。		
6強	ナキか地割れが仕じてことがまる	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生 することがある ³ 。		
7	大きな地割れが生じることがある。			

- 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量 の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速 道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、 速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や 地域によって異なる。)
電話等通信の障 害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安 否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者 により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止 する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動 に よる超高層ビル の揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのス ロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有 する施設の天井 等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を 生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

4. 震度情報ネットワークによる震度情報の収集(県知事公室)

県は県内74箇所(熊本市設置分1箇所を含む)に計測震度計を設置しており、観測された震度情報は県防災情報ネットワークシステム又はNTT回線で県庁に伝えられ、県は専用線で気象庁にリアルタイムに配信している。配信した震度情報は、他の機関で収集された震度情報と合成され「各地の震度」として報道機関等を通じて公表(現在県内105箇所)されている。

県は、大規模地震発生時には直ちに各市町村の震度情報を把握し、被災状況の予測等を行い、災害 発生直後の迅速な初動体制の確立を図るものとする。

5. 予報等伝達責任者(各防災関係機関)

地震及び津波に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、県警本部、市町村は、次の 基準によって情報伝達に関する責任者を定めておくものとする。

(1) 県 : 危機管理防災課 1人

(2) 県警本部 :警備第二課 1人

(3) 県の出先機関及び市町村:

地域振興局総務(振興)課 1人 市町村 1人

6. 異常発見時における措置

地割れ、海面の急激な低下等災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町 村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

また、何人もこの通報が迅速に関係機関に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は、熊本地方気象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

第3節 公共施設応急復旧(県土木部、九州地方整備局、県農林水産部、県 企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、県企画振 興部、県商工労働部、市町村)

公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

- 1. 道路・橋梁(県土木部、九州地方整備局、市町村)
 - (1) 実施機関

次のとおり各道路管理者が行うものとする。

- (ア)一般国道(指定区間)は国土交通省
- (イ) 一般国道(指定区間外)及び県道については県(熊本市内については熊本市)
- (ウ)市町村道については市町村
- (2) 人員資機材の整備を行うとともに、建設業協会を通じて、使用できる建設資機材等の確保を行うものとする。

(3) 応急工事の実施

被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、応 急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及 び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。

2.港湾(県土木部)

(1) 実施機関

災害により被災した港湾施設は、それぞれの管理者において、その主要度、緊急度及び公共性に応じて、関係機関の協力を求めて迅速な応急措置を実施し、努めて海上交通の確保を図るものとする。

- (2) 人員資機材の確保
 - ア実施機関は、手持ち若しくは地元業者を通じて確保を図るものとする。
 - イ 災害の規模及び状況により、実施機関は相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて人員資機材の確保を図るものとする。
 - ウ 業者の請負に付して工事を行う時は、支給材料を除き、全て請負業者に確保させるものとする。

(3) 応急工事の実施

それぞれの港湾管理者又は国土交通省九州地方整備局は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通の確保を図るよう工事を実施するものとする。

3.河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、 市町村)

(1) 実施機関

ア 河川

- ・一級河川の直轄管理区間は国土交通省
- ・一級河川のうち指定区間及び二級河川は県(熊本市が管理する河川を除く)
- ・準用河川及びその他の普通河川は市町村

イ 海岸

- ・海岸保全区域の県管理区域は県
- ・市町村管理区域は市町村
- ウ 砂防
 - ・川辺川・阿蘇山直轄砂防施行区域は国土交通省
 - ・その他区域は県
- エ 地すべり・急傾斜
 - ・県

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、実施機関相互の融通、調達、あっせん等の手段を講じるとともに、一般災害対策編「労務供給計画」及び「民間団体活用計画」に定めるところによって、人員、資機材の確保を図るものとする。

(3) 応急工事の実施

地震発生後、速やかに河川・海岸の堤防及び河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜の構造物の 被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、 崩壊等の有無を調査し、その対策を実施するものとする。

また、断続的に地震が発生することも予想されるため、増破や破損・損傷の拡大等についても 考慮したところで、応急及び仮復旧を実施するものとする。

なお、工法については、従来の水防工法に加えて可能な限り考えられる耐震対策を施すものと する。

4. 漁港(県農林水産部)

(1) 実施機関

災害により被災した漁港施設は、それぞれの管理者において、その重要度及び緊急度に応じて、 関係機関の協力を求めて迅速な応急措置の実施を図るものとする。

(2) 人員資機材の確保

ア 実施機関は、手持ち若しくは地元業者を通じて確保を図るものとする。

イ 災害の規模及び状況により、実施機関は相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて人員資機材の確保を図るものとする。

ウ 業者の請負に付して工事を行う時は、支給材料を除き、全て請負業者に確保させるものとする。

(3) 応急工事の実施

それぞれの漁港管理者は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通 の確保を図るよう工事を実施するものとする。

5.下水道(県土木部、市町村、関係機関)

(1) 実施機関

次のとおり各管理者が行うものとする。

- ・流域下水道は県
- ・公共下水道は市町村

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合には、下水道九州 プロック災害時支援体制の定めるところにより、確保を行うものとする。

(3) 応急工事の実施

ア管渠

流水機能を確保するため、陥没や破断、破壊した管渠の入れ替え、マンホールの浮きやズレの 補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄、水路護岸崩壊の仮復旧等を優先して行うものとする。

イ 処理場、ポンプ場

被害の状況に応じて最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

6.公営企業関係施設(県企業局)

(1) 実施機関

実施機関は、県企業局及び各管理施設委託業者とする。

(2) 人員資機材の確保

震災時における職員等の応急復旧動員体制を確立するとともに、平素から資機材の整備を行い、 復旧用資機材の確保に努めるものとする。

(3) 応急工事の実施

公営企業関係施設の中でも、被災者の救援救護活動等に供する施設について、優先的に応急工事を実施するものとする。

工事の実施に当たっては、被害の状況について的確な情報収集に努めるとともに、効果的かつ 効率的な復旧計画を策定し、緊急時の実施体制の確保を図るものとする。

7.交通安全施設(県警察本部)

交通信号機、交通管制機器等の交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通 の確保に努めるものとする。

上記の他は、第1編 共通対策編の第31節 公共施設応急工事と共通。

第4節 建築物・宅地等応急対策(県環境生活部、県土木部、市町村)

大規模な地震・津波により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

1.人材育成の確保

- (1) 講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。
- (2) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。
- (3) 県は、日本アスベスト調査診断協会及び建築物石綿含有建材調査者協会等の団体と連携し、アスベスト専門家(アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等)の災害時派遣を要請できる体制の整備を図るものとする。

2. 応急危険度判定活動

- (1) 県は市町村、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅 地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとす る。
- (2) 県は市町村の要請に応じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣し、市町村と連携して判定活動を実施するものとする。
- (3) 県は被災により損壊した建築物からの石綿飛散を防止するために、次の対応を行う。
 - ア 建築部局が実施した建築物吹付アスベスト調査における建築物リストを活用し、被災地域に在る鉄骨造・鉄筋コンクリート造の被災建築物について、環境部局が石綿(吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2)飛散の危険性を調査するものとする。
 - イ 被災により調査対象石綿が露出し、周辺への飛散の危険性が認められた場合は、ビニールシート被覆、立入禁止等の措置を所有者に要請するものとする。

また、被災による解体が見込まれる鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建築物については、所有者に対して、解体工事前にアスベストに関する適切な事前調査の実施を周知するものとする。

ウ アの調査は、アスベスト専門家(アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等)と適時同行し、実施するものとする。

(4) 県及び市町村は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。

上記の他は、第1編 共通対策編の第37節 建築物・宅地等応急対策と共通。

第5節 水防計画(県土木部、関係機関)

地震・津波により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本県の沿岸域のこれらの施設は、軟弱な地層のうえに構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接被害の後、津波、洪水や高潮(満潮)により、溢水・浸水等の二次災害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制についても、水防計画に基づいて対応するものとする。

第 6 節 電力施設応急対策(九州電力株式会社熊本支店、 九州電力送配電株式会社熊本支社)

大規模地震発生時の災害応急復旧については、「非常災害対策本部運営基準」に基づいた体制により 対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。

震災は予期せぬ突発的な災害であり、この際、統制のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に初期段階における対応について次の事項を定めている。

1.電力施設応急体制

- (1) 初動体制の確立
 - ア 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置する ものとする。
 - イ 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、対策要員は以下の行動をとるものとする。
 - (ア)供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動することを基本とするが、通信途絶等で上長との連絡がとれない場合は、応急的な安全措置を講じた後、自動出社とする。
 - (イ)所属事業所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事業所に出社する。 なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員呼出の優先順位をあら かじめ指定しておくものとする。
 - ウ 初動段階(対策本部機能確立まで)における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本 部機能の確立に努めるものとする。
 - エ 支社屋被災、交通途絶等により、支社屋内に対策本部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策本部の代替箇所を定めておくこととする。

2. 応急対策の方法

(1) 対策本部の設置

早期に非常災害対応体制を確立し、応急復旧に当たることとする。

(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力

県災害対策本部等の情報収集は、九電熊本支店及び、九電送配熊本支社非常災害対策本部要員 を県危機管理防災課に派遣し、関係防災機関との緊密な連携に努めることとする。

電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等に ついて、優先的に行うものとする。

また、停電孤立地域へ災害対策用資機材及び復旧要員の輸送・派遣が困難な場合、県と情報共有を図り、市町村からの要請にもとづき、県より自衛隊への災害対策用資機材及び復旧要員の輸送要請を行い、早期復旧に努めるものとする。

電力復旧作業に伴う交通障害物の除去や道路仮補修、倒木等の除去等については、関係機関に対し協力を求めるものとする。なお、緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等 届出に必要な項目を整備することとする。

(3) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

(4) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電、復旧状況等の情報について、的確な広報を行うこととする。特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

第7節 ガス施設応急対策(西部ガス熊本地区、民生用LPガス事業者)

1.都市ガス施設の災害応急対策

地震災害により都市ガス施設に被害を受けた場合、二次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を 行い、迅速な機能の回復を図るものとする。

西部ガスの災害対策

(1) 通常時の連絡先

名 称	所 在 地	電話
西部ガス㈱熊本地区	〒860-0832 熊本市中央区萩原14番10号	096-370-8617

(2) 非常時の体制

地震の規模に応じて、次の体制をとるものとする。

第1非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生し、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度若しくは局地的な場合
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が 発令され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による 被害又は被害予想が中程度の場合
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発令され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度 5 強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発令され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合

(3) 災害対策本部の設置等

ア 第3非常体制が発令されたときは、地区災害対策本部を設置する。

イ 総合非常体制が発令されたときは、本社に総合災害対策本部を設置する。

災害対策本部	名 称	所 在 地	電話
地区災害対策本部	西部ガス㈱熊本地区	〒860-0832 熊本市中央区萩原14番10号	096-370-8617
総合災害対策本部	西部ガス㈱本社	〒812-0044 福岡市博多区千代1-17-1	092-633-2263

(4) 社員の自動出動

気象庁が発表した各地区の供給区域内の震度が「5強」以上の場合は、当該地区社員は、自動出動するものとする。

なお、動員基準については災害対策要領に別途定めるものとする。

(5) 社外機関との協調

平常時には、担当部署(事業者)が地方公共団体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が 地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

ア 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

- イ 地方自治体災害対策本部との協調
 - この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。
 - ・災害に関する情報の提供及び収集
 - ・災害応急対策及び災害復旧対策の推進

(6) 緊急対策

二次災害防止のために必要がある場合は、次の措置を実施するものとする。

- ア 災害発生時における広報
 - (ア) 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、 復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行うものと する。
 - (イ) 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保の ための広報活動を行うものとする。
 - (ウ) 広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関、警察、消防機関等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。
- イ 災害発生時における緊急工事
 - (ア) 災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して、迅速かつ適切な措置を講じるものとする。
 - (イ) 緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分 配慮する。
- ウ 地震時の供給停止判断

地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、ガス供給を停止する。

- (ア)地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給を停止する。
- (イ)地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満をとなった地域については、 緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付情報等から経時的に得られる被害状況により、二次災害 の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。

(7) 災害復旧

被災地の迅速な復旧のため、次の措置を行うものとし、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に復旧を実施するものとする。

ア 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、早期復旧を図るため、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。

- (ア)復旧手順及び方法
- (イ)復旧要員の動員及び配置計画
- (ウ)復旧用資機材の調達計画
- (エ)復旧作業の期間
- (オ)供給停止のお客さまへの支援
- (カ)宿泊施設の手配、食料等の調達
- (キ)その他必要な対策

イ 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期するとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

(ア)製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ)供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(イ) - 1高・中圧導管の復旧作業

区間遮断

漏えい調査

漏えい個所の修理

ガス開通

(イ) - 2低圧導管の復旧作業

閉栓確認作業

復旧ブロック内巡回調査

被災地域の復旧ブロック化

復旧ブロック内の漏えい検査

本支管、供給管、灯外内管の漏えい個所の修理

本支管混入空気除去

内管検査及び灯内内管修理

点火、燃焼試験(給排気設備の点検)

開栓

ウ 災害時における復旧用資機材の確保

(ア)調達

対策本部は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- 対策本部間の相互流用

・他ガス事業者等からの融通

(イ)復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要になった場合には、あらか じめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・ 地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

エ 他事業者との協力

自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

2.液化石油ガス施設の災害応急対策

地震・津波災害時における液化石油ガス施設の応急対策は、次の計画と「熊本県LPガス災害等対策要綱」によるものとする。

なお、地震と津波の災害は、大規模・広域災害となる場合が多く、計画においては一般社団法人熊本県LPガス協会を挙げて、熊本県LPガス災害等対策本部(以下「対策本部」という。)と現地対策部を設けて熊本県LPガス協会災害緊急支援チーム(以下「チームLPG」という。)等で対応するものとする。

(1) 実施責任機関

商 号:一般社団法人熊本県LPガス協会

所在地:熊本市中央区水前寺二丁目18番4号

(2) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所(以下「販売店」という。)は、自ら供給している消費者等から地震等による事故発生の通報があったときには、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び一般社団法人熊本県LPガス協会(以下「協会」という。)に連絡する。

協会が連絡を受けたときは、県消防保安課、消防機関及び警察に連絡するとともに、協会の各地域ブロックの長(以下「ブロック長」という。)と協議し、事故処理に必要な指示を与えるものとする。

(3) 出動体制

販売店は、地震等に伴う消費者のガス漏れ等の通報を受けたときは、できるだけ速やかに現地 に急行して応急対策にあたるものとする。

特別な事情により、応じられない場合や現場到着に時間を要するときには、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。

販売店は、事故の状況等により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防署に出動を依頼し、さらに必要とするときは、プロック長等に応援を要請するなど、LPガスの漏れ等に適切に対応するものとする。

ブロック長等は、前項の要請があったときには、必要な指示を行うとともに、必要な場合は直

ちに出動班を編成して緊急対応するものとする。

ブロック等での対応では難しい場合については、ブロック長はチーム L P G の派遣の要請を対策本部長(協会長)に行うものとする。

(4) 事故処理等

地震等による事故現場における処理は、警察や消防機関の承諾を得て行い、漏えい、火災等の事故の拡大防止に努める。

(5) 二次災害対策

二次災害の防止や復興に当たっては、倒壊家屋に埋塞した残置容器の回収が不可欠であり、チームLPGによる回収作業や卸等の系列による組織的な回収作業を進めるものとする。

地震等による容器の倒壊、LPガスの漏えい等を防止するため、50kg容器への転倒防止用チェーン(又はベルト)の2重掛けを励行するとともに、ガス放出防止型高圧ホースの普及拡大を図る。

(6) 避難所の支援

対策本部及び販売店は、避難所となった学校等へのLPガスコンロやLPガスの供給支援を行うことで、長期化しがちな避難所の支援を行う。

(7) 地震対応等の周知の方法

対策本部及び販売店は、事故等発生時における消費者等の対応に係る周知文書を作成し、報道機関等を通じて可能な限り広報を行う。

(8) 安全管理

販売店等は、事故処理等にあたっては、自己の安全管理に万全の措置を講じなければならない。 対策本部長等は、関係者の安全管理に万全の注意を払うよう指導するものとする。

第8節 鉄道施設応急対策(九州旅客鉄道株式会社熊本支社)

1. 地震計の設置箇所

既設の地震警報装置により、大規模地震発生時の列車運転に関する規制を行うものとする。 なお、地震計の設置個所は次のとおりである。

線名	設置停車均	·····································	考
鹿児島本線	玉名	大 牟 田	
鹿児島本線		植木	
豊肥本線	熊 本	熊本	~ 肥後大津
三角線		宇 土	~ 三 角
鹿児島本線	1) /15	松橋	~ 八 代
肥薩線	八代	八 代	~ 白 石
肥薩線	人吉	白 石	~ 真 幸
豊肥本線	立 野	肥後大津	~ 赤 水
豊肥本線	宮 地	赤水	~ 滝 水

2. 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱実施基準」、「気象異常時運転規制手続(規定)」、「運転 事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処するものとする。

3.災害時の代替輸送方法

列車の運転規制が長時間にわたると認められるときは、バス等による代替輸送又は振替輸送を実施 するものとする。

4.災害対策本部の設置

災害発生時においては、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める基準に従い、本社又は支社に対策本部を設置するとともに、現場に復旧現場本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統括するものとする。

5. 連絡涌報体制

災害発生時における連絡通報については、「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「気象異常時 運転規制手続(規定)」に定める連絡系統により、連絡施設を有効活用し、正確、敏速を期するもの とする。

6 . 応急措置(案内広報等)

災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、直ちに列車の緊急停止手配を行うものとする。

駅設置の地震計が80ガル以上の時、列車無線等により全列車の停止措置をとるものとする。また、 旅客に対する案内広報業務に関しては、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害状況、代行輸送の方法、 復旧の見込みその他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止するものとする。 また、報道機関に対しては、広報担当者を定めて情報の提供を行うこととする。

7. 応急復旧体制

災害発生時における応急復旧体制については、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき、本社、支社対策本部と密接な連絡をとって正確な状況把握を行い、応急復旧の具体的な方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保計画等を策定し、速やかに復旧するものとする。

第9節 ダム等管理計画(県土木部、県農林水産部、県企業局、 九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支店、電源開発)

本節は、地震時におけるダム及びひ門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、ひ門等の施設及び管理者を把握するとともに、地震後の臨時点検及び応急対策等について定めるものとする。

1.対象施設及び管理者

地震後の臨時点検を必要とするダム、ため池及びひ門等の現況は、資料編のとおりである。また、 管理者については、一般災害対策編のとおりである。

2. 地震後の臨時点検及び報告

平成24年4月1日国水流第4号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。

- (1) ダムの基礎岩盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が 25gal以上である地震
- (2) ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階が4以上である地震

3. 応急対策の実施

点検結果により、ダム等施設及び貯水池周辺の被害の有無を判定し、必要な措置を講じるものとする。

4. 関係機関への連絡

2.の(1)(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則、管理規定等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。

第10節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応(県、市町村、

関係機関)

1.災害警戒本部等の体制

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の表のとおり、警戒体制や災害警戒本部体制をとり、県民への注意喚起や情報収集を行う。この場合において、県内で震度4以上の揺れが発生したときは、震度に応じた体制をとり災害対応にあたることとし、その詳細については、第1編 共通対策編及び本編の定めを準用する。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

体制区分	設置基準	
	(南海トラフ地震臨時情報に	体制の内容
	付記するキーワード)	
警戒体制	調査中	地震・津波災害に関する第1警戒体制
	巨大地震注意	(状況に応じて、体制の強化を行う)
災害警戒	万十州電 敬武	地震・津波災害に関する第2警戒体制
本部体制	巨大地震警戒	(災害警戒本部)

- 2 . 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報伝達は、第2節地震・津波情報伝達に 定めるところによる。

(2) 職員配置計画

県の体制は第1警戒体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、第1節職員配置に定めるところによる。

- 3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達等 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の情報伝達は、第2節地震・津波情報 伝達に定めるところによる。

(2) 職員配置計画

県の体制は、第2警戒体制とし、県内に地震・津波災害が発生するおそれがある後発の巨大地震に 備える。その他動員体制等に関しては、第1節職員配置に定めるところによる。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は第1編共通対策編第3章第9節広報に定めるところによる。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・

伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された 後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、 その収集体制等は第1編共通対策編第3章第8節情報収集・共有及び被害報告に定めるところによる。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震という。以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。また、大規模地震発生時に、被害が発生する可能性のある土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、未耐震住宅等災害の不安がある住民に対し、避難所や知人宅及び親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すものとする。

(7) 消防機関等の活動

ア 市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、消防機関及び水 防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報 等の情報の的確な収集及び伝達事項を重点として、その対策を定めるものとする。

イ 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱 の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導
- (9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について推進計画に明示するものとする。

(10) 交通

ア道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上

熊本海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶等の避難等対策について、津波に対する安全性に留

意し、必要な措置を実施するものとする。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

ウ鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒等が発表された場合安全性に留意しつつ、 運行するために必要な措置を実施するものとする。

- (11) 県が管理し、又は運営する施設関係
 - ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置及 び体制はおおむね次のとおりとする。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるも のとする。

各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

個別事項

- a 道路にあっては、橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設にあっては、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津 波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院にあっては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮 した措置
- d 学校にあっては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
- e 社会福祉施設にあっては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
- イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

県災害対策本部の設置については、第1編共通対策編第3章第1節組織中の4.県災害対策本部の設置場所に定めるところによる。

県は、市町村の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものと する。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(12) 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

- 4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の情報伝達は、第2節地震・津波情報 伝達に定めるところによる。

(2) 職員配置計画

県の体制は第1警戒体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、第1節職員配置に定めるところによる。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は第1編共通対策編第3章第9節 広報に定めるところによる。

(4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等 発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝 達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された 後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、 その収集体制等は第1編共通対策編第3章第8節 情報収集・共有及び被害報告に定めるところよる。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民 等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

(7) 防災関係機関のとるべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、施設・ 設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

熊本県地域防災計画

第3編 風水害対策編

第1節 高潮災害予防計画(県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、 関係機関)

1.海岸対策(県土木部、県農林水産部、市町、関係機関)

(1) 海岸概況

本県の海岸線は、有明海に面する海岸、八代海に面する海岸及び天草西海岸からなり、その総延長は1,084km余である。

特に本県では、江戸時代から干拓事業が盛んに行われ、八代海沿岸(八代市~宇城市不知火町)、有明海沿岸の熊本平野では広大な干拓地が広がっており、高潮災害において危険性の高い地域として海抜ゼロメートル地帯があげられ、過去にも高潮災害が発生している。

これらの海岸については「海岸法」に基づき国土交通、農林水産の各省庁所管ごとに維持管理 されているが、その危険箇所は、県土木部所管については水防計画書資料編、県農林水産部所管 については資料編のとおりとなっている。

(2) 海岸保全施設概況

有明海、八代海の沿岸は、干拓当時の古い干拓堤防が今もなお第一線堤防となっている箇所が 多い。

また、本県は、台風の進路によっては、台風接近時に高潮が発生することが多く、平成11年の台風18号では溢水、堤防決壊等により大きな被害を被った。

海岸堤防は、河川と異なり、水防や避難が困難な場合が多く、一旦堤防が決壊すれば被害面積の大きいこと、塩害を伴うことなどその被害は甚大で、沿岸住民に与える影響も大きい。

(3) 海岸保全施設の改良補強計画

以上のような海岸堤防現況及びその決壊した場合における被害の甚大な点から、事業計画及び 実施に当たっては、各管理者の連携を図りながら背後地を考慮し、緊急性の高いものから順次改 良補強することとする。

事業内容としては、高潮対策事業等による改良及び単県海岸保全事業等により補強工事を実施 する。

(4) その他

平成11年5月に海岸法の改正が行われ、海岸の防護とともに環境や利用にも配慮した整備を目指すこととなり、国において定められた「海岸保全基本方針」を受け策定した県下各沿岸の「海岸保全基本計画」に基づき整備を実施する。

2. 高潮危険地域の把握(市町)

市町は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えた ハザードマップの作成等によりあらかじめ高潮危険地域を把握するものとする。

危険地域の把握にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 既往高潮の特性及び被害実態の把握
- (2) 海底地形、海岸地形、気象条件(台風来襲頻度、集中豪雨発生頻度等)、海象条件(潮位(特に高潮偏差)、波浪)、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
- (3) 人口、年齢構成等地域住民の特性、建物の特性、産業活動の特性の把握
- (4) 沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
- (5) 避難行動要支援者施設の有無
- 3. 潮位監視体制の整備(県知事公室、県農林水産部、県土木部、市町)
- (1) 潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、沿岸の市町にあっては、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、警戒水位(海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」)に到達した旨の情報を提供すると指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めるものとする。

(2) 潮位観測所監視体制の整備

沿岸地域の潮位変化をより詳細に把握するため、現在県内16箇所の港湾及び2箇所の海岸に設置している潮位・風向・風速等の観測所に対する監視体制の整備と充実を図っていく。

- 4.後背地対策(県農林水産部、県土木部、市町)
- (1) 安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成、危険区域の設定等の手段により 被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

(2) 拠点的公共施設の整備

高潮来襲時の拠点となるような庁舎、学校、病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、耐浪化等充分な対策を施すものとする。

5.土地利用の適正化(県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関) 平成11年の台風18号による溢水、堤防決壊など、高潮による大規模な災害が発生していることから、 災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものと する。

第2節 災害危険地域指定(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村)

本節は、洪水、地すべり及び高潮等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1.災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。 なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。
- (2) 防災関係施設(堤防、樋門等)の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても 異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、 当該箇所の状況を把握しておくものとする。
- 2.災害危険地域の現況 (県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村)
- (1) 河川で危険と思われる箇所は、水防計画資料編のとおりである。
- (2) 海岸で特に危険と思われる箇所は、県土木部所管については水防計画書資料編、県農林水産部 所管については危険箇所編のとおりである。
- (3) 県は、土石流、地すべり(山地、農地を除く)、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が発生するおそれのある箇所については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定する。 これらの指定区域は、熊本県土砂災害情報マップ(県ホームページ)で確認することができる。
- (4) 地すべり等(山地、農地)により危険と思われる箇所は、危険箇所編のとおりである。
- (5) 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、危険箇所編のとおりである。
- (6) 市町村管理区域で危険と思われる箇所、特に警戒区域については、市町村地域防災計画において、その区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めておくものとする。

3. 実施責任者

- (1) 河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、熊本県水防計画の 定めるところにより、水防管理団体(市町村長が水防管理団体の長)及び知事が行うものとする。
- (2) 地すべり等防止法に基づく地すべり指定区域の行為規制、その他災害予防上必要な措置は知事が行うものとする。

4 . 危険区域の巡視等

(1) 水防関係(県土木部、九州地方整備局、市町村)

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員(消防団員)を配置するものとする。

(2) 防災関係施設(堤防、樋門等)の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、 異常な水位(潮位)の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等にお いては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位(潮位)と堤防等の高さを比較 のうえ適切に対応するものとする。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、熊本県水防計画の定めるところによる。

(3) 地すべり関係(県農林水産部、県土木部)

本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外87地区が砂防地すべりとして、熊本市西区 松尾町要江外9地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外16地区(676.88ha)が、 農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防 止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法 施行令によっている。

また、地すべり防止指定区域の標示については、同法施行規則によって明確に区域の標示をなすとともに、所轄地域振興局、熊本土木事務所、熊本農政事務所は、随時パトロールを行うこととする。

第3節 水防計画(県土木部)

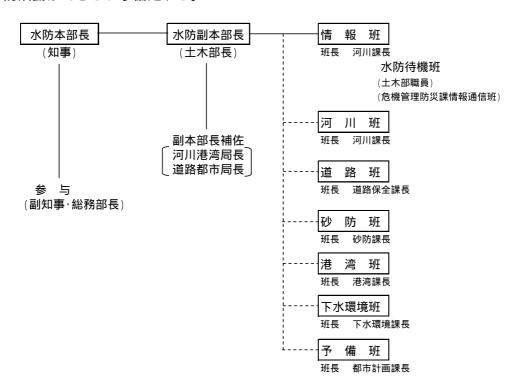
1.目的

水防法(昭和24年法律第193号)の趣旨に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な 実施に必要な事項を規定することにより、県内の洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警 戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

なお、熊本県水防協議会において熊本県水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。

2.水防組織

- (1) 水防本部
 - 土木部内に水防本部を置き、その組織は下図のとおりとする。
- (2) 水防区本部
 - ア 水防区は地域振興局(熊本土木事務所)管内毎とし、その地域振興局(熊本土木事務所)内 に水防区本部を置く。
 - イ 水防区本部長に地域振興局長(熊本土木事務所長)、水防区副本部長に地域振興局土木部長 (熊本土木事務所次長)をあてる。
 - ウ 水防区本部に、庶務班、情報班、企画班、予備班等を置く。
 - エ 各水防区毎に、毎年1回以上水防連絡会を開催する。
 - オ 水防連絡会は区本部が主催し、地方整備局工事事務所、警察署、地域振興局、隣接地域振興 局土木部、管内水防管理団体及び関係官公庁が集まり会議を行う。
 - カ 会議は水防計画、情報の交換、水防に関しての通報連絡活動応援等について密接に連携して 水防活動ができるよう協定する。



第4節 ダム等管理(県農林水産部、県土木部、県企業局、市町村、九州地 方整備局、九州電力株式会社熊本支店、電源開発㈱)

本節は、洪水又は、高潮時におけるダム及び樋門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、樋門等の現況及び管理者を把握するとともに、これらの災害時における操作及び応急対策等について定めるものとする。

1. 現況

防災管理を必要とするダム、ため池及び樋門等の現況は、資料編のとおりである。

2.管理責任

ダム、ため池及びひ門等の防災管理は、管理者が、それぞれダム管理主任技術者及び責任者等を 定めてこれに当たるものとする。

3.管理の方法

- (1) 電源開発株式会社が管理する瀬戸石ダムは、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく、瀬戸石 ダム操作規程により、洪水時におけるダムの維持管理及び操作の万全を期する。
- (2) 知事が管理するダムの操作は、次により行う。(県土木部、県企業局、県農林水産部)
 - ア 市房ダムは、特定多目的ダム法に基づく、市房ダム操作規則(昭和53年3月17日建設省訓令第2号)及び同細則の定めるところにより、洪水調節を行う。
 - イ 幸野ダムは、河川法に基づく幸野ダム操作規程(昭和43年熊本県公営企業管理規程第5号) の定めるところにより、えん堤門扉の操作を行う。
 - ウ 船津ダムは、河川法に基づく、船津ダム操作規程(昭和45年熊本県公営企業管理規程第3号) の定めるところにより、えん堤門扉の操作を行う。
 - エ 氷川ダムは、河川法に基づく、氷川ダム操作規程(平成22年6月8日熊本県訓令第42号)及び 同細則の定めるところにより洪水調節を行う。
 - オ 亀川ダムは、河川法に基づく、亀川ダム操作規程(昭和58年6月23日熊本県訓令第13号)及び 同細則の定めるところにより洪水調節を行う。
 - カ 都呂々ダムは、河川法に基づく都呂々ダム管理規程(平成2年熊本県公営企業管理規程第4号)の定めるとところにより、管理(操作)を行う。
 - キ 石打ダムは、河川法に基づく、石打ダム操作規程(平成5年4月1日熊本県訓令第33号)及び 同細則の定めるところにより、洪水調節を行う。
 - ク 上津浦ダムは、河川法に基づく、上津浦ダム操作規程(平成 16 年 9 月 1 日熊本県訓令第 28 号) 及び同細則の定めるところにより、洪水調節を行う。
 - ケ 路木ダムは、河川法に基づく、路木ダム操作規程(平成 26 年 12 月 26 日熊本県訓令第 20 号) 及び同細則の定めるところにより、洪水調節を行う。

- (3) 九州電力株式会社が管理するダムの操作は次により行う。
 - ア 内谷ダムは、水利使用規則第9条に基づき内谷ダム管理規程(国九整24水球第7号平成24年8 月1日承認)により、ダムの管理及び操作を行う。
 - イ 油谷ダムは、河川法第47条に基づき油谷ダム操作規程(国九整24水球第6号平成24年8月1日承認)により、ダムの管理及び操作を行う。
 - ウ 黒川調整池堰は、水利使用規則第8条に基づき黒川第一発電所管理規程(国九整25水白第2 号平成26年3月17日承認)により、堰の管理及び操作を行う。
 - エ 甲佐取水堰は、水利使用規則第9条に基づき甲佐発電所管理規程(国九整元水緑第5号令和元年6月27日承認)により、堰の管理及び操作を行う。
 - オ 川辺川第一取水堰は、水利使用規則第9条に基づき川辺川第一発電所管理規程(国九整27水 辺第2号平成27年8月14日承認)により、堰の管理及び操作を行う。

(4) 国土交通省が管理するダム

ア 九州地方整備局緑川ダム管理所

緑川ダムについては、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第31条第1項に基づく、緑川ダム操作規則の定めるところにより、洪水調節を行う。

イ 九州地方整備局菊池川河川事務所竜門ダム管理支所

竜門ダムについては、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第31条第1項に基づく、竜門ダム操作規則の定めるところにより、洪水調節を行う。

(5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池(県農林水産部、市町村)

ため池については、余水吐の整備、底樋管等の陥没や漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉そくの原因となるおそれのある雑物を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。

特に、貯水量の増加を図るために、余水吐に土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。

以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者は もちろんのこと、関係市町村担当者の注意を促し、土地改良区又は水利組合等を啓発する措置を 講ずるものとする。

さらに、県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、優先的に八ザードマップの作成・周知、耐震化を推進するものとする。また、利用されていないため池については廃止の検討を行うものとする。

また、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の 農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるもの とする。

(6) 樋門を有し、防災管理を必要とする海岸堤防(県農林水産部)

ア 海岸堤防

海岸堤防については、常に十分点検管理を行い、突発的な災害を防止するよう努める。

特に台風時の波浪による基礎部の洗堀、吸出し、漏水現象および越流、越波による堤体の洗堀、法崩れ、陥没、脱石等について注意するよう指導する。

なお、上記の事象を発見した場合は、県管理区域については、直ちにその実情を検討し、県による補修を講ずるとともに、関係市町村等へ状況等について連絡する。市町村管理については、市町村独自の管理を厳にするとともに、県と打ち合わせ防災対策の万全を期する。

イ 樋門及び排水機場等

各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障をきたすことのないよう原動機の点検、 スピンドル等の点検整備、並びに操作位置までの連絡道の整備、不良門扉の補修取替え等を行 うとともに、災害時における防災対策の万全を期するものとする。

熊本県地域防災計画

第4編 阿蘇火山噴火対策編

第1節 阿蘇火山噴火対策(県関係各部、県土木部、市町村、関係機関)

1.総則

阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合、登山者(観光客を含む。以下、同じ。)、 又は地域住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村及び防災関係機関は協力して災害予 防、災害応急対策を実施するものとする。

また、県及び市町村は、国の火山防災対策立案と研究体制の強化のため、関係機関と連携を図るものとする。

さらに、噴火に伴う土砂災害や降灰に対しても、必要な対策を実施するものとする。

1. 阿蘇火山噴火対策に係る市町村及び地域

阿蘇火山噴火対策に係る地域は、活動火山対策特別措置法第3条第1項の火山災害警戒地域の 指定に基づき、次のとおりとする。

> 地域 阿蘇市、高森町及び南阿蘇村

なお、必要に応じて、被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市町村においても対策を実 施するものとする。

2.熊本県火山防災協議会

(1)熊本県火山防災協議会

熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、活動火山特別措置法第4条第1項の規定に基づき、 阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山 防災協議会を共同で設置するものとする。

(2)熊本県火山防災協議会の所掌事務

熊本県火山防災協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- ア 阿蘇山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、広域避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- イ 熊本県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の本協議会に対する意見聴取への対応
- ウ 阿蘇火山防災会議協議会が活動火山対策特別措置法第10条第2項により読み替えて準用 する同法第6条第3項の規定により同法同条第1項各号に掲げる事項について定める際の 本協議会に対する意見聴取への対応
- エ 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

3. 防災体制の整備

阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合の防災体制は次のとおりとする。

なお、阿蘇火山の火山活動が活発化した場合の避難計画の策定等の対策については、熊本県火山 防災協議会での協議を踏まえ、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策を 推進するものとする。

(1) 県

県は火山現象の規模、又は被害の状況等から、災害対策の万全を期するため、必要があると認める場合は第3章第1節組織計画により災害対策本部、又は災害対策現地本部及び地方災害対策本部を設置するものとする。

(2) 関係市町村

- ア 阿蘇火山防災対策推進のため、災害対策基本法第17条第1項の規定による阿蘇火山防災会議協議会を設置するものとする。
- イ 災害対策を実施するうえで、必要があると認められるときは、阿蘇火山防災計画の定める ところにより災害対策本部を設置するものとする。

(3) 防災関係機関

火山災害の特殊性に鑑み、県及び関係市町村と連携を図りながら防災対策に万全を期するものとする。

4.火山観測

火山観測について、福岡管区気象台は、震動、地殻変動(傾斜、GNSS)、表面現象(遠望、 空振)の観測を実施するものとし、阿蘇山火山防災連絡事務所は現地観測を実施するものとする。

5. 防災対策事業等の推進

(1) 県

県は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため必要に応じ次の事業等の推進を図る ものとする。

- ア 火山現象の調査、研究及びその成果の普及
- イ 火山噴火予知のための観測施設の整備促進
- ウ 関係市町村が行う事業等に対する必要な助言、又は指導
- エ 火山噴火に伴い土砂災害の被害を受ける範囲(被害想定区域)を定めた火山ハザードマップの作成及び関係市町村の火山防災マップ作成の支援
- オ 監視システムの構築
- カ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第5条に規定された火山防災に関する事項

(2) 関係市町村

関係市町村は、火山災害による被害を防止し、又は軽減するため、阿蘇火山防災会議協議会 等の関係機関と連携し、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。

ア 阿蘇火山防災計画に定められた防災対策の推進(阿蘇市、南阿蘇村、高森町に限る)

- イ 避難施設(退避壕・退避舎、避難路、ヘリポート、警報装置等)の整備
- ウ 防災訓練の実施
- エ 火山防災マップの作成及び防災教育の推進
- オ 上記以外で、活動火山対策特別措置法第6条に規定された火山防災に関する事項

2. 災害予防対策

- (1) 火山現象の予報及び警報
 - ア 定義 気象業務法第13条により発表される火山現象の予報及び警報をいう。

火山現象の予報を噴火予報、警報を噴火警報という。

·噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、 火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの 時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必 要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

・噴火予報

福岡管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表する。

イ 噴火警戒レベル

火山現象の予報及び警報は噴火警戒レベルを付加して発表する。

- ・噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。(別紙「阿蘇山の噴火警戒レベル」参照)
- ウ この計画における噴火予報及び噴火警報の発表は次のとおりとする。
 - (ア) 噴火警戒レベル5(避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫しているため住民等の避難が必要と認める場合に噴火警報(居住地域)を用いて発表。

(イ) 噴火警戒レベル4(避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)ため、住民等の避難準備、要配慮者の避難等が必要と認める場合に噴火警報(居住地域)を用いて発表。

(ウ) 噴火警戒レベル3(入山規制)

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、登山・入山規制等危険な地域への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報(火口周辺)を用いて発表。

(エ) 噴火警戒レベル2(火口周辺規制)

火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるため、火口周辺への立入規制等が必要と認める場合に噴火警報(火口周辺)を用いて発表。

(オ) 噴火警戒レベル1(活火山であることに留意)

火山活動は静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合であって周知が必要と認める場合に発表される。

(2) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- (注1)降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」 以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、 予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山(注2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、 噴火発生後20~30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- (注2)降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」 以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、 予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も 発表。

気象庁ホームページ(降灰予報のページ)

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf quide.html

(3) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(4) 火山現象に関する情報の種類

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための 情報等で、福岡管区気象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的に いち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要 な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合()
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を火山の状況に関する解説情報で速やかにお知らせする。

普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

ウ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

工 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・ 噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

阿蘇山の噴火警戒レベル

対			住民等の行動及び	
象 範 囲	レベル	火山活動の状況	登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生、ある いは切迫している状態に ある。	危険な居住地域からの避難 等が必要。	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している [過去事例] 有史以降の事例なし 約2,000年前:溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前:溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 約3,400年前:溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前:溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降:溶岩流が赤水付近まで到達(流出火 口は不明)
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を 及ぼす噴火が発生すると 予想される(可能性が高 まっている)。	警戒が必要な居住地域での 避難準備、 要配慮者の避難等が必要。	・溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達されると予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
広い範囲の火口周辺火口から居住地域近くまでの	3 (入山規制)	居住地域の近〈まで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	状況に応じて要配慮者の避 難準備等。 登山禁止や入山規制等危険	・火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは 噴火活動の高まり等により到達が予想される [過去事例] 1958年6月:火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中 の火孔閉塞等により噴石飛散が予想される [噴石飛散の過去事例] 1979年9月:噴石が泰一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月:噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月:噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
までの火口周辺火口から少し離れた所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散 [過去事例] 1977年 7月: 噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月: 噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年 4月: 噴石が第一火口から約800mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される [過去事例] 2014年2月、2014年1月、2005年4月、2004年1月、 2003年7月: ご〈小規模噴火
火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火 口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内 への立入規制等	・火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の 士砂噴出等の発生の可能性あり

- 注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。 注2) レベル1~3は中岳第一から第七火口及び砂千里ヶ浜で発生する噴火を想定している。これ以外の場所で発生する噴火については、 今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。 注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

(5) 噴火予報及び噴火警報文の内容

噴火予報及び噴火警報文の内容は、次のとおりである。

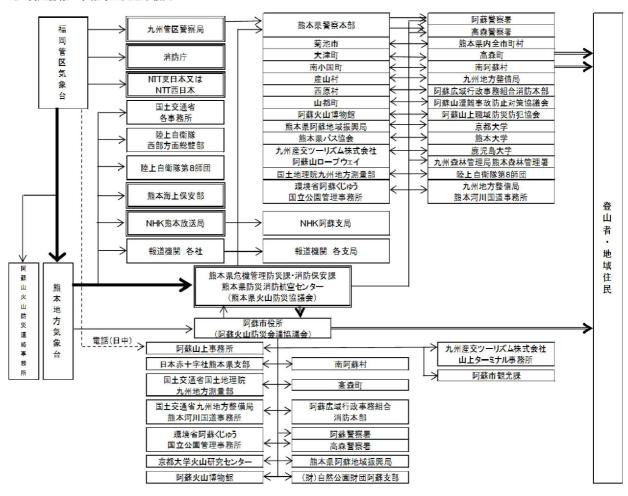
ア 火山活動の状況及び予警報事項

火山性地震や噴煙活動等火山活動の現在の状態や今後の予想。予想される火山活動に関する

警戒が必要な事項

- イ 対象市町村 警戒が必要な区域を含む市町村等
- ウ 防災上の警戒事項等 火山現象に対し警戒すべき防災上の事項、その他注意すべき事項
- エ その他必要と認める事項 噴火警戒レベル、警報の略称、警戒事項等及びその変更状況等
- (6) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報
 - ア 噴火予報及び噴火警報の発表は、福岡管区気象台が行う。
 - イ 噴火予報及び噴火警報の通報は、熊本地方気象台が行う。
- (7) 噴火予報、噴火警報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の伝達体制の整備 気象庁、関係市町村及び県は噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の 火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。噴火警報及び火山の状況 に関する解説情報の伝達は次の系統図によるものとする。

○ 噴火警報・予報等の伝達系統図



- 注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法第15条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- 注)太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報が義務づけられている伝達経路。
- 注)二重線の経路は、
 - ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況 に関する解説情報(臨時)」の通報又は要請等
 - ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(8) 異常現象発見者の通報義務及び通報先

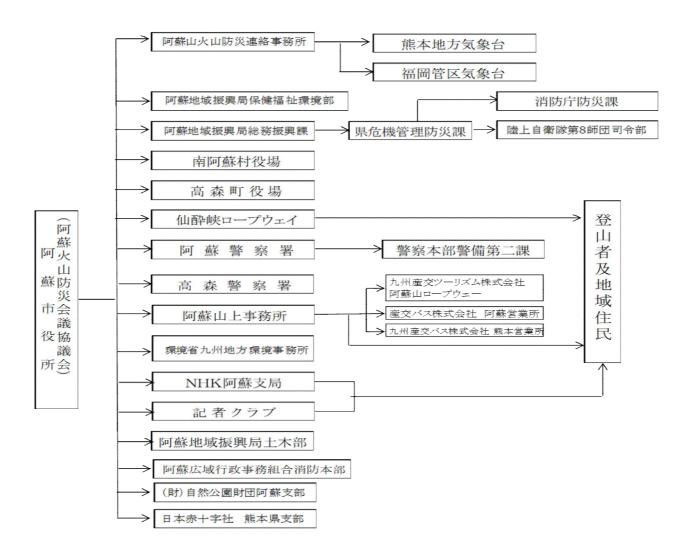
- ア 関係市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を阿蘇火山 防災計画に定め、住民に周知徹底するものとする。
- イ 関係市町村は、火山の異常現象を予知した場合における通報先、通報すべき内容及び通報手 段に関する事項を阿蘇火山防災計画に定めておくものとする。

(9) 火口現地観測

関係市町村は、火口の活動状況を把握するため、火口現地観測を実施するものとする。

(10) 災害危険予想区域の把握等

- ア 関係市町村は過去の噴火の状況等に基づき、災害の予想される区域を把握しておくものとする。
- イ 関係市町村は、本計画に係る区域における登山者及び地域住民の人命、身体を災害から保護するため、登山注意、登山規制及び登山規制解除の措置をとるとともに、次の系統図により、 これらの措置を伝達するものとする。



ウ 「ア」.「イ」に関する事項は、阿蘇火山防災計画に定め、あらかじめ、登山者及び地域住 民に対し、周知徹底させておくものとする。

(11) 避難施設等の整備

関係市町村、県及び防災関係機関は、避難施設(退避壕、ヘリポート等)及び救出、救助に要する設備、通信、放送設備、警報装置等の整備に努めるものとする。

(12) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定

関係市町村は、災害の想定に基づき、実態に応じた避難路、指定緊急避難場所及び指定避難 所を設定しておくものとする。なお、広域避難に関する避難路等については、阿蘇火山広域避 難計画に定める。

(13) 防災訓練の実施

関係市町村及び阿蘇火山防災会議協議会は、災害の想定に基づき、各種の応急措置が円滑に 実施されるよう防災関係機関の協力を得て、宿泊施設や観光施設、交通施設等の参加も推進の うえ、必要な訓練を実施するものとする。

(14) 防災知識の普及

県及び市町村は、地域住民はもとより、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して、防災知識の普及啓発を図るものとする。

また、パンフレットの作成・配布、ビジターセンターや火山災害の遺構であるジオパーク等 における周知等を通じて、火山災害履歴についても知識の普及を図るものとする。

(15) 登山者及び地域住民に対する適切な情報提供

関係市町村及び県は、登山者及び地域住民に対して安全確保に必要な最新の火山防災情報を提供するものとする。特に、登山者への伝達をより確実にするため、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。以下この節において同じ。)、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

(16) 登山者情報の把握

関係市町村、県及び防災関係機関は、災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行う。また、登山届等により把握した登山者情報については、必要に応じて、関係市町村、県及び防災関係機関で共有を図るよう努めるものとする。

3.災害応急対策

1.災害情報収集及び被害報告

災害応急措置の円滑化を促進するため、関係市町村、県(本庁)及び阿蘇地域振興局は、災害 情報の収集及び被害報告等について、次により実施するものとする。

(1) 関係市町村

関係市町村は、被害が発生した場合は直ちに阿蘇地域振興局、阿蘇警察署、阿蘇山火山防災 連絡事務所等に通報するものとする。

なお、阿蘇地域振興局への被害報告は、本計画の第3章第8節情報収集及び被害報告取扱計

画により行うものとする。

(2) 阿蘇地域振興局

阿蘇地域振興局は、情報及び被害報告を受けた場合は、直ちに県危機管理防災課へ通報する ものとする。

(3) 県(危機管理防災課)

県危機管理防災課は、情報及び被害報告を受けた場合は、直ちに知事及び部長に報告するとともに、特に関係のある各課に対し連絡するものとする。また必要がある場合は、すみやかに第3章第8節情報収集及び被害報告取扱計画の定めにより報告を行うものとする。

2.警戒避難

(1) 避難指示

関係市町村は、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して避難指示を発令するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火警戒レベル4又は5における避難指示等の発令基準等は阿蘇火山広域避難計画に定める。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所、連絡及び手段並びに誘導の方法等

関係市町村は、あらかじめ指定緊急避難場所、経路及び手段並びに、誘導の方法等について、 阿蘇火山防災計画に定め、その内容を登山者及び地域住民に周知しておくものとする。

なお、市町村の区域を超える広域的な避難に関する事項は、阿蘇火山広域避難計画に定める。

(3) 警戒区域の設定

関係市町村は、災害が発生し、又は発生しようとする場合において登山者、また地域住民の 人命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定す るものとする。

3. 交通規制等

関係市町村は、被災者の救出救助及び避難のための交通路の確保について、道路管理者、警察 署に対し交通規制等を求めるものとする。

なお、市町村の区域を超える広域的な避難に関する事項は、阿蘇火山広域避難計画に定める。

4. 阿蘇火山噴火に伴う警察措置(県警察本部)

事案発生に際しては、「熊本県警察災害警備実施要領」に基づき対処する。

4. 土砂災害対策

噴火に伴い発生する土砂災害に対しては、次の対策に取り組むものとする。

(1) 監視・観測、調査

緊急ソフト対策及び緊急ハード対策の実施を検討するため、火山噴火後、必要に応じて、次の 火山活動に関する監視・観測、降灰調査等を実施する。

- ア 気象庁等による火山活動に関する監視・観測、状況把握等のための調査
- イ 県、市町村及び関係機関による降灰量調査、土砂災害や土砂移動現象に関する監視・観測

(2) 緊急ソフト対策

県、九州地方整備局、気象庁等は、避難対策支援や緊急減災対策工事の安全確保を主な目的と して、次の対策を実施する。

- ア 避難対策支援のための関係市町村への情報提供(土砂災害防止法に基づく九州地方整備局による緊急調査等)
- イ 監視・観測機器の緊急配備(監視カメラ等)
- ウ 情報通信システムの緊急配備(国土交通省等との連携)

(3) 緊急ハード対策

県、市町村及び関係機関は、人家や重要公共施設・幹線道路等における流出土砂の被害防止・ 軽減を目的として、除石等を実施する。

5. 降灰対策

噴火に伴う降灰に対しては、必要に応じて、次の各分野において、国、県、市町村、関係機関及び民間ボランティア等が連携して対策に取り組むものとする。

(1) 防災分野

市町村の避難施設整備に係る国庫補助制度の活用に向けた計画策定や県防災消防へリコプターの退避駐機場の確保等を行うものとする。

(2) 交通分野

交通機関の運行状況等に関する情報提供を行うとともに、運行に支障が生じないよう対処する ものとする。

(3) 健康分野

健康に関する住民の不安を解消するため、相談体制の整備や適切な情報提供を行う。また、社会福祉施設等に対し、被害状況の把握及び国庫補助制度等の情報提供等を行うものとする。

(4) 環境生活分野

生活環境への影響に関する住民の不安を解消するため、火山灰等による粒子状物質の常時監視 及び監視データの公表を行う。また、水道事業者への助言、自然公園施設の降灰除去、消費生活 相談への対応等を行うものとする。

(5) 商工業分野

風評被害を防止するため、県内外に広く正確な情報発信を行うとともに、キャンペーン等を活用したPRを行う。また、消費喚起対策や中小企業等への経営・金融支援等を行うものとする。

(6) 農林水産業分野

農林水産物への影響等の調査を行うとともに、生産や経営に対する支援、国庫補助制度活用に 向けた計画策定を行うものとする。

(7) 土木分野

降灰量調査や土砂災害に備えた砂防堰堤等の整備、河川等の浚渫等を行う。また、道路の降灰除去や、下水道、都市排水路等の降灰除去に係る市町村への助言等を行うものとする。

(8) 教育分野

学校等に対する情報収集を行うとともに、学習環境への影響を防ぐため、市町村に対して国制度を利用した学校施設の降灰除去や降灰防除事業等の情報提供・助言等を行うものとする。

(9) その他

車帰風力発電所の常時監視及び施設点検を行う。また、市町村の財政支援制度(特別交付税、 起債等)活用に係る支援を行うものとする。 熊本県地域防災計画

第5編 海上災害対策編

第1節 災害予防(熊本海上保安部、関係機関)

海上における災害を防止するため、熊本海上保安部をはじめ実勢力のある国の機関、県及びその機関、市町村及びその機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関及び民間防災機関並びに関係企業等により体制を確立するものとする。

各関係機関は次のような災害予防措置を実施するものとする。

1. 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう、資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を樹立する。

熊本海上保安部、県、市町村等の防災関係機関は、油排出事故等の海上災害が発生した場合には、 人命救助や被害の拡大を防止し沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な 応急対策が行えるよう、夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

2. 資機材の整備

各関係機関は防災資機材等の備蓄整備に努める。資機材に関しては、災害応急活動において、海、 陸、空の関係機関等との連携を考慮にいれ、互換性を考慮したものとするとともに、保有状況を常 に把握し、必要に応じて関係機関と情報交換を行うものとする。

- (1) 救難用資機材の整備
- (2) 消防用資機材の整備
- (3) 排出油等防除用資機材の整備

県は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要に応じた排出油防除資機材等(オイルフェンス、処理剤、吸着剤等)を保有するとともに、調達体制の整備に努める。また、市町村その他防災関係機関等が保有する排出油防除資機材等の保有状況の調査把握及び緊急調達方法等の確立に努めるものとする。

市町村は、当該区域内で排出油から保全すべき施設・設備・海岸等を検討し、必要に応じて資機 材等(オイルフェンス、処理剤、吸着剤等)の整備充実を進めるものとする。

3.海上防災の研修及び訓練

熊本県をはじめ各関係機関は沿岸住民の生命財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を海上災害防止センターの事業等を活用して実施する。

4.排出油及び回収油等の処理

各関係機関は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるよう、その方法等を確立しておくものとする。

5.海上防災講習会等の啓発活動

熊本海上保安部は、船舶代理店、漁協、石油会社、関係官庁等で構成されている排出油等防除協議会関係者、タンカーバース管理者等に対し、海上防災思想の普及、海上安全防災対策に関する指導、育成を図ることとする。

- (1) 排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上防災対策に関する指導を行うこととする。
- (2) タンカーバースの設置者・管理者及び危険物荷役関係者に対しては、管理体制の充実強化を指導することとする。
- (3) 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時の機会をとらえ、海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全航行の励行、危険物荷役時における安全確認等の指導を行うこととする。

6.海上防災についての調査研究

防災業務を総合的かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について、資料の収集及び調査研究を行うこととする。

特に調査研究に当たっては、研究機はもとより、関係機関との連携に努め、これらの成果については防災施策にいかしていくとともに、関係機関等と情報提供等を推進するものとする。

- (1) 港湾の状況(危険物荷役場所及び貯蔵場所、貯木場、在泊船舶の状況)
- (2) 難港及び避泊地の状況
- (3) 港別入港可能船艇の調査(水深、岸壁の状況等)
- (4) 防災のために使用する船舶、資機材の状況(種類、数量、配備場所等)
- (5) 県、市町村、その他の団体等が災害発生時の緊急輸送活動のために緊急ネットワークとして 指定した輸送施設(道路、港湾、飛行場、臨時ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等)の状況
- (6) 災害の発生状況及び防災上の教訓
- (7) 予想される災害の規模、被害の程度及びその対応策
- (8) 関係機関の防災業務計画、市町村の地域防災計画等

7. その他

各関係機関は災害の発生及び拡大の防止のために、それぞれの責務において必要事項について措置する。

油等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、国・県・沿岸市町村、関係機関、 団体及び事業所を構成員とする熊本県排出油防除協議会が設置されている。官民一体となった海上 災害への対応のため、その連携の強化を図るものとする。

第2節 災害応急対策(熊本海上保安部)

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1 . 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、県警察及び沿岸市町村(消防機関を含む)は連携協力して応急対策を実施するとともに、その他関係団体との協力を求めるものとする。

(1) 熊本海上保安部の措置

ア 応急対策

(ア)非常体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じるものとする。

流出油により、著しい海洋の汚染があると認めるときは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)第45条第2項の規定に基づき、その汚染の状況について、当該汚染海域及び地先水面を管轄する地方公共団体の長に通知するものとする。

熊本県排出油防除協議会に出動を要請するとともに、熊本県災害対策本部との連携を進めるものとする。

特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、 海防法第41条の2の規定に基づき、排出された油・有害物質・廃棄物その他の除去等海洋汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(イ)自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行うものとする。

(ウ)通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保に当るものとする。

(エ)警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する特別警報、警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは、油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回、その他有効な方法により船舶及び関係者へ伝達通知するものとする。

(オ)災害状況のは握及び情報の収集等

航空機又は巡視船艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その 結果を分析評価して報告、又は通報するものとする。

(力)救助活動

避難の援助及び勧告避難命令が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずるおそれがある場合は、適当な場所への避難の指導及び勧告をするものとする。

遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合の捜索及び救助にあたるものとする。

水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送を行うものとする。

消防活動

船舶等の火災の消火を行うものとする。

人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救助物資等の緊急輸送を行うものとする。

物資の無償貸付及び譲与

要請により、又は必要と認める場合、規定に基づき海上災害救助用物品の被災者への無償貸付又は譲与を行うものとする。

(キ)海上交通安全の確保

漂流物、沈没物その他航路障害物により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあると きは、速やかに必要な応急処置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、除去についての 命令又は勧告を行うものとする。

水路の損壊、水深に異常を生じた場合、応急調査を行うとともに、当該地域について警戒するものとする。

船舶交通の安全を確保するため、交通の制限又は禁止を行うとともに、必要に応じ応急標 識等の設置を行うものとする。

(ク) 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じるものとする。

海面に油、放射性物質等が流出した場合の付近の警戒及び油の拡散・火災発生防止等の措 置

状況に応じ船舶交通の制限又は禁止、進行の停止及び経路変更等の指導 危険物積載船舶について荷役の制限又は禁止及び移動もしくは航行の制限又は禁止の措 置

(ケ)治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事 犯の発生状況の実態は握に努め、関係法令に基づく取締りを強化するものとする。

(コ) 広報

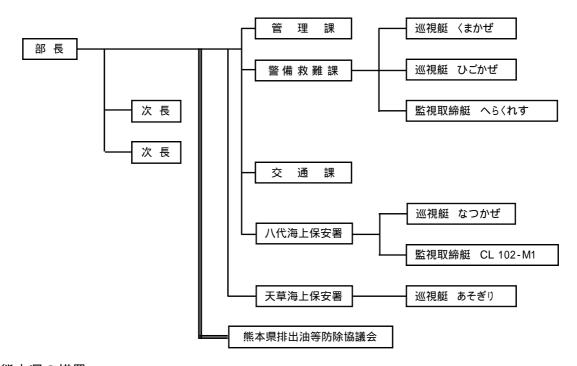
民心の安定に重点を置き災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ報道機関等を通じて広報を行うものとする。

イ 災害対策基本法に基づく応急業務

海上保安部が行う災害対策基本法に基づく応急業務は、概ね次のとおりである。

- (ア)異常現象発見者からの通報の受理及び処理(第54条)
- (イ)災害を拡大させるおそれのある設備又は物件に必要な措置の指示及び市町村長への通知(第59条)
- (ウ)居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示(第61条)
- (エ)警戒区域の設定及び当該区域への立入制限若しくは立入禁止並びに退去の措置(第63条)
- (オ) 応急措置を実施するための工作物、又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務(第6 4条)
- (カ)応急措置業務への従事命令(第65条)
- (キ)応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示(第77条)
- (ク)応急措置の実施に必要な物資の保管、収容及び立入検査並びに報告の徴取(第78条)

ウ 熊本海上保安部の組織



(2) 熊本県の措置

県は、県又は近隣の海域で海上災害が発生したときは、所掌事務に係る災害応急対策を速やか に実施するとともに、市町村が行う応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

ア 組織の確立

油排出等の海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

(ア)第1警戒体制

海上災害が発生し、人命救助の必要が生じる可能性がある場合又は本県の近海で大量の油排出事故が発生し県沿岸に漂着する可能性があるためその状況を監視する必要がある場合には、海上災害に関する情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員による警戒体制をとるものとする。

同課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部に連絡するものとする。

なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

(イ)災害警戒本部

海上災害が発生し多数の人命に損害が及ぶおそれが生じた場合又は本県近海で大量の油排 出事故が発生し県沿岸に流出油の到達する可能性が高いと見込まれるときは、危機管理監は 災害警戒本部を設置し、関係課職員2人以上による警戒体制をとるものとする。

関係課においては、職員の参集に遺漏がないよう、あらかじめ職員の参集系統、参集順位、 連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、 廃棄物対策課、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。

各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。

(ウ)災害対策本部

海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じるおそれがある場合又は本県近海で油排出事故が発生し排出油が大量に本県に漂着すると認められる場合には、知事は災害対策本部を設置するものとする。

イ 被害状況の把握

県は、早期に海上災害に係る被害の状況を把握するため、熊本海上保安部等の防災関係機関、 市町村等からの情報の収集に努めるものとする。

被害状況の把握に必要と認められる場合、県の防災消防へリコプターによる調査を実施するとともに県警察本部のヘリコプターや自衛隊ヘリコプターが実施する上空からの調査結果について、 情報の提供を求めるものとする。

ウ 自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等応急措置のため必要があると認める場合は、第4節自衛隊派遣要請計画に基づき、自衛隊の派遣要請を行う。

エ 排出油・漂着油の防除

排出油は海上で除去することが最良であるので、各防災関係機関が行う防除に当たっては、可能な限り海上での回収を実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるべきものである。

しかし、海上で回収できない漂着油が発生し、原因者の活動のみでは十分な対応ができない場合には、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川、海岸等の各管理者がその除去を行うものとする。 なお、あらかじめ各管理者間での連絡体制を整備しておくものとする。

(ア)市町村の支援

県は、市町村の行う防除作業を支援するものとする。

(イ)排出油防除資機材の調達

市町村の行う防除作業に必要な排出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・あっせんを行うとともに排出油防除資機材が不足するときは、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく協力要請を行うなどして、その確保に努めるものとする。また、資機材の輸送手段を確保するため、トラック協会等との協力体制を確立しておくものとする。

オ 住民・油回収作業従事者等の健康対策

被災地の住民・油回収作業従事者等の健康対策については、保健婦、看護婦等による健康相談 チームの編成や救護所の設置等を通じて市町村が実施するものとするが、県が必要と認めた場合 又は市町村の要請があった場合には県が支援を行うものとする。

カ ボランティア受入環境の整備

県及び市町村は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティア団体等との連絡窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供する。また、必要に応じてボランティア活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

キ 環境保護対策

海上災害により環境汚染が発生し又は発生のおそれがある場合、県は市町村が行う住民等への通報・指示等に関し必要な助言指導その他支援を行うとともに、次の施策を実施するものとする。

- (ア)環境汚染に関する情報を防災関係機関等に通報する。
- (イ)住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導につついて、市町村に依頼 又は指示する。
- (ウ)環境影響調査を実施する。

ク 野生生物の保護

県及び市町村は、油流出等により野生生物に被害が発生した場合には、獣医師や関係団体等の協力を得て、円滑に救護を行うものとする。

(3) 県警察の措置

ア 情報の収集

県警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行う ものとする。

イ 捜索活動及び救出救助活動

県警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察 用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

なお、沿岸における捜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に 行うものとする。

ウ 危険物等の大量流出時の措置

(ア)沿岸における警戒監視活動

県警察は、危険物等の大量排出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の 防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

(イ)危険物等の大量排出等に対する応急対策

県警察は、危険物等の大量排出等の災害が発生した場合においては、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

(4) 沿岸市町村の措置

ア 人命の救出、救護

市町村は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、 海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な捜索活動及び救出救護活動を実施するものとする。

- イ 初期消火及び延焼防止
- ウ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - (ア)被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - (イ)火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒
- エ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示
- オ 沿岸地先海面の警戒

排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先、海面への巡回監視

- カ 情報収集及び伝達
- キ 排出油に係る対策
 - (ア)市町村は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を講じるもの とする。
 - (イ)排出油の漂着により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を講じるものとする。
 - (ウ)海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、地域振興局及び熊本土木事務所を経由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。

(5) 関係諸団体の協力措置

ア 関係団体の協力

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、市町村等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

イ 海上災害防止センター

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の 委託に基づき、排出油の防除措置を契約防災措置実施者等を介して実施する。

2. 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、沿岸域情報提供システム(MICS)、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による 巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者に周知するものとする。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報、安全通報及び沿岸域情報提供システム(MICS)による周知を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知するものとする。
- (3) 大量の油の排出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を知ったときは、航行警報、安全通報沿岸域情報供給システム(MICS)並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。

3.情報の収集

関係機関との密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集するものとする。

- (1) 海上及び沿岸部における被害状況
 - ア 被災地周辺海域における船舶交通の状況
 - イ 被災地周辺海域における漂流物の状況
 - ウ 船舶、海洋施設及び港湾施設等の被害状況
 - エ 石油基地等の被害状況
 - オ 水路・航路標識の異状の有無
 - カ 港湾等における遭難者の状況
- (2) 陸上における被害状況
- (3) 震源域付近海域における海底地形変動等の状況
- (4) 関係機関等の対応状況
- (5) その他災害応急対策の実施上必要な事項

4.海難救助活動

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに船艇、航空機により捜索、救助を行うものとする。
- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火その他の防災措置を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、 航泊禁止措置又は避難勧告を行うものとする。

5.緊急輸送

- (1) 熊本海上保安部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、 可能な限り実施するものとする。
- (2) 熊本海上保安部は、防災関係機関から飲料水、食料等の救援物資の輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮し、その要請に当たるものとする。
- (3) ヘリコプターによる負傷者等の輸送に当たって、臨時ヘリポートの使用等、関係機関と緊密な連携を図るものとする。

6.物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、海上災害救助物品を被災者に対して無償貸与し、又は譲与とするものとする。

7. 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、可能な限り、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を提供するものとする。
- (2) その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定することとする。

8.排出油の防除

船舶又は備蓄タンク等から海上に大量の油等が排出したときは、熊本県排出油等防除協議会の情報共有を図るとともに、その他の防災関係機関等と協力して次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) オイルフェンス展張作業
- (2) 油処理剤散布作業
- (3) 油等回収作業
- (4) 回収油等の処理作業
- (5) 漂着油等の清掃作業

9.海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めるものとする。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、港湾及び漁港の管理者、他の防災関係機関等とともに、これらの防除その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるものとする。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報の提供を行うものとする。
- (5) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- (6) 航路標識が損壊し又は流出したときは、直ちに熊本海上保安部へ通報し、必要に応じて応急標識の設置に努めさせるものとする。

10. 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 危険物積載船については、必要に応じて移動を命じ又は航泊の制限若しくは禁止を行うものとする。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な措置を講じさせるものとする。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行うものとする。

11.警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知するものとする。

12. 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取り締まりを行うものとする。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行うものとする。

第3節 災害復旧

海上災害による油等危険物の流出に伴う災害復旧については、第1編第4章「災害復旧・復興」の 各節によるほか、次のとおりとする。

1.水産業施設復旧(漁港、漁場を含む)

関係団体と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講じるものとする。

2. 漁業経営安定対策の実施

被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業 生産の安定対策を講じるものとする。

3.農業経営安定対策の実施

被害を受けた農業者に対し、その状況に応じた融資制度の活用等による農業生産の安定対策を講じるものとする。

4. 中小企業経営安定対策の実施

油流出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講じるものとする。

5. 風評被害対策の実施

油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関係団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大等の対策を講じるものとする。

6.補償請求

タンカーからの油流出に伴う流出油の防除・清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I保険及び国際油濁補償基金に対して、補償請求するものとする。

7.長期的な環境影響調査

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと 漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に油流出事故による沿岸域の生態系等 環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への調査を綿密に 実施し、講じた措置の効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を講じるものとする。

8.海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染防止又は拡大防止のための適切な処置を講ずるものとする。

9.海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 船舶交通の輻湊が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施行される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域、工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行うものとする。

10.災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投入処分等に当たっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに、関係機関等と協議するものとする。

熊本県地域防災計画

第6編 航空機災害対策編

第1節 航空機災害応急対策(県知事公室、県企画振興部、県土木部、 市町村、熊本空港、関係機関)

熊本空港、天草空港及び県内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策に定め、もって地域住民等を 災害から守ることを目的とする。

1. 各関係機関の措置

航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所及び熊本国際空港株式会社又は天草空港管理事務所は、県、県警察及び市町村長(消防機関を含む。)と連携協力して応急対策を実施するとともに、 その他の関係団体の協力を求めるものとする。

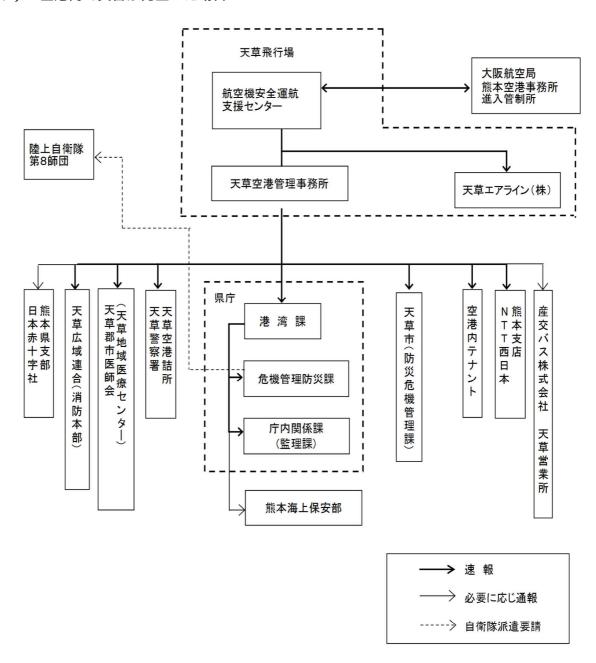
(1) 情報の通信連絡及び広報

ア 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。

(ア)空港内で災害が発生した場合(熊本空港)

関係機関への通報は、熊本空港緊急計画のとおり。

(イ) 空港内で災害が発生した場合



(ウ) 空港以外の地域で災害が発生した場合

発見者からの通報によりイ.の系統により連絡を行う。ただし、海上において災害が発生 した場合は、熊本海上保安部にも連絡を行う。

- イ 情報の収集伝達はアに定める系統によるものとするが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、 地域住民等に対し、必要な情報を伝達するものとする。
- ウ イの情報の収集伝達は、有線電話、無線施設、広報車、ラジオ・テレビ等により行うものとする。

エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。

		機関名(順不同)	所 在 地
空港運営権者	1	熊本国際空港株式会社	861-2204 上益城郡益城町小谷1802-2
	2	国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷
国の行政機関	3	防衛省 陸上自衛隊 高遊原分屯地	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812
	4	防衛省 陸上自衛隊 第8師団 西部方面衛生隊	861-8064 熊本市北区八景水谷2-17-1
	5	財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	6	法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所	862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	7	厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	8	農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所	812-0851 福岡市博多区大字青木739 国際線
	9	農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所	866-0033 八代市港町139 八代港湾合同庁舎内
	10	熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
	11	熊本県 健康福祉部 健康局 医療政策課	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
	12	熊本市 政策局 危機管理防災総室(消防局を除く)	860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
地方自治体	13	大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1292 菊池郡大津町大津1233
	14	菊陽町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800
	15	益城町 総務課	861-2295 上益城郡益城町大字木山594
	16	西原村 総務課	861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259
\$\$ 500 144 BB	17	熊本県警察本部 警備部警備第二課	862-8610 熊本市中央区水前寺6-18-1
警察機関	18	熊本県警察 熊本東警察署	862-8510 熊本市東区東町3-10-1
	19	熊本市消防局 警防部警防課	862-0971 熊本市中央区大江3-1-3
71/ DZ 166 BB	20	菊池広域連合消防本部 警防課	869-1102 菊池郡菊陽町大字原水7-1
消防機関	21	熊本県防災消防航空センター	869-1104 菊池郡菊陽町大字戸次1698
	22	(一財)航空保安協会 熊本第一事務所	861-2204 上益城郡益城町小谷
	23	日本赤十字社 熊本県支部 事業推進課	861-8039 熊本市東区長嶺南2-1-1
	24	(公社)熊本県医師会 業務 課	860-0806 熊本市中央区花畑町1-13
	25	(一社)熊本市医師会	860-0811 熊本市中央区本荘3-3-3
医師会・医療機関	26	(一社)菊池郡市医師会	861-1331 菊池市隈府764-1
	27	(一社)阿蘇郡市医師会	869-2225 阿蘇市黒川1178
	28	(一社)上益城郡医師会	861-3207 上益城郡御船町御船986
	29	(一社)熊本県歯科医師会	860-0863 熊本市中央区坪井2-4-15
	30	全日本空輸(株) 熊本空港所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	31	日本航空(株) 熊本空港所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	32	(株)ソラシドエア 熊本空港支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷
	33	(株)フジドリームエアラインズ(エスエーエス) 熊本空港支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	34	天草エアライン(株)	863-2114 天草市五和町城河原1-2080-5
航空運送事業者	35	ジェットスター・ジャパン(株) 事業・戦略本部	282-0006 成田市成田国際空港第3ターミナル
	36	チャイナエアライン 熊本営業所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2 国際線
	37	(株)ティーウェイ航空 熊本支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2 国際線
	38	エアソウル(株)熊本支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2 国際線
	39	香港エクスプレス	812-0851 福岡市博多区青木739 国際線
航空機使用事業者	40	(学)君が淵学園 崇城大学 航空機操縦訓練本部	869-1104 菊池郡菊陽町戸次西中尾1569-1
	41	九州産交ツーリズム(株)	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	42	西鉄エアサービス(株) 熊本空港所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
空港内事業者	43	熊本空港警備(株)	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	44	熊本空港給油施設(株)	869-1104 菊池郡菊陽町戸次1364-1
	45	センコー(株) 九州主管支店 空港営業所	869-1104 菊池郡菊陽町戸次1364-1
	46	九州産交バス(株)	860-0068 熊本市西区上代4-13-34
その他関係機関	47	西日本電信電話(株) 熊本支店設備部企画担当	860-0805 熊本市中央区桜町3-1
	""	104	111 1000 M.T. IP 7(E-1XP) 0 1

(2) 広報

災害が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を 求めるため報道機関等を通じ、又は広報機関等により地域住民に対し広報を行う。

- ア 住民に対する状況の伝達
- イ 市町村及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し
- ウ 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- エ その他必要な事項

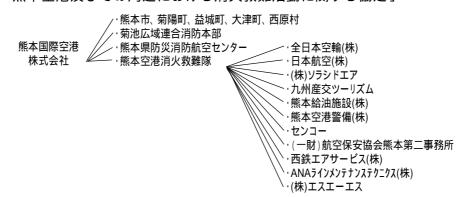
(3) 消防活動及び警戒区域の設定

ア 熊本空港において航空機事故により火災が発生した場合、熊本国際空港株式会社、地元消防 機関及び陸上自衛隊高遊原分屯地は、化学消防車等による消火救難活動等を実施する。

また、天草空港において航空機事故により火災が発生した場合、天草空港管理事務所(天草エアライン株式会社)、地元消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。

- イ 熊本空港、天草空港及び県内において航空機事故により火災が発生した場合、その災害の規模等により地元消防機関で対処できない場合は、隣接消防機関に消防相互応援協定に基づく応援を求めるものとする。
- ウ 航空機の墜落等により災害が発生した場合、市町村長、消防機関及び警察は、必要に応じて 地域住民の生命、身体の安全を図るとともに応急活動の円滑化を期するため警戒区域を設定す る。
- エ 熊本国際空港株式会社及び天草空港管理事務所が締結している消防相互応援協定は次のとお りである。

協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」



協定の名称「熊本空港及びその周辺における消化救難活動等の行動基準等に関する申し合わせ 事項」

熊本国際空港株式会社 —————— ・陸上自衛隊高遊原分屯地

協定の名称「天草空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」

天草空港管理事務所 ・天草市 ・天草広域連合消防本部 オ 各市町村が締結している消防相互応援協定は次のとおりである。

協定の名称「熊本県市町村消防相互応援協定」

熊本県内市町村相互間(消防組合を含む)

45市町村

12消防組合

カ 熊本国際空港株式会社、天草空港管理事務所及び陸上自衛隊高遊原分屯地は消防資機材、化 学消火薬剤を備蓄するものとする。

(4) 救出救護及び死体の捜索活動

- ア 熊本空港において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本空港緊急計画に 基づき、迅速に救出活動を実施するものとする。
- イ 天草空港において航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合は、天草空港管理事務所、 地元市町、天草広域連合消防本部、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し救出に必 要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。
- ウ 熊本空港及び天草空港以外の地域で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、地元市町村、地元消防機関、県及び県警察は、協議に基づき救出隊等を編成し、救出に必要な資機材を投入して迅速に救出活動を実施するものとする。
- エ 熊本空港、天草空港及び県内において航空機災害により死傷者が発生した場合、県、地元市町村、日赤熊本県支部及び地元医師会等で編成する医療班を現地に派遣し応急措置を施した後、 最寄りの医療機関に搬送する。
- オ 熊本空港、天草空港及び県内の地域において航空機災害により死傷者等が発生した場合、地元市町村、消防機関、県警察及び自衛隊は、行方不明者の捜索、負傷者の救出及び遺体の収容を実施するものとする。

(5) 交通規制

- ア 熊本空港、天草空港及び県内において航空機災害が発生した場合、県警察及び道路管理者は、 応急対策実施に支障があるときは、一時的な交通規制を行うものとする。
- イ 道路の交通規制を実施したときは、関係機関は、その旨を交通機関並びに地域住民に対し、 広報し協力を求めるものとする。

熊本県地域防災計画

第7編 特殊災害対策編

第1章 総 則

第1節 本編の目的

本編は、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化に伴い、多発化傾向にある石油類、高圧ガス等(以下「危険物等」という。)の爆発、火災等による災害に対処するため、企業及び防災関係機関が実施すべき各種の対策を定め、もって災害の未然防止とその拡大防止及び被害の軽減を図るとともに、地域住民の生命、財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 本編の性格

県の地域にかかる防災計画としては、すでに熊本県地域防災計画が策定されているが、この防災計画 は県の地域全体における災害対策の基本的かつ一般的基準を定めたものであり、限定された地域におけ る特殊な災害に対処する具体的な対策を定めることは技術的に困難である。

したがって、本編は一般的かつ基本計画としての地域防災計画を補完し、特殊災害についての具体的な対策を定めた防災計画の実施計画ともいうべき性格を有する。

ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づいて指定された石油コンビナート等特別防災区域(八 代市大島町)の防災計画については、別に定め、同区域については本編から除外する。

第3節 本編の対象地域とその現況

危険物等災害対策計画は、本県下全域において発生が予想されるすべての危険物等災害を対象として 樹立されるべきであるが、当面危険物等災害の発生が特に懸念される次の地域を本編の対象地域とする。 なお、当該地域の現況は資料編のとおりである。

(対象地域)

- 1.八代内港石油基地(八代市港町)
- 2. JNC(株)水俣製造所(水俣市野口町)
- 3. 三角浦石油類貯蔵基地(宇城市三角町三角浦)
- 4.南熊本地区石油類貯蔵基地(熊本市南熊本)
- 5 . 有明臨海工業地帯石油類等取扱い予定地域
- (注)5.の地域については、今後同地域の開発とあいまって計画の整備を図るものとする。

第4節 災害の想定

本編の対象とする地域は危険物等の危険物が多量に貯蔵され、取扱われている地域であり、大規模かつ広範囲におよぶ火災、爆発等の災害が予想される。

また、港湾及び沿海における船舶の衝突、座礁等による大規模な船舶火災、危険物の海面流出、海面大火災の発生が予想される。

このような状況からおおむね次のような災害の発生を想定する。

- 1. 危険物の火災
- 2. 危険物の流出入
- 3. 危険物の爆発
- 4. 高圧ガス類の拡散
- 5. 上記各災害による多数の死傷者の発生

第5節 災害の区分

1. 陸上災害

本編において陸上災害とは、消防機関が主として消火等を担任する災害をいう。

2.海上災害

本編において海上災害とは、海上保安庁の機関が主として消火等を担任する災害をいう。

第2章 防災関係機関及び企業等の処理 すべき事務又は業務の大綱

危険物等災害に関して防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1節 防災関係機関

(1) 熊本県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定 地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び企業 等の防災活動を援助し、かつその総合調整を図るものとする。

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害原因の調査
- ウ 災害広報
- エ 被災者の援助
- オ 市町の実施する救助活動及び消火活動に対する応援、指示調整
- カ 救助物資、化学消火薬剤その他必要な資材の調達、斡旋
- キ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- ク 自衛隊の派遣要請
- ケ 緊急輸送車輌の確認及び確認証明書の交付
- コ 港湾施設の維持及び応急復旧
- サ 関係機関との連絡調整

(2) 熊本県警察本部

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害広報
- ウ 避難の指示及び誘導
- エ 被災者の救出、救護及び搬送
- オ 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- カ 被害及び事故原因の調査
- キ 緊急輸送車輌の確認及び確認証明書の交付
- ク 緊急輸送車輌の誘導
- ケ 検視及び身元の確認

(3) 市町及び消防本部

市村は、防災についての第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するものとする。

- ア 情報の収集、伝達
- イ 災害広報
- ウ 避難の勧告、指示、誘導
- エ 被災者の援助
- オ 死体の処理
- 力 消火
- キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防禦
- ク 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- ケ 関係機関との連絡調整及び応援

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町等の防災活動が円滑に行われるようにその所掌事務について県又は市町等に対し指導、勧告、助言等を行うものとする。

- ア 九州経済産業局
 - (ア) 情報の収集、伝達
 - (イ) 災害調査
 - (ウ) 必要資機材の調達、斡旋
- イ 九州産業保安監督部
 - (ア) 情報の収集、伝達
 - (イ) 災害調査
 - (ウ) 電力施設、ガス施設等の保安確保に必要な監督、指導、助言
- ウ 九州厚生局
 - (ア) 所管国立病院、療養所等への被災傷病者の収容治療
 - (イ) 県等の要請に基づく医療救護班の編成派遣
- 工 九州運輸局熊本運輸支局
 - (ア) 海上の物資輸送確保のための必要な措置
- オ 第十管区海上保安本部 (熊本海上保安部)
 - (ア) 警報等の伝達に関する事項
- (カ) 治安の維持に関する事項

(イ) 情報の収集に関する事項

(キ) 危険物の保安措置に関する事項

(ウ) 海難救助等に関する事項

- (ク) 緊急輸送に関する事項
- (エ) 排出油の防除に関する事項
- (オ) 海上交通安全の確保に関する事項
- 力 熊本労働局
 - (ア) 情報の収集、伝達
 - (イ) 災害防止のための必要な監督、指導、助言
 - (ウ) 災害原因の調査及び事後指導

キ 九州地方整備局

- (ア) 情報の収集、伝達
- (イ) 交通規制等の防災管理

(5) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者(熊本県知事、第十管区海上保安本部長、熊本空港事務所長)からの要請に基づき出動し、防災活動を実施するほか、災害の発生が突発的でその救助が急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく出動し、防災活動を実施するものとする。

- アー被害状況の把握
- イ 避難の誘導、援助
- ウ 被災者の救助、捜索
- エ 物資等の緊急輸送
- オ 交通規制の支援及び道路、水路等の啓開
- カ その他対処可能な防災活動

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関はその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するほか、県及び市町等の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

- ア 西日本電信電話株式会社(熊本支店)
 - (ア) 公衆通信の確保
 - (イ) 防災活動の実施に必要な通信設備の優先利用のための措置
 - (ウ) 通信施設の応急復旧
- イ 日本赤十字社熊本県支部
 - (ア) 被災傷病者の医療救護
 - (イ) 輸血用血液の確保
- ウ 九州電力株式会社熊本支店及び九州電力送配電株式会社熊本支社
 - (ア) 電力の確保
 - (イ) 電力施設の災害応急措置

第2節 企業等

(1) 企業

企業は、災害防止についての第一次的責任を有する点にかんがみ、常に災害予防体制の整備確立に努めるとともに、災害時には所要の応急措置を講じ、県、市町その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

(2) 公共的団体等

公共的団体等は、県、市町その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力するものとする。

第3章 防災組織の確立

第1節 組織の整備

防災関係機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関する防災活動を的確かつ円滑に実施するため、 必要な組織を整備し、たえずその改善に努めるものとする。

また、企業は、関係法令の定めるところにより自主的に防災に努めるほか、自衛消防隊その他の防災に関する組織及び体制の整備確立に努めるものとする。

第2節 連絡協議会の設置

本編の対象地域における関係市町は、企業及び防災関係機関等による連絡協議会を設置し、特殊災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第3節 応援協力体制の確立

1.企業間における相互応援体制

関係企業は、企業相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るため、相 互応援協定の締結に努めるものとする。

なお、応援協定には、おおむね次の事項を定めるものとする。

- ア 応援出動の基準及び連絡方法
- イ 応援の設備、資材の種類、数量
- ウ 応援活動内容等
- エ 費用の負担区分等

2. 市町と企業間における応援協力体制

関係市町及び関係企業は、防災活動をより円滑に行なうため、相互間における協力体制の確立を図るものとする。

3. 市町間における応援体制

関係市町は、すでに締結されている「熊本県市町村消防相互応援協定」の推進を図るとともに、防 災対策に関する広域的な応援体制の整備確立に努めるものとする。

なお、応援体制の確立にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ア 応援出動の基準及び連絡方法
- イ 応援の設備、資材の種類、数量
- ウ 費用の負担区分等

4.海上保安官署と市町間における応援体制

熊本海上保安部及び関係市町は、昭和43年3月29日、海上保安庁と消防庁の間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、それぞれの間での業務協定の締結を推進するものとする。

第4章 災害予防対策

第1節 防災用設備、資機材の整備・備蓄等

防災関係機関及び関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害の発生に際して被害の拡大を防止するため、その所掌する事務又は、業務に関して、必要な設備、資機材の整備・備蓄に努めるものとする。

なお、災害に際して必要な次の資機材については、特にその整備、備蓄に努めるものとする。

ア 化学消火薬剤

オ 通信用機材

イ オイルフェンス

カ ガス検知器

ウ 油処理剤及び油回収器

キ 耐熱防火衣

工 照明用機材

ク 空気又は酸素呼吸器

第2節 防災訓練の実施

防災関係機関及び関係企業は、災害が発生した場合における防災活動が、迅速かつ的確に実施されるよう個別あるいは共同で防災訓練を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施にあたっては、特に次の事項を考慮するものとする。

- ア 訓練の精度及び効果を高めるため、実地訓練のほか、図上訓練を行う。
- イ 陸上災害及び海上災害を同時に想定した総合的な防災訓練を行う。
- ウ 立地条件、企業の形態、発生予想災害等それぞれの特徴に応じた訓練を行う。

第3節 危険物等の保安

1.企業における自主管理の徹底

関係企業は、その所有、管理にかかる危険物施設が消防法、高圧ガス保安法等のそれぞれの危険物関係保安法令に定められた基準に適合するよう常に点検し、自主管理の徹底を期するものとする。

また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2. 立入検査等の徹底

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、危険物施設の立入検査等を実施するものとする。

なお、立入検査の実施にあたっては、関係機関は可能なかぎり相互に協力してこれを行い検査結果 の情報の共有に努めるものとする。

第5章 災害応急対策

第1節 情報の収集伝達

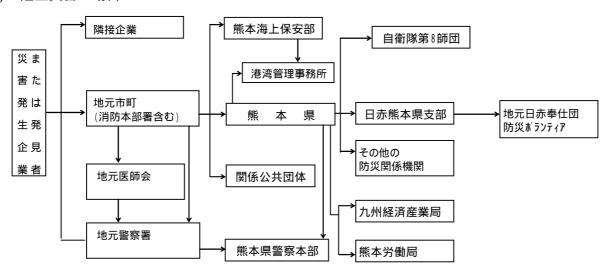
防災関係機関は、相互に協力するとともに、企業等の協力を得て、災害応急対策の実施に必要な情報の収集、伝達を行うものとする。

また、関係企業はすみやかに災害発生の通報をするとともに、防災関係機関が行う情報の収集、伝達に積極的に協力するものとする。

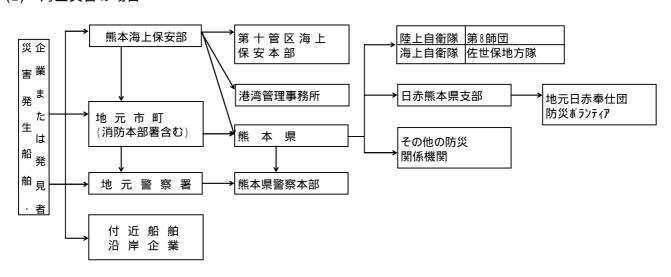
1.情報収集伝達系統

陸上災害及び海上災害の場合の情報の収集伝達系統は、次によるものとする。

(1) 陸上災害の場合



(2) 海上災害の場合



2.情報の内容

防災関係機関、企業等が収集伝達する情報の内容は、災害発生状況のほか、必要に応じ、被害状況、 災害応急対策実施状況等とする。

3.通信の手段

防災関係機関、企業等の情報収集伝達は、有線電話のほか適宜無線通信を活用して行うものとする。

4.連絡体制の確立

情報収集伝達の迅速、的確化を期するため、防災関係機関及び企業等は、窓口となる担当部課を定めておくほか、内部における連絡体制の確立を図っておくものとする。

第2節 組織動員

災害応急対策の実施のための関係機関等の組織動員は次によるものとする。なお、具体的事項については、各関係機関等の定める計画によるものとする。

1. 防災関係機関

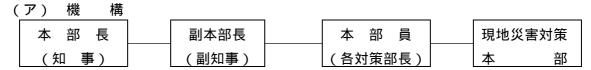
(1) 熊本県

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、関係各部課の所要人員を配置するほか 災害の状況に応じて熊本県災害対策本部を設置し、災害対策の万全を期するものとする。

ア 災害対策本部設置前における体制

関係部課長は、災害の発生が予想される情報を受理したときは所要の人員により情報の収集伝達を行い、災害応急対策の整備を図るとともに、危機管理防災課長へ連絡するものとする。

イ 災害対策本部の機構等



(イ) 各対策部の主要所掌事務

対	策	部	名		主	要	所	掌	事	務	
総 矛	务 対	策		3. 高圧ガス 4. 消火薬剤	こと。 の相互応抗 関係災害の の調整に関 の確認に関	暖の調整 D被害拡 関するこ 関するこ	に関するこ 大防御の打 と。 と。	こと。 指導及び緊		3対策部各項 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
企画	振興	!対策	管部	熊本県地 掌事務に関		第3章	第1節「糺	且織計画」	中の企画	ī振興対策部	『各班の所
健康	福祉	対策		2. 災害救助 3. 日本赤十 4. 義えん金	居に関する 法の適用に 字社熊本県 品、救援物	二関する 県支部と 加資、見	こと。 の連絡に 舞品等の	引すること	-0	なび輸送に関	引すること。

対	策	部	名			主	要	所	掌	事	務	
健康	福祉	対策			県医師会 医療班の	及び防疫活 との連絡に 派遣に関す の他衛生関	に関する けること。	こと。	があっ旋に	こ関するこ	٤٤.	
				10.	毒劇物監	視班の派遣	遣に関す	ること。				
商工	労働	対策		1. 2.		生活必需品 企業等に対				らこと。		
農林	水產	至 対分		1. 2.	災害応急 漁船等の	対策用米素避難に関す			こと。			
土 🤊	木 対	力策		1. 2. 3. 4.	港湾の管	の規制に関 の障害物関 理、保守に 材の調達及	余去に関 に関する	すること。 こと。	ること。			

配置体制

災害対策を推進するための職員配置基準及び人員は、おおむね次のとおりとする。

ア 配置基準

X	分	内	容
第1配置	準備体制	災害発生のおそれがあるが、時間、 の災害が発生したとき。	規模等の推測が困難なとき、又は小規模
第2配置	警戒体制	相当規模の災害が発生し、又は発生	<u>-</u> するおそれがあるとき。
第3配置	非常体制	大規模な災害が発生し、又は発生す	⁻ るおそれがあるとき。

イ 配置人員は、おおむね次のとおりとする。

X	分	第1配置	第2配置	第3配置	備考
本庁各対	付策部	9 7	1 9 5	全 員	
	熊本	2 0	3 5	"	
	宇城	2 0	3 5	"	
地方本部	八代	3 0	5 0	"	
	芦北	2 0	3 0	11	

(2) 熊本県警察本部(警察署を含む)

警備体制

災害が発生した場合、第一次的には、所轄署が警備に当たるものとし、災害の状況等により応援部隊を現地に派遣し、警備に当たるものとする。

部隊の構成等

	部隊名	所掌事務
即応部隊	広緊隊(警備部隊) 広緊隊(交通部隊) 広緊隊(刑事部隊) 広域警察航空隊 緊急災害警備隊	被災情報の収集、被災者の救出救助等 交通情報の収集、緊急交通路の確保等 検視、死体見分等 被災情報の収集、被災者の救出救助
一般部隊	等点の表面	被災者の救出救助、行方不明者の捜索 行方不明者の捜索、避難所等の警戒 相談活動、行方不明者相談情報の収集 警戒・警ら、活動現場における広報 被災地における捜査活動 身元確認に資する情報・資料の収集 被災地における交通活動

(3) 市町

市町災害対策本部の組織及び所掌事務

熊本市、八代市、水俣市及び宇城市地域防災計画の定めるところによるものとする。

出 動 基準

	1				
区分	熊本市	八代市	水俣市	宇城市	出動の内容基準
	出動人員	出動人員	出動人員	出動人員	災害が発生し、又は発生するおそれ
第一号出動計画	10名	10名	10名	5名	があるとき
(準備体制)	車両	車両	車両	車両	
	2台	2台	2台	1台	
	出動人員	出動人員	出動人員	出動人員	相当規模の災害が発生し、災害応急
第二号出動計画	40名	30名	30名	10名	対策の実施が必要であると市町長
(警備体制)	車両	車両	車両	車両	が認めたとき
	5台	5台	5台	2台	
	出動人員	出動人員	出動人員	出動人員	大規模な災害が発生し、全力をあげ
第三号出動計画	80名	50名	50名	30名	て災害応急対策を実施する必要があ
(非常体制)	車両	車両	車両	車両	るとき
	5台	5台	5台	2台	

(4) 消防機関

出動基準

災害の発生及び事態の推移に応じ次の要領で動員出動するものとする。

	大日の先生次の事態の指移に応じ次の支援で勤負出勤するものとする。 												
	熊 本 市		八代市		기	水俣市		宇城市					
\boxtimes			現地到			現地到			現地到			現地到	出動基準
分	人員	車両	着所要	人員		着所要	人員		着所要	人員	車両	着所要	
מן	, ,,,			, ,,,			, ,,,			, ,,,			
			時間			時間			時間			時間	
第													火災を覚知したと
_			3 ~			3 ~			5 ~			2 ~	ੇ
段	46	10	10分	18	4	12分	4	1	10分	30	5	5分	
階	人	台		人	台		人	台		人	台		
第													火災が拡大し住民
			5 ~			3 ~			5 ~			10 ~	に被害が波及する
段	84	20	10分	192	8	15分	12	3	10分	200	20	20分	おそれがあるとき
階													
第													災害が大規模で全
Ξ			10 ~			15 ~			10 ~			20 ~	消防力を投入する
段	357	62	30分	480	16	20分	600	5	20分	500	50	40分	必要があるとき
階													

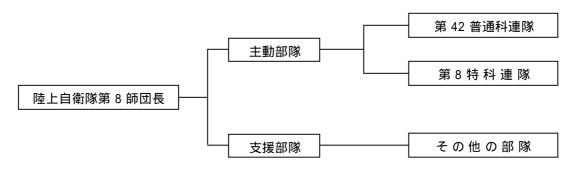
現場対策本部

第二段階の出動基準に達したときは、現場把握が容易で、かつ指揮連絡に適当な場所に現場対策本部を設置し、防御体制をしくものとする。なお、現場対策本部の機構等は、それぞれ定める。

(5) 陸上自衛隊第8師団

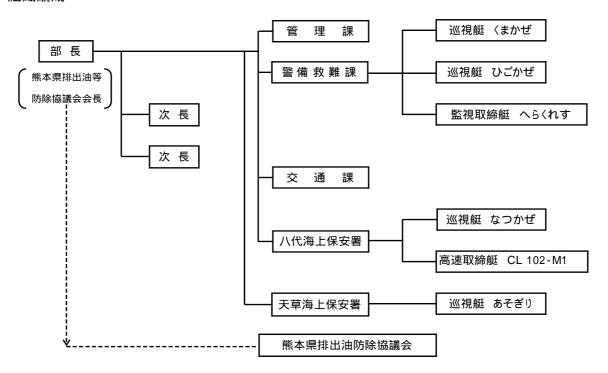
災害派遣要請者(熊本県知事、第十管区海上保安本部長、熊本空港事務所長)からの要請に基 づき部隊を派遣するものとするが、派遣部隊の編成、派遣基準等は、災害の規模状況等による。

派遣部隊の編成



(6) 熊本海上保安部

組織編成



出動基準

危険物取扱基地において火災が発生し、海上へ災害が及ぶおそれがあるとき、若しくは、海上に災害が生じ救助を必要とするとき、又はその他救助活動及び捜索活動を行う必要があるときは、 熊本海上保安部長は、災害対策本部を設置するとともに災害対策上所要の人員を配置する。

(7) 九州経済産業局

災害の状況に応じ、所要の人員を現場に派遣するものとする。

(8) 熊本労働局

災害の状況に応じ所要の人員を現場に派遣するものとする。

(9) 日本赤十字社熊本県支部

資料中「日本赤十字社熊本県支部出動基準」による

(10) その他の機関

災害の状況に応じ、所要の人員を現場に派遣するとともに、他の関係機関の防災活動に協力する ものとする。

2.企業等

(1) 災害発生企業

災害発生と同時にあらかじめ定める自衛消防隊等の組織により従業員を動員し、所定の配置体制をとるものとする。

(2) 災害発生船舶

災害発生と同時に、あらかじめ定める組織により乗組員を動員し、所定の配置体制をとるものとする。

(3) 隣接企業及び応援協定締結企業

災害発生の通報をうけ、又は、災害発生を覚知すると同時に、あらかじめ定める自衛消防隊等の組織を活用して応援出動、災害波及防止、その他必要な体制を整えるものとする。

3.現地総合連絡本部

(1) 目的及び任務

大規模な災害が発生した場合には、災害情報を集中的に収集し、各防災関係機関及び企業が実施する各種応急対策の総合的な連絡調整を図るため、現地総合連絡本部を設置するものとする。

(2) 設置の決定

現地総合連絡本部の設置は、熊本県知事が決定するものとする。なお、各防災関係機関及び市町長並びに企業は、熊本県知事に対して現地総合連絡本部の設置を要請することができるものとする。

(3) 設置場所

現地総合連絡本部は、当該応急対策の実施上最も適当な場所に設置する。

(4) 構成

現地総合連絡本部は、次の機関等で構成するものとする。

熊本県
九州経済産業局

熊本県警察 日本赤十字社熊本県支部

地元市町災害発生企業等

自衛隊 知事又は市町長が当該応急対策の実施上必要と認め、

熊本海上保安部参加を要請する機関

熊本労働基準局

(5) 現地総合連絡本部への報告

各防災関係機関等は、次の事項について、現地総合連絡本部へ報告するとともに、必要な調整を 求めるものとする。

ア 被害状況、災害応急対策等実施状況に関すること

イ 各種災害応急対策の実施に係る相互応援協力に関すること

ウ その他各機関等が現地総合連絡本部へ報告することが適当であると認める事項

第3節 陸上災害の場合の各種応急措置

陸上災害の場合の各種応急措置については、次に定めるところにより実施するものとする。

1.消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主 体 = 災害発生企業、地元消防機関

応 援 = 隣接企業、応援協定締結企業、関係消防機関、地元警察署、海上保安部

(2) 災害発生企業の措置

自衛消防隊その他の要員により初期消火を行うほか、火気しゃ断、施設の保守、危険物漏えいの防止等の被害拡大防御のための措置を講ずる。

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置し、消防隊を誘導するとともに、消防隊の活動に必要な情報を提供する。

地元消防機関の指示をうけ、必要があるときは応援協定締結企業、及び隣接企業に対し応援を 要請する。

けい留中の船舶に災害が発生したときは、直ちに地元消防機関及び熊本海上保安部に通報し、 災害発生船舶乗組員とともに上記 ~ に準じ、消火及び被害の拡大防御等の措置を講ずる。

(3) 地元消防機関の措置

災害発生の通報と同時に出動し、災害発生企業の消防隊等を指揮し、消火及び被害の拡大防御にあたる。

災害の規模が大規模で地元消防機関及び企業等の消防力のみでは、対処できない場合は、関係 消防機関等に対し応援協定に基づく応援を要請する。

各応援部隊の消火活動を指揮する。

(4) 隣接企業及び応援協定締結企業の措置

災害発生企業からの応援要請に応じ、応援締結企業にあっては、応援協定に基づき、隣接企業 にあっては、自社の災害防御等から判断して可能な範囲で応援部隊を派遣する。

応援部隊は、地元消防機関の指揮をうけて、消火及び被害の拡大防御に従事する。

(5) 地元警察署、海上保安部、関係消防機関の措置

地元警察署は、消防機関と相互に連けいし、消火及び被害の拡大防御を応援する。 熊本海上保安部は、海上への被害拡大を防止するため必要な措置を講ずる。

関係消防機関は、地元消防機関の指揮をうけ、消火及び被害の拡大防御にあたる。

2. 救助

(1) 実施機関

主 体=災害発生企業、地元消防機関、地元警察署

応 援 = 応援協定締結企業、隣接企業、関係消防機関、関係警察署等応援部隊

(2) 災害発生企業の措置

自衛消防隊員、その他の要員により負傷者の確認、救出を行い仮救護所へ収容する。

消防機関が到着した後は、消防機関の救助と連携し、救急活動を実施する。 応援協定締結企業及び隣接企業への応援要請は消火の場合に準ずる。

(3) 地元消防機関の措置

企業の救急要員を指揮し、負傷者の確認、救出及び搬送を行う。 関係消防機関への応援要請については、消火の場合に準ずる。

(4) 地元警察署の措置

消防機関と相互に連携し、負傷者の確認、救出及び医療機関への搬送を行う。

(5) 関係消防機関、関係警察署等応援部隊の措置

関係消防機関の応援部隊の措置は、消火の場合に準ずる。

関係警察署の応援部隊は地元警察署の行う救助活動を応援する。

3. 医療、救護

(1) 実施機関

主 体 = 地元市町村

応 援 = 県、医師会等、日本赤十字社熊本県支部

(2) 地元市町の措置

災害の規模、状況等に応じ、災害現場付近の適当な場所に仮設救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、医療救護にあたる。

地元市町のみでは、対処できない場合は、熊本県及び医師会等へ応援を要請する。

(3) 県の措置

被害、医療需要情報を収集し、必要と認められる場合は、医療救護班を派遣する。 地元市町村の応援要請に基づき、医療救護班を派遣し、医療救護にあたる。 必要に応じ災害拠点病院、災害派遣医療チーム(DMAT)、医師会等の応援を要請する。 災害救助法適用後の医療活動につき、日本赤十字社熊本県支部との連携を図る。

(4) 医師会の措置

地元市町村又は県からの要請に応じ、現場に出動し、若しくは、医療機関において医療救護にあたる。

(5) 日本赤十字社熊本県支部

災害救助法適用後は、熊本県との「災害救助法に基づく業務委託に関する協定」に基づき医療 救護を行う。

4. 避難

(1) 実施機関

主 体 = 地元市町、地元消防機関、地元警察署、海上保安部

(2) 地元市町及び地元消防機関の措置

被害が住居地域におよぶ危険が生ずる等災害の状況により住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し、決定のうえ、避難の指示、勧告を行う。

なお、避難の指示、勧告を行ったときは、地元警察署及び県に連絡するものとする。

適当な場所に、避難所を開設し避難者を収容する。

避難経路および避難所に職員を派遣し、避難者の安全確保に努める。

(3) 地元警察署の措置

地元警察署及び地元消防機関と協議のうえ、避難の指示、誘導を行うとともに、必要があると きは、警察官の判断で避難の指示を行い、事後地元市町及び地元消防機関に通知する。

(4) 熊本海上保安部の措置

付近にけい留又は停泊中の船舶に被害が拡大するおそれがある場合等においては、状況に応じ、避難の指示等により船舶及び乗組員の安全を確保する。

5.警戒区域の設定

(1) 実施機関

地元市町、地元消防機関、地元警察署、海上保安部

(2) 地元市町

人の生命、身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

地元市町が自ら警戒区域を設定することができないときは、警察官にその代行を求める。

(3) 地元消防機関の措置

火災の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため火災警戒区域を設定し、災害応 急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

消防機関が、自ら火災警戒区域を設定できないときは、警察署長(官)にその代行を求める。

(4) 地元警察署の措置

地元市町又は、消防機関の長、吏員が現場にいなくて、かつ警戒区域の設定が必要なときは、 警戒区域を設定する。

地元市町又は、消防機関から要請があったときは、これらに代わって警戒区域を設定する。

(5) 熊本海上保安部の措置

海上において警戒区域を設定する必要があるときは、消防機関と連携し、海上災害の場合に準 じ、警戒区域設定の措置を講ずる。

6.交通の規制、整理等

(1) 実施機関

地元警察署、周辺警察署等応援部隊、海上保安部、九州地方整備局

(2) 地元警察署及び周辺警察署等応援部隊の措置

緊急通行車両の緊急交通路を確保するとともに、災害の状況に応じ必要な次のような整理、規制措置をとる。

災害現地への防災関係車両以外の車両の進入禁止

国道3号、57号、266号に災害の影響又は、交通渋滞等がおよぶ場合の規制及び迂回路線の確保

国、県、市町道の各線にわたる広域的な規制と交通秩序の維持

(3) 熊本海上保安部の措置

海上において船舶の航泊制限等を行う必要があるときは、海上災害の場合に準じ船舶の航泊制限等の措置を行う。

7. 広報

(1) 実施機関

地元市町、地元消防機関、地元警察署、海上保安部

(2) 地元市町及び地元消防機関の措置

避難の勧告、避難所の開設等の状況を広報する。

災害応急対策の実施状況、災害の見通しを広報し、人心の安定を図る。

災害現場及びその周辺の関係者に対し、火気使用の規制、警戒区域設定の状況等を周知徹底する。

(3) 地元警察署の措置

交通規制及び警戒区域の設定状況を広報する。

見物人の整理、い集防止及び防災活動の障害排除のための広報を行う。

(4) 熊本海上保安部の措置

災害現場周辺の船舶等に対し、海上災害の場合に準じて、必要な事項を広報する。

8. 資機材の調達等

(1) 実施機関

各種応急措置の主体となる機関及び応援機関

(2) 措置

各種応援措置の主体となる機関等が現に保有する資機材を活用してもなお、災害応急対策の万全を期しがたいときは、応援機関、その他の機関、企業等に資機材の提供、調達、斡旋を要請する。

資機材の災害現場への輸送は、各種応急措置の主体機関、応援機関が行うほか「9.輸送」に 定めるところによる。

9. 輸送

(1) 実施機関

地元市町、県、県警察(県公安委員会)

(2) 地元市町の措置

車両及び運転手を確保し、災害の状況に応じ、重点的に配備する。

車両の調達が困難なときは、県に応援を求める。

県警察(県公安委員会)において緊急交通路確保のための交通規制の措置がとられたときは、 県公安委員会(県警察本部)又は県(危機管理防災課)に対し、緊急通行車両の確認を申請し、 確認証明書及び標章の交付を受ける。

(3) 県の措置

地元市町の要請に応じた車両の調達、あっせん、その他の輸送に関する応援を行う。

なお、必要があるときは、他の機関へ応援を要請する。

県警察(県公安委員会)と相互に連携して、緊急通行車両の確認及び確認証明書、標章の交付を行う。

(4) 県警察(県公安委員会)の措置

長期的、広域的な災害の場合で、県公安委員会が特に必要と認めたときは、緊急交通路確保の ための交通規制の措置をとる。

この場合において、県公安委員会は県、市町の関係者、道路管理者と道路区間の指定、緊急通行 車両の範囲等について連携を図り、その措置の適切を期するものとする。

10. 陸上自衛隊の部隊派遣措置

(1) 体制

連絡班 = 災害の発生が予想されるに伴い、師団司令部等から県、その他必要機関に対して連絡員を派遣し、情報の収集及び交換並びに部隊派遣に伴う連絡調整にあたる。

偵察班 = 災害発生予想地域、発生地域に対して必要数の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察する。

(2) 活動内容

災害派遣部隊の実施する応急業務活動の内容は、災害の状況、知事等の要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次のとおりとする。

被害状況の把握

知事等からの要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたとき、又は、自主的に 車両、航空機等災害の状況に適した手段によって写真及び目視偵察を行い、被害状況を把握する。

住民等避難の援助

避難の指示、勧告等が出され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、誘導輸送等を行い住民等の避難を援助する。

人員及び物資の緊急輸送

県等から要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは、救急患者、医師、 その他救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送を実施する。

炊飯及び給水支援

県等から要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは炊飯及び給水の支援 を行う。

入浴支援

要請があった場合において、指定部隊の長が必要と認めたときは入浴支援を行う。

危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において、師団長が必要と認めたときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物、危険物の保安措置及び除去を実施する。

第4節 海上災害の場合の各種応急措置

海上災害の場合における各種応急措置については、次に定めるところにより実施するものとする。

1.消火及び被害の拡大防御

(1) 実施機関

主 体 = 災害発生船舶、企業、熊本海上保安部

応 援=隣接企業、地元消防機関、地元警察署、県港管理事務所

(2) 災害発生船舶及び企業の措置

災害の発生を関係機関に通報するとともに船舶の消防設備及び自社所有の各種船艇、機材等により初期消火にあたる。

火気しゃ断、施設の保守、危険物漏えいの防止、災害発生船舶の沖出し等被害の拡大防御の措置をとる。

必要があるときは、隣接企業等に対し、応援を要請する。

(3) 熊本海上保安部の措置

巡視船艇を使用し、消火及び被害の拡大防御にあたるほか、応援機関の消火及び被害の拡大防御の分担を定める。

災害の規模が大きく、熊本海上保安部及び企業等の消防力のみでは、対処できないと思われる 場合は、第十管区海上保安本部に対し応援を要請する。

(4) 隣接企業の措置

災害発生船舶、企業からの応援要請に応じ、自社の災害防御等から判断して、可能な範囲で応援する。

応援部隊は、熊本海上保安部の定めた計画により消火及び被害の拡大防御に従事する。

(5) 県(港管理事務所)

熊本海上保安部と連携し、消火及び被害の拡大防御を応援する。

2. 流出油等の処理

(1) 実施機関

主 体 = 災害発生船舶、企業、熊本海上保安部

応 援=県(港管理事務所)、隣接企業

(2) 災害発生船舶及び企業の措置

船舶及び自社の資機材を活用し、流出油面の縮小を図る。

流出油の回収及び薬剤処理を実施する。

(3) 熊本海上保安部の措置

巡視船艇を出動させ、流出及び処理の状況を確認する。

出動船艇等を指揮し、流出油の拡散防止及び薬剤処理を実施する。

油類の流出に伴う避難及び警戒については「4.避難」等に定めるところにより実施する。

(4) 県(港管理事務所)

拡散防止及び処理を行う。

流出油による被害の調査を行う。

3.救出・救護

(1) 実施機関

主 体 = 災害発生船舶、企業、熊本海上保安部、地元消防機関、地元警察署

応 援 = 隣接企業、地元市町

(2) 災害発生船舶、企業の措置

自衛消防等の組織により負傷者等の確認及び救出を行う。

企業内の医療施設等を活用し、負傷者の救護を行う。

隣接企業への応援要請については、消火の場合に準ずる。

(3) 熊本海上保安部の措置

出動船艇を指揮し、災害発生船舶の乗組員等の救出を行う。 地元消防機関、地元警察署等と連携し、負傷者を医療機関へ搬送する。

- (4) 地元消防機関、地元警察署、県(港管理事務所)等の措置 熊本海上保安部と連携し、負傷者の救出及び搬送を行う。
- (5) 隣接企業の措置 消火の応援に準ずる。

4. 避難

(1) 実施機関

主 体=熊本海上保安部

応 援 = 関係船舶、企業、地元警察署、地元市町、県(港管理事務所)

(2) 熊本海上保安部の措置

災害が他の船舶におよぶ危険がある場合は、災害の状況に応じ、港則法等を適用し、船舶交通の制限又は禁止等必要な命令、勧告を行う。

(3) 関係船舶、企業の措置

けい留施設等に被害がおよぶ危険がある場合、又は、熊本海上保安部から指示があった場合は、 すみやかに必要な措置をとる。

(4) 地元警察署の措置

熊本海上保安部等と連携し、船舶の避難誘導等を応援する。

(5) 地元市町、県(港管理事務所)の措置

熊本海上保安部の定めた計画により船舶に対する避難のための指示の伝達等を行う。

5.港内の安全確保

(1) 実施機関

主 体=熊本海上保安部、災害発生船舶、企業、県(港管理事務所)

応 援 = 地元警察署

(2) 熊本海上保安部の措置

災害現場における救助活動を円滑にし、二次災害の防止を図るため、船舶の航泊禁止等区域を 設定し、その周知を行う。

航泊禁止等区域の警戒及び情報の伝達を行う。

航路障害物の除去に必要な応急措置、障害物の所有者に対する除去、命令、勧告を行う。

応急的な航路の検測及び啓開を行う。

航路標識の保守及び応急標識の設置を行う。

危険物積載船舶に移動を命じ、又は、航泊の制限若しくは禁止を行う。

(3) 災害発生船舶、企業の措置

災害による障害物の捜索及び除去並びに必要な資機材の調達を行う。

港湾機能を阻害するおそれのあるものの捜索、標識の設置及び油類の流出拡散防止の措置を講ずる。

関係機関と連携し、必要がある場合は、隣接企業等へ応援を要請する。

(4) 県(港管理事務所等)の措置

港湾施設に対する被害の調査及び港湾機能に重大な支障をおよぼす施設の被害に対する応急 復旧措置を行う。

港湾管理に支障をおよぼすおそれのある漂流物、沈没物等の捜索、確認及び応急的な除去、所有者等に対する除去の指示を行う。

(5) 地元警察署の措置

熊本海上保安部、県(港管理事務所)と連携し、航泊禁止等区域の警戒、障害物の除去等を応援する。

6. 広報

(1) 実施機関

熊本海上保安部、地元消防機関、地元警察署

(2) 熊本海上保安部の措置

災害現場付近における火気使用の禁止、船舶の航泊禁止等の制限事項及び避難等について広報する。

(3) その他の機関の措置

それぞれの機関において、応急対策を実施するために必要な事項を広報する。

7. 海上自衛隊の部隊の派遣要請

熊本海上保安部は、災害の状況により海上自衛隊の出動を必要とする場合は、第十管区海上保安本部に派遣要請方を上申する。

8.その他の措置

医療、資機材の調達及び輸送については、それぞれ陸上災害の場合に準じて行う。

第6章 企業の自主防衛計画

関係企業は、おおむね次の事項について具体的に定めた企業の自主防衛計画を定めるよう努めるものとする。

- 1.災害の発生が予想される施設・設備の予防措置対策
 - (1) 作業基準要領等の作成 作業基準要領等の作成 自主点検の励行 教育訓練の実施 警報、消防設備の充実
 - (2) 企業自主点検対策 施設担当者の日常及び定期点検 保安係、警備員の巡回点検 検査・予防担当者による予防保全 トップ・マネージメント、その他による特別点検
 - (3) 防災教育訓練対策
- 2. 災害応急対策
 - (1) 災害時の組織編成 火災の場合 流出油事故の場合 その他の災害の場合
 - (2) 各組織班等の任務
 - (3) 災害情報の収集伝達系統
 - (4) 災害時の保安責任者等平常勤務の場合夜間、休日の場合
 - (5) 自衛消防力、資機材の状況

熊本県地域防災計画

第8編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 本編の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本県内へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本県においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を本編のとおり定める。

第2節 本編の目的

本編は、九州内に所在する2原子力発電所()から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等(以下「原子力発電所事故等」という。)を想定して、本県における必要な対策について定める。

玄海原子力発電所(佐賀県玄海町) 川内原子力発電所(鹿児島県薩摩川内市)

第3節 本編の性格

本編は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本編に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

第4節 本編の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本編についても、必要な追補、修正等を行っていく。

第2章 防災活動体制

第1節 対策本部等の体制(県知事公室、市町村、関係機関)

県は、別表1に従って、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、共通対策編及び地震・津波災害対策編の計画を準用する。

また、県は、熊本県防災会議を構成する市町村及び関係機関並びに2原子力発電所の所在県(以下「所在県」という。)との密接な連携体制の確保を図る。

なお、県、市町村及び関係機関の業務は、共通対策編及び地震・津波災害対策編の計画における事務 又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

(別表1)

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発令された場合の警戒体制 (状況に応じて、体制の強化を行う。)
災害警戒本部体制	発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	一般災害に関する災害警戒本部体制 (状況に応じて、体制の強化を行う。)
災害対策 本部体制	本県内で、この計画等に基づく原子力防災対策を実 施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制

(別表2)

(別表 2)	
機関名	事務又は業務
熊本県	 1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市町村への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方気象台	1 災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説
熊本海上保安部	1 環境放射線モニタリングの支援 2 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
九州地方整備局	1 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
自衛隊	政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 1 環境放射線モニタリングの支援 2 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
市町村	 1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力
鉄道関係機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
日本赤十字社(熊 本県支部)	1 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
放送報道関係機関	1 原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等
自動車運送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
海上輸送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力株式会社	1 原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合、森 林組合、漁業協同 組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策 への協力
学校法人	1 原子力防災に関する児童・生徒への知識の普及・啓発

第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保(県知事公室、市町村)

県及び市町村は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第3章 災害予防

第1節 情報の収集・連絡体制の整備(県知事公室、市町村、関係機関)

1.情報収集・連絡体制の整備

県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在県との情報収集・連絡体制を整備する。

また、県、市町村及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2. 住民等への情報伝達体制の整備

県及び市町村は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、県及び市町村は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の 活用体制の構築に努める。

県は、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主 防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、市町村に助言する。

さらに、県は、市町村等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平常時から情報収集に努める。

第2節 屋内退避等に係る体制の整備(県関係部局、市町村、関係機関)

県及び市町村は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び市町村は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、市町村は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第3節 広域的連携体制の整備(県関係部局)

県は、所在県その他の九州各県、九州地方知事会等との連携を図るとともに、原子力発電所事故等における広域的な協力応援体制の構築に努める。

また、県は、環境放射線モニタリングや所在県からの避難の受入れ、原子力防災訓練等に関し、平常時から所在県その他の九州各県と緊密な連携を図る。

第4節 モニタリング体制の整備(県環境生活部、県健康福祉部)

1.環境放射線モニタリング体制の整備

県は、原子力発電所事故等における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、県は、所在県ほか隣接各県、関係機関との環境放射線モニタリング情報の相互共有、連携体制を構築する。

2. 食品検査体制の整備

県は、食品の安全性確保を図るため、食品の放射性物質検査体制を整備する。

第5節 健康相談及び医療体制の整備(県健康福祉部、市町村、関係機関)

県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。

県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施(国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む)に努める。

また、県及び市町村は、専門的医療が必要な場合に備えて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第6節 住民等への知識の普及、啓発(県関係部局、市町村)

県は、国、所在県及び市町村等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努めるとともに、市町村が行う住民等への原子力防災 に関する知識の普及、啓発に関し、必要な助言等を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 原子力発電所施設の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ 緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- カ 原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- キ 屋内退避及び避難等に関すること。
- ク 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ケ 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- コーその他原子力防災に関すること。

第7節 防護資機材の確保(県関係部局、市町村、関係機関)

県は、市町村及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保に努める。

第8節 防災訓練の実施(県知事公室、市町村、関係機関)

県は、所在県、市町村及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった 課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。

第4章 災害応急対策

第1節 組織体制の確立(県知事公室)

県は、次の場合に、一般災害対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

警戒体制

発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があると き

県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき

災害警戒本部体制

発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき

県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電 所に起因することが想定されるとき

災害対策本部体制

本県内で、本編等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき

第2節 情報の収集(県知事公室)

県は、発電事業者及び所在県から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、所在県における対策の方針及び概要について情報収集を行う。

また、県は、原子力発電所事故等の状況や所在県の対応等を把握するために必要と認める場合は、所在県のオフサイトセンターに職員を派遣し、原子力災害合同対策協議会での検討状況等を把握する。この場合において、派遣する職員の安全の確保に十分留意する。

第3節 情報の連絡(県知事公室、市町村、関係機関)

1. 市町村への情報連絡

県は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係市町村に速やかに連絡する。この場合において、影響が広域的に及ぶと想定される場合等は、県内全市町村への連絡を行う。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容 については、継続的に連絡を行う。

2. 関係機関への情報連絡

県は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容 については、継続的に連絡を行う。

3. 市町村から住民への情報伝達

市町村は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、 地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。 住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

事故が発生した施設名(所在地)、事故の発生日時

事故の状況と今後の予測

発電事業者における対策状況

所在県等における対策状況

屋内退避等が必要となる区域

県及び市町村の対策状況

対象住民等がとるべき行動

その他必要な事項

市町村は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、屋内退避等の状況、医療活動情報等の 応急対策活動内容、屋内退避等の指示の状況等について、自治会、消防団、要配慮者に係る施設等 へ、電話、FAX等を利用して連絡を行う。

また、市町村は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

4. 県民等への広報

県は、プレスリリース、ホームページ等の情報発信手段を活用して、事故の状況等について県民 等への広報に努める。

特に、緊急避難を要する場合やその他必要と認められる場合は、放送事業者を通じた広報を実施する。

5.相談窓口の設置

県は、市町村等と連携し、必要に応じて、県民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第4節 住民避難等の防護活動(県関係部局、県警察本部、市町村、関係機 関)

県及び市町村は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、県は、国及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に勘案して、必要と判断した場合は、市町村に対して、住民へ避難等を指示するよう要請する。

この場合、県は、市町村等と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定

避難先及び避難所に係る市町村間の調整

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。県及び市町村は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

また、県及び市町村は、離島等、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用のほか、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

住民避難に当たって、市町村は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

なお、県は、県警察本部と連携し、緊急性の高い区域からの優先的避難の実施など、市町村及び関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、交通規制等を行う。

また、迂回路の確保等についても連携して対応する。

第5節 緊急時モニタリングの実施(県環境生活部、関係機関)

県は、県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストでの緊急時モニタリングを継続するとともに、移動式放射線測定機器を活用してデータ収集に努める。

また、県は、必要に応じて、県内上空及び海上でのモニタリング又はモニタリングの支援を国等に要請する。

さらに、県は、所在県、隣接県及び関係機関との間で、緊急時環境放射線モニタリングデータを相互に共有し、有効活用を図る。

第6節 健康相談及び医療の実施(県健康福祉部、市町村、関係機関)

県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を 用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康 相談等を実施する。

また、県及び市町村は、必要に応じて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等(県健康福祉部、県環境生活部、県農 林水産部)

県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限や出荷制限等、 必要な措置を行う。

第8節 広域的連携(県知事公室)

県及び関係市町は、所在県からの避難の受入れに関する協力を行う。

また、県は、避難を要する住民が広域かつ多数となる等、必要がある場合は、九州地方知事会や災害時応援協定を締結している各県等に支援要請を行う。

第5章 災害復旧対策

第1節 環境放射線モニタリングの実施(県環境生活部)

県は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減(県関係部局、市町村)

県は、市町村等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。

被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。

県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。

県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。

原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第3節 住民健康相談(県健康福祉部、市町村、関係機関)

県は、関係市町村及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第4節 放射性物質による汚染の除去等(県関係部局、市町村、関係機関)

県は、県内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、所在県、市町村及 び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第5節 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、一般災害対策編及び地震・津波 災害対策編を準用して対応する。